

平成13年3月

史料館所蔵史料目録 第72集

山梨県下市町村役場文書目録（その2,完）

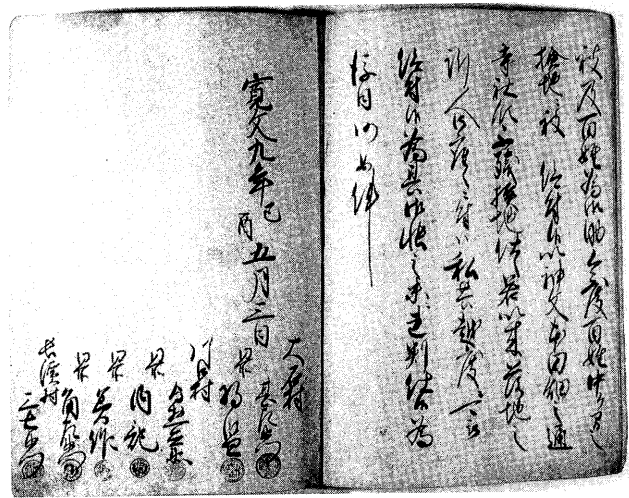
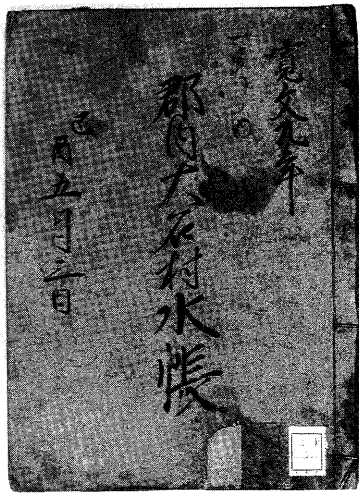
史 料 館

平成13年3月

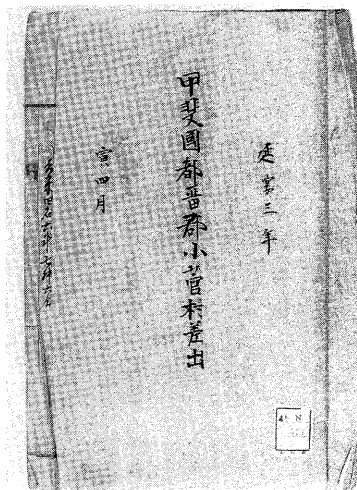
史料館所蔵史料目録 第72集

山梨県下市町村役場文書目録(その2,完)

史 料 館



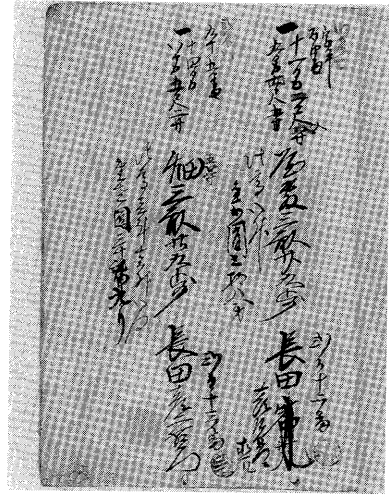
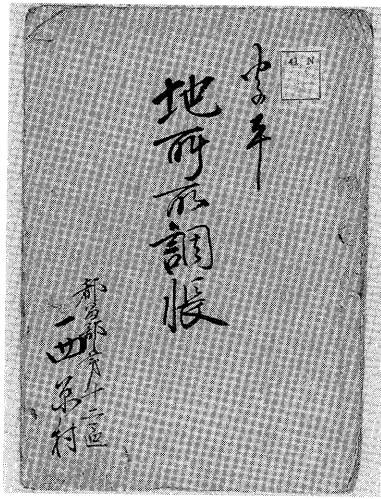
「郡内大石村水帳」. 大石村. 寛文9年 (1669). <41P-3.101.本書p.220.>



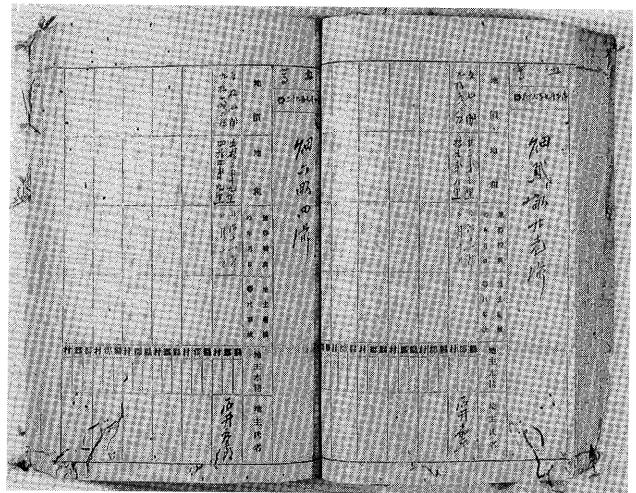
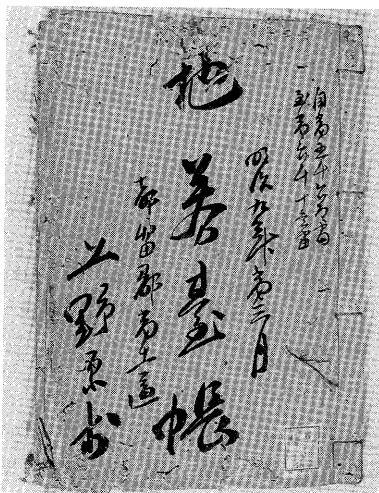
「甲斐国都留郡小菅村差出」.
小菅村. 延享3年 (1746).写.
<41N-7.157.本書p.79.>



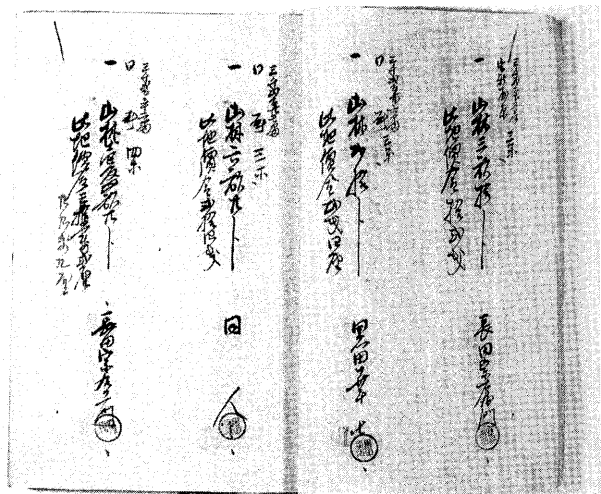
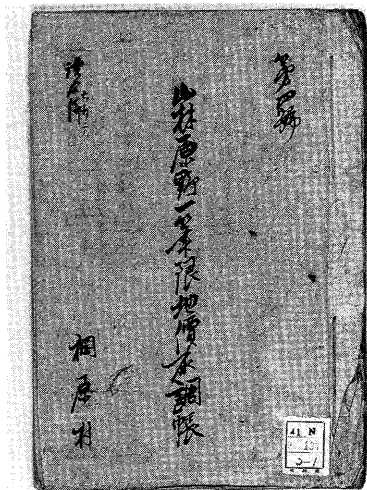
「甲斐国都留郡内領下初狩村指出帳下書」.
下初狩村. 寛延2年 (1749).
<41N-5.152.本書p.118.>



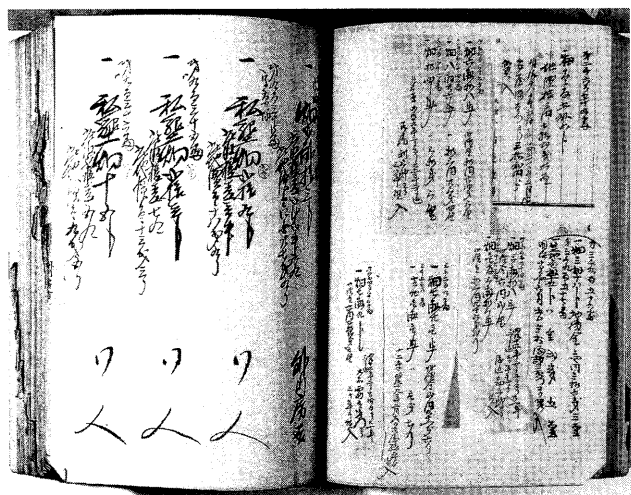
「地所取調帳 字平」. [西原村事務所]. 明治 []. (41N-1.6-69.本書p.157.)



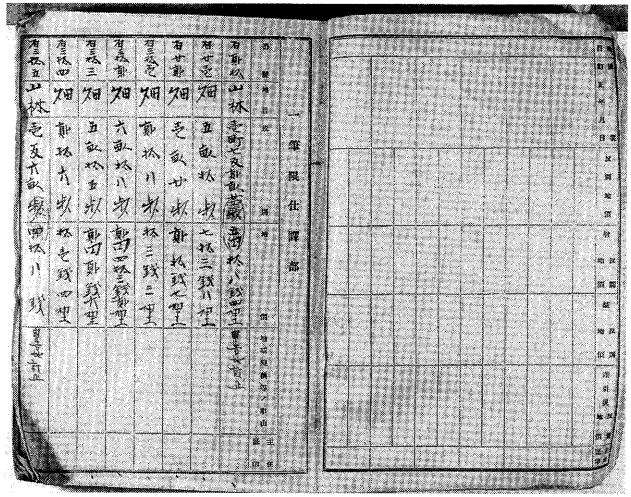
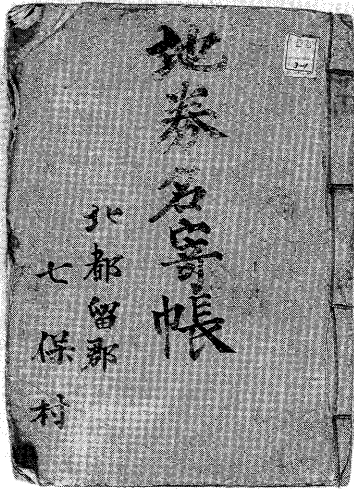
「地券台帳 自第五千六百番至第六千十壹番」. [上野原村事務所]. 明治9年 (1876). (41N-3.145-2.本書p.130.)



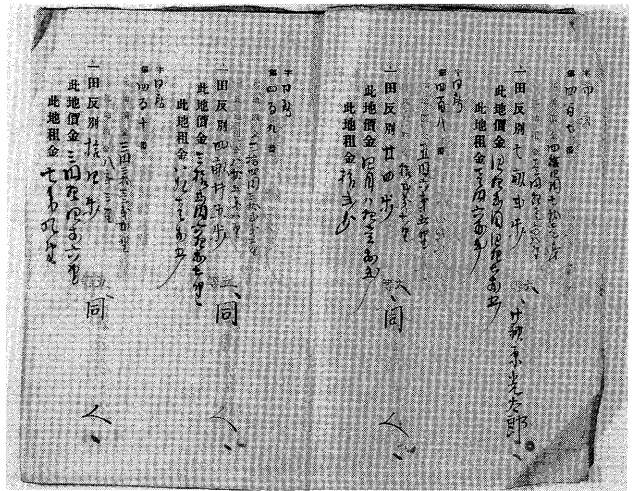
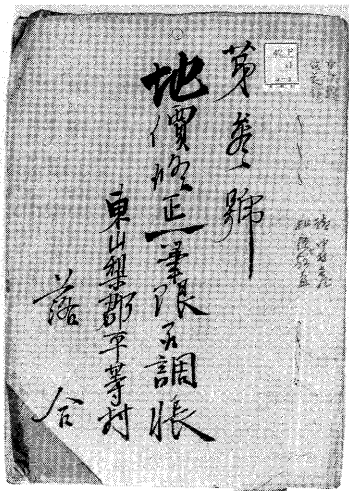
「山林原野一筆限地価取調帳 第四号」 桐原村事務所または同村役所. 明治 []. (41N-2.137-1.本書p.187.)



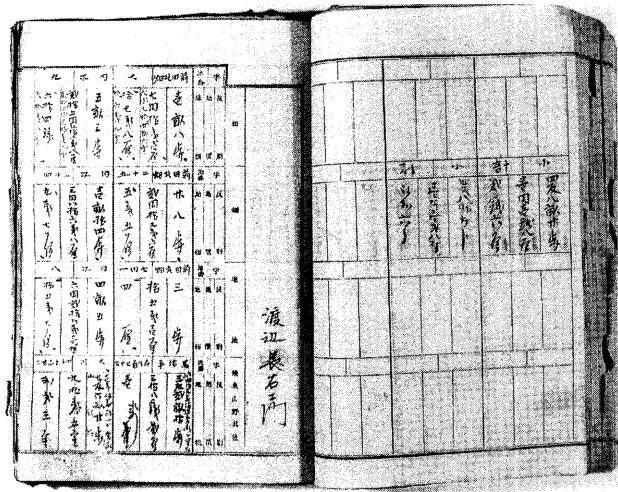
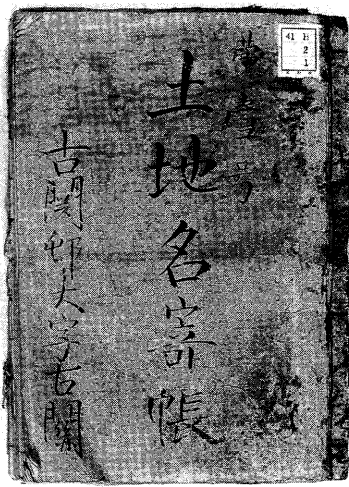
「地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留郡大富村小立組」. [大富村事務所]. [明治10年] (1877). (41P-2.89-8.本書p.210.)



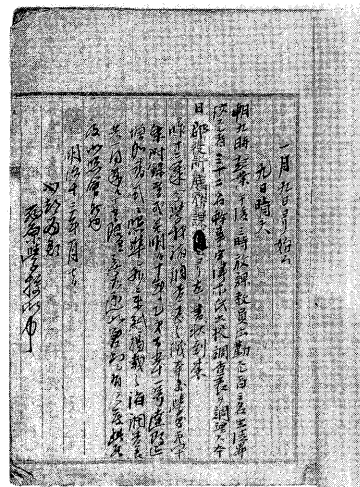
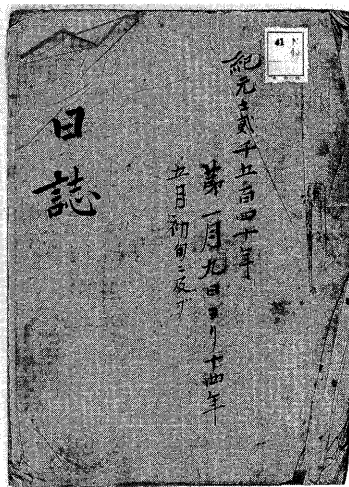
「地券名寄帳」(浅川組第壹号). 七保村戸長役場(推定). 明治 [] . (42G-2.33-1.本書p.110.)



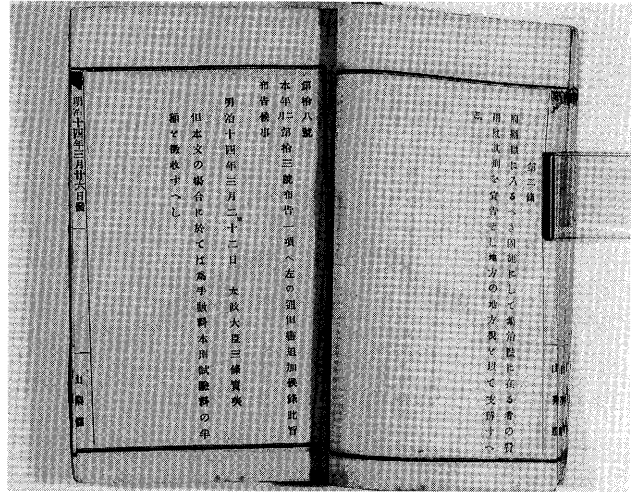
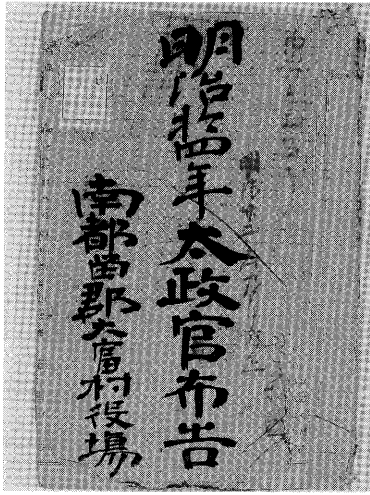
「地価修正一筆限地価取調帳 第参号 東山梨郡平等村落合」. 平等村外一箇村組合役場(推定). 明治 [] . (42F-1.31-3.本書p.41.)



「土地名寄帳 古関郡 大字古関 第巻号」.[古関村役場]. 明治 [] . (41H.2-1.本書p.72.)



「日誌 紀元二千五百四十年第一月九日ヨリ十四年五月初旬二及ブ」. 西原学校. 明治13年 (1880). (41N-1.43.本書p.177.)



「太政官布告 明治拾四年」. [大富村役所]. 明治14年 (1881). <41P-1.55.本書p.197.>

凡 例

1. この目録は、『史料館所蔵史料目録』第72集山梨県下市町村役場文書目録(その2)として、山梨郡・八代郡・都留郡の各地方(東山梨郡・西山梨郡・東八代郡・西八代郡・北都留郡・南都留郡)の市町村役場文書について収録したものである。この地方以外の同県市町村役場文書(巨摩郡地方分)については、『史料館所蔵史料目録』第64集山梨県下市町村役場文書目録(その1)として、1997年3月に刊行済みである(以下、「その1」と略称)。
2. 本集に収録したのは、山梨県東山梨郡平等村上万力村組合役場文書など17文書群および「その1」に収録した文書群の補遺となった4文書群、出所不明の文書である。各文書群はそれぞれの史料が作成、授受、管理された組織(機関)・機構などを目録編成の第1次項目として区分し、さらに第2次項目は史料の種類・機能によって排列することを原則とした。各項目内の排列は、編年順または史料相互の関連・まとまり(シリーズなど)に拠った。
3. この目録の記述の単位は、物理的な史料1点、すなわち簿冊1冊、状物文書1通などとした。同一の標題を持つ複数の史料であって、一定のまとまり、すなわちシリーズとして確認できるものは、十を付してシリーズ名を表示し、必要な場合には適宜、説明を付した(シリーズを表示するため、単数の場合にも、例外的に十を付してシリーズ名を表示したものもある)。十十はそのシリーズの終わりを示す。

なお、合綴された簿冊、袋入りの文書は、綴じられつながっている全体、袋全体を1点と数えて記述の単位とした。

4. 本集の個々の史料の記述事項は、「その1」と同様、次の通りである。

- (1)目録掲載番号
- (2)標題情報……主標題、副標題・巻表示、標題年、標題主務者
- (3)成立情報……主務者(または作成者・差出者、書写者、宛名)、文書年(または作成年次、書込み下限)
- (4)形態情報……印刷形態・数量、大きさ・判型、造本・欠損状態等、罫紙・用紙、その他の形態
- (5)標題等の補足情報……標題関係注記など
- (6)内容情報……目録内の関連史料の注記、目次抄録、内容・合綴・袋入などの注記
- (7)管理情報・利用条件情報……保存に留意すべき事項、利用制限事項に関する注記
- (8)史料請求記号……文書群記号、史料番号

5. 各記述事項の記載に当たっては次の通りとした。

- (1)目録掲載番号

各史料の頭部には、文書群の排列順に通し番号(連番)を付した。この番号は、記述の単位を示し、シリーズを説明するなどの便宜のために付したものであって、史料番号・閲覧請求のための番号ではない。

- (2)標題情報

- ①目録掲載番号に続けて、標題情報として簿冊・文書の標題に関する情報を記載した。すなわち、

〔2〕 凡例

標題として簿冊の表紙に表示された字句は、一括して標題情報として記載し、後表紙・内表紙(扉)・地小口などの表示は、表紙の表示を補いまた代替する場合に、適宜、標題に加えた。

②標題情報は、主標題・副標題・巻表示・標題年・標題主務者の順に記載した。ただし、表紙・後表紙・内表紙(扉)・地小口などの表示のうち、煩瑣にわたるものは、注記(標題等の補足情報)に移した場合もある。

③表紙などへ押印された作成者などの印影は、標題主務者の位置に「(押印)」とし、必要に応じ印文を「表紙押印：山梨県南都留郡大石村役所」などと記載した。表紙の綴目印として押印された場合には、形態情報として記載するなど、押印の意図、印影の位置によって記載の位置を変えた。

④表紙などの欠損、字句の脱落など不完全な標題情報は、角括弧([])を付して補記した。

例：[丑]御年貢可納割[付之事]

⑤合綴された史料で全体の標題が付されていない場合は、史料の一部の標題をとって、[入作名寄ほか]とした。史料の綴紐を繋合わせ、掛合わせた文書で全体の表紙がない場合も同様とした。

⑥状物などの定型的な標題で内容が標題のみでは判然としないときは、必要に応じて、丸括弧(())を付して補記した。

例：乍恐以書付奉申上候(川急破御普請之儀二付)

⑦欠損および判読出来ない字句は、角括弧([])、または白抜き四角(□□)をもって示した。

(3)成立情報

①標題情報の次に、史料の成立にかかわる機関名・氏名・年次などの情報を、主務者または作成者・差出者、宛名、書写者、文書年または作成年次・書込み下限の順に記載した。

②主務者には、最終の文書年の時点で史料(主として簿冊)を編綴し、管理した組織・機構名を記載した。

③作成者は、最終文書年の主務者を特定できない場合で、作成年次の主務者・作成者が明らかなきに、「作成：」の語を付して記載した。また、状物の文書の場合も、「差出：」と付して記載した。宛名が表示されている場合も、「宛名：」を付して記載した。

なお差出・宛名とも多数にわたるときは省略し、また角括弧([])を付して役職名・人数・押印状況の概要を記載した。

④書写者が明らかなきときは、「書写：」の語を付して記載した。

⑤文書年には、簿冊などに編綴された文書の年次を記載した。複数の年次にわたる場合には、最初と最終の年次をハイフン(—)でつないで記載した。同様に、日誌・出納簿など日付を逐って書継がれる場合には、日付の最初の年と最後の年を記載した。

⑥上記③④の作成者・差出者・書写者を記載した場合には、それぞれ作成年次・差出日付を記載した。この場合には、年のほか月日が明らかであれば、これを記載した。

⑦書込み下限には、土地台帳・戸籍簿などの作成後に書込まれ、あるいは掛紙(付箋、貼札)などに記載された年次の最終年次を「書込み下限：」の語を付して記載した。ただし、「明治九年よ

り十三年まで免租」とある場合には、その初年を書込みの年次と見なして記載した。

⑧上記の文書年・作成年次・差出年次には、括弧を付して西暦を記載した。

⑨上記のうち、主務者・作成者・差出者・文書年・作成年次・差出年次が不明であって、他によって特定あるいは推定できたものは、角括弧([])を付しあるいは「推定」の語を付して記載した。全く不明な場合は、角括弧を付して空欄とした。

(4)形態情報

①史料の形態にかかわる情報として、印刷形態・数量、大きさ・判型、造本・欠損状態等、罫紙・用紙、その他の形態に関する事項を記載した。

②史料が手書き以外の印刷物の場合は、「活版」「木版」などと表示した。県庁の布達などを合綴した場合には、印刷形態の後に「合綴」の語を付し、数量(冊・綴・枚・通など)とともに記載した。なお、特別必要と考えられるもののほかは、丁数、ページ数の記載は省略した。

③大きさは、簿冊・文書の縦の長さをセンチメートル単位(0.5cm区切り)で記載し、一枚物の地図など特別のものは縦のほか横の長さも記載した。なお、判型については、横帳の場合のみ「横長美帳」(美濃紙折紙の横帳)、「横長半帳」(半紙折紙の横帳)、「横半半帳」(半紙折紙の半分の帳)などと記載した。

④造本・欠損状態では、四ツ目綴、かぶせ綴など特別に意図されたと思われる造本の形態、綴目印の有無、表紙・後表紙の状態、前後欠、破損の有無を記載した。

⑤罫紙・用紙として使用された主な罫紙、台帳用紙などを記載した。ただし、往復文書のなかに多数の罫紙が使用されている場合は除外した。罫紙は、柱題(版心)の表示および印刷色・行数を記載し、台帳用紙は様式名を明らかにすることにつとめた。

⑥その他、「所持者印」「見置印」など本文中の押印をはじめ、形態の一部について記載した。

(5)標題等の補足情報

①上記(2)の煩瑣にわたる一部の標題の表示、表紙などに押印されたものの印文を標題等の補足情報として注記した。

例：地小口表示：花咲組第三号

その他の標題表示：壺筆限帳突合之上検査済

②その他、標題情報・成立情報の根拠について、必要と思われる事項を記載した。

(6)内容情報

①他の史料との関連、目次抄録の有無、所収地名・人名・地番、史料の内容細目、合綴・袋入史料の個々の情報など史料の内容にかかることを注記として記載した。この場合には、「内容：」「合綴：」「袋入：」の語を付した。

②合綴・袋入の個々の史料は、記述単位の史料と同様に各記述事項にわたって記載した。

(7)管理情報・利用条件情報

①保存上留意すべき点、利用に制限がある場合など注意を要する事項を注記として記載した。

②「開披不能」「開披注意」「取扱注意」とした史料には、閲覧・撮影が制限される場合がある。その他、一部には補修、ラベルの貼付作業が終了するまで閲覧が出来ないものもある。

〔4〕 凡 例

(8)史料請求記号

- ①記述の末尾に「史料請求番号」の語を付して文書群記号・史料番号を記した。
 - ②閲覧請求は、この記号・番号によって行われている。
6. 本集の用字は、原則として常用漢字を使用した。
 7. 本文の冒頭には解題を付して、文書群の概要・来歴、山梨県の町村制度および地租改正の大要、目録編成・索引作成の考え方について解説した。このほか各文書群についても、その初頭にそれぞれ解題を付し、出所(市町村)の歴史、史料の概要、目録編成の考え方、利用上の留意点などを記した。
 8. 本集の末尾には、「その1」「その2」を通じて、次の内容の索引を付した。
 - 「出所・地名索引」……主として文書群名および第1次項目である出所の地名である市町村等の名称。
 - 「文書類別項目名索引」……第2次項目である史料の種類・機能別項目の名称。
 - 「シリーズ文書名索引」……シリーズとしてのまとまりを示す文書の名称。

目 次

口絵	
凡例	
地図	
解題	
11. 山梨県東山梨郡平等村上万力村組合役場文書目録	p.25
12. 山梨県東山梨郡加納岩町役場文書目録	p.45
13. 山梨県東八代郡一宮村役場引継文書目録	p.51
14. 山梨県西八代郡古閑村役場文書目録	p.57
15. 甲斐国都留郡小菅村文書目録	p.75
16. 山梨県北都留郡大月町役場文書目録	p.81
17. 山梨県北都留郡大原村役場文書目録	p.93
18. 山梨県北都留郡七保村役場文書目録	p.103
19. 山梨県北都留郡初狩村笹子村戸長役場文書目録	p.113
20. 山梨県北都留郡富浜村役場文書目録	p.119
21. 山梨県北都留郡上野原村役場文書目録	p.125
22. 山梨県北都留郡巖村梁川村戸長役場引継文書目録	p.135
23. 山梨県北都留郡西原村役場文書目録	p.141
24. 山梨県北都留郡桐原村文書目録	p.181
25. 山梨県南都留郡大富村勝山村戸長役場文書目録	p.189
26. 山梨県南都留郡小立村役場文書目録	p.205
27. 山梨県南都留郡大石村役場文書目録	p.215

[6]

補遺・参考

〈第64集補遺〉

1. 甲斐国巨摩郡河原部村文書目録 p.248
3. 山梨県北巨摩郡龍岡村文書目録 p.248
4. 山梨県北巨摩郡増富村役場文書目録 p.249
6. 山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書目録 p.249

〈参考〉

- － 出所不明 p.251

索引

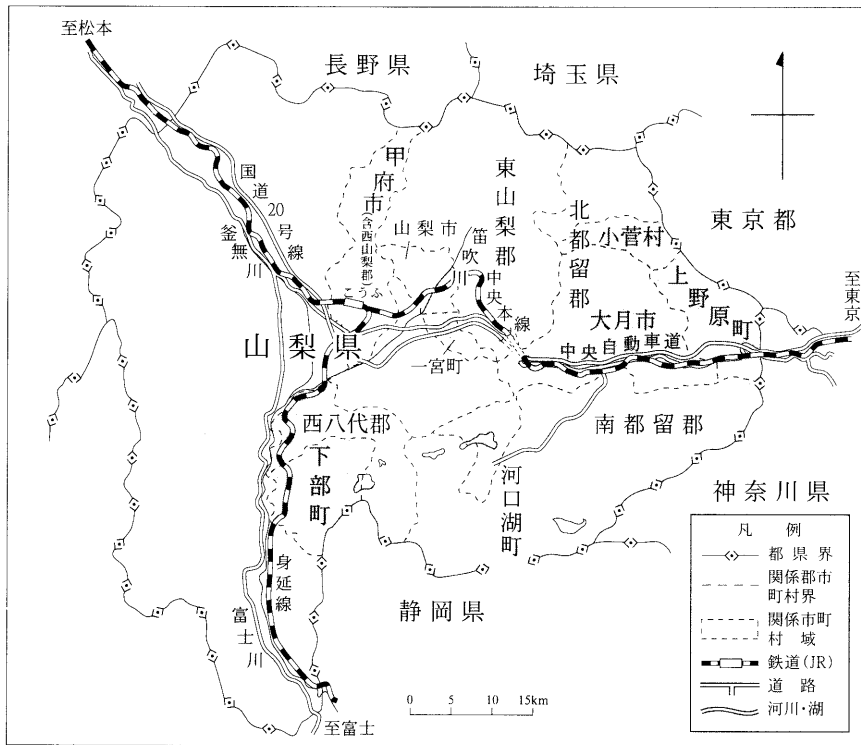
- (1) 「出所・地名索引」 p.254
- (2) 「文書類別項目名索引」 p.256
- (3) 「シリーズ文書名索引」 p.258

「その1」正誤表

〈その1所収〉

1. 甲斐国巨摩郡河原部村文書目録 p.23
2. 山梨県韮崎市役所文書目録 p.43
3. 山梨県北巨摩郡龍岡村文書目録 p.49
4. 山梨県北巨摩郡増富村役場文書目録 p.55
5. 山梨県中巨摩郡飯野村役場文書目録 p.103
6. 山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書目録 p.155
7. 山梨県中巨摩郡源村役場文書目録 p.181
8. 山梨県中巨摩郡百田村役場文書目録 p.199
9. 山梨県南巨摩郡鯉沢村役場文書目録 p.207
10. 山梨県南巨摩郡五開村文書目録 p.229

図1 山梨県山梨・八代・都留郡地方関係略図



解 題

1. はじめに
2. 史料の概要と来歴について
3. 近世・近代初頭の町村制度
4. 地租改正の経過
5. 目録編成および索引について
6. 結び

1. はじめに

当館では、1996年3月に『史料館収蔵史料総覧』（名著出版刊。以下、『史料総覧』という）を編集し収蔵史料の全容を明らかにした。これによって各文書群の出所の地名・歴史、史料の伝来・数量・年代、概要（構造と内容）、検索手段、関連史料、利用上の留意点などを記載して利用者の便を図った。『史料総覧』には、原本史料が当館所蔵史料・寄託史料あわせて411件、マイクロフィルム史料が118件、合計529件を記載しているが、原本史料のうち、文書群名から出所が近代の市町村役場であることが明示されているのは、北海道・山形県・群馬県・新潟県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・滋賀県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県の15道府県68件にのぼる。このほか近世の文書群としているものでも、文書の下限が1871年（明治4）の廃藩置県以降に及んでいる文書群を加えると、原本史料の約4分の1、100件近くの文書群を数えることができる。このうち山梨県の近代文書の件数が24件と最も多い。

山梨県下の巨摩・山梨・八代・都留各地方の市町村を出所とする役場文書は、当館で仮整理を行ったときには、多くは「山梨県北都留郡諸村

役場書類」などと郡単位にまとめられ、その数は9文書群であったが、内容を詳細に検討した結果、『史料総覧』では、25文書群（近世に文書作成年次の下限がある「都留郡小菅村文書」を含む。）であると推定された（同書p.88以下）。前回64集「その1」では、このうち巨摩地方（北巨摩郡・中巨摩郡・南巨摩郡）、すなわち韮崎市役所文書をはじめ9市町村役場を出所とする文書群に、当初から近世の村文書とみられていた「河原部村文書」を加えた10文書群の目録を収録したが、今回、『山梨県下市町村役場文書目録』（その2）として残りの山梨・八代・都留各地方（現市町村名では、山梨市・一宮町・下部町・小菅村・大月市・上野原村・河口湖町の7市町村）の分を、「その1」を含む目録全体の索引とともに明らかにした。ちなみに、これら以外の当館所蔵山梨県内の文書は、「巨摩郡今福村文書」と区の所有になる「山梨市下井尻村区有文書」を除き、いずれも家文書である（もっとも「今福村文書」は、家文書の可能性がある）。

なお、本集では、新たに東山梨郡加納岩町役場文書を加えた。これは『史料総覧』では、他の文書群に混在していたものとして扱われてい

たが、それらを1文書群として扱うことにした。したがって「その1」「その2」を合わせて本目録に収録した文書群は27となっている。

以下、本集にかかる諸郡の役場文書群の概要、出所の状況、来歴、史料の性格及び文書の作成者・年代の特定と深い関連のある山梨県の町村制度と地租改正の経過、目録編成などについて、「その1」と同様に述べ、新たに索引について言及したい。ただし、前回の解題で触れた目録記述の方法などについては、割愛した。これらについては、「その1」解題および参考文献に掲げ

た鈴江英一「市町村役場文書における目録記述の試み 一近現代史料整理論ノートⅡ一」を参照していただきたい。

2. 史料の概要と来歴について

本集に収録した17文書群個々の解説は別に記すこととし、ここでは収録文書群全体の概要を述べることとする。収録した17文書群および補遺などの分は総数1304点であるが、合綴・袋入の史料を1点と数えるならば、1329点となる。詳細は下表の通りである。

文書群名	史料数	合綴数	合計
11. 平等村 ^{ひらしな} 上万力村 ^{かみまんりき} 組合役場文書	140	1	141
12. 加納岩町 ^{かのいわ} 役場文書	9	0	9
13. 一宮村 ^{いちみや} 役場引継文書	3	0	3
14. 古関村 ^{ふるせき} 役場文書	127	0	127
15. 小菅村 ^{こすげ} 文書	1	0	1
16. 大月町 ^{おほつき} 役場文書	56	4	60
17. 大原村 ^{おほはら} 役場文書	35	0	35
18. 七保村 ^{ななほ} 役場文書	50	0	50
19. 初狩村 ^{はつかり} 笹子村戸長役場文書	7	1	8
20. 富浜村 ^{とみはま} 役場文書	1	1	2
21. 上野原村 ^{うののほら} 役場文書	35	0	35
22. 巖村 ^{いわむら} 梁川村戸長役場引継文書	3	0	3
23. 西原村 ^{さいはら} 役場文書	393	16	409
24. 桐原村 ^{とうげん} 文書	20	0	20
25. 大富村 ^{おほとみ} 勝山村戸長役場文書	29	1	30
26. 小立村 ^{こたち} 役場文書	278	0	278
27. 大石村 ^{おおいし} 役場文書	92	0	92
小計	1,279	24	1,303
1. 河原部村 ^{かわらべ} 文書	1	0	1
3. 龍岡村 ^{りゅうおか} 文書	1	0	1
4. 増富村 ^{まけふ} 役場文書	2	0	2
6. 在家塚村 ^{ざいけづか} 西野村今諏訪村組合役場文書	3	0	3
— 出所不明	18	1	19
小計	25	1	26
総計	1,304	25	1,329

上記文書群の現市町村名は、次の通り。

11.12.山梨市、13.一宮町、14.下部町、15.小菅村、16.-19.大月市、21.-24.上野原町、25.-27.河口湖町、1.3.韮崎市、4.須玉町、6.白根町

本文書群は市町村役場を出所とするとはいえ、名主・戸長を経て引継がれてきた多数の近世文書を含んでおり、簿冊も状物も同じ1点と数えるならば、本集でも大石村役場では年貢関係の文書を多く含んでいるため近世文書が多数を占め、西原村でも一定量の近世文書を擁している。しかし、「その1」以上に近代初頭の役場(村事務所・村役所・戸長役場・町村役場)などにおいて作成、管理された公文書の割合が高い(1点のみ的小菅村文書も近代の書写によるものである)。

収録した史料のうち近世文書では、水帳などの土地関係、年貢割付状・年貢皆済目録・高拔差改帳などの貢租・上納・貯穀関係、村議定書、村明細帳などの村方取締関係の文書がおもなものである。

一方、近代文書では、地租改正およびその後の土地制度にかかる史料がほとんどを占めており、地券台帳・地券一筆限取獲地価取調帳・地所一筆限取調帳・地券名寄帳・土地名寄帳・地価修正一筆限取調帳などが、各村に比較的共通した史料の標題である。また、文書群によっては山梨県庁からの布達・達書(太政官・諸省の法令を含む)、郡役所などからの指令および往復文書などを多数含んでおり、また租税・村費関係、学事関係などを見ることもできる。ただし、当時の役場文書が体系的に残っているというものではない。当館所蔵の他の文書群についても指摘できることであるが、近代の文書には地租改正関係文書をはじめとする土地関係史料に集中している傾向がある。この種の史料が当時、各市町村役場では廃棄処分の対象となりやすかったのか、あるいは土地制度に対する学界の関心が当館の収集方針に反映したのか、理由はいまのところ明らかではない。

これらの文書群は、いづれも各市町村役場において年々引き継がれ、累積し保存されてきた

ものであるが、おそらく1954年(昭和29)以降に行われた戦後町村大合併の時期に、各市町村役場で廃棄し流出したのではないかと推定される。廃棄後の経過は未詳であるが、当館は1961年(昭和36)の加納岩町分を除き、1966年(昭和41)度と1967年(昭和42)度の2度にわたり他の山梨県下の役場文書とともに、古書店(東京都内)から一括して購入している(1966年12月は、長野県・新潟県の役場文書とあわせて一括購入)。文書群記号の41あるいは42という記号は購入の年度をあらわしている。一括購入した文書群はさらに出所によって分割され、G・L・K・Mなどとアルファベットの記号が付されている。例えば一宮村役場引継文書は「41J」であるが、これは昭和41年度の購入で「J」(10)番目の受入れであることを示している。当館では、この文書群記号に個別の史料の番号と併せて、閲覧請求番号・出納番号としている(本目録では、「史料請求番号」)。『史料総覧』の編集に際しては、前述のとおり郡単位にまとめられていた文書群の出所を再検討して分割したが、この場合には、「42 G-7」などと文書群記号の末尾に枝番号を付した(ラベルには、枝番号の表示がないものもある)。

もっとも、これらの文書群は原蔵者(この場合は各市町村役場)から直接当館が入手したものではないので、入手の際に文書群の出所および名称を確認したわけではない。個人にかかる文書あるいは、近世以来連綿と続く家文書などと異なり、村・町・企業・団体の文書は、どの年代の組織をその出所として措定するかによって、文書群の名称が全く別のものとなる。本集の文書群の出所・名称は、他の文書群と一括して古書店から購入したものであるから、他県・他市町村の文書が混入している場合がある。目録の最後に〈参考〉として掲げた「出所不明」分もそ

の一例である。文書群の特定もあくまでも当館に現存する史料の年代などを根拠として推定したものであるから、精査した結果による判断ではあったとしても、今後、新たな史料の発掘(例えば、全く異なる文書群に混在していた収蔵史料の発見など)によって、異なる名称を付与する可能性がないわけではない。一文書群として措定したことを含めて、文書群名称と出所は一種の仮定の上に立っていることをあらかじめお断りしておきたい。

なお、各文書群ごとの解題で触れるが、地元7市町村には、現在、役場内に本集の文書群に対応する役場文書を残しているところは少ない。

3. 近世・近代初頭の町村制度

山梨県は、甲府盆地を中央に、近代以前には、東から都留・山梨・八代・巨摩の4郡に分かれていた。近世初頭における甲斐国は、徳川忠長領、幕府領、甲府藩(徳川家・柳沢家)などを経て、1724年(享保9)より幕府の直轄領となり、甲府・上飯田・石和・谷村などに代官所(陣屋)が、また徳川三卿領の成立とともに支配役所が置かれ、各村はそれら代官の支配下にあった。各村には、おおむね名主・長百姓・百姓代が置かれ、村方支配に当たっていたが、相給以外にも一村に複数の名主が存在し、また長百姓が年番で就任し、あるいは村内を二分して交互に名主を選出する例も見られる。また、宿場町には宿役人が置かれている。

このうち近世の地域区分では山梨・八代・都留郡は、万力筋・栗原筋・中郡筋・北山筋・大石和筋・小石和筋・西郡筋・中郡筋・東河内領・郡内領に属していた。この地方は、甲府を含む甲斐国の東部、過半に当たる。明治維新直後、同地方は甲府県・市川県・石和県と田安家領となった。このうち甲府県など3県は、1868年(明治元)11月5日

に甲斐府、翌69年7月28日に甲府県となり、1870年5月田安家領を編入した。1871年(明治4)7月廢藩置県で甲斐一国は甲府県に統一され、同年11月20日、山梨県と改称して今日に至っている。以下、山梨県における近代初頭の町村制度の改廃について、各文書群の理解に必要な限り略述する。

戸長・副戸長の配置 維新政府は、1871年(明治4)の戸籍法の施行(4月4日付太政官布告)に伴い、戸籍区を設定し、戸籍調査のため町村役人などに戸長・副戸長を兼任させたが、翌1872年(明治5)4月9日付太政官布告第117号をもって、

一 莊屋名主年寄等郡テ相廢止戸長副戸長ト改称シ是迄取扱来り候事務ハ勿論土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様可申事
一大莊屋ト称候類モ相廢止可申事

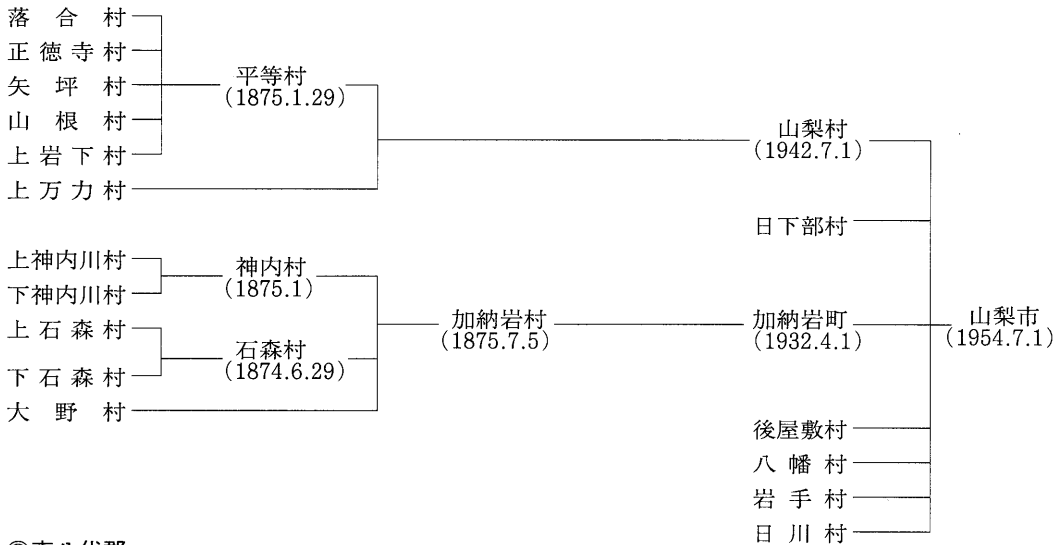
とし、町村役人名称の廃止と戸長・副戸長への改称を行った。また同年、区の上にさらに総括の区を設ける重層的区制すなわち大小区制を公認した(10月10日付大蔵省布達第146号)。山梨県では大小の重層的区制を敷かず、1872年(明治5)1月、例えば「都留郡第一区」などと郡ごとの区制(全79区。翌年80区)を敷き、各区に正副戸長を置いた。しかし、戸籍法により設置した戸長・副戸長はすべて廃止するという、同年8月27日の大蔵省達によって、戸籍吏としての戸長・副戸長を廃止し、郡中総代および各村の名主・長百姓を廃して正副戸長を置くこととし、その撰挙法をつぎのように布達したが、これには「村吏改置定則」が付されている。

今般大小切安石代廢止ノ上ハ村費精々減少無之テ不相叶ニ付従前ノ組分ケハ勿論小村ノ分ハ可成丈最寄へ合併村吏人員減省候様毎区協議ノ上早々可申出事
一名主長百姓相廢止更ニ人撰ノ上毎村戸長副戸長ヲ置キ候条別紙規則照準公平ノ入

図2 山梨県下山梨・八代・都留郡地方の市町村合併（本集関係分）

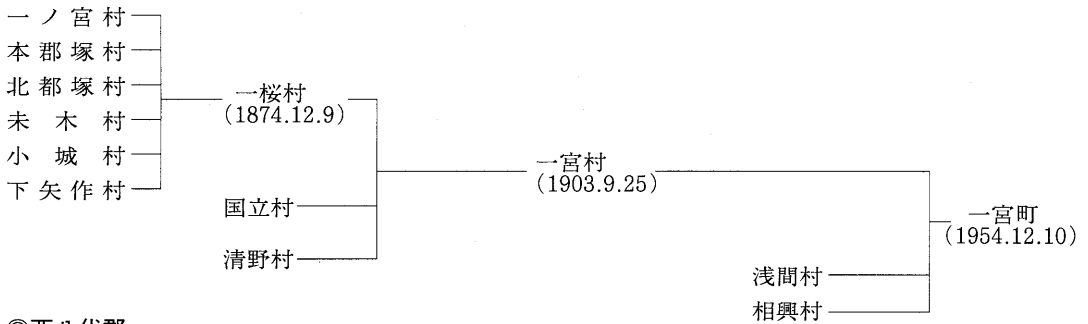
◎東山梨郡

○山梨市



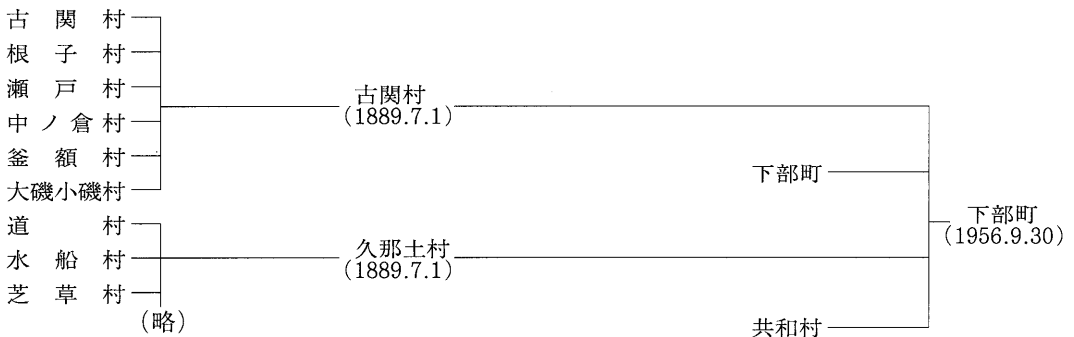
◎東八代郡

○一宮町



◎西八代郡

○下部町

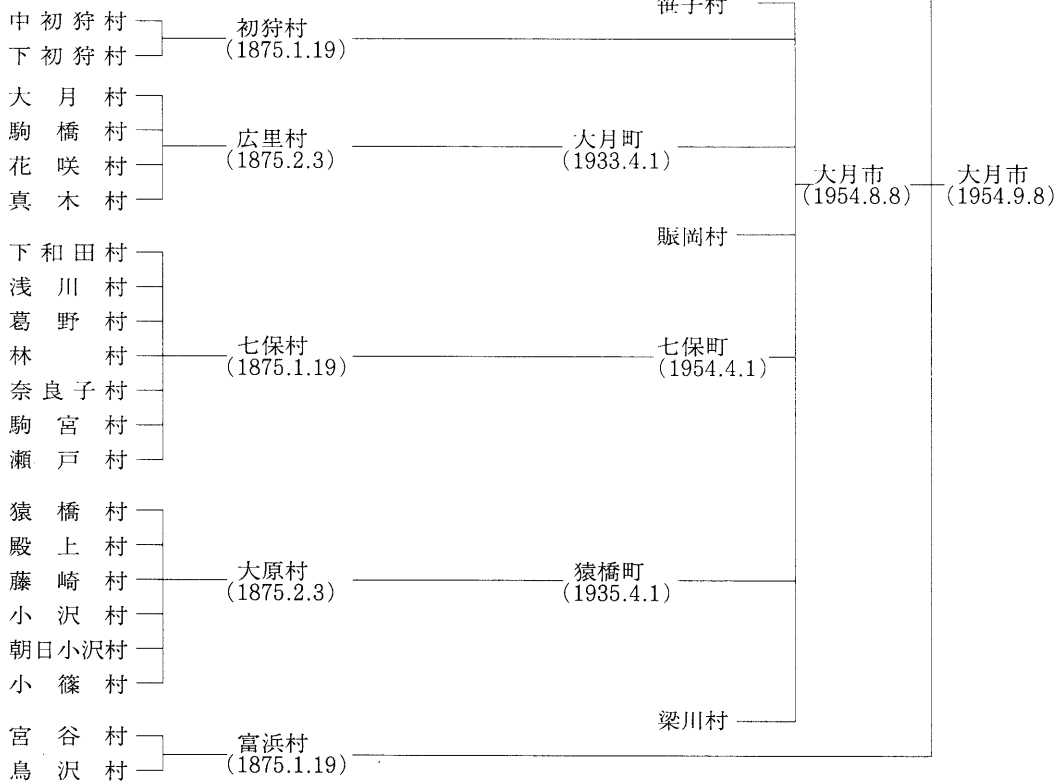


◎北都留郡

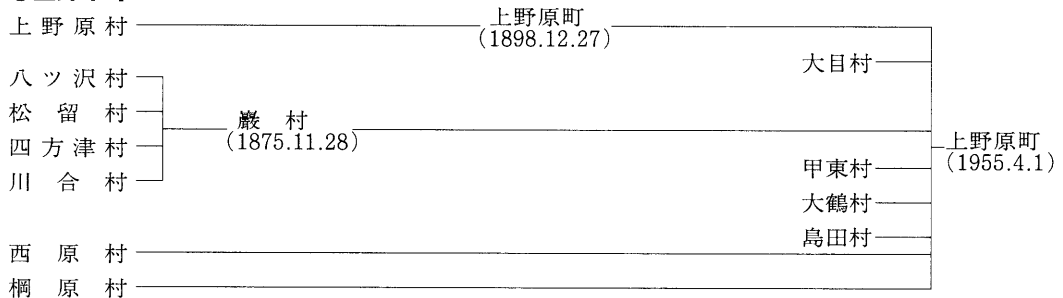
○小菅村



○大月市

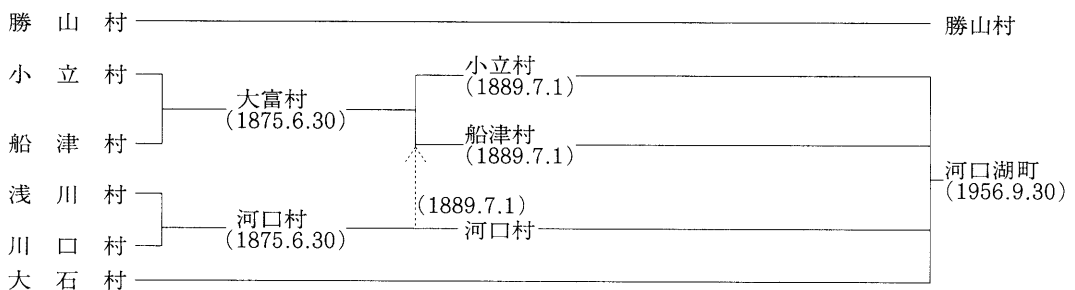


○上野原町



◎南都留郡

○河口湖町(勝山村を含む)



〔14〕 解題

札ヲ以撰挙致シ來ル十一月十五日ヲ限可
取極事

但戸長副戸長撰挙候迄ハ元名主長百姓
ニテ是迄ノ通事務可取扱事

右ノ趣無洩可相達者也

壬申十月廿五日

村吏改置定則

一戸長ハ一村吏人ニ限り副戸長ハ村高二応
左ノ通

百石以下	副戸長	一人
百石以上三百石迄	同	二人
三百石以上五百石迄	同	三人
五百石以上八百石迄	同	四人
八百石以上千石迄	同	五人
千石以上	同	六人

但給料ハ民費タルヘシ尤各村事務ノ
繁簡ニ因テ人員給料共増減アルヘ
シ

一戸長ハ村内土地人民ニ関係ノ事件士民ノ
別無く都テ取扱副戸長ハ是ニテ事務ヲ
輔ケ貢納夫錢勘定取立方等専務一々戸長
ノ改ヲ請可申事

一戸長副戸長勤務無年限タリト雖モ詮議ノ
品ニ寄転役退役申付候儀可有之其節ハ更
ニ公撰ヲ以可相定事

一入札日限取定前一村無洩可相達尤戸数
多ノ村方ハ両日ニ割合入札可致事

一入札済翌日封ノ儘県庁ヘ持参官員立会ノ
上開封致シ高札ノ者ヘ可申付事

右規則ノ条々堅可相守事

壬申十月

(入札雛形略)

さらに翌11月2日には、甲府市中の名主を廃
して正副区長・戸長を撰挙することとし、「町吏

改置定則」を制定している。1873年(明治6)10月
12日には、区長および戸長の事務引継方法と引
継ぐべき簿冊名などを定めた「区長事務受渡規
則」「戸長事務受渡規則」を制定している。

この間、山梨県では、後述するように大小切
税法の廃止をめぐる農民の蜂起と政府の軍事
力を背景とした鎮圧があり、県令土肥健蔵が免
官となり、73年1月藤村紫朗が山梨県権令(翌74
年県令)となった。すでに大小切税法廃止にと
もなう村費節減から町村合併が県の意向として
示されていたが、藤村県令によって町村合併は
強力に推進された。74年(明治7)9月25日付甲第
84号布達は、合村策を強く促進するものであつ
た。県の合村策は効果を上げ、74-75年、全県
にわたって町村合併が行われ、山梨・八代・都留
郡地方でも別掲のような合併が行われている。

町村事務所 この一連の合村策の後、それまで
「名主所」「村公用取扱所」(河原部村)、会所(飯
野村)、「事務扱所」(鯉沢村)、「事務取扱所」(西
原村)などと各村それぞれに称していた各区・村
事務の取扱所の名称を1875年(明治8)、県は次
の乙第117号達(11月9日付。各区正副区長・同戸
長宛)によって、「区事務所」「村事務所」と統一
することとした。

各区村事務所取扱所之儀区々之名称ヲ用ヒ不
都合ニ付渾テ区村事務所ト相改メ左之通標
札相掲ケ可申此旨相達候事

但し学校内ニ事務所ヲ設ケ又ハ区村事務
所兼用之向ハ各標札相掲ケ可申事
(「標札書式並寸法」略)

ついで山梨県では、1876年(明治9)10月3日付
甲第298号布達をもって区画の改正を行った。
これは郡別の区番号を廃し、全県34区に改正し
たもので、山梨郡はこのうち第一、二、四区から
第二十五~二十八区までの7区、八代郡は第
十九区~二十四区、都留郡は第二十九区~三十

四区であった。各区には区務所が設けられ、また「区務職制章程」が制定された(同年12月14日付乙第150号達)。これによると戸長・副戸長などは次の通り規定されている。

- 第三条 戸長 毎村(市中ハ組)各一名ヲ置ク常ニ該町村事務所ニ在テ担任事務ヲ調理スル者トス
- 第一 区長ヲ輔ケ町村一切ノ事務ヲ調理スルヲ掌ル
- 第二 正副区長欠員及ヒ事故アレハ其職務ヲ代行ス
- 第三 区会ノ議員トナルヲ得
- 第四 担任ノ事務挙ヲサレハ上下ニ対シ其責ニ任ス
- 第五 担任ノ事務中成規アル事件ノ外ハ専断施行スルヲ得ス
- 第四条 副戸長 毎村(市中ハ組)戸口反別等ノ多寡ニ依リ定員アリ戸長ト同ク該町村事務所ニ在テ担任事務ヲ調理スル者トス
- 第一 戸長ヲ輔ケ町村一切ノ事務ヲ参理シ事務多端ナレバ之ヲ分任スルヲ得
- 第二 戸長欠員及ヒ事故アレハ一切其職務ヲ代理ス
- 第三 区会ノ議員トナルヲ得
- 第六条 聯伍長 毎村市中ハ組凡三十伍ヲ合セ之ヲ聯伍トシ毎聯伍ニ一名ヲ置ク一村内人家離隔セル部落ノ如キハ三十五伍未滿ナルモ一聯伍トシテ之ヲ置ク
- 第一 正副戸長ヲ輔ケ布令布達ヲ組内ニ揭示廻達シ常ニ組内伍長ヘ其旨趣ヲ懇篤説明シ及諸税集収ノ事ニ任ス
- 第二 正副戸長ノ指揮ニ従ヒ臨時町村ノ

雑務ヲ調理スルヲ得

- 第三 瑣末ノ事件ト雖正副戸長ノ指揮ヲ待ス専断施行スルヲ得ス
- 第七条 伍長 毎伍一名ヲ置ク
- 第一 布令布達ヲ伍中ニ順達シ其淹滞ヲ督シ且常ニ其旨趣ヲ懇篤説明シ及ヒ伍中隣伍ヲ親睦ヲ図リ並伍中ノ取締ヲ負担ス
- 第二 伍中ニ不取締ノ事アリテ説諭ノ力及ハサルトキハ正副戸長ヘ申告スルヲ得

町村役所 大小区制は、1878年(明治11)7月22日付太政官布告第17号「郡区町村編制法」によって廃止となり、山梨県でも同年12月区制を廃止するとともに、甲第268号布達により同日、各郡役所を設置し、翌79年1月25日に開庁した。このとき郡の分画も行い、巨摩郡は北・中・南、山梨・八代各郡は東西各2郡に、都留郡は南北2郡に分かれた。各郡には郡役所が設置され、町村の行政にも改革が及び「府県官職制」(1878年太政官達第32号)にもとづき山梨県でも78年「戸長職務概目」(12月20日付甲第271号布達)が、翌79年「山梨県町村会規則」(4月28日付甲第84号)が制定された。このときに町村事務所も次の通り「町村役所」と改称した(78年(明治11)12月23日付甲第277号布達)。

町村事務所之義自今町村役所ト可相称此旨布達候也

1880年(明治13)1月29日付で、県は一部の村を連合させて数村に戸長(聯合戸長)1名を配置することを布達した(甲第15号)。山梨・八代・都留郡地方では、東山梨郡8か村、西山梨郡3か村、東八代郡24か村、西八代郡25か村に適用された(本集の関係では、いづれも西八代郡古関村関係で根子村と大磯小磯村に、また瀬戸村、釜額

村、古関村、中ノ倉村に、それぞれ「聯合戸長」が1名が配置)。

聯合戸長役場 1884年(明治17)、政府は区町村会法を改正するとともに、戸長の公選を改め官選とし、数町村をその管轄区域とした(5月7日付太政官達第41号)。山梨県でも同年により「町村会規則」(7月3日付甲第44号布達)を定め、ついで9月25日付甲第56号をもって聯合戸長役場の設置を行った。同布達によって設置された本集に関係する戸長役場は次の通りである。

町村役場・組合役場 戸長役場は、1889年(明治22)「市制町村制」(1888年(明治21)4月1日付官報登載、法律第1号)の施行により廃止となり、6月26日に町村役場の設置となる。町村制の施行は全国的に大規模な町村合併を伴っていたが、

山梨県では、すでに1874-75年に町村合併が行われており、町村制施行時の合併は一部にとどまった。ただ、なかには町村制第116条によって他村と共同して町村の事務を処理するため組合役場を設けたところがある。本集の関わりでは、平等村・上万力村が設置した平等村外一箇村組合役場、一桜村・国立村・清野村が設置した国立村外二箇村組合役場、小立村・勝山村が設置した小立村外一箇村組合役場の存在が確認されている。こののち一部に町村合併、村から町への昇格、改称がおこなわれ戦後の地方自治法の適用に至る。さらに、1955年前後には町村大合併が行われたが、本集の関係町村にかかる詳細は各文書群の解題を参照していただきたい。

郡	名 称	役 場 位 置	管 轄 町 村
東山梨郡	平等村上万力村戸長役場 日下部村加納岩村後屋敷村戸長役場	平等村落合組 後屋敷村	平等村、上万力村 日下部村、加納岩村、後屋敷村
西八代郡	古関村外八ヶ村戸長役場	古関村	古関村、中ノ倉村、瀬戸村、釜額村、根子村、大磯小磯村道村、水船村、芝草村
東八代郡	国立村一桜村清野村戸長役場	国立村金田組	国立村、一桜村、清野村
南都留郡	大富村勝山村戸長役場 河口村大石村戸長役場	大富村木立組 河口村川口組	大富村、勝山村 河口村、大石村
北都留郡	上野原村島田村大鶴村戸長役場 巖村梁川村戸長役場 初狩村笹子村戸長役場	上野原町上野原駅 梁川村新倉組 初狩村中初狩組	上野原村、島田村、大鶴村 巖村、梁川村 初狩村、笹子村

4. 地租改正の経過

本集の文書群にはまた、前述のとおり地租改正関係文書を多数含んでいる。山梨県の地租改正の経過とこの過程で生み出された諸文書は本集の収録史料、目録編成を理解する上でも必要なことと考えるので、現在、明らかにし得た範囲でその大要に触れておこう。

全国の経過 地租改正は周知のとおり、近代初

頭に政府が行った税制の大改革で、田畑の貢租を毎年の豊凶にかかわらず、また米相場などに左右されず、しかも安価な経費で確実に収納し、安定した税収を確保するところにそのおもな目的があった。このため従来の年貢納入者を土地の所有者と定め、所有権の証として地券を発行するとともに、この土地の価格に対し一定率を地租として徴収する、いわば土地に対する課税

図3 山梨県区制・郡区編制・町村役場等の名称の変遷（1872—1889年）

区制・郡区編制	町村役場等名称
1872(明治5).1.18	名主所・公用所など
郡ごとの区制(全79-80区)	1872(明治5).10.25
	村公用取扱所・戸長事務取扱所など
1876(明治9).10.3	1875(明治8).11.9
全県区制(全34区)	区・町・村事務所
1878(明治11).12.19	1878(明治11).12.23
区制廃止、郡を分割	町・村役所
	1884(明治17).9.25
	戸長役場(聯合)
	1889(明治22).6.26
	町・村役場、組合役場

方式に改めた。これを全国の民有地に画一的に行おうとしたため、田畑などの耕地や宅地のほか山林・牧野・海産干場などを含め、土地制度の一大改革となった。

この改革は、維新政府成立直後に萌芽をみるのが、いわゆる「地租改正」として発足するのは、1873年(明治6)7月の「地租ノ改正ニ関スル上諭」(太政官布告第271号)、「地租改正条例」(同第272号)などの公布以降であり、75年(明治8)3月に地租改正事務局が中央に設置されて本格化した。改租の結果、政府には安定した財源をもたらして国家の財政基盤を与えた一方、農民には上からの改租事業の強行と改租費用の住民負担という重圧を与え、各地で大規模な地租改正反対一揆が起きた。これに押された政府は、1877年(明治10)1月、当初100分の3とした地租を2.5に引き下げた(太政官布告第1号)。地租改正事業は、1881年(明治14)、地租改正事務局の閉鎖でほぼ完了した。

山梨県の経過 山梨県での地租改正は、1872年(明治5)2月の「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」(大蔵省達第25号)をうけて、県が5月「地所売買譲渡ニ付地券願方規則」を発し、地券発行にかかる事務を開始したのに始まると思われる。しかし、山梨県では、地租改正事業の本格化に先立ち、税制の改革をめぐる農民一揆「大小切騒動」が、同年8月に起った。大小切は、近世を通じて甲斐国で行われてきた税法で、年貢の過半を大切または小切と区分し、これを相場および安価な換算値によって金納し、残りを米納とするものであり、これによって農民に有利とされてきた。山梨県は、8月8日、告諭を発し、大小切の廃止を県内に通告した。農民は増税に反対して決起したが、武力を背景に鎮圧され、死刑を含む処罰者が出て、大小切の廃止は貫徹された。

大小切騒動後、中断した地券発行準備が進められる。1873年には、地券の名請人、証印税、一村限地税表・耕地表、田宅地地価・収獲簿、地引絵図などの調査が行われている。しかし、地所調査・地価決定の調査は容易に進捗していないことが、県から租税寮への報告などに窺える。さらに75年(明治8)からは、改正事務局が5月30日付で制定した「地租改正条例細目」にもとづき、耕地・宅地の丈量、地位等級の決定、地価の算出が進められ、さらに山林原野にも及んだ(在家塚村事務所『御用留』41L-2,史料番号11-1)。地租改正による新税の徴収は75年分から行われることになっていたが、県は1877年(明治10)、前年「非常の旱魃」と「大洪水」を理由に、76年(明治9)からの徴収を改正事務局に求めたが、地租徴収起年の変更は認められず、洪水被害にあった各村の地租減額が認められた。

地租改正によって地券の交付がなされ、地券の所持が土地の所有の証となったが、大蔵省は、ついで土地台帳を編製することとし、1885年(明治18)2月28日、このための実地取調、いわゆる地押調査を訓令し(主秘第10号)、全国的には88年(明治21)、ほぼこの調査を終えた。さらに、86年(明治19)8月「登記法」(法律第1号)が制定され、89年3月地券は廃止となり、土地所有権の証は土地台帳によることとなった(法律第13号)。これによって「土地所有ノ公認ハ全ク登記法ノ支配スル所トナレリ茲ニ於テ地券ナルモノハ恰モ地租ノ簿冊ノ謄本タルニ過サルニ」(『明治財政史』第5巻)至ったのである。

地租改正関係簿冊・台帳 各町村における地租改正関係の簿冊の体系を明らかにするに至っていないが、関係法令などによると、次のようなこととなる。

まず、1873年(明治6)10月の「戸長事務受渡規則」に規定された戸長が管理する簿冊は、次の

ようなものであった。

戸籍原簿、内・外寄留名録、送籍扣帳、検地帳、名寄帳、村明細帳、耕地絵図、地券書類、山林帳、地所質入書入売渡割印帳、貢納米金勘定帳、同取立帳、伺届指令留、願書留、布告書、徴兵名前書上帳、廻状順帳、銃獵並僕婢人力車乗馬駕籠鑑札受払帳、同税金取立帳、民費割賦帳、同取立帳、学校取扱書類、布告書村内廻達表、村内誰より誰へ相掛何々一件書類、諸往復書、諸約定証書

ここでは地租改正関係文書が、「地券書類」として一括されているが、1872年に租税寮が書式を制定した「地券大帳」(『租税寮改正日報』第23号)、翌73年7月に制定された「地方官心得書」(大蔵省達)による「地価調」などが含まれていると思われる。地租改正事務が本格化する75年(明治8)以降には「(田畑)一筆限取調帳」(1875年10月12日付山梨県乙第107号達)、「地券税帳」(1876年(明治9)1月20日付、『地租改正事務局別報』第10号)、「地券台帳」(1876年3月13日同別報第16号、1877年4月21日付県乙64号達)、「地租金収入簿」(「租税其他徴収規則」1876年3月17日付、県乙第28号達)、「山林原野一筆限帳」(1876年9月7日付県乙第79号達)、「荒地帳」(1877年10月10日付地租改正事務局乙第13号達)がある。また、1880年(明治17)3月制定の「地租条例」(太政官布告第7号)により「土地台帳」が定められている(同年12月16日付大蔵省第89号達「地租ニ関スル諸帳簿様式」)。さらに1889年(明治22)6月17日「特別地価修正実施順序」および翌90年1月29日県令第3号「地租条例及地租条例施行細則取扱方心得」による「地価修正一筆限取調帳」も本集のなかに確認することが出来る。口絵写真には、このうち所定の用紙が印刷されて使用されている「地券台帳」(上野原村役場文書41N-3、史料

番号145-2)、戸長役場期の「名寄帳取扱法」(1884年10月14日付山梨県乙号第102号達)による、「地券名寄帳」(七保村役場文書42G-2、史料番号33-3)、前掲の「地租ニ関スル諸帳簿様式」による「土地所有者名寄帳」である「土地名寄帳」(古関村文書41H、史料番号2-1)、および「地価修正一筆限取調帳」(平等村上万力村組合役場文書42F-1、31-3)などを掲げておいた。

5. 目録編成および索引について

次に本集の作成に当たって留意した整理方法のうち、目録編成および巻末に付した索引について述べておきたい。なお、目録記述の方法については、前述の通り、前集の解題にまかせ本集では割愛する。

目録編成と時期区分 まず目録編成について述べると、本集ではおよそ次のようにした。近世の村方文書も近代の役場文書も、町村という自治体組織の活動の結果、作成あるいは授受・管理されてきたものである。したがってこれらの史料は、町村の活動の歴史の中に位置付けられ、かつその歴史自体を伝えるものとなる。町村の活動は、創置・合併・改称があり、組織内部の機構にも創置・改廃があるとはいえ、近世以来、自治体組織として今日まで継続して存在しているのであるから、史料も自治体組織の変遷の中に、位置付けることができる。本集の目録編成では、次表にみるような各時期に史料を位置付けた。もとより史料の残存状況によって、目録の編成は左右されるものであるから、文書群によって項目の設定が異なり、いくぶん厳密さを欠くところはあるが、ほぼ有効に機能していると思われる。近世と近代との区切りは、史料の残存状況によって文書群ごとに異ならざるを得ないが、概ねこの表のように戸長設置の前後に置いた。史料の性格、目録編成や記述の根拠と

時期区分	年次	摘要
名主(所)期 戸長(事務取扱所)期	-1871(明治4) 1872年(明治5)-1875年(明治8)	名主所・公用所・会所 戸長事務取扱所、公用 取扱所など
町・村事務所期 町・村役所期 聯合戸長役場期 町・村役場期	1876年(明治9)-1878年(明治11) 1879年(明治12)-1884年(明治17) 1884年(明治17)-1889年(明治22) 1889年(明治22)-	組合役場を含む

なる史料上の表示(例えば、町村の役職名、姓の記載、貨幣の単位)がこれを境に著しい変化を示すと見られるからである。もっとも、近代が時期区分を細分化できているのに対し、長い年次にわたる近世の時期区分が細分化できていないのは、組織・機構の変遷を明確に認識できないため、今後の課題かと思う。

上記のうち、名主やこれに続く戸長の事務所名称は、史料に明示されている町村と表示がないため特定出来ない町村とがある。判明している場合には、その名称に拠ったが特定出来ない場合には、やむなく「名主(所)」「戸長(事務取扱所)」を仮称した。また町・村事務所への改称は1875年11月、町・村役所への改称は1878年12月であるが、年末であり、簿冊の編綴の状態からも各期の始めを、おおむねそれぞれの翌年とした。このほか、各町村では合併、区制の改廃、郡の分画、戸長役場・組合役場の離合などがめまぐるしくあって、町村組織・名称は小刻みに変遷を遂げる。本集では、その一端をのちに河口湖町に統合される3文書群について図解したが、図4の通りである。これによっても町村組織の複雑な変遷をかいま見ることができよう。

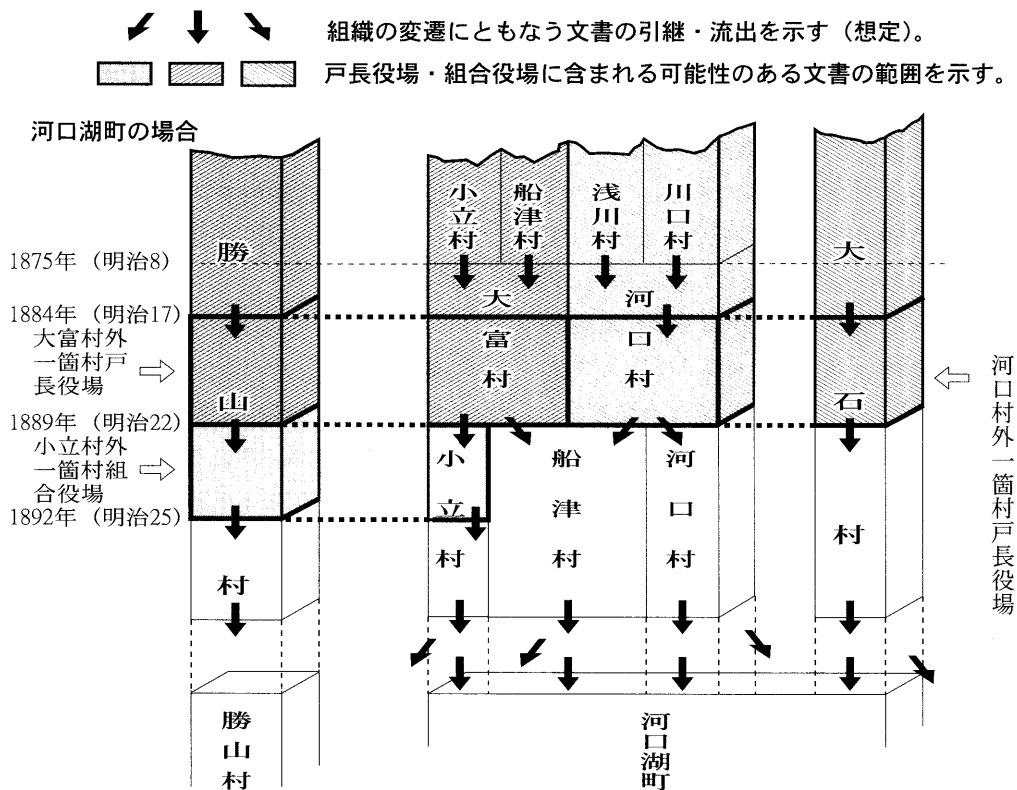
各町村の文書は、それぞれの時期に作成・授受・管理されて累積しつつ次の組織に引き継がれていく。この変遷過程は、とくに聯合戸長役場・組合役場の設置・廃止を経る場合にはいっそう複雑さを増すことになる。聯合戸長役場ある

いは組合役場を解消した場合には、それぞれの町村の文書を分割して引き継いだと思われるが、分離できない文書もあったと考えられるので、史料の利用にあたっては、関連する町村の文書を逐一調査する必要が生じてくる。

索引について これまで『史料館所蔵史料目録』に索引を付しているのは、原島陽一氏担当の第17集(愛知県庁文書目録・群馬県庁文書目録。1971年)および安藤直人氏担当の第52集(越後国頸城郡岩手村佐藤家文書目録その3。1991年)以外にはなかったと思われる。かねがね史料管理学でも基本目録のほかには各種の検索手段の作成が望ましいとされてきたが、当館での冊子目録には明瞭な姿で呈示することがすくなかったといつてよい。昨今は、当館でも史料情報の電子化が志向され、既刊目録をデータベース化して検索出来るように工夫しつつあるが、いまだ緒についたばかりである。検索の範囲・方法についての理論的・実践的な検討も、多くはこれからの課題であろう。本目録では、この課題の一端に加わろうとしてささやかな検索手段構築の呈示を試みた。それが「その1」で予告した索引で、本集の凡例に示した通り、(1)「出所・地名索引」、(2)「文書類別項目名索引」、(3)「シリーズ文書名索引」である。その主眼は、本目録の27文書群を横断的に検索するところにある。

本目録の文書群は、従来、郡単位で仮にまとめておかれたものであった。解題の頭書に触れ

図4 自治体組織の変遷と文書の引継想定図



たとおり、これを『史料総覧』の編集に当たって、史料集積年次の下限を捉えて、多数の文書群に区分した。このように多数の文書群を2冊の目録に記載すると、或る特定の地名、特定の簿冊などを検索することに困難をきたす場合が生じてくる。このため文書群の横断的な索引が有効となる。各文書群の多くは、現在同一市町村に属しているとはいえ、文書群の成立時においては相互に関連がなかったけれども、近代(少なからず近世文書を含んではいるが)の市町村役場文書としての内容に多くの共通性を持っている。

例えば地租改正事務の過程で作成された簿冊・台帳類、調査文書などは、国、山梨県の規定に

したがって、かつ定まった形式によって記載・編綴がされている。記載された内容が地域的特性をもっていることは別に、作成の事情、文書様式において、山梨県内における共時的性格がある。また、太政官・諸省・県の布告・布達などは、その適用が、出所の町村にもとより限定されるものではなく、各地に適用される。これらのことは一町村の史料が他の地域の町村事務および歴史を明らかにする史料になることを意味しよう。

したがってこれまで解題の中で述べてきた通り、近代初頭の町村制度の変化、地租改正の遂行など、またこれ以外の分野においても、文書群を超えた利用のされ方が存在すると考えられ

る。すでに目録本文では、それぞれの出所を明らかにし、史料構造を示し得ているので、次の段階として基本目録を補完する文書群の横断的な各種の検索手段を索引として目録体系の中に位置づけることができよう。各索引についてさらに若干の説明を加えると次の通りである。なお、いずれも項目名の50音順である。

(1)「出所・地名索引」は、文書群名および第1次項目である出所の地名、例えば「河原部村」「平等村事務所・村役所」という出所および地名、「神楽田堰世話係」「蔵前院」「西原学校」などの組織名、「蕃ノ木堰」「宇津谷三組」などの目次に登場する限りの地名を掲げた。目次では「〇〇外三箇村戸長役場」として略称した「三箇村」の各村名もそれぞれに参照出来るようにした。

(2)「文書類別項目名索引」は、主として第2次項目である史料の種類・機能別項目、例えば「領主支配」「土地」「人別・戸籍」などをすべて検索出来るようにした。これらの項目は、文書の残存形態に規定されて設定したものであって、図書の分類項目のような厳密な定義を伴っているわけではない。また、同じ文書群で「土地」とは別にその下位の概念となる「山林原野」を並列して設定している場合も少なくないが、検索にあたってのおよその指標として呈示した。また上記の項目では、「人別・戸籍」などの場合、「戸籍」でも検索し得るようにした。さらに(1)「出所地名索引」で対象とした出所名・組織名・地名等も、第2次項目である場合には重複して索引し得るようにしたものもある。

(3)「シリーズ文書名索引」は、本目録でいうほぼ同一標題を持つ複数の史料を指す「シリーズ」名の索引である。目次・本文で†印を付して表示した「田畑取附帳」「検地帳」「地券台帳」などである。目次に表示した際には、複数の史料がある場合にその表示をし、単数の場合は、当然の

ことながら原則として表示は行っていない。しかし、同一名称の史料が他の文書群に含まれていた場合には、†印の有無に関わらず採取した。もし、もれがあればご容赦いただきたい。なお、ここでいう「シリーズ」とは、国際文書館評議会(ICA)制定の「国際標準記録史料記述：一般原則」(ISAD(G))で規定された「シリーズ」とは、同一ではないのであらかじめお断りしておきたい。

6. 結び

本目録は、「その1」「その2」の刊行によって完結する。目録編成の考え方、目録記述の方法については、「その1」「その2」とも一貫していて変わるところはない。ただ、前集の反省から「その2」では、既存の目録カードによらずすべて専用のデータシートを作成してこれに記載してからデータ入力を行った。「その1」の解題では、「本集の解題も暫定的なものにとどまる」と述べたが、本目録の課題であった町村事務の体系的把握を行うこと、町村段階における地租改正事務の過程を解明することなどは、依然として課題のままであって、今回、新たに解明し得たところは少ない。それらは、今後、本目録収載史料を利用される方々にゆだねることになろう。ただ、この目録が、町村段階の地租改正・土地制度史・近代役場文書管理史・自治体行政史の研究に何らかの契機となることを願っている。

山梨県下の市町村役場文書目録制作の契機となったのは、先の『史料総覧』の執筆・編集であった。所蔵史料群の総括的ガイドである『史料総覧』から個別の文書群、個別の史料を把握する本目録が生み出されたのである。本目録では、全体から細部へ、また文書群の横断的な検索へと、体系的な構造をもって検索手段を制作できたが、このことは、史料管理学研修会などで主

張されてきた理論の実践例でもある(鈴江英一「『総覧』から『目録』へー「山梨県下市町村役場文書目録」その1の編集を終えてー」(『史料館報』第66号、1997年3月))。さらにこれが、史料館編『町村制の発足(史料叢書3)』では大月町役場文書の1点を収録するなど、史料翻刻につながった点も報告しておきたい。ともあれ山梨県についても、近世文書や地租改正文書についても、全く不案内な者が担当した目録であるが、それなりに目録作業に従事することができたのではないかと考える。史料利用と目録作成の議論の場に本目録を供することができたのであるならば、幸いである。

[付記] 本集の目録作成・解題執筆は鈴江英一が担当した。一部に目録採取を慶應義塾大学院生倉持隆・中村佳史、早稲田大学院生深瀬公一郎の各氏の助力を得た。さらに全データはパーソナルコンピュータ(データベースソフト「桐ver.7」)を使用)に入力して編成を行ったが、この入力処理・データの組替え編集及び原稿の点検、地図の制作なども、引き続き倉持・深瀬・中村三氏の作業に負っている。各氏の支援なくしては、本目録をこのように完結させることはできなかった。とくに記して感謝の意を表したい。

最後になったが、現地の調査に際しては、関係の各市町村役場、教育委員会、図書館などの諸氏には、多大な御教示・御協力をいただいた。記してお礼を申し上げる次第である。

参考文献

- ・山梨県庁編『山梨県布達表』1873-80年、南都留郡大富村勝山村戸長役場文書41P-1。
- ・『山梨県地誌稿』1882年。山梨県立図書館所蔵。
- ・久保田政弘・嶋崎博則共編『山梨県市郡村誌』編者、1892年。歴史図書社、1977年再刊。
- ・明治財政史編纂会編『明治財政史』第5巻、租税(1)、明治財政史発行会、1927年。
- ・大内兵衛・土屋喬雄共編『明治前期財政経済史料集成』第7巻、改造社、1933年。原書房、1979

年復刻。

- ・地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』上・中・下巻、有斐閣、1953-57年。
- ・山梨県立図書館編『山梨県史』第1巻-第7巻、同館、1958-64年。
- ・福島正夫・丹羽邦男共編『明治初期地租改正基礎資料』補巻、有斐閣、1971年。
- ・山梨県総務部地方課編『山梨県町村合併誌』山梨県、1971年。
- ・林野制度研究会編『近代林野制度資料集』御茶の水書房、1977年。
- ・山梨県編『山梨県政百年史』上巻、同県、1978年。
- ・竹林忠男「京都府における地租改正ならびに地籍編纂事業」上・下(『京都府立総合資料館紀要』第17・25号、1989-97年)。
- ・「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典』19山梨県、角川書店、1993年(第4版)。
- ・佐藤甚次郎著『公図 一読図の基礎一』古今書院、1996年
- ・北条浩著『地券制度と地租改正(村落社会構造史研究叢書第7巻)』御茶の水書房、1997年。
- ・国文学研究資料館史料館編『町村制の発足(史料叢書3)』名著出版、1999年。

11. 山梨県東山梨郡平等村上万力村組合役場文書目録(42F-1)

目 次

解 題

11・1. 平等村事務所・村役所文書 /—1884年(明治17)	p.31
11・1・1. 土地 1—20	11・1・3. 租税 29
† 地券一筆限取獲地価取調簿(旧矢坪村)	11・1・4. 土地書入・売買 30—35
† 一筆限反別地価取調簿(旧落合村)	11・1・5. 財産処分 36—39
† 一筆限反別地価取調簿(旧山根村)	11・1・6. 地誌・地図 40—42
11・1・2. 地券 21—28	11・1・7. 墓地 43
† 地券書換願	† 地券台帳
11・2. 上万力村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書 /—1884年(明治17)	p.34
11・2・1. 土地 44—56	11・2・3. 地所売渡 62—63
† 一筆限反別地価取調帳	† 地所売渡証書
11・2・2. 地目変換・開墾 57—61	11・2・4. 地租徴収 64
11・3. 平等村外一箇村戸長役場文書 /1884年(明治17)—1889年(明治22)	p.36
11・3・1. 土地 65—71	† 無願開墾地々価修正上申書(旧山根村)
† 地価金合計帳	† 野取絵図帳
11・3・2. 地券 72—74	11・3・4. 丈量・地押検査 99—105
† 地券名寄帳	† 地押ニ係ル地主誓約書
11・3・3. 地目変換・地価修正・開墾 75—98	† 地押検査ニ付御質問ノ条項ニ対スル答書
† 脱落地有租地編入願(平等村落合組)	11・3・5. 書入質入公証 106—108
† 地目変換地価修正取調上申	† 地所書入質入公証目録
11・4. 平等村外一箇村組合役場文書 /1889年(明治22)—	p.41
11・4・1. 土地 109	† 地価修正一筆限取調帳(平等村矢坪)
11・4・2. 地価・地租 110—139	† 各人別反別地価地租集計帳
† 地価修正一筆限取調帳(平等村落合)	† 田租集計
† 地価修正一筆限取調帳(上万力村)	† 増徴地租計帳
† 地価修正一筆限取調帳(平等村山根)	† 地価修正帳
	11・4・3. 建家 140

解 題

歴史 本文書群の出所である^{ひらしな}平等村、^{かみまんりき}上万力村村域は、甲府盆地の北東、笛吹川中流右岸(西岸)と支流平等川の合流点にあり、かつての秩父往還、現在の国道140号線がほぼ南北に通っている。現在の山梨市西部に位置している。近世では、万力筋に属し、平等村の地域は、落合村、正徳寺村、山根村、矢坪村、上岩下村の5か村に分かれていた。『旧高旧領取調帳』によれば、それぞれ村高が、606石余、756石余、41石(落合村地内)、459石余、222石余、上万力村が986石余であった。

明治維新後、この地域は、甲府県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)から山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)には、山梨郡第八区、1876年(明治9)に山梨県第二十六区となり、1878年(明治11)の山梨郡の分画に際しては、東山梨郡に属した。この間、1875年(明治8)1月29日、落合村ほか4村は合併して平等村となった。平等村の面積は東西約1里18町・南北約20町、上万力村は東西・南北共約16町であった(『山梨県市郡村誌』)。

両村の村政機構は、1875年の「平等村事務所」「上万力村事務所」、1878年(明治11)の「平等村役所」「上万力村役所」を経て、1884年(明治17)の「戸長役場」の設置に際しては、両村による聯合戸長役場が組織され、平等村上万力村戸長役場(目録本文の表記にあたっては名称を平等村外一箇村戸長役場に統一した)と称し、役場を平等村落合組に置いた。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては、それぞれ単独で施行したが、引き続き組合役場を組織した。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は平等村が401戸、2582人、上万力村は、166戸、

1184人であった。平等村の地租改正後(1875年(明治8))の地租は3037円1銭9厘、反別は田125町5反20歩・畑114町6反1畝26歩・宅地21町7反9畝2歩・温泉11歩・竹藪4反6畝26歩・林15町8反4畝25歩・芝地2畝7歩・合計278町2反5畝27歩、上万力村は地租1771円15銭6厘、反別は田52町2反1畝6歩・畑86町1反9畝21歩・宅地11町4反3畝12歩・竹藪1反6畝12歩・林1町7反9畝3歩・合計151町7反9畝24歩である(『山梨県地誌稿』(山梨県立図書館所蔵)によって補訂)。

その後両村は、1942(昭和17)年7月1日合併して山梨村となり、1954年7月1日、日下部町、^か加納岩町、八幡村、^{こやしき}岩手村、後屋敷村、日川村と合併、山梨市となり現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1967年度に他の山梨県下町村役場書類とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県東山梨郡平等村役場書類」であったが、史料集積年代の下限、出所の歴史から、『史料総覧』の編集の際、この文書群名とした。なお、この文書群は当初42Fであったが、このなかに大月町(42F-2)・大原村(42F-3)・祖母石村(1.河原部村。42F-4)・龍岡村(42F-5)のものが混在していたので、それぞれ枝番号を付して分離することとし、本文書群の記号を42F-1とした。

数量は140点(『史料総覧』では、130点)であるが、合綴された史料を1点と数えると141点で、書架延長は2mである。

史料の概要 この文書群は、従来「平等村役場書類」となっていたものであるが、上万力村との組合村役場の文書である。文書群の史料集積時期は、両村がそれぞれ単独に村事務所・村役所を設けていた時期から、聯合戸長役場・組合役場までに及び、史料の年次としては、1872年(明治5)頃から1907年(明治40)に至っている。

両村は単一の戸長役場・組合役場を設けたう

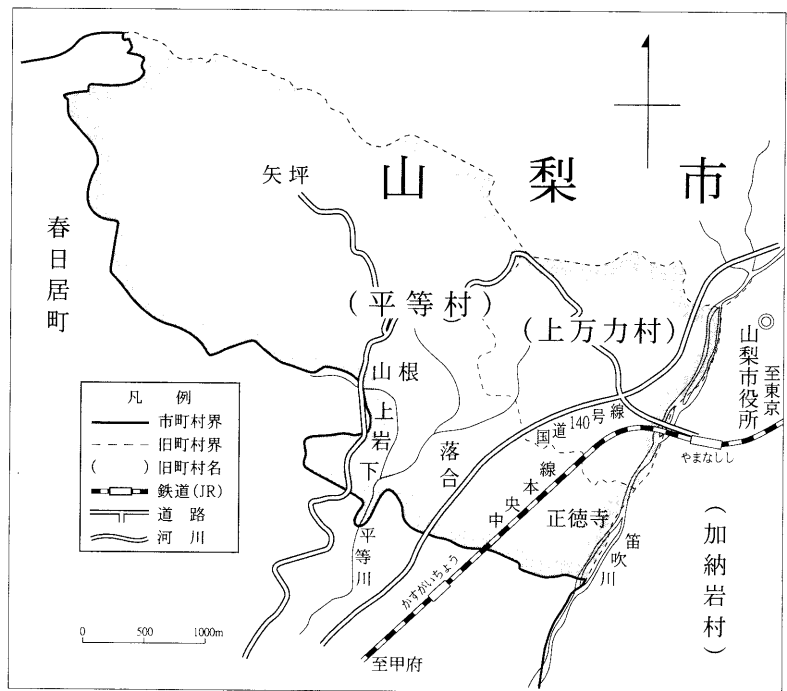
え、さらに合併したものであるから、両村の文書は、最終的には一個所に集約され単一の文書群となった。したがって、最終段階の出所が、平等村上万力村組合役場か、合併後の山梨村役場か判然としない。ただ、合併後の文書を含んでいないと思われるので、組合役場文書とした。

内容は、以下の通り地租改正以降の土地関係文書である。平等村と上万力村とは「一筆限反別地価取調簿(帳)」など共通の簿冊がある。目録編成の第1次項目としては、両村の村事務所・村役所、戸長役場、組合役場とした。すなわち平等村事務所・村役所文書(11・1。43点)、上万力村戸長(事務取扱所)・事務所・村役所文書(11・2。21点)、平等村外一箇村戸長役場文書(11・3。44点)、平等村外一箇村組合役場文書(11・4。32点)を第1次項目として設定した。上万力村の事務所以前の戸長事務所の名称を特定できないの

で、戸長(事務取扱所)を仮称した。

11・1平等村事務所・村役所文書は、大半は土地・地券関係で、「一筆限反別地価取調簿」のほか、「地券一筆限収獲地価取調簿」「地券書換願」「地券台帳」などである。第2次項目は、土地、地券、租税、土地書入・売買、財産処分、地誌・地図、墓地とした。このうち地誌・地図は、地誌編輯にかかる史料である。11・2上万力村戸長(事務取扱所)・事務所・村役所文書も第2次項目として、土地、地目変換・開墾、地所売渡を設定した。11・3平等村外一箇村戸長役場文書も同様に土地・地券関係で、第2次項目を土地、地券、地目変換・地価修正・開墾、丈量・地押検査、書入質入公証とした。ここでは、「地価金合計帳」「野取図帳」などである。11・4平等村外一箇村組合役場文書では、第2次項目を土地、地価・地租、建家とした。「地価修正一筆限取調帳」「地価地

図5 平等村上万力村組合役場管内要図



租集計帳」などである。これらの中に松本税務管理局(1896年(明治29)10月設置、1902年(明治35)11月設置)の罫紙を使用した史料が5点ある(「増徴地租計帳」「地価修正帳」)。この文書には同局内部の決裁印と思われる押印がある。同様の例は前集所収7.源村役場文書目録にもあり、当組合役場文書の一部となっている理由は不明で、今後課題を残している。このほか表紙のみの2葉があり、これは目録にとらなかった。

関係史料 戦後の町村合併後、旧村役場文書は山梨市発足の際に、集中管理せず旧村役場庁舎に留め置かれ処分され、あるいは庁舎を農協、公民館に転用した改築するに当たって廃棄されたといわれる。その際、議会議事録、事務引継書、土地の権利にかかる文書が選別され、現在、市史編さん室で保存管理されている(「山梨市役所所蔵旧町村行政文書目録」)。この中には、旧山梨村(平等村・上万力村)役場文書もあり、本文書群の集積時期にあたる村役所期以降の地価・開墾関係の簿冊も若干あるが、大きく重なるものではない。

参考文献

・山梨市誌編さん委員会『山梨市史』行政編、山梨市、1985年。

11.1. 平等村事務所・村役所文書

11.1.1. 土地

- 1 山林原野取調簿 村扣 第貳拾六区平等邨之内旧山根村 明治十年十二月十七日。
作成:平等村事務所。 明治10.(1877)。
1冊。27.5cm.後表紙なし。綴目印。罫紙:山梨県第二十六区平等村橙色10行罫。
史料請求番号42F-1,76
- 2 山林等級寄訳簿 第貳拾六区平等村山根組。
作成:担当戸長代理履書記飯島善右衛門[ほか村総代・山根組特別総代2名。押印]。宛名:山梨県藤村紫朗。明治11.9.14.(1878)。
1冊。28cm.綴目印。
その他の標題表示:村控帳,十一年 九月上申公帳引合済。 史料請求番号42F-1,77
- †地券一筆限収獲地価取調簿(旧矢坪村)
- 3 地券一筆限収獲地価取調簿 第壹番 字古宿 山梨県第廿六区甲斐国山梨郡平等村之内元矢坪村。
作成:平等村事務所(推定)。 明治[]。
1冊。28cm.かぶせ綴。地主押印。
地番:1-218番。 史料請求番号42F-1,83-1
- 4 地券一筆限収獲地価取調簿 第二番 字丸山附赤坂 山梨県第廿六区甲斐国山梨郡平等邨之内元矢坪村。
作成:平等村事務所(推定)。 明治[]。
1冊。28cm.かぶせ綴。地主押印。
地番:219-480番。 史料請求番号42F-1,83-2
- 5 地券一筆限収獲地価取調簿 第三番 字山道下 山梨県第廿六区甲斐国山梨郡平等邨之内元矢坪村。
作成:平等村事務所(推定)。 明治[]。
1冊。28cm.かぶせ綴。地主押印。
地番:481-727番。 史料請求番号42F-1,83-3
- 6 地券一筆限収獲地価取調簿 第四番 字村上一 山梨県第廿六区甲斐国山梨郡平等村之内元矢坪村。
作成:平等村事務所(推定)。 明治[]。
1冊。28cm.かぶせ綴。地主押印。
地番:728-991番。
一部フケ。 史料請求番号42F-1,83-4
- 7 地券一筆限収獲地価取調簿 第五番 字村上二・天神 山梨県第廿六区甲斐国山梨郡平等村之内元矢坪村。
作成:平等村事務所(推定)。 明治[]。
1冊。27.5cm.かぶせ綴。地主押印。
地番:992-1174番。 史料請求番号42F-1,83-5
- 8 地券一筆限収獲地価取調簿 第六番 字大沢一 山梨県第廿六区甲斐国山梨郡平等村之内元矢坪村。
作成:平等村事務所(推定)。 明治[]。
1冊。28cm.かぶせ綴。地主押印。
地番:1175-1352番。 史料請求番号42F-1,83-6
- 9 地券一筆限収獲地価取調簿 第七番 字大沢二 山梨県第廿六区甲斐国山梨郡平等村之内元矢坪村。
作成:平等村事務所(推定)。 明治[]。
1冊。28cm.かぶせ綴。地主押印。
地番:1353-1529番。 史料請求番号42F-1,83-7
- 10 地券一筆限収獲地価取調簿 第八番 字大沢三 山梨県第廿六区甲斐国山梨郡平等村之内元矢坪村。
作成:平等村事務所(推定)。 明治[]。
1冊。28cm.かぶせ綴。地主押印。
地番:1530-1669番。 史料請求番号42F-1,83-8
- †一筆限反別地価取調簿(旧落合村)
- 11 一筆限反別地価取調簿 山梨県第廿六区平等村ノ内旧落合村。
作成:平等村事務所(推定)。 明治[]。

- 1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印.
地小口表示: 落式. その他の標題表示: 式.
地番: 378-683番. 史料請求番号42F-1,29-4
- 12 一筆限反別地価取調簿 山梨県第廿六区平等村ノ内旧落合村.
作成: 平等村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印.
地小口表示: 落三. その他の標題表示: 三.
地番: 684-863番. 史料請求番号42F-1,29-3
- 13 一筆限反別地価取調簿 山梨県第廿六区平等村ノ内旧落合村.
作成: 平等村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印.
地小口表示: 落四. その他の標題表示: 四.
地番: 864-1163番. 史料請求番号42F-1,29-2
- 14 一筆限反別地価取調簿 山梨県第廿六区平等村ノ内旧落合村.
作成: 平等村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印.
地小口表示: 落五. その他の標題表示: 五.
地番: 1064-1437番. 史料請求番号42F-1,29-1
- † 一筆限反別地価取調簿(旧山根村)
- 15 一筆限反別地価取調 第叁番 山梨県第貳拾六区山梨郡平等村之内旧山根邨.
作成: 平等村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27.5cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番: 1-484番.
一部フケ. 取扱注意. 史料請求番号42F-1,69-1
- 16 一筆限反別地価取調簿 第貳番 山梨県第貳拾六区山梨郡平等村之内旧山根邨.
作成: 平等村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番: 485-1006番. 史料請求番号42F-1,69-2
- 17 一筆限反別地価取調簿 第四番 山梨県第貳拾六区山梨郡平等村之内旧山根邨.
作成: 平等村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 綴目印.
- 地番: 1479-1974番. 史料請求番号42F-1,69-3
† †
- 18 山林原野一筆限取調簿 山梨県第廿六区平等村之内旧落合村.
差出: 元副戸長矢崎武光[ほか伍長1名. 押印].
宛名: 山梨県令藤村紫朗. 明治10.12.19.(1877).
1綴. 27.5cm. 罫紙: 山梨県第二十六区平等村茶色10行罫. 地主押印.
その他の標題表示: 台帳写込済(押印. 望月). 十一年九月等級反別共公帳ト御説合済相成候.
史料請求番号42F-1,36
- 19 地価反金取調帳 東山梨郡平等村.
作成: 平等村役所(推定). 明治[].
1冊. 27.5cm. 罫紙: 無題茶色12行罫.
史料請求番号42F-1,16
- 20 一筆限反別地価取調惣計 東山梨郡平等村落合組.
作成: []. 明治[].
1綴. 25cm. 史料請求番号42F-1,35
- 11・1・2. 地券
- 21 地券名寄帳 第貳号 平等村ノ内旧山根村.
作成: []. 明治[].
1冊. 30cm. 列帳綴. 短冊貼付.
内容: 雨宮茂左エ門分以下.
史料請求番号42F-1,73
- † 地券書換願
- 22 [地券書換願綴込].
平等村役所. 明治12(1879).
1冊. 28cm. 表紙・後表紙なし.
史料請求番号42F-1,7
- 23 地券書換願 明治十五年 平等村役所.
平等村役所. 明治15.(1882).
1冊. 24.5cm. 下部切り揃え.
その他の標題表示: 中村喜作.
史料請求番号42F-1,5
- 24 地券書換願綴込 平等村役所.

平等村役所. 明治15-16.(1882-83).

1冊. 28cm. 史料請求番号42F-1,6

†

†

25 山林原野地券下渡証印税取立簿 平等村役所.

平等村役所. 明治13.(1880).

1冊. 28cm. 罫紙:平等村役所橙色13行罫. 地券下渡人押印. 史料請求番号42F-1,15

† 地券台帳

26 [地券台帳]帳 [第弐号].

作成:平等村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治21.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用. 奥書:平等村戸長今川武邦[ほか書役3名. 押印]. 地番:1-481番. 史料請求番号42F-1,30-2

27 地券台帳 第弐号 甲斐国東山梨郡平等村矢坪 明治十三年一月一日整.

作成:平等村役所. 明治13.(1880). 書込み下限:明治21.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用. 奥書:戸長今川武邦[ほか書役3名. 押印]. 地番:531-1619番. 史料請求番号42F-1,82

28 地券台帳 第三号 甲斐国東山梨郡平等村落合 明治十三年一月一日整.

作成:平等村役所. 明治13.(1880). 書込み下限:明治21.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用. 奥書:平等村戸長今川武邦[ほか書役3名. 押印]. 地番:960-1437番. 史料請求番号42F-1,30-1

11・1・3. 租税

29 [上地私墾畑物成取調書上扣ほか].

平等村事務所. 明治11.(1878).

1綴. 28cm. 表紙・後表紙なし. かぶせ綴. 綴目印(東山梨郡平等村之印ほか1). 罫紙:山梨県第二十六区平等村茶色10行罫.

内容:社寺上知一筆限取調簿など.

史料請求番号42F-1,27

11・1・4. 土地書入・売買

30 地所書入番号表 明治十四年三月廿二日

調査 東山梨郡平等村役所.

作成:平等村役所. 明治[]. 書込み下限:明治16.

1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 綴目印(平等村役所).

罫紙:無題茶色12行罫.

内題:地所書入奥印写一覧表.

史料請求番号42F-1,28

31 地所質入証書割印帳 山梨郡第八区山根邨.

平等村事務所. 明治7-8.(1874-75).

1冊. 27・5cm. 罫紙:無題青色8行罫.

史料請求番号42F-1,74

32 地所質・書入小拾帳 地所差抜用 [明治]

十六年七月後・同十七年六月迄.

平等村役所. 明治16-17.(1883-84).

1冊. 28cm.

史料請求番号42F-1,13

33 田一筆限り小拾帳 東山梨郡平等村山根耕地.

差出:地主深沢甚二郎[ほか証人1名. 押印].

宛名:戸長今川武邦. 明治12・2・15.(1879).

1通. 26・5cm. 綴目印. 罫紙:無題橙色8行罫.

その他の標題表示:売□四十二号(押印).

史料請求番号42F-1,78

34 田畑小拾帳 東山梨郡平等村山根耕地.

差出:売□深沢甚二郎^(マ)[ほか保証人1名. 押印].

宛名:戸長今川武邦. 明治12・2・9.(1879).

1通. 27cm. 綴目印. 罫紙:無題橙色10行罫.

その他の標題表示:十二年四十三号.

史料請求番号42F-1,79

35 畑宅地畑林成小拾帳.

作成:売渡人荻原志明[ほか買請人1名. 押印].

明治12推定.(1879).

1通. 27cm. 綴目印. 罫紙:無題橙色10行罫.

その他の標題表示:明治十二年第廿四号(押印).

史料請求番号42F-1,80

11・1・5. 財産処分

36 山下駒吉財産公売金収入簿 第一百七拾七号

明治十四年十二月 平等村役所.

作成:平等村役所. 明治14.(1881).

1冊. 26・5cm.かぶせ綴. 罫紙:平等村役所桃色13行罫. 史料請求番号42F-1,22

37 根津豊吉財産公売払下代金収入簿 第百八拾四号 平等村役所.

作成:平等村役所. 明治15.(1882).

1冊. 28cm.かぶせ綴. 罫紙:平等村役所桃色13行罫. 史料請求番号42F-1,23

38 [根津豊吉・山下駒吉身代限二付上申書ほか].

平等村役所. 明治14.(1881).

1綴. 27・5cm.表紙・後表紙なし.

内容:戸長上申書,財産取調受印滞願,財産取調書など,上申・滞願は墨消し.

史料請求番号42F-1,24

39 [身代限り財産取調帳ほか].

平等村役所. 明治7-12.(1874-79).

1綴. 27・5cm.横半帳を含む.表紙・後表紙なし.かぶせ綴.綴目印(東山梨郡平等村之印ほか1).

内容:広瀬親郷財産取調書ほか.一部破損.

史料請求番号42F-1,25

11・1・6. 地誌・地図

40 地誌取調書 明治十四年四月 東山梨郡平等村.

作成:平等村役所. 明治14.(1881).

1冊. 27・5cm.罫紙:平等村役所橙色13行罫.

史料請求番号42F-1,1-1

41 地誌編輯取調書 東山梨郡平等村.

作成:平等村役所. 明治14推定.(1881).

1冊. 27cm.綴目印.罫紙:平等村役所橙色13行罫. 史料請求番号42F-1,1-2

42 東山梨郡平等村略図.

作成:戸長代書役森義忠(押印). 明治14・4・28.(1881).

1枚. 36×38・5cm.一部破損.

史料請求番号42F-1,21

11・1・7. 墓地

43 檀家共同墓地調.

作成:平等村役所. 明治[].

1綴. 27・5cm.平等村役所茶色13行罫.付図共.

史料請求番号42F-1,26

11・2. 上万力村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

11・2・1. 土地

44 甲斐国山梨郡上万力村寺領検地野帳 上万力村.

上万力村. 明治[].

1冊. 24cm.後表紙なし.表紙破損.

内容:1.甲斐国山梨郡社領上知検地野帳 上万力村. 明治[]・4・17.戸長代永丈左衛門・副戸長代永十之丈.写.

2.甲斐国山梨郡寺領上知検地野帳 上万力村. 明治[]・4・17.戸長代永丈左衛門・副戸長同十之丈.写.

3.社寺領上知田畑小作入附書上帳.山梨郡第何区何村.32・5cm(横長半帳).

史料請求番号42F-1,39

十一筆限反別地価取調帳

45 一筆限反別地価取調帳 壹 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印:合. 地番:1-343番. 史料請求番号42F-1,38-1

46 一筆限反別地価取調帳 二 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印:合.

地番:344-753番. 史料請求番号42F-1,38-2

47 一筆限反別地価取調帳 三 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印:合. 地番:754-1108番. 史料請求番号42F-1,38-3

48 一筆限反別地価取調帳 四 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印なし.

地番:1109-1317番. 史料請求番号42F-1,38-4

49 一筆限反別地価取調帳 四 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印:引合.

地番:1109-1317番. 史料請求番号42F-1,38-5

50 一筆限反別地価取調帳 五 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印:引合.

地番:1318-1663番. 史料請求番号42F-1,38-6

51 一筆限反別地価取調帳 六 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印:合. 地番:1664-2068番. 史料請求番号42F-1,38-7

52 一筆限反別地価取調帳 七 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣

代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印:引合.

地番:2069-2499番. 史料請求番号42F-1,38-8

53 一筆限反別地価取調帳 八 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印(丸印).

地番:2500-2864番. 史料請求番号42F-1,38-9

54 一筆限反別地価取調帳 九 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印:合. 地番:2865-3101番. 史料請求番号42F-1,38-10

55 一筆限反別地価取調帳 十 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印(丸印).

地番:3102-3322番. 史料請求番号42F-1,38-11

56 一筆限反別地価取調帳 十一 山梨県第廿六区上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか副戸長・伍長惣代5名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地主押印.照合印:引合.

地番:3323-3717番. 史料請求番号42F-1,38-12

11・2・2. 地目変換・開墾

57 [地目変換願].

[上万力村役所]. 明治13-14.(1880-81).

1綴. 26・5cm.表紙・後表紙欠.罫紙:無題桃色10行罫.

綴はずれのもの綴穴をもとに目録作成者が1綴としたもの. 史料請求番号42F-1,68-3

58 開墾自訴書 明治十七年七月 上万力村役所.

上万力村役所. 明治17.(1884).

1冊. 28cm. 後表紙なし. 一部破損. 罫紙: 上万力村役所茶色13行罫ほか.

史料請求番号42F-1,52

59 開墾地年期明成功二付上申 東山梨郡上万力村.

差出: 戸長代永十之丈(押印). 宛名: 県令藤村紫朗代理山梨県少書記官内田忠雄. 明治17・2.(1884).

1通. 27・5cm. 表紙・後表紙なし. 綴目印. 罫紙: 上万力村役所茶色13行罫.

東山梨郡長進達付き. 山梨県令の指令は史料番号68-4かとも思われる. 史料請求番号42F-1,58

60 [期明二付徴税指令].

作成: 山梨県令藤村紫朗(押印). 明治17・8・18.(1884).

1通. 27cm. 罫紙: 山梨県橙色13行罫(片面). 史料番号58の末尾かとも思われる.

史料請求番号42F-1,68-4

61 荒地年期末起返二付継年期取調上申 東山梨郡上万力村.

差出: 戸長代永十之丈(押印). 宛名: 県令藤村紫朗代理山梨県少書記官内田忠雄. 明治17・2・2.(1884).

1通. 27・5cm. 表紙・後表紙なし. 継目印. 罫紙: 上万力村茶色13行罫.

山梨県令指令書とも. 史料請求番号42F-1,59-2

11・2・3. 地所売渡

† 地所売渡証書

62 [地所売渡証書ほか].

[上万力村役所]. 明治15-16.(1882-83).

1綴. 26・5cm. 表紙・後表紙なし. 地所売渡証書, 甲府浅川蔵版用紙など使用.

綴はずれのを綴穴をもとに目録作成者が番号順に1綴としたもの.

史料請求番号42F-1,68-2

63 [地所売渡証書ほか].

[上万力村役所]. 明治15-16.(1882-83).

1綴. 27・5cm. 表紙・後表紙なし. 綴は史料館.

内容: 地所売渡証書(午第44号). 一筆限小拾帳(未第5号). とともに上万力村の地所であって, 史料番号68-2の一部かとも思われるが, 文書番号が重複しており綴穴も異なるようなので, 別綴であったと推定したもの. 史料請求番号42F-1,68-1

11・2・4. 地租徴収

64 [地租徴収簿].

作成: [上万力村役所]. 明治[]. 書込み下限: 明治17.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 表紙欠. 後表紙・地小口破損. 罫紙: 上万力村役所茶色13行罫.

地小口表示: 畑地□. その他の標題表示: 徴.

フケ. 一部破損. 開披注意.

史料請求番号42F-1,89

11.3. 平等村外一箇村戸長役場文書

11・3・1. 土地

† 地価金合計帳

65 地価金合計帳 明治十八年度 東山梨郡平等村.

作成: 平等村外一箇村戸長役場(推定). 明治18頃推定.(1885).

1冊. 26・5cm. 罫紙: 無題藍色10行罫.

内容: 根津彦七以下. 史料請求番号42F-1,11

66 地価金合計帳 明治十八年度 東山梨郡上万力村.

作成: 平等村外一箇村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885).

1冊. 26・5cm. 罫紙: 無題青色10行罫.

内容: 辻庄左エ門分以下.

史料請求番号42F-1,45

† †
 67 畦畔除卸有租地編入願 東山梨郡平等村.
 差出:戸長代永十之丈[ほか地主総代5名.押印].宛名:山梨県知事山崎直胤.明治20.(1887).
 1冊. 27・5cm.後表紙なし.
 その他の標題表示:受付二月二日第五九六号.押印(代永).
 山梨県知事指令書とも. 史料請求番号42F-1,17

68 田畑・宅地・山林・芝地反別地価取調 明治十五年三月調 東山梨郡平等村(押印).
 平等村外一箇村戸長役場. 明治15-18.(1882-85).
 1冊. 28cm.後表紙なし.
 表紙印文:望月.その他の標題表示:突合,明治十九年八月,押印(大沢). 史料請求番号42F-1,18

69 合併地取調帳 東山梨郡平等村上岩下.
 差出:戸長代永十之丈[ほか旧上岩下村地主総代4名.押印]. 明治20・8.(1887).
 1冊. 27・5cm.後表紙なし.地主押印.
 表紙掛紙:田四畝二十九歩,十七円七十銭,四十四銭,畦畔有地成増.
 その他の標題表示:書抜済.
 史料請求番号42F-1,20

70 地価取調簿 上万力村分 明治十七年十一月 戸長役場.
 作成:平等村外一箇村戸長役場. 明治17.(1884).
 1冊. 26・5cm.上部欠損.罫紙:平等村・上万力村戸長役場茶色13行罫.
 内容:山下祐造分以下. 史料請求番号42F-1,44

71 地所差抜書類 明治十八年七月ヨリ十九年四月迄 上万力村.
 平等村外一箇村戸長役場. 明治18-19.(1885-86).
 1冊. 28cm.後表紙なし.後欠か.
 史料請求番号42F-1,55

11・3・2. 地券

† 地券名寄帳
 72 地券名寄帳 第四号落合組 東山梨郡平等村.
 作成:平等村外一箇村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885).
 1冊. 35cm.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.
 内容:荻原光太郎分以下. 史料請求番号42F-1,37

73 地券名寄帳 第八号山根組 東山梨郡平等村.
 作成:平等村外一箇村戸長役場(推定). 明治19頃推定.(1886).書込み下限:明治27.
 1冊. 35cm.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.
 内容:広瀬勝兵衛分以下. 史料請求番号42F-1,81

† †
 74 地券書換願 上万力村分 明治十七年 戸長役場.
 平等村外一箇村戸長役場. 明治22.(1889).
 1冊. 27cm. 史料請求番号42F-1,49

11・3・3. 地目変換・地価修正・開墾

75 荒地起返官有地・有祖地へ組込地目変換届 東山梨郡平等村.
 平等村外一箇村戸長役場. 明治17-21(1884-88).
 1冊. 28cm.後表紙欠.後欠.
 史料請求番号42F-1,14

† 脱落地有租地編入願(平等村落合組)

76 脱落地有租地編入願 東山梨郡平等村落合組.
 差出:戸長代永十之丈[ほか地主・隣地主・地主惣代5名.押印].宛名:山梨県知事山崎直胤. 明治20推定.(1887).
 1綴. 28cm.
 掛紙:落地田七歩(以下略).登載.受付二月二日,第六五一号.
 山梨県知事指令とも. 史料請求番号42F-1,32-1

77 脱落地有租地編入願 東山梨郡平等村落合組.

差出:戸長代永十之丈[ほか地主(永昌院)・^(傳)擅中惣代・隣地主・地主惣代9名,押印]. 明治20推定.(1887).

1綴. 28cm.

その他の標題表示:受付二月二日,第五六二号.

山梨県知事指令とも. 史料請求番号42F-1,32-2

78 地目変換地価修正寄筆限御届書 東山梨郡平等村旧落合村.

作成:[], 明治[].

1冊. 27cm.地主押印.

その他の標題表示:表紙共五十六枚,登載.

荻原音之助分以下. 史料請求番号42F-1,33

† 地目変換地価修正取調上申

79 地目変換地価修正取調上申 東山梨郡平等村落合.

差出:元戸長代永十之丈[ほか地主1名,押印]. 明治22・10・28.(1889).

1綴. 27・5cm.

その他の標題表示:扣. 史料請求番号42F-1,34

80 [地目変換地価修正取調上申].

作成:平等村外一箇村戸長役場(推定). 明治[].

1綴. 27・5cm.表紙・後表紙なし.持主押印.

内容:根津一秀分(上万力村).

史料請求番号42F-1,88

81 [地目変換地価修正取調上申 東山梨郡上万力村].

平等村外一箇村戸長役場. 明治19.(1886).

1綴. 28cm.表紙・後表紙なし.

史料請求番号42F-1,60

82 無年期開墾賦租願 東山梨郡上万力村.

差出:戸長代永十之丈[ほか地主総代5名,押印].宛名:山梨県知事山崎直胤. 明治20.(1887).

1通. 28cm.

その他の標題表示:受付二月二日第六六五号.

山梨県知事指令書とも.

史料請求番号42F-1,50

83 開墾一筆限帳 平等村正徳寺.

作成:平等村外一箇村戸長役場(推定). 明治19頃推定.(1886).

1冊. 28cm.地主押印.

内容:田形宅分以下.無年期開墾地一筆限追申帳扣とも. 史料請求番号42F-1,53

84 地目変換・開墾・分裂・合併・荒地願綴込 上万力村.

元平等村外一箇村戸長役場. 明治22.(1889).

1冊. 28・5cm.

内容:1.地所開墾願.

2.共有地連名簿(高橋善之甫外7人).

3.地目変換地価修正取調上申.

4・5.道路新築二付潰地ニ係ル地租免除之儀上申.

6.水害損地免租之義ニ付上申.

7.水害損地免租之義ニ付一筆限取調.

8.地目変換地価修正取調上申.

9.地目変換地価修正取調上申.

10・11.水害損地免租之義ニ付上申.

史料請求番号42F-1,54

85 荒地年期末起返ニ付継年期取調上申 東山梨郡平等村ノ内旧正徳寺.

作成:戸長萩原光太郎[ほか地主惣代1名,押印].宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治19・3.(1886).

1通. 27・5cm.後表紙なし.綴目印.

掛紙:荒地未起返ニ付.その他の標題表示:副.山梨県知事指令書とも. 史料請求番号42F-1,59-1

86 [荒地年期明地目変換起返ニ付取調上申ほか].

平等村外一箇村戸長役場. 明治19.(1886).

1綴(2通). 27・5cm.表紙・後表紙なし.

合綴:1.荒地年期明地目変換起返ニ付取調上申 東山梨郡上万力村.差出:地主代永だい(押印)・戸長萩原光太郎(押印).宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治19・3・15.(1886).1通. 27・5cm.綴目印.山梨県令指令書とも.

2.荒地年期明原地価ニ復シ難キニ付低価年期取調上申 東山梨郡上万力村.差出:地主山下真兵衛(押印). 明治19・3・15.(1886).1通. 27・5cm.綴目印.山梨県知事指令書とも.

史料請求番号42F-1,63

87 開墾地年期明成二付上申 東山梨郡上万力村.

平等村外一箇村戸長役場. 明治19.(1886).
1冊. 28cm.
表紙掛紙: 済 史料請求番号42F-1,64

88 無年期開墾地一筆限帳 東山梨郡平等村ノ内山根組 明治二十年初七日.

差出: 戸長代永十之丈[ほか平等村山ノ根組地主総代4名. 押印]. 明治20・7(1887).
1冊. 28cm. 地主押印.
その他の標題表示: 記載済.
内容: 雨宮沖右衛門分以下.
史料請求番号42F-1,71

† 無願開墾地々価修正上申書(旧山根村)

89 無願開墾地々価修正上申書 東山梨郡平等村ノ内旧山根村.

差出: 戸長荻原光太郎[ほか地主総代2名].
宛名: 山梨県令藤村紫朗. 明治[].
1冊. 27・5cm. 持主押印.
内容: 宮本治平分以下. 史料請求番号42F-1,72-1

90 無願開墾地々価修正上申書 東山梨郡平等村ノ内旧山根村.

差出: 戸長荻原光太郎[ほか地主総代2名].
宛名: 山梨県令藤村紫朗. 明治[].
1冊. 27・5cm. 持主押印.
内容: 宮本治平分以下. 史料請求番号42F-1,72-2

† †

91 地目変換取調帳 東山梨郡平等村旧矢坪村 明治二十年第七月日.

差出: 戸長代永十之丈[ほか地主惣代4名. 押印]. 明治20・8・29.(1887).
1冊. 28cm. 地主押印.
その他の標題表示: 書抜済.
内容: 古屋八郎右衛門分以下.
史料請求番号42F-1,85

92 有租地御組込之義二付上申 東山梨郡平等村ノ内正徳寺組 明治廿年九月.

差出: 戸長代永十之丈[ほか地押総代・隣地主など12名. 押印]. 宛名: 山梨県知事山崎直

胤. 明治20・9.(1887).

1通. 27・5cm. 後表紙なし. 綴直しは史料館.
地主(村持)押印.

その他の標題表示: 受付二月二日, 第五九七号. 山梨県令指令とも. 史料請求番号42F-1,86

† 野取絵図帳

93 野取絵図帳 東山梨郡上万力村.

作成:[]. 明治[].
1綴. 27・5cm.
2丁めに「戸長」と書込みあり.
内容: 中沢藤右エ門分以下. 史料番号51-3,51-6と同じ.
史料請求番号42F-1,51-1

94 野取絵図帳 東山梨郡上万力村.

作成:[]. 明治[].
1綴. 27・5cm.
1丁め裏に「戸長」と書込あり.
内容: 根津源甫分以下. 史料番号51-4と同じ.
史料請求番号42F-1,51-2

95 野取絵図帳 東山梨郡上万力村.

作成:[]. 明治[].
1綴. 28cm.
内容: 中沢藤右エ門分以下. 史料番号51-1,51-6に同じ.
史料請求番号42F-1,51-3

96 野取絵図帳 東山梨郡上万力村.

作成:[]. 明治[].
1綴. 28cm. かぶせ綴あと.
内容: 根津源甫分以下. 史料番号51-2に同じ.
史料請求番号42F-1,51-4

97 野取絵図帳 東山梨郡上万力村.

作成:[]. 明治[].
1綴. 28cm.
内容: 中村岩吉分以下. 史料請求番号42F-1,51-5

98 野取絵図帳 東山梨郡上万力村.

作成:[]. 明治[].
1綴. 28cm. 2丁め欠.
内容: 中沢藤右エ門分以下. 史料番号51-1,51-3と同じ.
史料請求番号42F-1,51-6

11・3・4. 丈量・地押検査

†地押二係ル地主誓約書

99 地押二係ル地主誓約書 上万力村.

作成:地主惣代山下司馬作[ほか地主惣代・地主253名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.継目印.

史料請求番号42F-1,61-1

100 地押二係ル地主誓約書 平等村.

作成:地主惣代根津茂周[ほか地主惣代・地主402名.押印]. 明治[].

1冊. 26・5cm.継目印.

史料請求番号42F-1,61-2

101 地主総代出務簿 平等村・上万力村.

作成:平等村外一箇村戸長役場. 明治[].

1冊. 26cm.罫紙:平等村・上万力村戸長役場赤色12行罫.

史料請求番号42F-1,62

102 青梅往還道敷一筆限取調 平等村・上万力村.

平等村外一箇村戸長役場. 明治22.(1889).

1冊. 27・5cm.罫紙:平等村・上万力村戸長役場赤色13行罫.

史料請求番号42F-1,65

†地押検査二付御質問ノ条項ニ対スル答書

103 [地押検査二付御質問ノ条項ニ対スル答書ほか].

平等村外一箇村戸長役場(推定). 明治[].

1綴. 27・5cm.罫紙:平等村・上万力村戸長役場赤色12行罫.

内容:1.地押検査二付御質問条項ニ対スル答書.

差出:平等村地主総代人.

2.地価反金仕出表(平等村正徳寺組・落合組・上岩下組・山ノ根組・矢坪組)

史料請求番号42F-1,66-1

104 地押検査二付御質問条項ニ対スル答書.

平等村外一箇村戸長役場. 明治[].

1通. 27・5cm.罫紙:平等村・上万力村戸長役場赤色12行罫.

戸長・整理委員・上万力村地主惣代より答書草案.

史料請求番号42F-1,66-2

105 丈量誤謬訂正願 東山梨郡平等村ノ内山根組.

差出:戸長代永十之丈[ほか地主総代・地主6名.押印].宛名:山梨県知事山崎直胤.[明治20].(1887).

1冊. 28cm.綴目印.

その他の標題表示:書拔済.受付二月二日,第五二号.山梨県知事指令とも.

史料請求番号42F-1,75

11・3・5. 書入質入公証

†地所書入質入公証目録

106 平等村地所書入質入公証目録.

作成:平等村外一箇村戸長役場. 明治[].

書込み下限:明治20.

1冊. 27cm.罫紙:平等村・上万力村戸長役場赤色12行罫.

史料請求番号42F-1,4

107 上万力村地所書入質入公証目録.

作成:平等村外一箇村戸長役場. 明治[].

書込み下限:明治20.

1冊. 27・5cm.罫紙:平等村・上万力村戸長役場茶色12行罫.

史料請求番号42F-1,56

108 公証改正二付地所売買・譲渡書券届 明治十八年三月 東山梨郡上万力村役場.

平等村外一箇村戸長役場. 明治11-18.(1878-1885).

1冊. 28cm.

史料請求番号42F-1,57

11・4. 平等村外一箇村組合役場文書

11・4・1. 土地

- 109 雑地集計 畑・山林・原野・池沼 上万力村.
作成:平等村外一箇村組合役場. 明治[].
書込み下限:明治41.
1冊. 27・5cm. 平等村・上万力村組合役場
地租修正名寄帳用紙使用.
内表紙の表示:土地集計 畑之部 上万力村.
内容:今沢正春分以下. 史料請求番号42F-1,43

11・4・2. 地価・地租

†地価修正一筆限取調帳(平等村落合)

- 110 地価修正一筆限取調帳 第壹号 東山梨郡
平等村落合.
作成:平等村外一箇村組合役場(推定). 明
治[].
1冊. 27・5cm. 地価修正一筆限取調用紙使用.
その他の標題表示:読中村, 扣広セ. 読佐藤, 扣中
沢.
地番:5-200番. 史料請求番号42F-1,31-1

- 111 地価修正一筆限地価取調帳 第貳号 東山
梨郡平等村落合.
作成:平等村外一箇村組合役場(推定). 明
治[].
1冊. 27・5cm. 地価修正一筆限取調用紙使用.
その他の標題表示:謄写, 読穀象, 扣喜作. 中沢読,
佐藤控.
地番:201-400番. 史料請求番号42F-1,31-2

- 112 地価修正一筆限地価取調帳 第参号 東山
梨郡平等村落合.
作成:平等村外一箇村組合役場(推定). 明
治[].
1冊. 27・5cm. 地価修正一筆限取調用紙使用.
掛紙:落三号帳写.
その他の標題表示:中沢控, 佐藤読. 読中村喜作,
扣広セ穀象.
地番:401-600番. 史料請求番号42F-1,31-3

- 113 地価修正一筆限地価取調帳 第四号・第五
号 東山梨郡平等村落合.
作成:平等村外一箇村組合役場(推定). 明
治[].
1冊. 27・5cm. 地価修正一筆限取調用紙使用.
その他の標題表示:中沢読, 佐藤控.
地番:601-831番. 史料請求番号42F-1,31-4

†地価修正一筆限取調帳(上万力村)

- 114 地価修正一筆限取調帳 第拾壹号・第拾七
号 東山梨郡上万力郷.
作成:平等村外一箇村組合役場(推定). 明
治[].
1冊. 27・5cm. 地価修正一筆限取調用紙使用.
掛紙:読中村喜, 扣広瀬殺. その他の標題表示:中
沢読, 佐藤扣.
地番:2010-2068,3230ノ13番.
史料請求番号42F-1,47

†地価修正一筆限取調帳(平等村山根)

- 115 地価修正一筆限取調帳 第壹号 東山梨郡
平等村山根 一.
作成:平等村外一箇村組合役場(推定). 明
治[].
1冊. 27・5cm. 地価修正一筆限取調用紙使用.
その他の標題表示:中沢読, 佐藤控.
地番:1-178番. 史料請求番号42F-1,70-1

- 116 地価修正一筆限取調帳 第貳号 東山梨郡
平等村山根 二百.
作成:平等村外一箇村組合役場(推定). 明
治[].
1冊. 27・5cm. 地価修正一筆限取調用紙使用.
その他の標題表示:中沢読, 佐藤控.
地番:214-400番. 史料請求番号42F-1,70-2

- 117 地価修正一筆限取調帳 第参号 東山梨郡
平等村山根 四百.
作成:平等村外一箇村組合役場(推定). 明

- 治[]。
1冊. 27・5cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
その他の標題表示:中沢読,佐藤読。
地番:401-600番。 史料請求番号42F-1,70-3
- 118 地価修正一筆限取調帳 第四号 東山梨郡
平等村山根 六百。
作成:平等村外一箇村組合役場(推定)。明
治[]。
1冊. 27・5cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
その他の標題表示:中沢読,佐藤扣。
地番:601-788番。 史料請求番号42F-1,70-4
- 119 地価修正一筆限取調帳 第五号 東山梨郡
平等村山根 八百。
作成:平等村外一箇村組合役場(推定)。明
治[]。
1冊. 28cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
その他の標題表示:中沢扣,佐藤読。
地番:806-1000番。 史料請求番号42F-1,70-5
- 120 地価修正一筆限取調帳 第六号 東山梨郡
平等村山根 千。
作成:平等村外一箇村組合役場(推定)。明
治[]。
1冊. 27・5cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
その他の標題表示:中沢読,佐藤扣。
地番:1001-1200番。 史料請求番号42F-1,70-6
- 121 地価修正一筆限取調帳 第七号 東山梨郡
平等村山根 千二百。
作成:平等村外一箇村組合役場(推定)。明
治[]。
1冊. 27・5cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
その他の標題表示:中沢読,佐藤読。
地番:1201-1400番。 史料請求番号42F-1,70-7
- 122 地価修正一筆限取調帳 第八号 東山梨郡
平等村山根 千四百。
作成:平等村外一箇村組合役場(推定)。明
治[]。
1冊. 27・5cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
その他の標題表示:中沢読,佐藤控。
- 地番:1401-1600番。 史料請求番号42F-1,70-8
- 123 地価修正一筆限取調帳 第拾号 東山梨郡
平等村山根 千八百。
作成:[]。明治[]。
1冊. 27・5cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
その他の標題表示:中沢読,佐藤扣。
地番:1801-1956番の1番。
史料請求番号42F-1,70-9
- †地価修正一筆限取調帳(平等村矢坪)
- 124 地価修正一筆限取調帳 第三号 東山梨郡
平等村矢坪。
作成:[]。明治[]。
1冊. 27・5cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
表紙・後表紙に平等村・上万力村戸長役場赤
色13行罫の裏を使用。
その他の標題表示:中沢読,佐藤扣,下読中村毅象,
上控中村喜作。
地番:401-600番。 史料請求番号42F-1,84-1
- 125 地価修正一筆限取調帳 第四号 東山梨郡
平等村矢坪。
作成:[]。明治[]。
1冊. 27・5cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
表紙・後表紙に平等村・上万力村戸長役場赤
色13行罫の裏を使用。
その他の標題表示:読佐藤,扣中沢,謄写読毅象,
扣喜作。 史料請求番号42F-1,84-2
- 126 地価修正一筆限取調帳 第五号 東山梨郡
平等村矢坪。
作成:[]。明治[]。
1冊. 27・5cm.地価修正一筆限取調用紙使用。
表紙に選挙人名簿用紙(選挙人名簿用紙は
甲府市内藤活版所印行)の裏を使用。
その他の標題表示:読中沢,扣佐藤,読中村喜作,
扣広セ毅象。
地番:801-1000番。
フケ。一部開披不可。 史料請求番号42F-1,84-3
- † †
- 127 [地価修正一筆限取調帳カ]。
作成:平等村外一箇村組合役場(推定)。明

治[]].

1冊. 28・5cm.表紙欠.地主押印.

内容:字原之前第九番古屋せん分以下.

史料請求番号42F-1,51-7

128 土地名寄帳差抜控 明治参拾貳年四月起
主任.

平等村外一箇村組合役場. 明治32-40.(1899-1907).

1冊. 27cm.罫紙:平等村・上万力村組合役場
赤色13行罫. 史料請求番号42F-1,12

†各人別反別地価地租集計帳

129 各人別反別地価地租集計帳 第壹号 平等
村.

作成:[平等村外一箇村組合役場]. 明治28
推定.(1895).書込み下限:明治40.

1冊. 28・5cm.地租等名寄帳用紙使用.

内容:根津彦七分以下. 史料請求番号42F-1,8-1

130 各人別反別地価地租集計 第貳号 平等村.
作成:[平等村外一箇村組合役場]. 明治28
推定.(1895).書込み下限:明治40.

1冊. 28cm.地租等名寄帳用紙使用.

その他の標題表示:除冊.四十二年四月一日整理.

内容:近江とら分以下. 史料請求番号42F-1,8-2

131 各人別反別地価地租集計帳 上万力村.

作成:平等村外一箇村組合役場(推定). 明
治[].書込み下限:明治41.

1冊. 28cm.地租修正名寄帳用紙・地租等名
寄帳用紙使用.

内容:今沢正春分以下. 史料請求番号42F-1,40

†田租集計

132 田租集計 上万力村.

作成:平等村外一箇村組合役場. 明治[].
明治41.

1冊. 28cm.平等村・上万力村組合役場地租
修正名寄帳用紙使用.

内表紙の表示:土地集計 田之部 上万力村.

内容:今沢正春分以下. 史料請求番号42F-1,42

133 田租集計 平等村.

作成:[平等村外一箇村組合役場]. 明治37
推定.(1904).書込み下限:明治41.

1冊. 27・5cm.平等村・上万力村組合役場地
租修正名寄帳用紙使用.

内容:伊藤栄作分以下 史料請求番号42F-1,10

† †

134 郡村宅地租集計 平等村.

作成:[平等村外一箇村組合役場]. 明治37
推定.(1904).

1冊. 28cm.平等村・上万力村組合役場地租
修正名寄帳用紙使用.

内容:伊藤金次郎以下. 史料請求番号42F-1,9

†増徴地租計帳

135 壹筆限増徴地租計帳 全 畑・宅地・雑地
明治参拾壹年法律第参拾貳号 上万力村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm.罫紙:松本税務管理局茶色12行
罫(片面).同局地価修正帳用紙使用.検算済
の押印欄などあり,同局職員が押印.

中表紙の表示:増徴地租額通知書.

史料請求番号42F-1,48

136 増徴地租計算帳 全 一筆限明治参拾壹年
法律等参拾貳号 上岩下・矢坪・落合・山根・
正徳寺 宅地・雑地・畑 平等村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm.罫紙:松本税務管理局茶色12行
罫(片面).同局黒色増徴地租額通知書用紙
使用.検・算出ほかの押印欄あり,同局職員
が押印.

史料請求番号42F-1,2

†地価修正帳

137 地価修正帳 貳冊之内其壹 明治参拾壹年
法律等参拾壹号 落合・正徳寺・上岩下 平
等村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm.罫紙:松本税務管理局茶色12行
罫(片面).同局地価修正帳用紙使用.検・集
算済ほかの押印欄あり,同局職員が押印.

史料請求番号42F-1,3-1

138 地価修正帳 式冊之内其式 明治参拾壹年
法律等参拾貳号 矢坪・山根 平等村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm. 罫紙:松本税務管理局茶色12行
罫(片面). 同局地価修正帳用紙使用. 検・集
算済ほかの押印欄あり, 同局職員が押印.

史料請求番号42F-1,3-2

139 地価修正帳 全 明治参拾壹年法律第三十
一号 上万力村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm. 罫紙:松本税務管理局茶色12行
罫(片面). 同局地価修正帳用紙使用. 検・集
算の押印欄あり, 同局職員が押印.

史料請求番号42F-1,46

11・4・3. 建家

140 [建家売渡約定証ほか].

平等村外一箇村組合役場. 明治25.(1892).

1綴. 26・5cm. 表紙・後表紙なし.

内容:建家売渡約定証. 建物引潰并運搬受負証書.
領収書. 石積石運と受負証書その他瓶・行荷など
の証.

史料請求番号42F-1,67

12. 山梨県東山梨郡加納岩町役場文書目録 (37X6-2)

目 次

解 題

12・1. 加納岩村(町)役場文書/1889年(明治22)― ……………p.50

12・1・1. 国税 1

12・1・2. 兵事 2―4

12・1・3. 学事 5

12・1・4. 荷物 6―7

〈参考〉

12・2. 日下部村外二箇村戸長役場・後屋敷村役場文書/1884年(明治17)― ……………p.50

12・2・1. 戸籍 8―9

解 題

歴史 本文書群の出所である加納岩村(町)は、甲府盆地の北東、笛吹川中流左岸(西岸)と支流おも重川が合流する平坦地にあり、平等村、上万力村とは笛吹川を挟んで東西に分かれている。かつては青梅街道、秩父還郷が通り、現在はJR中央本線が横断している。現在の山梨市南部に位置し市役所が所在するなど同市の中心部である。近世では栗原筋に属し、かみかのがわ上神内川村、しもかのがわ下神内川村、上石森村、下石森村、大野村の5か村に分かれていた。『旧高旧領取調帳』によれば、それぞれ村高が、616石余、476石余、520石余、400石余、699石余であった。

明治維新後、この地域は、甲府県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)から山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に山梨郡第十二区、1876年(明治9)に山梨県第二十六区となり、1878年(明治11)の山梨郡の分画に際しては、東山梨郡に属した。この間、1874年(明治7)6月29日に上・下石森村が石森村に、翌75年(明治8)1月には上・下神内川村が神内川村に、それぞれ合併、改称し、さらに同75年7月5日には、神内川村、石森村、大野村3か村が合併して加納岩村となった。加納岩村の面積は東西約30町・南北約35町であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、1875年の「村事務所」、78年(明治11)の「村役所」を経て、1884年(明治17)の「戸長役場」となるが、戸長役場の設置にあたっては、日下部村、後屋敷村との3村による聯合戸長役場が組織され、日下部村加納岩村後屋敷村戸長役場(目録本文の表記にあたっては名称を日下部村外二箇村戸長役場に統一した)と称し、役場を後屋敷村に置いた。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては、3村は単独で施行しそれぞれ別に役場を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891(明治24)年の戸口(現住戸数・本籍人口)は加納岩村が408戸、2721人、後屋敷村は、207戸、1465人であった。加納岩村の地租改正後(1875年(明治8))の地租は3600円88銭7厘、反別は田163町9反2畝21歩・畑99町4畝20歩・宅地39町3反4畝17歩・竹藪3反9畝23歩・林28町4反3畝16歩・芝地1町8畝19歩・合計332町2反3畝26歩、後屋敷村は地租2061円83銭6厘、反別は田77町9反5畝27歩・畑73町7反9畝19歩・宅地22町4反9畝2歩・竹藪1反7畝4歩・林30町6反4畝22歩・合計205町6畝14歩である。

その後、加納岩村は、1932(昭和7)年4月1日に町となり、1954年7月1日、後屋敷村とともに、平等村と上万力村が合併した山梨村、日下部町、八幡村、岩手村、日川村と合併し山梨市となり、現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1962年度に故紙業者から購入した北海道利尻郡鬼脇村役場文書(37X6)に混入していたものであるが、出所を異にする文書群であることが判明したので、分離して本集に収録することとし、枝番号(37X6-2)を付してして独立した文書群とした。ただし、他の山梨県下市町村役場文書がすべて1966-67年度の購入であることを考えると、本文書群もはたして1962年購入であったかどうか、結論を留保しておいた方がよいかもしれない。このなかには後屋敷村の文書2点が混入していることも分かった。この伝来は不明であるので、いまのところ〈参考〉として本文書群に付加して収録した。また、『史料総覧』の山梨県東山梨郡平等村上万力村組合役場文書(本集所収11.)の項には、加納岩村などの文書が混在していると記したが、精査した結果、龍岡村その他の文書であることが判明した(本集11.解題を参照)。

数量は9点、書架延長は0.1m未満である。

史料の概要 この文書群は、鬼脇村役場文書に少数混入していたものであって、加納岩村(町)役場分は、町村制施行以降の史料という以外に格別な特徴がない。文書群の史料集積時期は、後屋敷村を含めて聯合戸長役場・組合役場以降で、明示されている限りの史料の年次としては、1886年(明治19)から1911年(明治44)に至っているが、実際の年代幅はさらに広いはずである。

後屋敷村関係分とも、目録編成を次のように行った。まず、第1次項目として設定したのは、加納岩村(町)役場文書(12・1。7点)および参考とした日下部村外二箇村戸長役場・後屋敷村役場文書(12・2。2点)である。12・1加納岩村(町)役場文書は、国税納入・兵員招集事務・馬匹徴発文書などで、第2次項目は、国税、兵事、学事、荷物である。このうち、「直接国税総納額簿」は、同村の文書であるとの確証がない。12・2日下部村外二箇村戸長役場・後屋敷村役場文書は、

戸籍(後屋敷村関係)のみである。

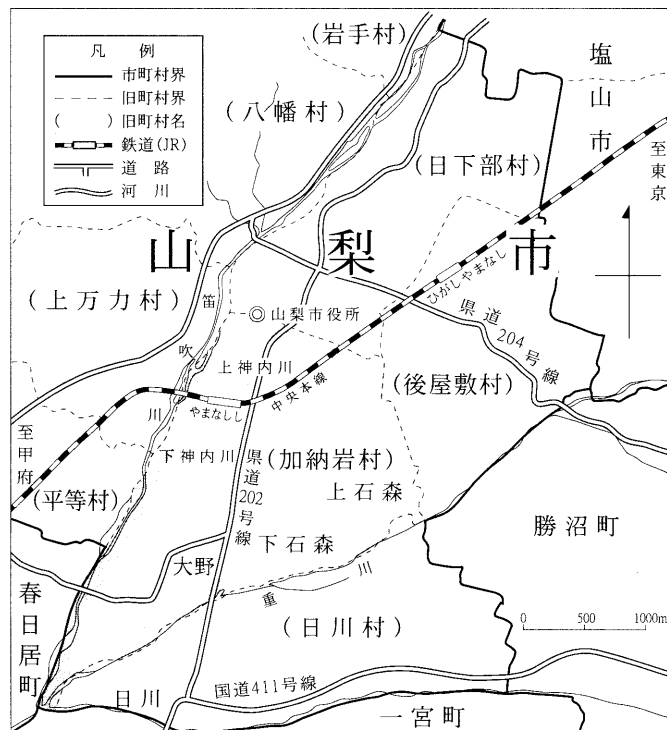
関係史料 戦後の町村合併後、旧村役場文書は山梨市発足の際に、集中管理せず旧村役場庁舎に留め置かれ処分され、あるいは庁舎を農協、公民館に転用し、また改築するに当たって廃棄されたといわれる。その際、加納岩村(町)議会議事録が選別され、現在、市史編さん室で保存管理されている(「山梨市役所所蔵旧町村行政文書目録」)。この中には、本文書群と重なる性格のものはない。

このほか「その1」所収、2.山梨県韭崎市役所文書目録には、現在は同じ山梨市内にある八幡村役所文書1点が含まれている。

参考文献

- ・山梨市誌編さん委員会『山梨市史』、行政編、山梨市、1985年。

図6 加納岩村(町)役場管内要図



12・1. 加納岩村(町)役場文書

12・1・1. 国税

1 [直接国税総額簿].

差出:[] . [].

1冊. 26・5cm. 表紙欠. 山梨県直接国税総額用紙(推定)使用.

内容:イノ部第1号ーシノ部第155号. 全て加納岩村現住者であるが同村文書との確証はない.

史料請求番号37X6-2,102-5

12・1・2. 兵事

2 充員召集令状ヲ本人ニ代リテ受取りタル者ノ心得.

作成:[] . [].

1袋. 26・5cm. 袋のみ. 本文欠落. 加納岩村役場名寄帳用紙の裏を返して使用.

その他の標題表示:使用ノ目的, 令状交付スル時令状ニ添へ交付フルモノトス.

史料請求番号37X6-2,102-7

3 応徴馬匹名簿.

作成:[] . []. 書込み下限:大正7.

1綴. 28cm. 表紙・後表紙なし. 応徴馬匹名簿用紙使用.

内容:加納岩村分. 史料請求番号37X6-2,102-6

4 馬匹徴発伝達書 差遣順亭第壹部(上神内川).

作成:[] . [].

1袋. 24cm. 袋のみ. 本文欠落.

その他の標題表示:秘(朱書). 五枚(掛紙).

史料請求番号37X6-2,102-1

12・1・3. 学事

5 [小学校就学者名簿].

作成:加納岩町役場(推定). []. 書込み下限:昭和21.

1綴.(6枚). 28cm. 同一用紙の文書を集めたもの. 綴りは史料館. 就学者名簿用紙(推定. 甲府市三井印行)使用.

内容:上神内川鈴木康分ほか.

史料請求番号37X6-2,102-8

12・1・4. 荷物

6 送状(粉石灰拾駄).

差出:堀内好太郎. 宛名:加納岩村役場. 明治44・11・17.(1911).

1通. 30cm. 送状用紙使用.

史料請求番号37X6-2,102-9

7 荷物明細書.

差出:丹沢商店. 宛名:加納岩合資会社. 明治44・11・14.(1911).

1通. 15×39cm. 銅鉄商丹沢商店荷物明細書用紙使用.

内容:平板の送付書. 史料請求番号37X6-2,102-3

<参考> 12・2. 日下部村外二箇村戸長役場・後屋敷村役場文書

12・2・1. 戸籍

8 [古屋治作戸籍下附ニ付請求].

差出:渡辺新次郎. 宛名:東山梨郡後屋敷村戸長役場. 明治19・1・10.(1886).

1通. 21cm. 史料請求番号37X6-2,102-2

作成:後屋敷村役場(推定). []. 書込み下限:昭和15.

1通. 28cm. 編綴痕あり. 戸籍簿用紙使用. 記載中断. 書損じか.

史料請求番号37X6-2,102-4

9 [古屋国太郎ほか戸籍].

13. 山梨県東八代郡一宮村役場引継文書目録(41J)

目 次

解 題

13・1. 国立村外二箇村戸長役場文書 /1884年(明治17)―1889年(明治22) ……………p.56

13・1・1. 土地 1―2

† 異動地申告書

13・2. 国立村外二箇村組合役場文書 /1889年(明治22)― ……………p.56

13・2・1. 土地 3

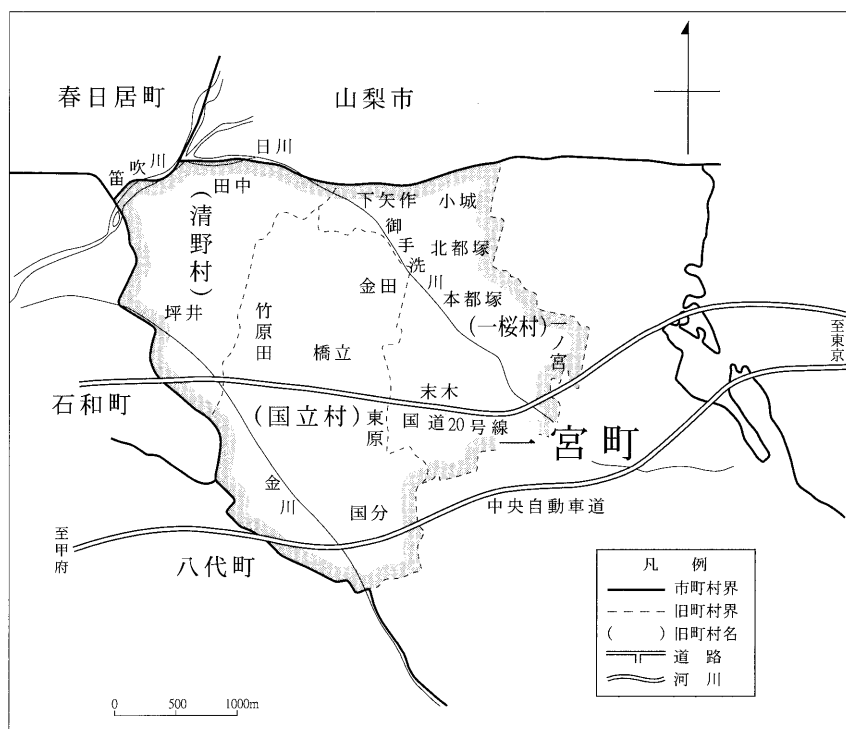
解 題

歴史 一宮村は、1903年(明治36)9月25日にいちおう村、くにたて、きよの、一桜村、国立村、清野村が合併して成立した村である。この地域は、山梨県のほぼ中央部にあって、笛吹川支流日川、金川が合流する扇状地であり、甲州街道に接している。幕領期には、おおいさわ、もとみやごが、きたみやづか、大石和筋に属し、一の宮、本都塚、北都塚、末木、小城、下矢作、国分、橋立、東原、竹原田、金田、坪井、田中の各村に分かれていた。このうち、1874年(明治7)に国分村以下5か村は12月7日合併して国立村に、一の宮村以下の6か村は、12月9日合併して一桜村に、坪井村、田中村は翌1875年(明治8)4月23日合併して清野村となった。一桜村は東西12町10間・南北22町30間、国立村は東西15町・南北25町、清野村は東西18町4間・南北20町であった。

1884年(明治17)の「戸長役場」の設置に際しては、3村による聯合戸長役場が組織され、国立村一桜村清野村戸長役場(目録本文の表記にあたっては名称を国立村外二箇村戸長役場に統一した)と称し、役場を国立村金田組に置いた。

1889年(明治22)、それぞれに市制町村制を単独で施行したが、引続き三村の組合役場を組織した。『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891(明治24)年の戸口(現住戸数・本籍人口)は国立村が289戸、907人、一桜村が、334戸、2154人、清野村が225戸、1271人であった。国立村の地租改正後(1875年(明治8))の地租は2393円68銭、反別は田82町3畝15歩・畑146町1反1畝26歩・宅地23町7反24歩・竹藪2町8反7畝15歩・林36町3反1畝29歩・芝地1町3反2畝8歩・合計292町3反7畝17歩、一桜村は地租3421円11銭1厘、反別は田113町5反4畝18歩・畑105町4反2畝4歩・

図7 国立村外二箇村組合役場管内要図



宅地29町7畝11歩・竹藪1町3畝2歩・林1町2反5畝20歩・合計250町3反2畝25歩、清野村は、地租1603円9銭7厘、反別は田82町3反6畝23歩・畑40町2反8畝15歩・宅地11町9反4歩・竹藪17歩・林6町4反8畝18歩・合計141町4畝17歩である。

合併した一宮村は、さらに1954年12月10日、浅間村、相興村と合併し、一宮町となり、現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は、「東八代郡一之宮村役場書類」であったが、史料集積年代の下限からすると、一宮村合併年次までは下がらない。ただ、一宮村時代の末期に役場外に流出したものと推定されるので、『史料総覧』では、「一宮村役場引継文書」とした。本集でもこの文書群名を踏襲した。

数量は3点のみで、書架延長は0.2mである。

史料の概要

この文書群の史料集積時期は戸長役場期末期から組合役場発足時の1889年(明治22)前後と推定される。史料に表示された年次も1887年(明治20)から89年(明治22)に至る短期間である。

少数の文書群であるが、目録編成の第1次項目としては、国立村外二箇村戸長役場文書(13・1。2点)、国立村外二箇村組合役場文書(13・2。1点)を設定した。第2次項目は、いずれも土地のみで、文書名は、「異動地申告書」「地価修正一筆限取調簿」である。

参考文献

・一宮町誌編纂委員会編『一宮町誌』、資料編とも、1967-68年。

13・1. 国立村外二箇村戸長役場文書

13・1・1. 土地

† 異動地申告書

1 [異動]地申告書 一桜二冊ノ内二号 国立 村外二村戸長役場。

国立村外二箇村戸長役場。明治20.(1887)。

1冊。26cm. 四ツ目綴。

内容:明治十九年中無年期開墾地旧下矢作, 地所
合併願書、誤謬訂正願、税落地有租地租組込願書、

地目変換願一筆限帳(小城組)など。

史料請求番号41J,2

2 異動地申告書 清野村田中。

国立村外二箇村戸長役場。明治20.(1887)。

1冊。26cm. 四ツ目綴。表紙・後表紙欠。

内容:明治十九年地目変換地価修正一筆限御届書,
誤謬訂正願など。 史料請求番号41J,3

13・2. 国立村外二箇村組合役場文書

13・2・1. 土地

3 地価修正一筆限取調簿 一桜村一之宮・末 木・本都塚。

作成:国立村外二箇村組合役場。明治22.(1
889)。

1冊。26cm. 四ツ目綴。 史料請求番号41J,1

14. 山梨県西八代郡古関村役場文書目録(41H)

目 次

解 題

14・1. 古関村事務所・村役所文書 /—1884年(明治17)	p.62
14・1・1. 土地 1—16	†一筆限反別地価取調帳 †地券台帳
14・2. 瀬戸村事務所文書 /—1878年(明治11)	p.63
14・2・1. 土地 17—19	†一筆限反別地価取調帳
14・3. 中ノ倉村事務所文書 /—1878年(明治11)	p.63
14・3・1. 土地 20—23	†一筆限反別地価取調帳
14・4. 釜額村事務所文書 /—1878年(明治11)	p.64
14・4・1. 土地 24—32	†一筆限地所取調簿 †地券台帳
14・5. 大磯小磯村事務所・村役所文書 /—1884年(明治17)	p.65
14・5・1. 土地 33—57	†一筆限反別地価取調帳 †地券台帳
14・6. 根子村事務所・村役所文書 /—1884年(明治17)	p.67
14・6・1. 土地 58—74	†地券台帳 †一筆限反別地価取調簿 †名寄帳
14・7. 古関村外八箇村戸長役場文書 /1884年(明治17)—1889年(明治22)	p.69
14・7・1. 土地 75—101	†名寄帳(中ノ倉村) †地券名寄帳(釜額村) †地券名寄帳 †地券名寄帳(大磯小磯村) †地所書入質入公証目録
14・8. 古関村役場文書 /1889年(明治22)—	p.72
14・8・1. 土地 102—127	†土地名寄帳(大字瀬戸) †名寄総計帳 †土地名寄帳(大字根子) †土地名寄帳(大字古関) †土地名寄帳(大字磯) †土地名寄帳(大字中ノ倉) †地租名寄帳

解 題

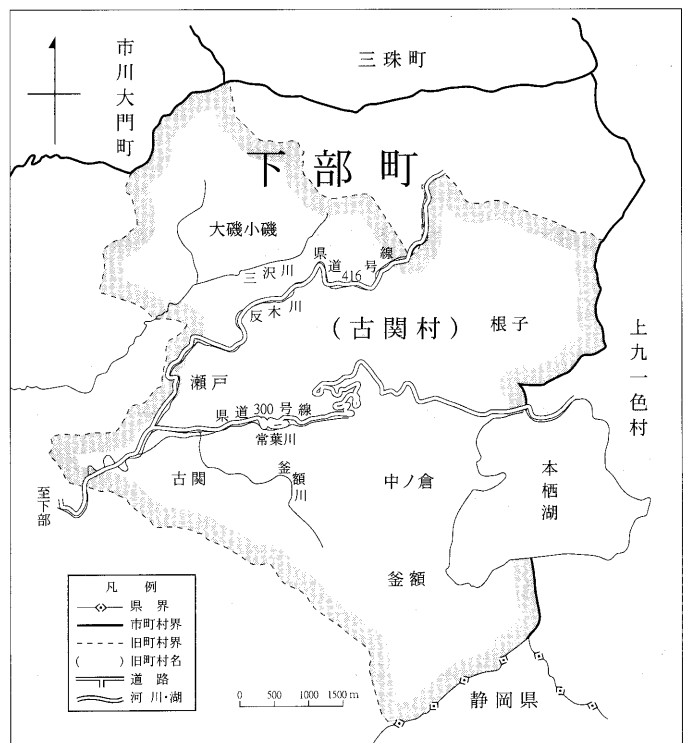
歴 史 1889年(明治22)、市制町村制の施行により成立した古関村は、古関、根子、瀬戸、中ノ倉、釜額、大磯小磯の6か村の合併によって成立したものである。この6か村は、近世後期では、いずれも、東河内領に属している。各村は御坂山地の西麓にあり、このうち、口留番所があった古関村と中ノ倉村は常葉川(古関川)流域にある。根子村、瀬戸村は常葉川のさらに支流反木川流域にある。釜額村は古関川左岸支流沿いにあり、東端は本栖湖に接する。大磯小磯村も富士川支流三沢川沿いにある。この地域は、駿州街道の道筋に当たり、東の駿州往還、西の駿州中道往還に繋がっていた。大小区制期には、八代郡第十三～十四区、ついで山梨県第二十区に属し、1878年(明治11)の八代郡の分画に際し

ては、西八代郡に属した。

各村の村政機構は、1875年(明治8)の「村事務所」を経て、1878年(明治11)に「村役所」となり、1880年(明治13)1月29日の聯合戸長の配置に際しては、根子・大磯小磯両村に戸長1名、瀬戸・釜額・古関・中ノ倉4村に戸長1名が置かれた。1884年(明治17)の「戸長役場」の設置に際しては、6か村に加え道村、水船村、芝草村3か村(いずれも後に合併して久那土村の一部となる)による聯合戸長役場が組織され、古関村外八ヶ村戸長役場(目録本文の表記にあたっては名称を古関村外八箇村戸長役場に統一した)と称し、役場を古関村に置いた。市制町村制の施行にあたっては古関村以下の6か村は合併し、旧村を大字として村役場を古関に置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、合併した古関村の面積は東西約4里・南北

図8 古関村役場管内要図



約3里であり、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は308戸、1751人であった。地租改正後(1875年(明治8))の地租は633円76銭2厘(内、古関村239円1銭6厘、釜額村46円1銭4厘、中ノ倉村67円4銭2厘、瀬戸村81円58銭8厘、根子村114円38銭2厘、大磯小磯村85円72銭)、6か村の総反別は田42町8反4畝13歩・畑138町2反9畝12歩・宅地8町9反1畝・切替畑99町7反2畝28歩・竹藪5反7畝8歩・林289町5反5畝18歩・芝地103町5反7畝3歩・合計683町4反7畝20歩である。

その後、1954年11月3日、^{しもくいしき}下九一色村の折戸、八坂を編入、1956年9月3日、^{しもべ}下部町、^{くなど}久那土村、共和村と合併して、^{しもべ}下部町となってその北東部を占め、現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。

数量は127点、書架延長は4mである。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、古関村に合併した6か村の各「村事務所・村役所」期から、8か村の聯合「戸長役場」期、「古関村役場」期に及び、史料の年次としては、1876年(明治9)年から1895(明治28)年に至っている。ただしその後の書き込み下限が1914年(大正3)に及んでいるものもある。

内容は、以下に見る通り、土地、地租、地券に関するもののみである。目録編成の第1次項目は、6か村の各村の村事務所・村役所、連合戸長役場、合併後の村役場とした。すなわち古関村事務所・村役所文書(14・1。16点)、瀬戸村事務所文書(14・2。3点)、中ノ倉村事務所文書(14・3。4点)、釜額村事務所文書(14・4。9点)、大磯小磯村事務所・村役所文書(14・5。25点)、根子村事務所・村役所文書(14・6。17点)、古関村外八箇村戸長役場文書(14・7。27点)、古関村役場文書(14・8。26点)をとした。第2次項目はすべ

て土地である。主として「一筆限反別地価取調帳」「地券台帳」「地券名寄帳」「名寄総計帳」「土地名寄帳」などである。

関連史料 下部町には、旧古関村役場文書は保存されていない。現古関支所の文書庫にも、本文書群の集積時期と重なる文書は無く、町村制施行前後の文書としては、「分間地図副本」「分間地図調製ニ関スル書類」などが保存されている。

参考文献

・下部町誌編纂委員会編『下部町誌』下部町、1981年。

14.1. 古関村事務所・村役所文書

14.1.1. 土地

†一筆限反別地価取調帳

1 一筆限反別地価取調帳 一 山梨県第二 区八代郡古関村.

差出:戸長内藤兵左衛門[ほか副戸長・伍長・
地主総代17名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫
朗. 明治9・12.(1876).書込み下限:明治18.
1冊. 34・5cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:1-780番. 史料請求番号41H,11-1

2 一筆限反別地価取調帳 二 山梨県第二十 区八代郡古関村.

差出:戸長内藤兵左衛門[ほか副戸長・伍長・
地主総代17名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫
朗. 明治9・12.(1876).書込み下限:明治18.
1冊. 34・5cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:782-1652番. 史料請求番号41H,11-2

3 一筆限反別地価取調帳 三 山梨県第二十 区八代郡古関村.

差出:戸長内藤兵左衛門[ほか副戸長・伍長・
地主総代17名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫
朗. 明治9・12.(1876).書込み下限:明治18.
1冊. 34・5cm. かぶせ綴. 地主押印. 掛紙痕.
地番:1653-2444番. 史料請求番号41H,11-3

4 一筆限反別地価取調帳 四 山梨県第二十 区八代郡古関村.

差出:戸長内藤兵左衛門[ほか副戸長・伍長・
地主総代17名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫
朗. 明治9・12.(1876).書込み下限:明治18.
1冊. 34・5cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:2445-3116番. 史料請求番号41H,11-4

5 一筆限反別地価取調帳 五 山梨県第二十 区八代郡古関村.

差出:戸長内藤兵左衛門[ほか副戸長・伍長・
地主総代17名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫
朗. 明治9・12.(1876).書込み下限:明治18.

1冊. 34・5cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:3117-3646番. 史料請求番号41H,11-5

6 一筆限反別地価取調帳 六 山梨県第二十 区八代郡古関村.

差出:戸長内藤兵左衛門[ほか副戸長・伍長・
地主総代17名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫
朗. 明治9・12.(1876).書込み下限:明治18.
1冊. 34・5cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:3647-4268番. 史料請求番号41H,11-6

7 一筆限反別地価取調帳 七 山梨県第二十 区八代郡古関村.

差出:戸長内藤兵左衛門[ほか副戸長・伍長・
地主総代17名. 押印]. 明治9・12.(1876).書
込み下限:明治18.
1冊. 34・5cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:4269-4743番. フケ. 一部開披不可.

史料請求番号41H,11-7

8 一筆限反別地価取調帳 八 山梨県第二十 区八代郡古関村.

差出:戸長内藤兵左衛門[ほか副戸長・伍長・
地主総代17名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫
朗. 明治9・12.(1876).書込み下限:明治18.
1冊. 34・5cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:4744-5202番. 史料請求番号41H,11-8

†地券台帳

9 山梨県甲斐国西八代郡古関村地券台帳 第 一.

作成:古関村役所(推定). 明治[] . 書込
み下限:明治21.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
その他の標題表示:但し第八号迄.

地番:1-781番. 史料請求番号41H,7-1

10 山梨県甲斐国西八代郡古関村地券台帳 第 二.

- 作成:古関村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治21.
1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
その他の標題表示:第二番帳突合セ済. 九月二十九日赤池英□・山田瀬平(掛紙).
地番:782-1652番. 史料請求番号41H,7-2
- 11 山梨県甲斐国西八代郡古関村地券台帳 第三.
作成:古関村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治21.
1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
地番:1653-2444番. 史料請求番号41H,7-3
- 12 山梨県甲斐国西八代郡古関村地券台帳 第四.
作成:古関村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治21.
1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
地番:2445-3116番. 史料請求番号41H,7-4
- 13 山梨県甲斐国西八代郡古関村地券台帳 第五.
作成:古関村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治20.
1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
地番:3117-3646番. 史料請求番号41H,7-5
- 14 山梨県甲斐国西八代郡古関村地券台帳 第六.
作成:古関村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治20.
1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
地番:3647-4268番. 史料請求番号41H,7-6
- 15 山梨県甲斐国西八代郡古関村地券台帳 第七.
作成:古関村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治21.
1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
地番:4269-4743番. 史料請求番号41H,7-7
- 16 山梨県甲斐国西八代郡古関村地券台帳 第八.
作成:古関村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治21.
1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
地番:4744-5202番. 史料請求番号41H,7-8

14・2. 瀬戸村事務所文書

14・2・1. 土地

十一筆限反別地価取調帳

- 17 一筆限反別地価取調帳 壹 山梨県第貳拾区瀬戸村.
作成:瀬戸村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:1-600番. 史料請求番号41H,14-1
- 18 一筆限反別地価取調帳 貳 山梨県第貳拾区瀬戸村.
作成:瀬戸村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
表紙の表示は後筆か.
地番:1308-2268番. 史料請求番号41H,14-3

作成:瀬戸村事務所(推定). 明治[].

1冊. 28cm. かぶせ綴. 後表紙破損. 地主押印.
地番:601-130[7]番. 史料請求番号41H,14-2

- 19 一筆限反別地価取調帳 [三] 西八代郡瀬戸村.

作成:瀬戸村事務所(推定). 明治[].

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.

表紙の表示は後筆か.

地番:1308-2268番. 史料請求番号41H,14-3

14・3. 中ノ倉村事務所文書

14・3・1. 土地

十一筆限反別地価取調帳

20 一筆限反別地価取調帳 卍 山梨県第二十区中之倉村。

作成:中之倉村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 一部虫破損. 地主押印.
地番:1-616番.

開披注意. 史料請求番号41H,13-1

21 一筆限反別地価取調帳 弍 山梨県第廿区中之倉村。

作成:中之倉村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:617-1011番. 史料請求番号41H,13-2

22 一筆限反別地価取調帳 五 山梨県第廿区中之倉村。

作成:中之倉村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治19.

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:2156-2562番. 史料請求番号41H,13-3

23 一筆限反別地価取調帳 六 山梨県第二十区中之倉村。

作成:中之倉村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:2563-2978番. 史料請求番号41H,13-4

14.4. 釜額村事務所文書

14.4.1. 土地

† 一筆限地所取調簿

24 一筆限地所取調簿 第壹号 山梨県第二十区[釜額村].

作成:釜額村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27.5cm. 四ツ目綴. 地主押印.

地番:1-500番. 史料請求番号41H,12-1

25 一筆限地所取調簿 第貳号 山梨県第二十区[釜額村].

作成:釜額村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27.5cm. 四ツ目綴.

地番:501-1000番. 史料請求番号41H,12-2

26 一筆限地所取調簿 第[三]号 山梨県第貳拾区釜額村.

作成:釜額村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27.5cm. 四ツ目綴.

地番:1001-1500番. 史料請求番号41H,12-3

27 [一]筆限地所取調簿 [第四号 山梨県第二十区]釜額村.

作成:釜額村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27.5cm. 四ツ目綴.

地番:1501-2036番. 史料請求番号41H,12-4

† 地券台帳

28 甲斐国八代郡釜額村地券台帳 第壹号.

作成:釜額村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治20.

1冊. 26.5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:但シ五号迄. 組換濟, 押印(渡辺). 後表
紙の表示:第[一]号.

地番:1-400番. 史料請求番号41H,8-1

29 甲斐国八代郡釜額村地券台帳 第貳号.

作成:釜額村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治20.

1冊. 26.5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:組換濟, 押印(渡辺). 後表紙の表示:第
貳号.

地番:401-800番. 史料請求番号41H,8-2

30 甲斐国八代郡釜額村地券台帳 第三号.

作成:釜額村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治20.

1冊. 26.5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:組換濟, 押印(渡辺). 後表紙の表示:[第
三]号.

地番:801-1200番. 史料請求番号41H,8-3

31 甲斐国八代郡釜額村地券台帳 第四号.

作成:釜額村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治20.
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
後表紙の表示:第四号.
地番:1201-1600番. 史料請求番号41H,8-4

32 甲斐国八代郡釜額村地券台帳 第五号.
作成:釜額村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治21.
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
後表紙の表示:第五号.
地番:1601-2035, 1297番. 史料請求番号41H,8-5

14・5. 大磯小磯村事務所・村役所文書

14・5・1. 土地

十一筆限反別地価取調帳

33 一筆限反別地価取調帳 [一] 山梨県[第
二十区]大磯小磯村.
作成:大磯小磯村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治19.
1冊. 28cm. かぶせ綴. 表紙破損. 地主押印.
表紙掛紙:[]十^(楕円)□, 押印(今福). 本文末尾の記事:
戸長岡本源右衛門[ほか副戸長・地所取調人・
伍長総代5名, 押印].
地番:1-783番. 史料請求番号41H,16-1

34 一筆限反別地価取調帳 二 山梨県第二十
区大磯小磯村.
作成:大磯小磯村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治20.
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:784-1387番. 史料請求番号41H,16-2

35 一筆限反別地価取調帳 三 山梨県第二十
区八代郡大磯小磯村.
作成:大磯小磯村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治20.
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:1388-2032番. 史料請求番号41H,16-3

36 一筆限反別地価取調帳 四 山梨県第二十
区大磯小磯村.
作成:大磯小磯村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治20.
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
本文末尾の記事:戸長田中源右衛門[ほか副戸長・
地所取調人・伍長惣代5名, 押印].

地番:2333-2625番. 史料請求番号41H,16-4

37 一筆限反別地価取調帳 五 山梨県第二十
区八代郡大磯小磯村.
作成:大磯小磯村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治20.
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:2626-3165番. 史料請求番号41H,16-5

38 一筆限反別地価取調帳 六 山梨県第二十
区大磯小磯村.
作成:大磯小磯村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:3166-3479番. 史料請求番号41H,16-6

39 一筆限反別地価取調帳 七 山梨県第二十
区大磯小磯村.
作成:大磯小磯村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:3480-3949番. 史料請求番号41H,16-7

40 [一筆限反別地価取調帳 八 山梨県第二十
区大磯小磯村].
作成:大磯小磯村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 表紙欠. 地主押印.
地番:3950-4361番. 史料請求番号41H,16-8

41 [一筆限反別地価取調帳 九 山梨県第二十
区大磯小磯村].
作成:大磯小磯村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 表紙欠. 地主押印.
地番:4362-4743番. 史料請求番号41H,16-9

†地券台帳

42 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第壹号.

作成:[大磯小磯村役所]. [明治14].(1881).

書込み下限:明治21.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.後表紙なし.後欠か.地券台帳用紙使用.

表紙掛紙:但第拾六号迄.読合済,組替済,押印(渡辺).

地番:1-400番. 史料請求番号41H,10-1

43 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第貳号.

作成:[大磯小磯村役所]. [明治14].(1881).

書込み下限:明治21.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地券台帳用紙使用.

表紙掛紙:読合済,組替済,押印(渡辺).

地番:401-783番. 史料請求番号41H,10-2

44 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第三番 明治拾四歳第一月日.

作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書

込み下限:明治21.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地券台帳用紙使用.

表紙掛紙:読合済,組替済,押印(渡辺).

地番:784-1081番. 史料請求番号41H,10-3

45 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第四番 明治十四歳第一月廿二日.

作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書

込み下限:明治20.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地券台帳用紙使用.

表紙掛紙:読合済,組替済,押印(渡辺).

地番:1082-1387番. 史料請求番号41H,10-4

46 甲斐国西八代郡大磯小磯村地[券台帳] 第五番 明治十年月[].

作成:[大磯小磯村役所]. [明治14].(1881).

書込み下限:明治21.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.表紙破損.後表紙欠.地券台帳用紙使用.

地番:1388-1775番. 史料請求番号41H,10-5

47 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第六番.

作成:[大磯小磯村役所]. [明治14].(1881).

書込み下限:明治21.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地券台帳用紙使用.

その他の標題表示:本県西八代郡古関村大字大磯小磯.

地番:1776-2032番. 史料請求番号41H,10-6

48 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第七番 明治十四已歳第一月廿二日.

作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書

込み下限:明治20.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.綴目印.地券台帳用紙使用.

表紙掛紙:読合済,組替済,押印(渡辺).

地番:2033-2306番.

一部虫損.開披注意. 史料請求番号41H,10-7

49 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第八番 明治十四已歳第一月廿二日.

作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書

込み下限:明治20.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.綴目印.地券台帳用紙使用.

地番:2307-2625番. 史料請求番号41H,10-8

50 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第九番 明治十四已歳第一月廿二日.

作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書

込み下限:明治20.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.綴目印.地券台帳用紙使用.

地番:2626-2907番. 史料請求番号41H,10-9

51 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第十番 明治十四已歳第一月廿二日.

作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書

込み下限:明治20.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.綴目印.地券台帳用紙使用.

表紙掛紙:読合済,組替済,押印(渡辺).

地番:2908-3165番. 史料請求番号41H,10-10

- 52 甲斐国西八代郡大磯小磯邨地券台帳 第拾壹番 明治十四歳第一月廿二日。
作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書込み下限:明治20.
1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:読合済,組替済,押印(渡辺).
地番:3166-3479番. 史料請求番号41H,10-11
- 53 甲斐国西八代郡大磯小磯邨地券台帳 第拾貳番 明治十四巳歳第一月廿二日。
作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書込み下限:明治20.
1冊. 26・5cm.かぶせ綴.綴目印.地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:[読合済,組替]済,押印(渡辺).
地番:3480-3711番. 史料請求番号41H,10-12
- 54 甲斐国西八代郡大磯小磯邨地券台帳 第拾三番 明治十四巳歳第一月廿二日。
作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書込み下限:明治16.
1冊. 26・5cm.かぶせ綴.綴目印.地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:読合済,組替済,押印(渡辺).
地番:3712-3949番. 史料請求番号41H,10-13
- 55 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第拾四番 明治十四歳第一月廿二日。
作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書込み下限:明治21.
1冊. 26・5cm.かぶせ綴.後表紙欠.地券台帳用紙使用.掛紙痕.
地番:3950-4361番. 史料請求番号41H,10-14
- 56 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第拾五番 明治十四歳第一月日。
作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書込み下限:明治20.
1冊. 26・5cm.かぶせ綴.綴目印.表紙一部破損.後表紙欠.地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:読合済,組替済,押印(渡辺).奥書:帳簿取調人竹藤八十彦[ほか3名]. 明治十四年第一月日。
地番:4353-4581番. 史料請求番号41H,10-15
- 57 甲斐国西八代郡大磯小磯村地券台帳 第拾六番 明治十四巳歳第一月廿二日。
作成:[大磯小磯村役所]. 明治14.(1881).書込み下限:明治20.
1冊. 26・5cm.かぶせ綴.綴目印.地券台帳用紙使用.
地番:4582-4742番. 史料請求番号41H,10-16

14・6. 根子村事務所・村役所文書

14・6・1. 土地

十一筆限反別地価取調簿

- 58 一筆限反別地価取調簿 一・二 第一番ヨリ第千三十五番迄 山梨県第貳拾区根子村。
作成:根子村事務所(推定). 明治[]。書込み下限:明治18。
1冊. 27cm.四ツ目綴.地主押印。
史料請求番号41H,15-1

- 59 一筆限反別地価取調簿 三・四 第千三十六番ヨリ第二千九十一番迄 山梨県第廿区根子村。
作成:根子村事務所(推定). 明治[]。書

込み下限:明治18.

1冊. 27cm.四ツ目綴.地主押印.

史料請求番号41H,15-2

- 60 一筆限反別地価取調簿 五・六 第二千九十二番ヨリ第三千九番迄 山梨県第廿区根子村。
作成:根子村事務所(推定). 明治[]。書込み下限:明治18。
1冊. 27cm.四ツ目綴.地主押印。
史料請求番号41H,15-3

- 61 一筆限反別地価取調簿 七・八 第三千百

十番ヨリ第三千九百七十四番迄 山梨県第
廿区根子村。

作成:根子村事務所(推定). 明治[]。書
込み下限:明治19。

1冊. 27cm.四ツ目綴.地主押印。

史料請求番号41H,15-4

62 一筆限反別地価取調簿 九・十 [第]三千
九百七十五番より第四千六百廿九番迄 山
梨県第廿区根子村。

作成:根子村事務所(推定). 明治[]。書
込み下限:明治19。

1冊. 27cm.四ツ目綴.地主押印。

史料請求番号41H,15-5

†名寄帳

63 名寄帳 [巻]号 西八代郡根子村。

作成:[]。明治[]。書込み下限:明
治20。

1冊. 27cm.四ツ目綴.紙見出し付き.地券台
帳用紙使用。

内容:小松捻松分以下。 史料請求番号41H,21-1

64 名寄帳 弐号 西八代郡根子村。

作成:[]。明治[]。書込み下限:明
治20。

1冊. 27cm.四ツ目綴.紙見出し付き.地券名
寄帳用紙使用。

内容:小松松右エ門分以下。

史料請求番号41H,21-2

65 名寄帳 附録 西八代郡根子村。

作成:[]。明治[]。書込み下限:明
治19。

1冊. 27・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.地券
名寄帳用紙使用。

後表紙の表示:根子村蔵本。

内容:赤池忠左エ門分以下。

史料請求番号41H,21-3

†地券台帳

66 甲斐国西八代郡根子邨地券台帳 第壹号
明治十二年十二月。

作成:[根子村役所]. 明治12.(1879).書込み
下限:明治20。

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.地券台帳用紙使用。

その他の標題表示:但シ九号迄。

地番:1-356番。

史料請求番号41H,9-1

67 甲斐国西八代郡根子邨地券台帳 第二号
明治拾二年十二月。

作成:[根子村役所]. 明治12.(1879).書込み
下限:明治20。

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.地券台帳用紙使用。

表紙掛紙:九年ヨリ十七年迄.組換濟,押印(渡辺)。

地番:357-1035番。

史料請求番号41H,9-2

68 甲斐国西八代郡根子邨地券台帳 第三号
明治拾二年十二月。

作成:[根子村役所]. 明治12.(1879).書込み
下限:明治21。

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.地券台帳用紙使用。

表紙掛紙:九年ヨリ十七年迄テ.組換濟,押印(渡
辺)。

地番:1036-1775番。

史料請求番号41H,9-3

69 甲斐国西八代郡根子邨地券台帳 第四号
明治拾二年十二月。

作成:[根子村役所]. 明治12.(1879).書込み
下限:明治21。

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.地券台帳用紙使用。

表紙掛紙:[九年]ヨリ十七年迄.組換濟,押印(渡
辺)。

地番:1776-2191番。

史料請求番号41H,9-4

70 甲斐国西八代郡根子邨地券台帳 第五号
明治拾二年十二月。

作成:[根子村役所]. 明治12.(1879).書込み
下限:明治21。

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.地券台帳用紙使用。

表紙掛紙:九年ヨリ十七年迄テ.組換濟,押印(渡
辺)。

地番:2192-2607内1番。

史料請求番号41H,9-5

71 甲斐国西八代郡根子邨地券台帳 第六号
明治拾二年十二月。

作成:[根子村役所]. 明治12.(1879).書込み
下限:明治21.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:[九年]ヨリ十七年迄テ.組換済,押印
(渡辺).

地番:2674-3109番. 史料請求番号41H,9-6

72 甲斐国西八代郡根子邨地券台帳 第七号
明治拾二年十二月.

作成:[根子村役所]. 明治12.(1879).書込み
下限:明治21.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:[九年ヨリ]十七年迄テ.[組換]済,押印
(渡辺).

地番:3110-3535番 史料請求番号41H,9-7

73 甲斐国西八代郡根子邨地券台帳 第八号
明治十二年十二月.

作成:[根子村役所]. 明治12.(1879).書込み
下限:明治21.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:九年ヨリ十七年迄テ.組換済,押印(渡
辺).

地番:3536-3974番. 史料請求番号41H,9-8

74 甲斐国西八代郡根子邨地券台帳 第九号
明治拾二年十二月.

作成:[根子村役所]. 明治12.(1879).書込み
下限:明治20.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.地券台帳用紙使用.
表紙掛紙:[九年]ヨリ十七年迄.組換済,押印(渡
辺).

地番:3975-4629番. 史料請求番号41H,9-9

14・7. 古関村外八箇村戸長役場文書

4・7・1. 土地

† 地券名寄帳

75 [地券名寄帳 十二冊之内一番 西八代郡
古関村一伍].

差出:書役担当伊藤丈右衛門[ほか名寄委員
6名.押印].宛名:古関村外八ヶ村戸長宮沢
俊策. 明治18・12.(1885).書込み下限:明治2
0.

1冊. 28cm.かぶせ綴.表紙欠.前欠か.紙見出
し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:渡辺幸作分の前以下.

史料請求番号41H,17-1

76 地券名寄帳 十二冊之内二番 西八代郡古
関邨二伍.

差出:書役担当伊藤丈右衛門[ほか名寄委員
6名.押印].宛名:古関村外八ヶ村戸長宮沢
俊策. 明治18・12.(1885).書込み下限:明治2
0.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名
寄帳用紙使用.

内容:渡辺重左衛門分以下.

史料請求番号41H,17-2

77 地券名寄帳 十二冊之内五番 西八代郡古
関村五伍.

差出:書役担当伊藤丈右衛門[ほか名寄委員
6名.押印].宛名:古関村外八ヶ村戸長宮沢
俊策. 明治18・12.(1885).書込み下限:明治2
1.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名
寄帳用紙使用.

内容:伊達安太部分以下. 史料請求番号41H,17-3

78 地券名寄帳 十二冊之内六番 西八代郡古
関邨六伍.

差出:書役担当伊藤丈右エ門[ほか名寄委員
6名.押印].宛名:古関村外八ヶ村戸長宮沢
俊策. 明治18・12.(1885).書込み下限:明治2
1.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名
寄帳用紙使用.

内容:伊藤七郎右エ門分以下.

史料請求番号41H,17-4

79 地券名寄帳 十二冊之内七番 西八代郡古関村七伍.

差出:書役担当伊藤丈右工門[ほか名寄委員6名.押印].宛名:古関村外八ヶ村戸長宮沢俊策. 明治18・12.(1885).書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:伊藤治左衛門分以下.

史料請求番号41H,17-5

80 地券名寄帳 十二冊之内八番 西八代郡古関邨八伍.

差出:書役担当伊藤丈右工門[ほか名寄委員6名.押印].宛名:古関村外八ヶ村戸長宮沢俊策. 明治18・12.(1885).書込み下限:明治19.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

後表紙の表示:古関村蔵書.

内容:伊藤弥七工門分以下.

史料請求番号41H,17-6

81 地券名寄帳 十二冊之内十一番 西八代郡釜額邨・瀬戸村.

差出:書役担当伊藤丈右工門[ほか名寄委員6名.押印].宛名:古関村外八ヶ村戸長宮沢俊策. 明治18・12.(1885).書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:赤池一志分以下. 史料請求番号41H,17-7

82 地券名寄帳 十二冊之内十二番 西八代郡古関村古関学校外三口.

差出:書役担当伊藤丈右工門[ほか名寄委員6名.押印].宛名:古関村外八ヶ村戸長宮沢俊策. 明治18・12.(1885).

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:古関学校分以下. 史料請求番号41H,17-8

† †

83 名寄帳 第貳番 瀬戸村.

差出:名寄取調委員赤池由松[ほか4名.押印].宛名:古関外八ヶ村戸長宮沢俊策. 明治18・11・8.(1885).書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:赤池伊三郎分以下. 史料請求番号41H,20

† 地券名寄帳(大磯小磯村)

84 地券名寄帳 第五番 西八代郡大磯小磯村.

作成:名寄取調委員伊藤豊兵衛[ほか6名.押印]. 明治19・1.(1886).書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:赤池大蔵分以下. 史料請求番号41H,22-1

85 地券名寄帳 第六番 西八代郡大磯小磯邨.

作成:名寄取調委員伊藤豊兵衛[ほか6名.押印]. 明治19・1.(1886).書込み下限:明治20.

1冊. 27cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:内藤甚左工門分以下.

史料請求番号41H,22-2

86 地券[名寄帳] 第七番 [西八代郡大磯小磯邨].

作成:名寄取調委員伊藤豊兵衛[ほか6名.押印]. 明治19・1.(1886).書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.表紙破損.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:赤池豊脩分以下. 史料請求番号41H,22-3

87 地券名寄帳 第八番 西八代郡大磯小磯邨.

作成:名寄[取]調委員伊藤豊兵衛[ほか6名.押印]. 明治19・1.(1886).書込み下限:明治20.

1冊. 27cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:小林兼兵衛分以下. 史料請求番号41H,22-4

† 名寄帳(中ノ倉村)

88 名寄帳 壹 中野倉村.

作成:担当赤池宗治郎[ほか名寄委員3名.押印]. 明治19・2.(1886).書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.地主押印.
内容:赤池甚右エ門分以下.

史料請求番号41H,19-1

89 名寄帳 弐 中野倉村.

作成:[担当赤池宗治郎ほか名寄委員3名.押印](推定). 明治19・2.(1886).書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.地主押印.

内容:赤池市良左エ門分以下.

史料請求番号41H,19-2

90 名寄帳 三 中ノ倉村.

作成:[担当赤池宗治郎ほか名寄委員3名.押印](推定). 明治19・2(推定).(1886).書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.地主押印.

内容:赤池和一分以下. 史料請求番号41H,19-3

91 名寄帳 附録 中ノ倉邨.

作成:[担当赤池宗治郎ほか名寄委員3名.押印](推定). 明治19・2.(1886).書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.地券名寄帳用紙使用.地主押印.

内容:赤池甚右エ門分以下.

史料請求番号41H,19-4

†地券名寄帳(釜額村)

92 地券名寄帳 第壹号 西八代郡釜額村.

作成:名寄取調委員赤池貞重[ほか2名.押印]. 明治[].書込み下限:明治19.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:赤池正市分以下. 史料請求番号41H,18-1

93 地券名寄帳 第貳号 西八代郡釜額村.

作成:名寄取調委員赤池貞重[ほか2名.押印]. 明治[].書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名

寄帳用紙使用.

内容:赤池桂三分以下. 史料請求番号41H,18-2

94 地券名寄帳 第参号 西八代郡釜額村.

作成:名寄取調委員赤池貞重[ほか2名.押印]. 明治[].書込み下限:明治20.

1冊. 28cm.かぶせ綴.紙見出し付き.地券名寄帳用紙使用.

内容:赤池甚右エ門分以下.

史料請求番号41H,18-3

†地所書入質入公証目録

95 地所書入質入公証目録 西八代郡古閑村.

作成:古閑村外八箇村戸長役場(推定). 明治[].書込み下限:明治22.

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.地租名寄帳用紙使用.地小口表示:公証,古.

地番:1-5202番.

史料請求番号41H,24

96 地所書入質入公証目録 西八代郡釜額村.

作成:古閑村外八箇村戸長役場. 明治[].書込み下限:明治20.

1冊. 26cm.かぶせ綴.罫紙:古閑村外八ヶ村戸長役場桃色12行罫.地券名寄帳用紙使用.後表紙の表示:古閑村外八ヶ村戸長宮沢俊策.地小口表示:釜.

地番:1-2036番.

史料請求番号41H,25

97 地所書質入公証目録 西八代郡中之倉村.

作成:古閑村外八箇村戸長役場. 明治[].書込み下限:明治21.

1冊. 26cm.かぶせ綴.罫紙:古閑村外八ヶ村戸長役場桃色12行罫.地券名寄帳用紙使用.後表紙の表示:戸長宮沢俊策.地小口表示:公証,中.

地番:1-2907番.

史料請求番号41H,26

98 地所書質入公証目録 西八代郡瀬戸村.

作成:古閑村外八箇村戸長役場. 明治[].書込み下限:明治20.

1冊. 27cm.かぶせ綴.地券名寄帳用紙使用.後表紙の表示:古閑村外八ヶ村戸長宮沢俊策.地小口表示:瀬.

地番:1-2268番. 史料請求番号41H,27

99 地所書質入公証目録 西八代郡根子村.

作成:古関村外八箇村戸長役場. 明治[].

書込み下限:明治21.

1冊. 26cm.かぶせ綴.綴目印.罫紙:古関村外八ヶ村戸長役場桃色12行罫.地券名寄帳用紙使用.

後表紙の表示:戸長宮沢俊策.地小口表示:公証,根.

地番:1-4629番. 史料請求番号41H,28

100 地所書質入公証目録 西八代郡大磯小磯村.

作成:古関村外八箇村戸長役場. 明治[].

書込み下限:明治22.

1冊. 27cm.かぶせ綴.地券名寄帳用紙使用.

後表紙の表示:古関村外八ヶ村戸長宮沢俊策.

地小口表示:公証,磯.

地番:1-4745番. 史料請求番号41H,29

† †

101 落地有租地工御組込願 西八代郡瀬戸村.

古関村外八箇村戸長役場. 明治20.(1887).

1冊. 27cm.四ツ目綴. 史料請求番号41H,30

14.8. 古関村役場文書

14.8.1. 土地

† 名寄総計帳

102 名寄総計帳 第壹号 古関邨.

作成:古関村役場. 明治23.(1890).

1冊. 26.5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.

内容:地所名寄古関全総計.地所名寄名々総計(大字古関). 史料請求番号41H,1-1

103 名寄総計帳 第貳号 古関邨.

作成:[古関村役場]. 明治23.(1890).

1冊. 26.5cm.四ツ目綴.

内容:地所名寄名々総計(大字釜額・中倉・瀬戸).

史料請求番号41H,1-2

104 名寄総計帳 第参号 古関邨.

作成:[古関村役場]. 明治23.(1890).書込み下限:明治26.

1冊. 26.5cm.四ツ目綴.

内容:地所名寄名々総計(大字根子・大磯小磯).

史料請求番号41H,1-3

† 土地名寄帳(大字古関)

105 土地名寄帳 古関邨大字古関 第壹号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治27.

1冊. 26.5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:渡辺治右エ門分以下.

史料請求番号41H,2-1

106 土地名寄帳 古関邨大字古関 第貳号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治27.

1冊. 26.5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:若狭金兵衛分以下. 史料請求番号41H,2-2

107 土地名寄帳 古関[村大字古関] 第参号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治27.

1冊. 26.5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:土橋安右エ門分以下.

史料請求番号41H,2-3

108 土地名寄帳 古関邨大字古関 第四号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治28.

1冊. 26.5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:伊藤安太郎分以下. 史料請求番号41H,2-4

109 土地名寄帳 古関邨大字古関 第五号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下

限:明治27.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:伊藤治左エ門分以下.

史料請求番号41H,2-5

110 土地名寄帳 古関邨大字古関 第六号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治26.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:赤池正市分以下. 史料請求番号41H,2-6

†土地名寄帳(大字中ノ倉)

111 土地名寄帳 古関邨大字中之倉 第壹号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治27.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:赤池甚右衛門分以下.

史料請求番号41H,3-1

112 土地名寄帳 古関邨大字中之倉 第貳号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治28.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:赤池与右エ門分以下.

史料請求番号41H,3-2

†土地名寄帳(大字瀬戸)

113 土地名寄帳 古関邨大字瀬戸 第壹号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治28.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:渡辺勝一分以下. 史料請求番号41H,4-1

114 土地名寄帳 古関邨大字瀬戸 第貳号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治27.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:渡辺治右エ門分以下.

史料請求番号41H,4-2

†土地名寄帳(大字根子)

115 土地名寄帳 古関邨大字根子 第壹号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治28.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:小林捨松分以下. 史料請求番号41H,5-1

116 土地名寄帳 古関邨大字根子 第三号.

作成:[古関村役場]. 明治[].書込み下限:明治28.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:赤池源蔵分以下. 史料請求番号41H,5-2

†土地名寄帳(大字磯)

117 土地名寄帳 古関邨大字磯 第四号.

作成:古関村役場. 明治[].書込み下限:明治28.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.紙見出し付き.土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:渡辺要右エ門分以下. 史料請求番号41H,6

†地租名寄帳

118 地租名寄帳 第一号 大字古関 古関壹号.

作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込み下限:大正2.

1冊. 28cm.地租名寄帳用紙使用.

後表紙の表示:明治廿八年八月一日.

内容:渡辺福松分以下. 史料請求番号41H,23-1

119 地租名寄帳 第□□ 大字古関 古関貳号.

作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込み下限:大正3.

1冊. 28cm.地租名寄帳用紙使用.

後表紙裏の表示:明治廿八年八月一日.

内容:渡辺憲綱分以下. 史料請求番号41H,23-2

120 地租名寄帳 第四号 大字古関 四号.

作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込

- み下限:大正3.
1冊. 28cm.地租名寄帳用紙使用.
後表紙裏の表示:明治廿八年八月一日.
内容:土橋智光分以下. 史料請求番号41H,23-3.
- 121 地租名寄帳 第七号 大字釜額.
作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込み下限:大正2.
1冊. 28cm.地租名寄帳用紙使用.
後表紙の表示:明治廿八年八月一日.
内容:赤池良助分以下. 史料請求番号41H,23-4
- 122 地租名寄帳 第九号 大字中倉 第九号 中一号.
作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込み下限:大正3.
1冊. 29cm.地租名寄帳用紙使用.
後表紙裏の表示:明治廿八年八月一日.
内容:渡辺三芳分以下. 史料請求番号41H,23-5
- 123 地租名寄帳 第拾一号 大字中倉 中倉拾壹号.
作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込み下限:大正3.
1冊. 28cm.地租名寄帳用紙使用.
後表紙裏の表示:明治廿八年八月一日.
内容:赤池与右エ門分以下.
史料請求番号41H,23-6
- 124 [地租名寄帳 第十三号カ 大字瀬戸].
作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込み下限:大正3.
1冊. 28cm.表紙ほか破損.地租名寄帳用紙使用.
後表紙裏の表示:明治廿八年八月一日.
内容:赤池[]分以下.
フケ.開披注意. 史料請求番号41H,23-7
- 125 地租名寄帳 拾五号 大字根子.
作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込み下限:大正3.
1冊. 29cm.地租名寄帳用紙使用.
後表紙裏の表示:明治廿八年八月一日.
- 内容:赤池七之丞分以下. 史料請求番号41H,23-8
- 126 地租名寄帳 第拾七号 大字大磯小磯 磯拾七号.
作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込み下限:大正3.
1冊. 28cm.地租名寄帳用紙使用.
後表紙裏の表示:明治廿八年八月一日.
内容:伊東新作分以下. 史料請求番号41H,23-9
- 127 地租名寄帳 第貳十号 大字大磯小磯 但し他所分.
作成:[古関村役場]. [明治28].(1895).書込み下限:大正2.
1冊. 28cm.表紙破損.地租名寄帳用紙使用.
後表紙裏の表示:明治廿八年八月一日.
内容:赤池忠右エ門分以下.
史料請求番号41H,23-10

15. 甲斐国都留郡小菅村文書目録 (41N-7)

目 次

解 題

15・1. 小菅村文書 / -1871年(明治4)p.79

15・1・1. 村政一般 1

解 題

歴史 本文書群の出所である小菅村は、山梨県北東部にあり、多摩川支流小菅川の流域にある。東京都に隣接し、大月市、上野原町の北に位置している。近世では、郡内領に属し、村高は、『旧高田領取調帳』では、60石余となっている。近代には、明治維新後、石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第十二区、1876年(明治9)に山梨県第二十九区となり、1888年(明治11)の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。1889(明治22)年、単独で市制町村制を施行し、役場を川窪組に置き現在に至っている。

小菅村は、『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、東西2里12町・南北35町、1891(明治24)年の戸口(現住戸数・本籍人口)は196戸、987人、地租改正後(1875年(明治8)の地租は389円2銭1厘、反別は田8畝4歩・畑140町2反4畝9歩・切替畑40町1反2畝21歩・宅地6町3反6畝12歩・林106町8反7畝28歩・芝地230町4反5畝23歩・合計524町1反5畝7歩である(『山梨県地誌稿』(山梨県立

図書館所蔵)によって補訂)。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」であったが、『史料総覧』の編集に際して、分割し一文書群とした。もっとも数量は1点で、書架延長は0.1m未満である。

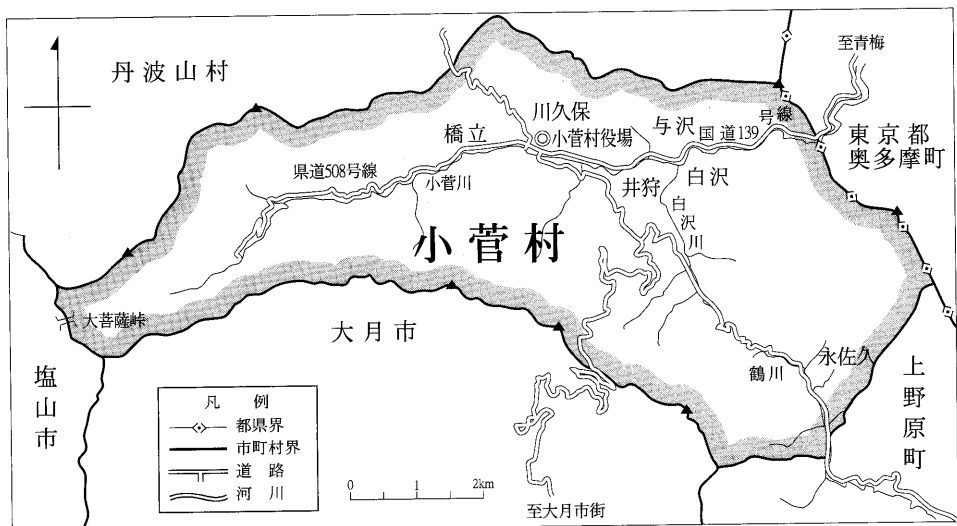
史料の概要 史料は、1746年(延享3)の「村差出」1点のみである。これは、罫紙に記載された近代初頭の写本である。第1次項目は、小菅村文書(15・1. 1点)のみで、第2次項目は、村政一般とした。

関係史料 同村役場によれば、役場庁舎内に関連史料の保存はされていない、とのことである。

参考文献

・守重保作編著『小菅村郷土小誌』小菅村、1983年。

図9 小菅村役場管内要図



15・1. 小菅村文書

15・1・1. 村政一般

1 甲斐国都留郡小菅村差出 延享三年寅四月。

作成：名主次郎左衛門(ほか組頭・百姓代5名)。延享3・4。(1746)。

1冊。27・5cm。罫紙：無題藍色10行罫。

内題：寛文九酉年秋元但馬守様御檢地。

内容：村明細帳写。 史料請求番号41N-7,157

16. 山梨県北都留郡大月町役場文書目録(41N-6,42G-1,42F-2)

目 次

解 題

- 16・1. 広里村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書/—1884年(明治17)……………p.86
- 16・1・1. 租税 1—2
- 16・1・2. 土地 3—23
- †地券名寄簿(駒橋組) †地券名寄簿(大月)
- †地券台帳 †地券一筆限反別地価取調帳
- 16・2. 広里村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22)……………p.88
- 16・2・1. 村政一般 24
- 16・2・2. 土地 25—35
- †地所名寄帳(花咲組) †地所名寄帳(大月組)
- †地所名寄帳(駒橋組)
- 16・2・3. 道路 36
- 16・3. 広里村(大月町)役場文書/1889年(明治22)—1954年……………p.90
- 16・3・1. 郡衙等達訓令 37—40
- †郡衙達訓令
- 16・3・2. 土地 41—55
- †土地名寄帳 †名寄帳
- 16・3・3. 蚕種 56
-

解 題

歴史 本文書群の出所である広里村(大月町)は、桂川(相模川上流部)と支流笹子川の合流点一帯に位置し、甲州街道沿いにあり、現在の大月市のほぼ中央部に位置する。近世では、この地域は大月、上花咲、下花咲(上・下花咲村は合併し花咲村となる)、真木、駒橋の5か村があり、郡内領に属していた。

近代には、明治維新後、石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第八区、1876年(明治9)に山梨県第三十一区となり、1888年(明治11)の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。この間、1875年(明治8)2月3日、大月、花咲、真木、駒橋の4村は合併して広里村と称した。広里村の面積は、東西約1里15町・南北約1里であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、1875年の「広里村事務所」、1878年(明治11)の「広里村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に至り、「広里村戸長役場」を下花咲組に置いた。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては単独で施行し、「広里村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、597戸、3530人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は3194円29銭8厘、反別は田95町7反1畝21歩・畑213町4反1畝11歩・切替畑154町4反7畝28歩・宅地21町5反3歩・竹藪6反4畝22歩・林72町3反7畝25歩・芝地44町2反5畝14歩・合計602町3反9畝4歩である。

その後、1933年(昭和8)4月1日に大月町と改称、1954年8月8日、笹子村、初狩村、^{にぎおか}賑岡村、^{ななほ}七保町、猿橋町、梁川村と合併して大月市となり、さらに、同年9月8日、富浜村を合併して現

在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度および1967年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」「同(2)」であったが、『史料総覧』の編集の際に、分割、合併してこの文書群名としたほか(41N-6、42G-1)、本集11.平等村上万力村組合役場文書(42F-1)に混入していたものをここに加えた(42F-2)。また七保村(42G-2)のものが混在していることも分かったので分離した。

数量は、56点(『史料総覧』では57点)であるが、合綴された史料を1点として数えると60点、書架延長は2mである。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、1875(明治8)年-1954年であるが、ほとんどは1900年までのものである。書込み下限をみても1910年代まで広里村役場において使用されていた文書に限定されていると考えられる。この中で戦後の史料が1点あるのは、町村合併、大月市発足直前の文書であって、文書群全体からは特異なものとなっている。合併前後の混乱のなかでの文書廃棄を想像させる。

内容は、以下の通り主として郡役所などからの令達類、地租改正以降の土地関係・租税関係文書である。目録編成の第1次項目としては、広里村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(16・1。23点)、広里村戸長役場文書(16・2。13点)、広里村(大月町)役場文書(16・3。20点)を設定した。村事務所以前の戸長事務所の名称を特定できないので、戸長事務取扱所を仮称した。

16・1広里村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書の第2次項目は、租税、土地、16・2広里村戸長役場文書は、村政一般、土地、道路であって、主として「地券名寄簿」「地券台帳」「地券一筆限反別地価取調帳」「地所名寄帳」などである。

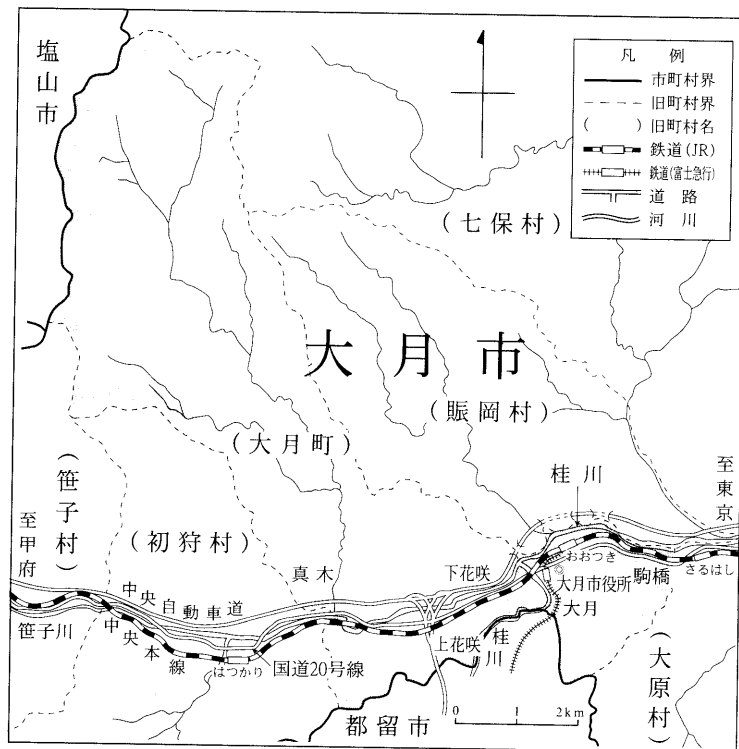
16・3広里村(大月町)役場文書では、郡衙等達訓令、土地、蚕種とした。主として「郡衙達訓令」「土地名寄帳」「名寄帳」である。このうち「町村制ニ関スル訓令達」(史料番号42G-1,2)は、町村制の施行にあたり北都留郡役所から1889-1891年に達せられた訓令であるが、町村事務の枠組みにかかる規定であるので、史料館の史料叢書3『町村制の発足』に全文を翻刻した。

参考文献

- ・大月市史編纂室編『大月市史』通史篇・史料篇、大月市役所、1976-78年。
- ・大月短期大学地域研究室編『大月市史資料分類目録』同短期大学、1996年。
- ・国文学研究資料館史料館編『町村制の発足(史料叢書3)』名著出版、1999年。

関連史料 大月市立図書館には、笹子・初狩・中初狩・大月・猿橋・七保・富浜・梁川各村の公文書など1万点を超える文書を収蔵している(『大月市史資料分類目録』)。大月町の方では、町村制施行以前の文書はなく、本文書群の集積時期との重なりはほとんど認められない。

図10 大月町役場管内要図



16.1. 広里村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

16.1.1. 租税

1 租税課賦[] []第弐号 明治十年
第八月.

作成:[広里村事務所]. 明治10・8.(1877).

1冊. 28cm. かぶせ綴. 表紙破損.

奥書:明治十年八月製之,担当副戸長和光督.

内容:住倉栄五郎分以下(花咲).

史料請求番号42G-1,26

2 証印税取調簿 山梨県第三拾一区 広里村
駒橋.

広里村事務所. 明治11.(1878).

1冊. 26・5cm. かぶせ綴.

史料請求番号42G-1,18

16.1.2. 土地

3 田畑奥印控帳 広里村元駒橋 弐番 明治
八亥年三月四日より 戸長兼勤戸長井上武
右衛門.

広里村[]. 明治8.(1875).

1冊. 30cm. 四ツ目綴. 史料請求番号42G-1,19

4 山林原野一筆限り簿 山梨県第三十壹区
都留郡広里郷ノ内旧駒橋.

作成:広里村事務所(推定). 明治[].

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 地主押印.

内容:長田佐兵衛分以下.

史料請求番号42G-1,16

5 田畑名前帳 第三十一区真木組 矢貝源五
郎より小林丈八迄 明治十年丑八月.

作成:広里村事務所. 明治10・8.(1877). 書
込み下限:明治18.

1冊. 28cm. 紙見出し付き. 地主押印.

表紙押印:「広里村役所」.

その他の標題表示:第四号.

史料請求番号42G-1,10

6 地券名寄簿 第十四伍 第三十一区都留郡
広里村 井上武右衛門.

作成:広里村事務所(推定). 明治[].

1冊. 28cm. かぶせ綴.

史料請求番号42G-1,11

7 地券名寄簿 一号 第三拾一区広里村駒橋
組.

作成:広里村事務所(推定). 明治12以前推
定.(1879). 書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 紙見出し付き. 地主
押印.

その他の標題表示:ノ一.

内容:佐倉栄五郎分以下.

史料請求番号42G-1,12-1

8 地券名寄簿 三号 第三拾一区広里[村]駒
橋組.

作成:広里村事務所(推定). 明治12以前推
定.(1879). 書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 紙見出し付き. 地主
押印.

その他の標題表示:る三.

内容:奥秋伊兵衛分以下.

史料請求番号42G-1,12-2

9 地券名寄簿 四号 第三拾壹区広里村駒橋
組.

作成:広里村事務所(推定). 明治12以前推
定.(1879). 書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 紙見出し付き. 地主
押印.

その他の標題表示:^(のち)二.

内容:安藤藤左衛門分以下.

史料請求番号42G-1,12-3

10 [地券名寄簿] 五号.

作成:広里村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治16.

† 地券名寄簿(駒橋組)

1冊. 27・5cm. 表紙欠か. かぶせ綴. 地主押印.
内容:星野寛則分以下.

史料請求番号42G-1,12-4

11 地券名寄簿 六号 第三十一区広里村駒橋組.

作成:広里村事務所(推定). 明治[].

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 地主押印.

その他の標題表示:ツ七.

内容:井上武右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,12-5

† †

12 [地券名寄簿] 六号.

作成:広里村事務所(推定). 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治18.

1冊. 26・5cm. 表紙欠か. かぶせ綴. 地主押印.

内容:76番小林彦右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,12-6

† 地券名寄簿(大月)

13 地券名寄簿 一号 大月.

作成:広里村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 表紙・後表紙欠. 紙見出し付き. 地主押印.

内容:野口文七分以下. 史料請求番号42F-291

† 地券台帳

14 地券台帳 真木 北都留郡広里村.

作成:広里村役所(推定). 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:真木組第七号. その他の標題表示:合・二千六百七[十五]・三千[七十八](掛紙).

地番:2675-3078番. 史料請求番号42G-1,22-1

15 地券台帳 真木 北都留郡広里村役所.

作成:広里村役所. 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:真木組第八号.

地番:3079-3563番. 史料請求番号42G-1,22-2

16 地券台帳 真木 北都留郡広里村役所.

作成:広里村役所. 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:真木組第十八号. その他の標題表示:六千七百五十八・七千六十九.

地番:6758-7069番. 史料請求番号42G-1,22-3

17 地券台帳 花咲 五百十一番ヨリ八百九十一番マテ 北都留郡広里村役所.

作成:広里村役所. 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:花咲組第三号.

地番:511-891番. 史料請求番号42G-1,23-1

18 地券台帳 花咲 千八百二十七番ヨリ二千九十七番マテ 北都留郡広里村役所.

作成:広里村役所. 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:花咲組第七号. その他の標題表示:合.

地番:1827-2097番. 史料請求番号42G-1,23-2

19 地券台帳 花咲 [] [北都留郡広里村役所].

作成:広里村役所(推定). 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治18.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 表紙汚破損. 地券台帳使用.

地小口表示:花咲組第九号.

地番:2440-2755番.

フケ. 一部開披不可. 史料請求番号42G-1,23-3

† †

20 名寄取調牒 第三十一区広里村之内旧花咲.

作成:広里村役所(推定). 明治12推定.(1879). 書込み下限:明治18.

1冊. 27cm. かぶせ綴. 紙見出し付き. 地主押印.

その他の標題表示:五号.

内容:君田長右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,24

21 [山林原野取調総計ほか].

広里村役所. 明治11-12.(1878-1879).

1綴(4冊). 28cm.

合綴:1.山林原野取調総計 第三十巻区都留郡広里村ノ内旧駒橋村. 差出:担当戸長井上武左工門[ほか村総代・担当者6名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治11・8・20.(1878).1冊. 27・5cm.

2.山林原野反別取調総計簿扣 第三拾巻区広里村旧真木村. 差出:担当戸長井上武右衛門[ほか村総代・担当者14名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治11・8・20.(1878).1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 継目印.

3.山林原野等級反別総計簿 山梨県第三拾巻区都留郡広里村旧花咲. 差出:担当戸長井上武右衛門[ほか村総代・担当者・伍長10名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治11・8・20.(1878).1冊. 27・5cm.

4.山林原野等級総計簿 第三拾巻区広里村大月組扣. 差出:担当戸長井上武右衛門[ほか村総代・担当8名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治11・8・20.(1878).1冊. 28cm.

5.旧村限反別地価取調簿 明治十二年二月上帳

扣 北都留郡広里村. 差出:戸長井上武右衛門. [].1冊. 26・5cm. 罫紙:山梨県第三十一区橙色13行罫. その他の標題表示:明治十六年取調認め旧村総計残無記載有之.

史料請求番号42G-1,15

†地券一筆限反別地価取調帳

22 地券一筆限反別地価取調帳 第七号 北都留郡広里村真木組.

作成:[]. 明治[].

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴.

地番:5455-6361番.

史料請求番号41N-6,156-1

23 地券一筆限反別地価取調帳 第八号 北都留郡広里村真木組.

作成:[]. 明治[].

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴.

地番:6362-7069番.

史料請求番号41N-6,156-2

16.2. 広里村戸長役場文書

16.2.1. 村政一般

24 公用達 甲号 明治十八年 広里村戸長役場.

広里村戸長役場. 明治18.(1885).

1冊. 28cm. 四ツ目綴.

その他の標題表示:第式拾四号.

内容:北都留郡役所の達ほか.

史料請求番号42G-1,1

史料請求番号42G-1,25-1

16.2.2. 土地

†地所名寄帳(花咲組)

25 地所名寄帳 第壹号 北都留[郡広里村]花咲組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885). 書込み下限:明治23.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名花崎一号.

内容:岡本佐五右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,25-2

26 地所名寄帳 第貳号 北都留郡広里村花咲組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885). 書込み下限:明治23.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名花咲二号.

内容:鈴木茂右衛門分以下.

27 地所名寄帳 第参号 北都留郡広里村花咲組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885). 書込み下限:明治23.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名花咲三号.

内容:君田長右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,25-3

28 地所名寄帳 第四号 北都留郡広里村花咲組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.
(1885). 書込み下限:明治22.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名花咲四号.

内容:小俣亀右エ門分以下.

史料請求番号42G-1,25-4

† 地所名寄帳(大月組)

29 地所名寄帳 続編 北都留郡広里村大月組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.
(1885). 書込み下限:明治22.

1冊. 26・5cm. 後表紙なし. 地券名寄帳用紙使用.

内容:小宮熊蔵分以下. 史料請求番号42G-1,20

† 地所名寄帳(駒橋組)

30 地所名寄帳 第壹号 北都留郡広里村駒橋組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治23.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:駒橋壹号.

内容:住倉栄五郎分以下.

史料請求番号42G-1,13-1

31 地所名寄帳 第貳号 北都留郡広里村駒橋組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治23.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:駒橋二号.

内容:小花衣吉三郎分以下.

史料請求番号42G-1,13-2

32 地所名寄帳 第四号 北都留郡広里村駒橋組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治23.

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:駒橋四号.

内容:井上武右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,13-3

33 地所名寄帳 続編 北都留郡広里村駒橋組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治21.

1冊. 25・5cm. 地券名寄帳用紙使用.

内容:賑岡村小俣亀右衛門分以下. 一部フケ. 開披注意.

史料請求番号42G-1,14

† †

34 地券書換願綴 駒橋組分 明治貳拾年自一月至五月 北都留郡広里村戸長役場.

広里村戸長役場. 明治20.(1887).

1冊. 26・5cm. 後表紙なし.

その他の標題表示:二号. 台帳記入済.

史料請求番号42G-1,6

35 脱落地申告書 広里邨之内駒橋組 明治二拾年十二月.

広里村戸長役場. 明治20.(1887).

1冊. 26cm.

史料請求番号42G-1,17

16・2・3. 道路

36 道路堤防関係書類 明治十八年 広里村戸長役場.

広里村戸長役場. 明治17-18.(1884-1885).

1冊. 25・5cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:第四号.

史料請求番号42G-1,7

16.3. 広里村(大月町)役場文書

16.3.1. 郡衙等達訓令

37 町村制ニ関スル訓令達 明治二十二年五月
始 広里村戸長役場。

広里村役場。明治22-24。(1889-1891)。

1冊。27cm。後表紙なし。後欠。

『町村制の発足(史料叢書3)』に全文収録。

史料請求番号42G-1,2

† 郡衙達訓令

38 郡衙御達訓令 明治二十九年 広里村役場。
広里村役場。明治29。(1896)。

1冊。24.5cm。コンニャク版多数。

史料請求番号42G-1,3

39 郡衙達訓令 明治三十一年 広里村役場。
広里村役場。明治31。(1898)。

1冊。24cm。後表紙なし。コンニャク版。

史料請求番号42G-1,4

40 郡衙達訓令 明治三十三年 広里村役場。
広里村役場。明治33。(1900)。

1冊。24.5cm。後表紙なし。コンニャク版多数。

史料請求番号42G-1,5

16.3.2. 土地

† 土地名寄帳

41 土地名寄帳 第弐号 北都留郡広里村役場。
作成:広里村役場。明治[]。書込み下限:
大正4。

1冊。27cm。土地名寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:第弐号駒橋。

内容:志村治三郎分以下。

史料請求番号42G-1,8-1

42 土地名寄帳 第拾四号 広里村役場。

作成:広里村役場。明治[]。書込み下限:
大正3。

1冊。27.5cm。土地名寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:第十四号真木。

内容:平井三郎兵衛分以下。

史料請求番号42G-1,8-2

43 土地名寄帳 第拾六号 広里村役場。

作成:広里村役場。明治[]。書込み下限:
大正4。

1冊。27.5cm。土地名寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:第十六号真木。

内容:天野畑右エ門分以下。

史料請求番号42G-1,8-3

† 名寄帳

44 名寄帳 第壹号 広里村。

作成:[]。明治[]。書込み下限:
明治33。

1冊。26cm。四ツ目綴。紙見出し付き。土地名
寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:駒橋壱。表紙裏の記載:三十五年六月
廿日ヨリ名寄修正ニ係ル小林。

内容:住倉栄五郎分以下。

史料請求番号42G-1,9-1

45 名寄帳 第弐号 広里村。

作成:[]。明治[]。書込み下限:
明治33。

1冊。26cm。四ツ目綴。紙見出し付き。土地名
寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:駒橋弐。

内容:志村義男分以下。 史料請求番号42G-1,9-2

46 名寄帳 第四号 広里村。

作成:[]。明治[]。

1冊。26cm。四ツ目綴。紙見出し付き。土地名
寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:大月壱。

内容:吉村平八分以下。 史料請求番号42G-1,9-3

47 名寄帳 第五号 広里村。

作成:[]。明治[]。書込み下限:

明治34.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:大月式.

内容:小宮ひさ分以下. 史料請求番号42G-1,9-4

48 名寄帳 第六号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治27.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:花咲壺.

内容:岡本武三郎分以下.

史料請求番号42G-1,9-5

49 名寄帳 第七号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治35.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:花咲式.

内容:井上平左衛門分以下.

史料請求番号42G-1,9-6

50 名寄帳 第八号 広里村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:花咲三.

内容:君田音太郎分以下.

史料請求番号42G-1,9-7

51 名寄帳 第九号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治35.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木壺.

内容:久保田七郎右エ門分以下.

史料請求番号42G-1,9-8

52 名寄帳 第拾号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:

明治32.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木式.

内容:伊奈玉之甫分以下.

史料請求番号42G-1,9-9

53 名寄帳 第拾壹号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治29.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木参.

内容:平井三郎兵衛分以下.

史料請求番号42G-1,9-10

54 名寄帳 第拾貳号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治26.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木四.

内容:天野菊太郎分以下.

史料請求番号42G-1,9-11

55 名寄帳 第拾三号 広里村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木五.

内容:杉本つる分以下.

史料請求番号42G-1,9-12

16・3・3. 蚕種

56 蚕種購入施設事業成積書.

差出:大月町長幡野孝命. 宛名:山梨県知事天野久. 昭和29・2.(1954).

1綴. 26・5cm. 3丁. 表紙・後表紙なし. 罫紙:大月町役場赤色14行罫. 契印. カーボン紙複写.

史料請求番号42G-1,69

17. 山梨県北都留郡大原村役場文書目録 (42G-4, 42F-3, 41N-9)

目 次

解 題

17・1. 大原村名主(所)・村事務所・村役所文書 /—1884年(明治17)	p.98
17・1・1. 土地 1—12	17・1・2. 通送 13
† 地所取調帳	
† 地券名寄帳(藤崎)	
† 地券名寄帳(朝日小沢)	
17・2. 大原村戸長役場文書 /1884年(明治17)—1889年(明治22)	p.99
17・2・1. 土地 14—15	
† 地券名寄帳	
17・3. 大原村(猿橋町)役場文書 /1889年(明治22)—1954年	p.100
17・3・1. 土地・地租 16—33	17・3・2. 納税 34
† 地租人別集計簿	
† 地租名寄帳	
† 地租名寄冊計簿	
〈参考〉	
17・4. 山梨県□□□郡役所文書 /1878年(明治11)—	p.102
17・4・1. 土地 35	

解題

歴史 大原村の地域は、桂川(相模川上流部域)右岸(南岸)の河岸段丘や支流葛野川、小沢川の流域にあり、かつての甲州街道、現在の国道20号線、JR中央本線が横断している。現在の大月市南東部の一角を占め、南は都留市に接している。この地域は、近世では、郡内領に属し、猿橋村、殿上村、藤崎村、小沢村、朝日小沢村、小篠村の6か村があり、このうち、猿橋村には、猿橋宿があった。また、猿橋は郡役所の所在地でもあった。

近代には、明治維新後、石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第八区、1876年(明治9)に山梨県第三十一区となり、1878年(明治11)の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。この間、1875年(明治8)2月3日、6か村は合併して大原村となった。同村の面積は、東西約36町・南北約45町であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、1875年の「大原村事務所」、78年(明治11)の「大原村役所」を経て、1884年(明治17)の「大原村戸長役場」となるが、戸長役場は猿橋に置いた。1889(明治22)年の市制町村制の施行に当たっては単独で施行し「大原村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は678戸、3717人であった。大原村の地租改正後(1875年(明治8))の地租は2376円46銭5厘、反別は田30町3反5畝22歩・畑212町1反1畝12歩・切替畑182町3反8畝11歩・宅地22町7反5畝22歩・竹藪1町1反3畝27歩・林159町4反5畝28歩・芝地26町7畝9畝5歩・合計635町7歩である。

その後、大原村は、1935年(昭和10)4月1日、

町制を施行し猿橋町となり、1954年8月8日、笹子村、初狩村、大月町、賑岡村、七保町、梁川村と合併し大月市となり、さらに、同年9月8日、富浜村を合併して現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1967年度に他の山梨県下町村役場書類とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(2)」(42G)であったが、史料集積年代の下限、出所の歴史から、『史料総覧』の編集の際、分割してこの文書群名とした(42G-4)。また本集11.平等村上万力村組合役場文書(42F-1)、七保村役場文書(41N-8)に混入していたものをここに加えた(42F-3,41N-9)。

なお、文書集積年次の下限からすると16.大月町と同様、本文書群の名称を猿橋町役場文書とすべきであるが、ここでは、『史料総覧』の文書群名称に拠ることとした。

数量は、35点(『史料総覧』では、21点)、書架延長は、0.8mである。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、1871年(明治4)以降で、下限は猿橋町役場期であること以外不明であるが、主として地租改正期と町村制施行以降の土地関係の文書である。「地所取調帳」「地券名寄帳」「地租名寄帳」「地租名寄帳冊計簿」などである。目録編成の第1次項目としては、大原村名主(所)・村事務所・村役所文書(17・1。13点)、大原村戸長役場文書(17・2。2点)、大原村(猿橋町)役場文書(17・3。19点)および<参考>として郡名が不明の山梨県□□□郡役所文書(17・4。1点)を設定した。名主の事務所名がここでは特定できないので、名主(所)を仮称した。

第2次項目は、17・1大原村名主(所)・村事務所・村役所文書が土地、通送、17・2大原村戸長役場文書が土地、17・3大原村(猿橋町)役場文書が土

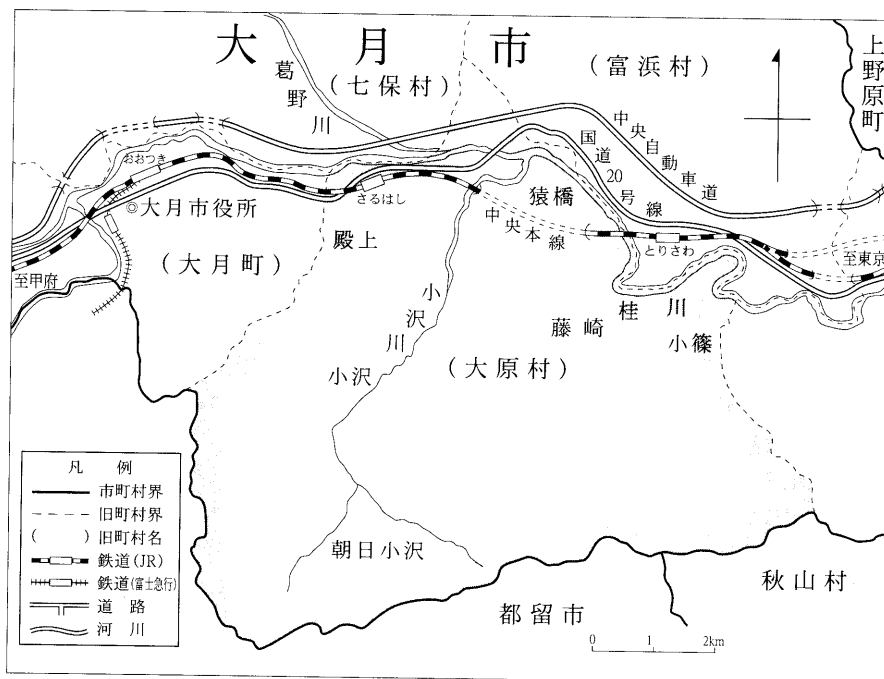
地・地租、納税、17・4山梨県□□□郡役所文書が、土地とした。

関係史料 大月市立図書館には、笹子・初狩・中初狩・大月・猿橋・七保・富浜・梁川各村の公文書など1万点を超える文書を収蔵している(『大月市史資料分類目録』)。大原村の分では、1878年(明治11)の「地券台帳」、1913年(大正2)の「地租名寄帳冊計簿」などが、史料館所蔵分との関連があり、本文書群の集積時期と重なる部分がある。

参考文献

- ・大月市史編纂室編『大月市史』通史篇・史料篇、大月市役所、1976-78年。
- ・大月短期大学地域研究室編『大月市史資料分類目録』同短期大学、1996年

図11 大原村役場管内要図



17・1. 大原村名主(所)・村事務所・村役所文書

17・1・1. 土地

- 1 旧除地畑芝地取調書 山梨県第三拾壹区大原邨ノ内旧藤崎 明治十年二月二拾日。
作成:[大原村事務所]。明治10・2。(1877)。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。
内容:橋孝行分以下。 史料請求番号42G-4,64

† 地所取調帳

- 2 地所取調帳 三号 山梨県第三拾壹区都留郡大原村之内旧藤崎。
作成:大原村事務所(推定)。明治[]。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:927-1514番。 史料請求番号42G-4,65-1

- 3 地所取調帳 五号 山梨県第三拾壹区都留郡大原村之内旧藤崎。
作成:大原村事務所(推定)。明治[]。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:2099-2660番。 史料請求番号42G-4,65-2

†

†

- 4 一筆限地所取調帳 第壹号 山梨県第三拾壹区都留郡大原村之内旧小篠。
作成:大原村事務所(推定)。明治[]。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。
掛紙の表示:地券一筆限 小篠組。
地番:1-414番。 史料請求番号42G-4,66

5 [地所名寄帳]。

作成:副戸長川村定祐[ほか取調担当1名。押印]。明治10・8。(1877)。書込み下限:明治19。
1冊。27・5cm。表紙欠。前欠か。綴直しは史料館。上部に掛紙多数。
地小口表示:殿上式。
内容:星野喜照分以下。

史料請求番号42G-4,62-7

† 地券名寄帳(藤崎)

- 6 地券名寄帳 二 大原邨之内藤崎組 津成二。

作成:大原村役所(推定)。明治12推定。(1879)。書込み下限:明治19。
1冊。28cm。一部破損。上部に掛紙の痕多数。
内容:鈴木楨右エ門分以下。
開披注意。 史料請求番号42G-4,62-1

- 7 地券名寄帳 五 大原邨之内藤崎組 小田壹。

作成:大原村役所(推定)。明治12推定。(1879)。書込み下限:明治19。
1冊。28cm。上部に掛紙多数。
内容:鈴木楨右エ門分以下。
フケ。開披注意。 史料請求番号42G-4,62-2

- 8 地券名寄帳 四 大原村之内藤崎組。

作成:大原村役所(推定)。明治12推定。(1879)。書込み下限:明治19。
1冊。28cm。後表紙なし。後部破損。上部に掛紙多数。
内容:佐藤宰三郎(孝平)分以下。
一部開披不可。 史料請求番号42G-4,62-3

- 9 地券名寄帳 八 大原邨之内藤崎組 雑郷。

作成:大原村役所(推定)。明治12推定。(1879)。書込み下限:明治14。
1冊。28cm。上部に掛紙多数。
内容:妙楽寺分以下。 史料請求番号42G-4,63

† 地券名寄帳(朝日小沢)

- 10 地券名寄帳 大原邨旭小沢組 第壹号 初部。

作成:大原村役所(推定)。明治12推定。(1879)。書込み下限:明治18。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。上部に掛紙多数。
内容:志村作次郎(志ゆう)分以下。

史料請求番号42G-4,61-1

- 11 地券名寄帳 大原邨旭小沢組 第四号 越石。

作成:大原村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治19.

1冊. 28cm. かぶせ綴. 後表紙なし. 上部に掛紙多数.

内容:白川忠左衛門分以下.

史料請求番号42G-4,61-4

12 [一筆限反別地価取調総計簿ほか].

大原村役所. 明治10-12.(1877-79).

1冊. 28cm. 表紙に記載なし.

内容:1. 一筆限り反別地価取調総計簿 山梨県第三拾壹区大原村之内旧殿上村. 明治10・1(1877).

2. 一筆限反別地価取調総計簿 山梨県第三拾壹区都留郡大原村之内旧猿橋村 明治十年 奈良利一郎自費手元扣. 明治10・1.(1877).

3. 山林原野等級合計簿 北都留郡大原村之内旧猿橋. 明治12・8(1879).

4. 山林原野等級合計簿 北都留郡大原村之内旧猿橋. 明治12・8.(1879). 書込み下限 明治14.(1881).

5. 収獲地価割附総計 山梨県第三拾壹区大原村ノ内旧小沢村.

6. 山林原野反別等級并収利取調総計 山梨県第三拾壹区大原村之内旧小沢村 明治十一年 稔 第八月. 明治11・8.(1878).

7. 山林原野反別等級并地価合計 北都留郡大原村之内旧小沢村 明治十二年七月. 明治12・7.(1881).

8. 一筆限り地価反別取調総計簿 山梨県第三拾

壹区都留郡大原村之内旧朝日小沢村. 明治12・8.(1881).

9. 一筆限反別地価取調総計簿 山梨県第三拾壹区都留郡大原村ノ内旧藤崎村.

10. 山林原野反別等級并収利地価合計 北都留郡大原村旧藤崎村 明治十二年 第八月. 明治12・8.(1881).

11. 山林原野一筆限反別等級取調総計簿 第卅壹区大原村ノ内旧藤崎村.

12. 山林原野一筆限反別地価取調総計簿 山梨県第卅壹区大原村ノ内旧藤崎村.

13. 地位等級収獲総計 山梨県第三拾壹区都留郡大原村旧小篠. 明治10・1.(1877).

14. 山林原野等級合計簿 北都留郡大原村之内旧小篠. 明治12・8(1881).

15. 北都留郡大原村小篠組[反別総計].

史料請求番号42G-4,67

17・1・2. 通送

13 差上申御請証文(徳嶋藩東登二付宿助郷ノ義承知).

差出:甲州道中猿橋宿役人惣代年寄幡野兵右衛門[ほか上花崎宿・大月・駒橋宿役人惣代3名. 押印]. 宛名:甲府県駅通御取締加藤仕丁. 明治4・6・1.(1871).

1通. 27・5cm. 裏継目印. 訂正押印:幡野兵右衛門印.

史料請求番号41N-9,169

17・2. 大原村戸長役場文書

17・2・1. 土地

† 地券名寄帳

14 地券名寄帳 北都留郡大原村朝日小沢組 第三号.

作成:大原村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885). 書込み下限:明治22.

1冊. 28cm. 大原村役場地租名寄帳用紙使用. 内容:斧田定七分以下.

史料請求番号42G-4,61-2

15 地券名寄帳 北都留郡大原村朝日小沢組 第三号.

作成:大原村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885). 書込み下限:明治22.

1冊. 28cm. 大原村役場地租名寄帳用紙使用. 紙見出し付き.

内容:白川又四郎分以下.

史料請求番号42G-4,61-3

17.3. 大原村(猿橋町)役場文書

17.3.1. 土地・地租

†地租人別集計簿

16 地租人別集計簿 大字殿上 大原村役場.

作成:大原村役場.[].

1冊. 27.5cm. 大原村役場地租人別集計簿用紙使用.

内容:佐藤定右エ門分以下.

史料請求番号42G-4,54

17 [地租人別集計簿].

作成:大原村役場.[].

1冊. 27.5cm. 表紙・後表紙欠. 後欠. 編綴直しは史料館. 大原村役場地租人別集計簿用紙使用. 目次付.

地小口表示:猿橋一.

内容:1知見弥重郎-176松本修寿(以下欠).

史料請求番号42G-4,62-4

18 [地租人別集計簿].

作成:大原村役場.[].

1冊. 27.5cm. 表紙・後表紙欠. もとは四ツ綴・編綴直しは史料館. 大原村役場地租人別集計簿用紙使用. 目次付.

地小口表示:藤崎一.

内容:1木口庄太郎-長坂熊治郎(138の6).

史料請求番号42G-4,62-5

19 [地租人別集計簿].

作成:大原村役場.[].

1冊. 27.5cm. 表紙・後表紙欠. もとは四ツ綴・編綴直しは史料館. 大原村役場地租人別集計簿用紙使用. 目次は史料番号62-4に一括.

地小口表示:藤崎二尾.

内容:139藤本権太郎-308奈良和三郎. 231を欠く.

史料請求番号42G-4,62-6

†地租名寄帳

シリーズとしての一体性については,なお要検討.

20 地租名寄帳 猿二 北都留郡大原村役場.

作成:大原村役場. 明治[].

1冊. 27cm. 紙見出し付き. 土地所有者名寄帳用紙使用.

内容:藤本孝左エ門分以下.

史料請求番号42G-4,55-1

21 地租名寄帳 猿橋三号 大原村役場.

作成:大原村役場. 大正2推定.(1913). 書込み下限:昭和6.

1冊. 28cm. 大原村役場地租名寄帳用紙使用. 綴目に押さえ竹.

内容:稲本力蔵分以下.

史料請求番号42G-4,55-2

22 [地租名寄帳].

作成:[大原村役場]. 明治35推定.(1902). 書込み下限:明治43.

1冊. 26.5cm. 表紙・後表紙欠. 紙見出し付き. 大原村役場地租名寄帳用紙(内藤活版製造所印刷)使用. 裏綴目に押さえ竹.

地小口表示:猿橋彦.

内容:知見弥重郎分以下.

史料請求番号42G-4,55-3

23 [地租名寄帳].

作成:大原村役場. 大正2推定.(1913). 書込み下限:昭和6.

1冊. 28cm. 表紙・後表紙欠. もとは二ツ綴. 編綴は史料館か. 大原村役場地租名寄帳用紙使用.

内容:市川彦右エ門分以下.

史料請求番号42G-4,55-4

24 [地租名寄帳].

作成:大原村役場.[].

1綴. 26cm. 表紙・後表紙欠. 前・後欠. 綴紐欠落. 編綴は史料館. 大原村役場地租名寄帳用紙(内藤活版製造所印刷)使用.

内容:尾形勝三部分以下.

史料請求番号42G-4,55-5

25 [地租名寄帳].

作成:大原村役場. 大正2推定.(1913). 書込み下限:昭和4.

1冊. 28cm. 表紙・後表紙欠. もとは二ツ綴. 編綴は史料館か. 大原村役場地租名寄帳用紙使用.

内容:佐々木源七分以下.

史料請求番号42G-4,55-6

26 [地租名寄帳].

作成:大原村役場. 大正2推定.(1913). 書込み下限:昭和6.

1冊. 28cm. 表紙・後表紙欠. 前欠. もとは二ツ綴. 編綴は史料館か. 大原村役場地租名寄帳用紙使用.

内容:村松由太部分以下.

史料請求番号42G-4,55-7

† †

27 [字別・地目別地租集計表].

作成:大原村役場. [].

1枚. 24cm. 罫紙:大原村役場赤色12行罫(片面). 鉛筆書き. 照合印.

史料請求番号42G-4,55-8

28 地租名寄除帳.

作成:大原村役場. 明治43推定.(1910). 書込み下限:明治44.

1冊. 28cm. 大原村役場地租名寄帳用紙使用.

内容:鈴木七部分以下. 史料請求番号42G-4,56

† 地租名寄冊計簿

29 地租名寄帳冊計簿 殿上第全号帳 大原村役場.

作成:大原村役場. 大正2推定.(1913). 書込み下限:大正11.

1冊. 28cm. 大原村役場地租名寄帳用紙使用.

史料請求番号42G-4,57

30 地租名寄帳冊計簿 他村第一号帳 大原村役場.

作成:大原村役場. 大正2推定.(1913). 書込み下限:大正11.

1冊. 28cm. 大原村役場地租名寄帳用紙使用.

史料請求番号42G-4,58

31 地租名寄帳冊計簿 猿橋第四号帳 大原村役場.

作成:大原村役場. 大正2推定.(1913). 書込み下限:大正11.

1冊. 28cm. 大原村役場地租名寄帳用紙使用.

史料請求番号42G-4,59

32 地租名寄帳冊計簿 朝日小沢第全号帳 大原村役場.

作成:大原村役場. 大正2推定.(1913). 書込み下限:大正11.

1冊. 28cm. 大原村役場地租名寄帳用紙使用.

史料請求番号42G-4,60

† †

33 他村合併地価.

作成:[]. [].

1冊. 25・5cm. 罫紙:大原村役場茶色13行罫(但し掛紙).

内容:富浜郵藤本作次部分以下.

史料請求番号42F-3,19

17・3・2. 納税

34 [納税日掛貯金集金簿].

作成:猿橋町役場. [].

1冊. 24・5cm. 猿橋町役場納税日掛貯金集金簿用紙使用. 領収印押印.

内容:二又川仁三部分以下.

史料請求番号42F-3,90

〈参考〉 17・4. 山梨県□□□郡役所文書

17・4・1. 土地

35 土地台帳調製ニ関スル達綴 第二課.

山梨県□□□郡役所第二課. 明治18-19.(1
885-86).

1冊. 20・5cm.

内容:県庁からの達(活版など). 山梨県内の郡役
所のもの. 郡役所名不明.

史料請求番号42G-4,53

18. 山梨県北都留郡七保村役場文書目録 (41N-8, 42G-2)

目 次

解 題

18・1. 七保村事務所・村役所文書/—1884年(明治17)……………p.108

18・1・1. 村政一般 1—2

18・1・2. 租税 3

18・1・3. 土地 4—23

†地所取調名寄帳 †地券台帳

†一筆限反別地価取調帳

18・1・4. 学事 24

18・2. 七保村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22)……………p.110

18・2・1. 租税・公儲 25—27

†地方税戸数割補充賦課帳

18・2・2. 土地 28—48

†地券名寄帳

18・3. 七保村役場文書/1889年(明治22)—……………p.112

18・3・1. 村政一般 49

18・3・2. 社寺 50

解 題

歴 史 本文書群の出所である七保村は、ほぼ桂川(相模川上流部)支流葛野川沿いにあり、現在の大月市の北東部を占める。近世では、この地域には浅川村、下和田村、葛野村、林村、奈良子村、駒宮村、瀬戸村の7か村があり、郡内領に属していた。

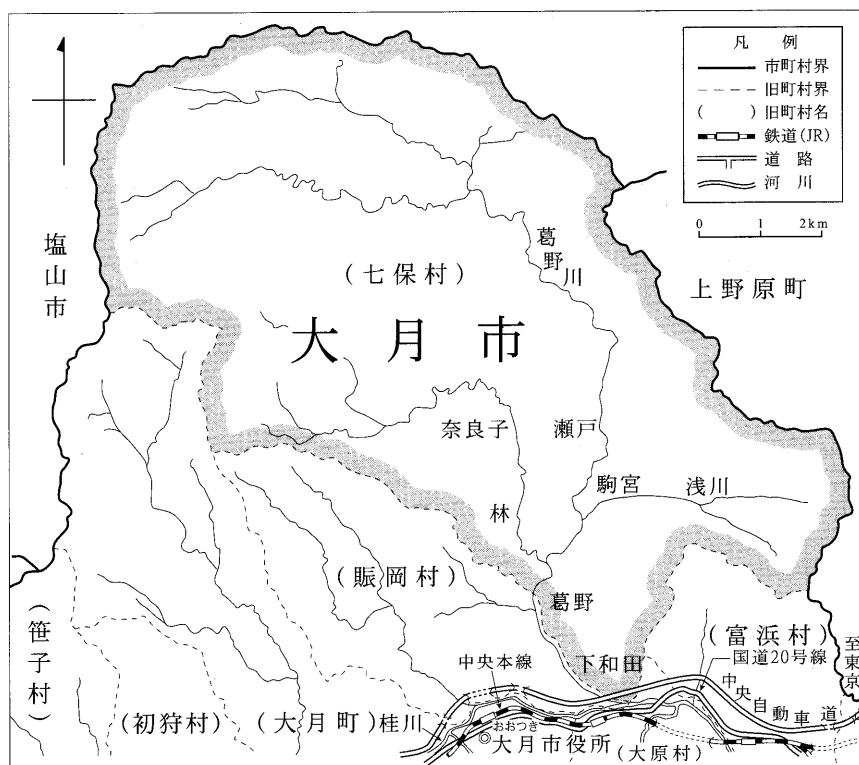
この地域は、明治維新後、石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第九区、1876年(明治9)に山梨県第三十一区となり、1878年(明治11)の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。この間、1875年(明治8)1月19日、7か村は合併して七保村と称した。七保村の面積は東西約1里10町・南北約1里であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、1875年の「七保村事務所」、1878年(明治11)の「七保村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に際しては、「七保村戸長役場」を林組に置いた。1889年(明治22)、市制町村制の施行に当たっては単独で施行し、「七保村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、612戸、3752人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は2305円53銭5厘、反別は田21町6反5畝18歩・畑277町1反5畝・切替畑146町6反2畝25歩・宅地23町8反11歩・竹藪2町5畝9歩・林670町1反6畝7歩・芝地188町2反8畝11歩・合計1329町7反3畝21歩である。

その後、1954年4月1日、町制施行、同年8月8日、大月町ほか5か村と合併、大月市となった。さらに、同年9月8日、富浜村を合併して現在に

図12 七保村役場管内要図



至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度および1967年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」「同(2)」であったが、『史料総覧』の編集の際に分割、合併してこの文書群とした(41N-8、42G-2)。また、このなかに混入していた大原村役場文書を分離した(41N-9)。

数量は50点(『史料総覧』では、49点)、書架延長は1mである。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、1877年(明治9)-1916年(大正5)であるが、下限の史料は例外的なものである。

目録編成の第1次項目としては、七保村事務所・村役所文書(18・1。24点)、七保村戸長役場文書(18・2。24点)、七保村役場文書(18・3。2点)を設定した。

第2次項目は、18・1七保村事務所・村役所文書が村政一般、租税、土地、学事、18・2七保村戸長役場文書が租税・公儲、土地、18・3七保村役場文書が村政一般、社寺とした。主として地租改正以降の土地関係と租税関係の文書である。このなかでは「地所取調名寄帳」「地券名寄帳」「地券台帳」「一筆限反別地価取調帳」などの簿冊が多数を占める。

関連史料 大月市立図書館には、笹子・初狩・中初狩・大月・猿橋・七保・富浜・梁川各村の公文書など1万点を超える文書を収蔵している(『大月市史資料分類目録』)。七保村の分では、「地租名寄帳」「土地台帳」などを含んでいるが、町村制施行以前の文書は少なく、おもに町村制以降、それも1910年代以降であって、本文書群の集積時期との重なりは少ない。

参考文献

- ・大月市史編纂室編『大月市史』通史篇・史料篇、大月市役所、1976-78年。
- ・大月短期大学地域研究室編『大月市史資料分類目録』同短期大学、1996年。

18.1. 七保村事務所・村役所文書

18.1.1. 村政一般

- 1 御用留 九年 山梨県第三十一区七保村.
七保村事務所. 明治10-11.(1877-78).
1冊. 27.5cm.
後表紙の表示:七保村事務処.
史料資料請求番号42G-2,27

- 2 諸願伺届 明治十三年一月ヨリ十二月迄
七保村役所.
七保村役所. 明治13.(1880).
1冊. 24.5cm. かぶせ綴.
史料請求番号42G-2,28

18.1.2. 租税

- 3 地稅收入簿 弍号ノ内第一番 明治十四年
度 北都留郡七保村.
作成:七保村役所. 明治14.(1881).
1冊. 24.5cm.
表紙押印:山梨県北都留郡七保村[役所].
史料請求番号41N-8,158

18.1.3. 土地

† 地所取調名寄帳

- 4 地所取調名寄帳 山梨県第三拾壹区七保村
奈良子組 壹号.
作成:七保村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治19.
1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印. 綴目印.
地小口表示:十一.
内容:奈良平左衛門分以下.
史料請求番号42G-2,44

- 5 地所取調名寄帳 山梨県第三十壹区七保村
之内旧林村 壹号.
作成:七保村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治19.
1冊. 27.5cm. かぶせ綴. 地主押印.
内容:鈴木清七分以下. 史料請求番号42G-2,45-1

- 6 地所取調名寄帳 山梨県第三拾壹区七保村
之内旧林村 二号.
作成:七保村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治19.
1冊. 27.5cm. かぶせ綴. 地主押印.
内容:小高長左エ門分以下.
史料請求番号42G-2,45-2

- 7 地所取調名寄帳 山梨県第三十一区七保村
奈良子組 二号.
作成:七保事務所(推定). 明治[]. 書込み
下限:明治19.
1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印.
史料請求番号41N-8,164-1

- 8 地所取調名寄帳 山梨県第三拾壹区七保村
奈良子組 三号.
作成:七保村事務所(推定). 明治[]. 書込
み下限:明治19.
1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印.
史料請求番号41N-8,164-2

- 9 地所取調名寄帳 山梨県第三拾壹区七保邑
之内旧林村 五号.
作成:七保村事務所(推定). 明治[]. 書込
み下限:明治19.
1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印.
フケ. 開披注意. 史料請求番号41N-8,164-3

- 10 地所取調帳 山梨県第三十壹区都留郡七保
村之内元駒宮村 壹号.
作成:七保村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27.5cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:1-412番. 史料請求番号41N-8,167

- 11 地所取調帳 山梨県第三十壹区都留郡七保
村之内旧駒宮村 二号.
作成:七保村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27.5cm. かぶせ綴. 地主押印.

内容:坂本紋右工門分以下。

史料請求番号42G-2,46

†

†

- 12 山林原野一筆限帳 山梨県第三拾壹区七保村之内旧浅川組 明治十年第九月。

作成:七保村事務所(推定)。明治10。(1877)。

1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

史料請求番号41N-8,166

- 13 地券名寄帳 第四号 山梨県第三十一区七保村葛野組。

作成:七保村事務所(推定)。明治[]。書込み下限:明治18。

1冊。27cm。かぶせ綴。

内容:小泉誠齋分以下。史料請求番号42G-2,39-1

- 14 地券[] 第壹号 山梨県[七保村旧下和田村]。

作成:七保村事務所(推定)。明治[]。

1冊。26cm。四ツ目綴。

地小口表示:下ワタ壹号。

フケ。一部を除き開披不可。

史料請求番号42G-2,48

- 15 名寄帳 第壹号 第三拾三区七保村之内旧駒宮村。

作成:七保村事務所(推定)。明治[]。書込み下限:明治19。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。綴目印。

内容:安藤四兵衛分以下。

史料請求番号42G-2,47-1

- 16 [名寄帳]。

作成:七保村事務所(推定)。明治[]。書込み下限:明治19。

1冊。27・5cm。表紙欠。前欠か。綴紐はずれ。

内容:重野徳兵衛か。史料番号47-1の続きか。

一部フケ。開披注意。史料請求番号42G-2,47-2

† 地券台帳

- 17 [地券台帳 下和田 三号]。

作成:七保村事務所(推定)。明治[]。書

込み下限:明治19。

1冊。28cm。表紙・後表紙なし。地券台帳用紙使用。

史料請求番号41N-8,168

- 18 [地券台帳 都留郡七保村葛野組]。

作成:七保村事務所(推定)。明治11推定。(1878)。書込み下限:明治20。

1冊。28cm。表紙・後表紙なし。地券台帳用紙使用。

1丁目への書込み:葛野四号。

内容:落合弥十郎分以下。

史料請求番号42G-2,39-2

- 19 地券台帳 六号 葛野組。

作成:七保村事務所(推定)。明治11頃推定。(1878)。書込み下限:明治18。

1冊。27・5cm。地券台帳用紙使用。

地番:2600-3195番。史料請求番号41N-8,163

† 一筆限反別地価取調帳

- 20 一筆限反別地価取調帳 第六号 山梨県第三拾壹区七保村ノ内旧下浅川村。

作成:七保村事務所(推定)。明治[]。書込み下限:明治19。

1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1736-2139番。史料請求番号42G-2,32

- 21 一筆限反別地価取調帳 三号 山梨県第三十壹区七保村之内旧林村。

作成:七保村事務所(推定)。明治[]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:711-1054番。史料請求番号41N-8,165

- 22 一筆限反別地価取調帳 第三号 山梨県第廿壹区旧[下和田組]。

作成:七保村事務所(推定)。明治11推定。(1878)。

1冊。27・5cm。表紙破損。地主押印。

後表紙裏の表示:山梨県北都留郡七保村之内下和田組。

地番:887(後藤安兵衛)-1225番(春日社)。

史料請求番号42G-2,21

†

†

- 23 落地一筆限帳 北都留郡七保村葛野組 扣。

作成:[七保村役所カ]. 明治[].

1冊. 26・5cm. 地主押印.

史料請求番号41N-8,161

18・1・4. 学事

24 学事書類 明治十一年.

七保村役所. 明治11.(1878).

1冊. 25・5cm. かぶせ綴. 罫紙:無題茶色10行罫ほか.

史料請求番号41N-8,162

18・2. 七保村戸長役場文書

18・2・1. 租税・公儲

† 地方税戸数割補充賦課帳

25 地方税戸数割補充賦課帳 明治十六年度・

地方税地租追徴賦課帳 明治十七年度第
三号 北都留郡七保村.

作成:[七保村戸長役場]. 明治[]. 書込
み下限:明治18.

1冊. 23・5cm.

地小口表示:十六地補.

内容:鈴木清八分以下. 史料請求番号41N-8,159

26 地方税戸数割補充賦課帳 明治十六年度・

地方税地租割追徴賦課帳 明治十七年度第
三号 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治18推定.
(1885).

1冊. 24.5cm.

地小口表示:十六年戸数割補充.

内容:葛木助高分以下. 史料請求番号42G-2,29

† †

27 備荒公儲金収入簿 第壹号 明治十七年全 期 北都留郡七保村.

作成:[七保村戸長役場]. 明治17.(1884).
書込み下限:明治19.

1冊. 24cm. かぶせ綴.

史料請求番号41N-8,160

18・2・2. 土地

† 地券名寄帳

28 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治27.

1冊. 32・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券

名寄帳用紙使用.

地小口表示:浅川組第壹号.

内容:安藤源左エ門分以下.

史料請求番号42G-2,33-1

29 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治27.

1冊. 32・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券
名寄帳用紙使用.

地小口表示:浅川組第貳号.

内容:黒部七右エ門分以下.

史料請求番号42G-2,33-2

30 地券名寄帳 北都留郡[七]保[村].

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治27.

1冊. 32・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券
名寄帳用紙使用.

地小口表示:浅川組第三号止.

内容:黒部庄右エ門分以下.

史料請求番号42G-2,33-3

31 地券名寄帳 浅川組附属 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治28.

1冊. 36cm. 三ツ綴. 地券名寄帳用紙使用.

内容:黒部清八分以下. 史料請求番号42G-2,34-1

32 地券名寄帳 駒宮組附属 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場. 明治[]. 書込
み下限:明治28.

1冊. 36cm. 地券名寄帳用紙使用.

後表紙の表示:七保村戸長役場.

内容:安藤与兵衛分以下.

史料請求番号42G-2,34-2

33 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 33cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:下和田組第二号.

内容:古見助右エ門分以下.

史料請求番号42G-2,35-1

34 [地券名寄帳 北都留郡七保村].

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 31・5cm. 四ツ目綴. 表紙欠. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:下和田組第二号.

内容:益田利左エ門分以下.

史料請求番号42G-2,35-2

35 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 32・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:下和田組第三号.

内容:奈良登廻母分以下.

史料請求番号42G-2,35-3

36 地券名寄帳 [北都]留郡[七]保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治22.

1冊. 33cm. 四ツ目綴. 表紙破損. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:林組第壹号.

内容:鈴木清八分以下. 史料請求番号42G-2,36-1

37 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治27.

1冊. 33cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名

寄帳用紙使用.

地小口表示:林組第貳号止.

内容:和田恒右衛門分以下.

史料請求番号42G-2,36-2

38 地券名寄帳 林組附属 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治27.

1冊. 35・5cm. 後表紙なし. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

内容:ハツ藤長十郎分以下.

史料請求番号42G-2,36-3

39 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 34cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:瀬戸組第壹号.

内容:葛木小市郎分以下.

史料請求番号42G-2,37-1

40 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 33・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:瀬戸組第貳号.

内容:小俣休方分以下. 史料請求番号42G-2,37-2

41 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 34cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:瀬戸組第三号.

内容:卯月熊吉分以下. 史料請求番号42G-2,37-3

42 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 34cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:瀬戸組第四号止.

内容:葛木甚右衛門分以下.

史料請求番号42G-2,37-4

43 地券名寄帳 瀬戸組附属 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 36cm. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

内容:安藤与兵衛分以下. 史料請求番号42G-2,38

44 [地券名寄帳 北都留郡七保村].

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治27.

1冊. 33・5cm. 四ツ目綴. 表紙欠. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:葛野組第三号.

内容:小泉由郎分以下. 史料請求番号42G-2,40

45 地券名寄帳 葛野組附属 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治27.

1冊. 36cm. 後表紙なし. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

内容:小林広吉分以下. 史料請求番号42G-2,41

46 地券名寄帳北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 34cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:奈良子組第壹号.

内容:奈良平左エ門分以下.

史料請求番号42G-2,42-1

47 地券名寄帳 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治28.

1冊. 34cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:奈良子組第貳号止.

内容:奈良永次郎分以下.

史料請求番号42G-2,42-2

48 地券名寄帳 奈良子組附属 北都留郡七保村.

作成:七保村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治27.

1冊. 36cm. 後表紙なし. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

内容:今川吉之丞分以下. 史料請求番号42G-2,43

18.3. 七保村役場文書

18.3.1. 村政一般

49 公証取消帳 明治廿二年 七保村役場.

七保村役場. 明治22.(1889).

1冊. 25cm.

証書作成年次:明治17-20.

史料請求番号42G-2,31

18.3.2. 社寺

50 社寺宗教書類 大正五年 七保村役場.

七保村役場. 明治43-大正5.(1910-16).

1冊. 27cm.

その他の標題表示:永年保存.

主な文書年次:明治43-44.

史料請求番号42G-2,30

19. 山梨県北都留郡初狩村笹子村戸長役場文書目録(41N-5, 42G-3)

目 次

解 題

19・1. 下初狩村名主(所)文書/—1871年(明治4)……………p.118

19・1・1. 村政一般 1

19・2. 初狩村事務所・村役所文書/1876年(明治9)—1884年(明治17)……………p.118

19・2・1. 土地 2—4

19・2・2. 郡衙往復 5

19・3. 初狩村外一箇村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22)……………p.118

19・3・1. 地価金 6—7

† 各戸地価金精算帳

解 題

歴 史 本文書群の出所である初狩村笹子村戸長役場を構成する初狩村は、桂川(相模川上流部)支流笹子川の中流域にあり、甲州街道沿い、現在の大月市南部に位置する。近世では、この地域は、中初狩村、下初狩村に分かれ、いづれも郡内領に属し、『旧高旧領取調帳』では、中初狩村が331石余、下初狩村が338石余であり、それぞれ宿場が形成されていた。

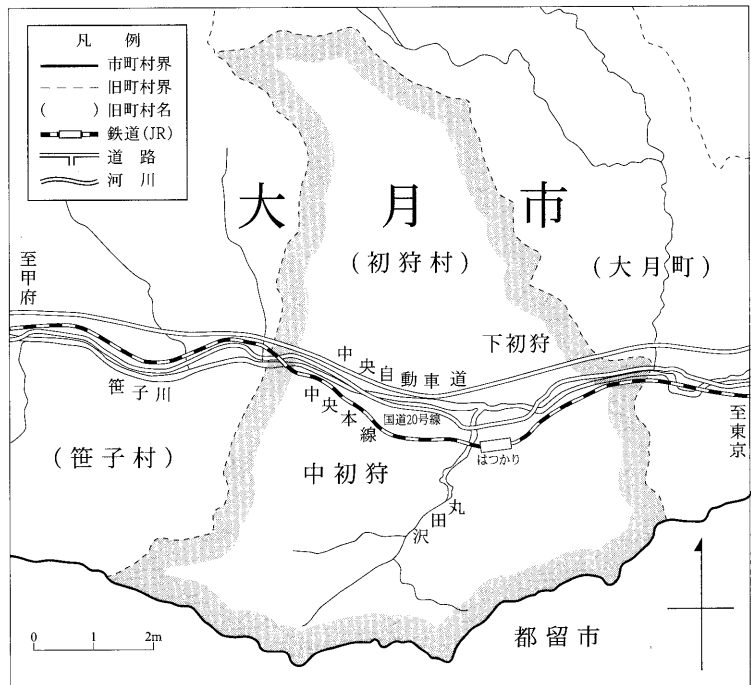
初狩村の地域は、明治維新後、^{いさわ}石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第二区、1876年(明治9)に山梨県第三十一区となり、1878年(明治11)の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。この間、1875年(明治8)年1月19日、両村は合併して初狩村と称

した。初狩村の面積は、東西約26町・南北約1里20町であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、1875年の「初狩村事務所」、1878年(明治11)の「初狩村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に際しては、笹子村との聯合戸長役場が組織され、「初狩村笹子村戸長役場」(目録本文の表記にあたっては名称を初狩村外一箇村戸長役場に統一した)を初狩村中初狩組に置いた。1889年(明治22)、市制町村制の施行にあたっては単独で施行し、笹子村との聯合を解消し「初狩村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、301戸、1737人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1838円10銭7厘、反別は田52町7反2畝7歩・畑96町8反2畝24歩・切替畑110町4反1畝23歩・宅地11町5反5畝7歩・竹藪17歩・林13町6反6畝26

図13 初狩村役場管内要図



歩・芝地14町8畝16歩・合計299町2反8畝である(『山梨県地誌稿』(山梨県立図書館所蔵)によって補訂)。

その後、1954年8月8日、笹子村、大月町、^{にぎわか}賑岡村、^{ななほ}七保町、猿橋町、梁川村と合併、大月市となった。さらに、同年9月8日、富浜村を合併して現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度および1967年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」「同(2)」であったが、『史料総覧』の編集の際に分割、合併してこの文書群とした(41N-5、42G-3)。なお、『史料総覧』での文書群名称は「初狩村戸長役場文書」であるが、笹子村との聯合戸長役場であるので本来の名称とした。

数量は7点であるが、合綴された史料を1点と数えると8点である(『史料総覧』では8点)。書架延長は0.4mである。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、1749年(寛延2)-1885年(明治18)であるが、上限の近世史料1点は、他とは著しく離れた年次のものである。

わずか7点の文書群であるが、目録編成の第1次項目としては、下初狩村名主(所)文書(19・1。1点)、初狩村事務所・村役所文書(19・2。4点)、初狩村外一箇村戸長役場(19・3。2点)を設定した。名主の事務所名がここでは特定できないので、名主(所)を仮称した。

第2次項目は、19・1下初狩村名主(所)文書では、村政一般、19・2初狩村事務所・村役所文書では、土地、郡衙往復、19・3初狩村外一箇村戸長役場では、地価金とした。主として「各戸地価金精算帳」および抵当・書入に関する文書であるが、文書群に一定の性格は見出しがたい。

関連史料 大月市立図書館には、笹子・初狩・中初狩・大月・猿橋・七保・富浜・梁川各村の公文書など1万点を超える文書を収蔵している(『大月市史資料分類目録』)。初狩村の分では、郡衙往復、土地関係はじめ909点がある。

参考文献

- ・大月市史編纂室編『大月市史』通史篇・史料篇、大月市役所、1976-78年。
- ・大月短期大学地域研究室編『大月市史資料分類目録』同短期大学、1996年。

19・1. 下初狩村名主(所)文書

19・1・1. 村政一般

- 1 甲斐国都留郡郡内領下初狩村指出帳下書
寛延弍年巳三月。
差出:名主富右衛門[ほか与頭・百姓代4名]。
宛名:小川新右衛門様御役所。寛延2・3。(174

9). 書込み下限:天保3・5。

1冊。27cm。

その他の標題表示(掛紙・朱書):甲類第弍号証,字
タコウチ・字丸田第弍号証,字入山第弍号証,字大
沢第弍号証。 史料請求番号41N-5,152

19・2. 初狩村事務所・村役所文書

19・2・1. 土地

- 2 各戸地所名寄帳 初狩村旧[]。
作成:[]。明治[]。
1冊。25・5cm。かぶせ綴。罫紙:無題青色10行
罫。
地小口表示:一番下初狩組地所名寄帳。
史料請求番号42G-3,52

その他の標題表示:調査済,押印(水野・富田)。

史料請求番号41N-5,154

- 3 書入奥書割印帳 明治九年第一月 戸長小
林宗義。
初狩村事務所。明治9。(1876)。
1冊。28cm。 史料請求番号41N-5,153
- 4 抵当書入奥書割簿 明治十二年 北都留郡
初狩村役所。
初狩村役所。明治12。(1879)。
1冊。25・5cm。抵当書入借用金証用紙使用。

19・2・2. 郡衙往復

- 5 [郡役所公用書類綴 自明治十二年一月至
同年十二月 北都留郡初狩村役所]。
初狩村役所。明治12。(1879)。
1綴(2冊)。26・5cm。
合綴:1.郡役所公用書類綴 第弍号 自明治十二
年一月至全年六月 北都留郡初狩村役所。初狩
村役所。明治12。(1879)。1冊。26・5cm。四ツ目綴。
綴目印。罫紙:北都留郡役所茶色13行罫。表紙押印。
2.郡役所公用書類 第弍号 自明治十二年七月
至全年十二月 北都留郡初狩村役所。初狩村役
所。明治12。(1879)。1冊。26・5cm。四ツ目綴。罫
紙:北都留郡役所茶色13行罫。
史料請求番号42G-3,49/50

19・3. 初狩村外一箇村戸長役場文書

19・3・1. 地価金

†各戸地価金精算帳

- 6 各戸地価金精算帳 初狩村分 明治十七年
度 北都留郡初狩村。
作成:初狩村外一箇村戸長役場。明治[17]。
(1884)。
1冊。25cm。罫紙:初狩村・笹子村戸長役場褐
色13行罫。
内容:旧下初狩組総計帳。中初狩組総計調。他村持

村持総計調。

史料請求番号41N-5,155

- 7 各戸地価金精算帳 初狩村分 [十]八年
北都留郡初狩村・笹子村戸長役場。
作成:初狩村外一箇村戸長役場。明治18。(1
885)。
1冊。25cm。
かぶせ綴。罫紙:初狩村笹子村戸長役場橙色13行
罫。 史料請求番号42G-3,51

20. 山梨県北都留郡富浜村役場文書目録(42G-5)

目 次

解 題

20・1. 富浜村役場文書/1889年(明治22)一p.124

20・1・1. 土地・租税 1

解 題

歴史 本文書群の出所である富浜村の地域は、桂川(相模川上流部域)左岸(北岸)にあり、猿橋町(大原村)の北東に位置している。この地域は、近世では、郡内領に属し、鳥沢村、宮谷村及び同村枝村袴着村の3か村があった。近代には、明治維新後、石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第十区、1876年(明治9)に山梨県第三十区となり、1878年(明治11)の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。この間、3か村は、1875年(明治8)年1月19日、合併して富浜村と称した。富浜村の面積は、東西約29町・南北約24町であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、1875年の「富浜村事務所」、1878年(明治11)の「富浜村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に至り、「富浜村戸長役場」を上鳥沢組に置いた。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては単独で施行し、

「富浜村役場」となった。

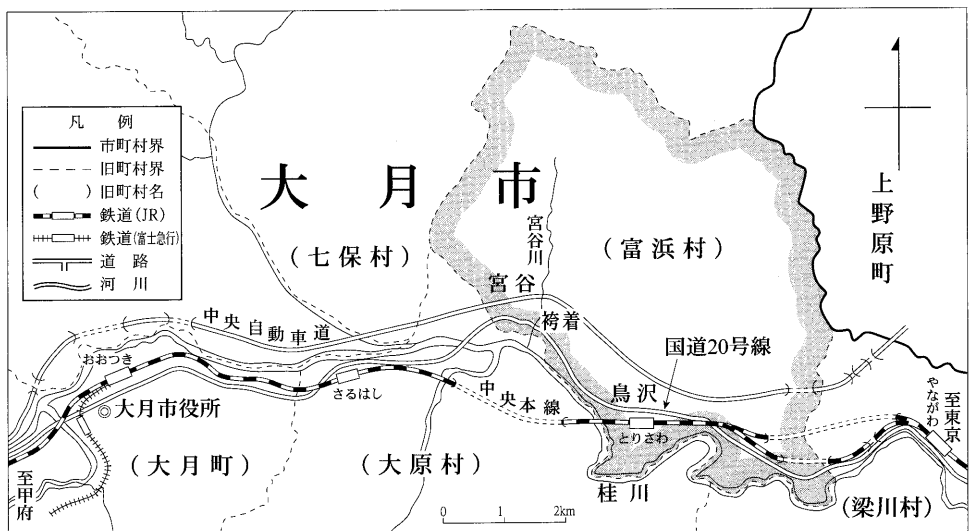
『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、511戸、2721人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は2189円35銭8厘、反別は田14町9反1畝2歩・畑199町2畝10歩・切替畑125町7反7畝20歩・宅地17町3反1畝26歩・竹藪5反3畝18歩・林98町9反4畝5歩・芝地10町3反4畝9歩・合計466町8反5畝・合計466町8反5畝である(『山梨県地誌稿』(山梨県立図書館所蔵)によって補訂)。

その後、1954年9月8日、大月市に合併し今日に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1967年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店から購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(2)」であったが、『史料総覧』の編集に際して、分割してこの文書群名とした(42G-5)。

数量は、わずか1点であるが、合綴したものを1点と数えると2点で(『史料総覧』では1点)、書架延長は0.1m未満である。

図14 富浜村役場管内要図



史料の概要 本文書群は、1点のみであるが、1934年(昭和9)と1950年のまったく年代と性格が異なる文書を合綴したものである。目録編成の第1次項目としては、富浜村役場文書(20・1。1点)とし、第2次項目は、土地・租税を設定した。

関連史料 大月市立図書館には、笹子・初狩・中初狩・大月・猿橋・七保・富浜・梁川各村の公文書など1万点を超える文書を収蔵している(『大月市史資料分類目録』)。富浜村の分には、近代初頭の文書がみられない。すでに散逸が進んでいたようである。

参考文献

- ・大月市史編纂室編『大月市史』通史篇・史料篇、大月市役所、1976-78年。
- ・大月短期大学地域研究室編『大月市史資料分類目録』同短期大学、1996年。

20・1. 富浜村役場文書

20・1・1. 土地・租税

1 [富浜村土地管理人表ほか].

富浜村役場. 昭和9-25推定.(1934-1950).

1綴(2点). 25cm.表紙・後表紙なし.

年代の異なる2点の文書を黒綴紐で合綴したものの合綴者は不明.

合綴:1. 富浜村土地管理人表 昭和九年一月調
税務係.作成:税務係. 昭和9.(1934).1点. 25cm.
罫紙:富浜村役場赤色12行罫.

2. 昭和二十五年固定資産税代納者.作成:富浜村
役場. 昭和25.(1950).1点. 罫紙:富浜村役場赤色
14行罫. **史料請求番号42G-5,68**

21. 山梨県北都留郡上野原村役場文書目録(41N-3)

目 次

解 題

21・1. 上野原村名主(所)文書/—1871年(明治4)……………p.130

21・1・1. 領主支配・村儀定 1—2

21・2. 上野原村事務所文書/1876(明治9)—1878年(明治11)……………p.130

21・2・1. 土地 3—33

† 地券台帳 † 田畑山林一筆限名寄帳

21・3. 上野原村外二箇村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22)……………p.134

21・3・1. 土地 34

21・4. 上野原村役場文書/1889年(明治22)—……………p.134

21・4・1. 村政一般 35

解 題

歴史 上野原村は、桂川(相模川上流部)とその支流鶴川流域にあり、甲州街道の甲斐・相模の国境にあって、現在の上野原町の最東部を占める。近世では、この地域は郡内領に属し、『旧高旧領取調帳』では、村高997石余であった。また、ここには上野原宿が置かれ、宿場町ともなっていた。

近代では、明治維新後、石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第十一区、1876年(明治9)に山梨県第三十区となり、1878(明治11)年の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。上野原村の面積は、東西1里4町・南北約25町であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、1875年の「上野原村事務所」、1878年(明治11)の「上野原村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に際しては、大鶴村、島田村との聯合戸長役場が組織され、「上野原村島田村大鶴村戸長役場」(目録本文の表記にあたっては名称を上野原村外二箇村戸長役場に統一した)を上野原村上野原駅に置いた。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては単独で施行し、「上野原村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、660戸、2889人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は2760円31銭9厘、反別は田8町9反2畝12歩・畑26

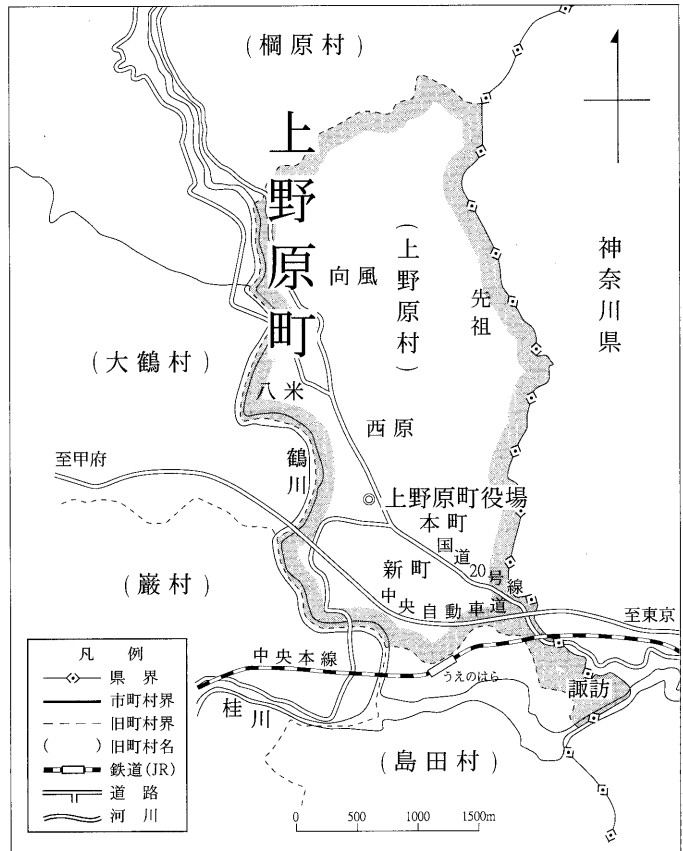
1町1反5畝5歩・切替畑61町1反2畝28歩・宅地24町9反4畝20歩・林1町1反8畝21歩・芝地3反8畝4歩・合計357町7反2畝である。

その後、1898年(明治31)12月27日、町制を施行、1955年4月1日には大目村、巖村、甲東村、大鶴村、島田村、西原村、桐原村と合併、上野原町となり現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」であったが、『史料総覧』の編集の際に分割してこの文書群とした(41N-3)。

数量は35点、書架延長は2mである。

図15 上野原村役場管内要図



史料の概要 この文書群の史料集積時期は、1828年(文政11)-1893年(明治26)であるが、上限の近世史料は2点のみである。この文書群は、近世の上野原宿文書と近代では地租改正以降の土地関係の文書に大別できる。目録編成の第1次項目としては、上野原村名主(所)文書(21・1。2点)、上野原村事務所文書(21・2。31点)、上野原村外二箇村戸長役場文書(21・3。1点)、上野原村役場文書(21・4。1点)を設定した。名主の事務所名がここでは特定できないので、名主(所)を仮称した。

第2次項目は、21・1上野原村名主(所)文書では、領主支配・村儀定、21・2上野原村事務所文書では、土地、21・3上野原村外二箇村戸長役場文書では、土地、21・4上野原村役場文書では、村政一般とした。主として、上野原村事務所の「地券台帳」「田畑山林一筆限名寄帳」である。

関連史料 上野原町役場内および教育委員会内には、旧上野原町の関連史料の残存を確認できなかった。

参考文献

・上野原町誌編纂委員会編『上野原町誌』上・中・下、甲陽書房、1975年。

21・1. 上野原村名主(所)文書

21・1・1. 領主支配・村儀定

- 1 拾六ヶ宿行司取極議定連判帳 文政十一年
子十月。

差出:上野原村宿役人惣代問屋伊三郎[ほか
16名]. 文政11・11.(1828).

1冊. 28・5cm. かぶせ綴. 綴目印.

史料請求番号41N-3,141

- 2 御触書控帳 弘化二年巳正月吉日 上野原
宿問屋会所。

上野原宿問屋会所. 弘化2-4.(1845-47).

1冊. 23cm. 四ツ目綴.

史料請求番号41N-3,140

21・2. 上野原村事務所文書

21・2・1. 土地

†地券台帳

- 3 地券台帳 自第五千卅二番至第五千二百七
十九番 明治九年第三月 都留郡第十一区
上野原村。

作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).

書込み下限:明治19.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.

掛紙:読合済, 小佐野・野口. その他の標題表示:
第貳拾号.

虫損多数.

史料請求番号41N-3,145-1

- 4 地券台帳 自第五千六百番至第六千十壹番
明治九年第三月 都留郡第十一区上野原
村。

作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).

書込み下限:明治18.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.

掛紙:読合済[](欠損, 清水・小俣カ), 押印
(小俣). その他の標題表示:第貳拾貳号.

虫損多数.

史料請求番号41N-3,145-2

- 5 地券台帳 自第六千十二番至第六千三百九
十七番 明治九年第三月 都留郡第十一区
上野原村。

作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).

書込み下限:明治19.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.

掛紙:読合済. 押印(印文不明). その他の標題表示:
第廿三号.

虫損多数.

史料請求番号41N-3,145-3

- 6 地券台帳 自第六千三百九十八番至第六千
六百十三番 明治九年第三月 都留郡第十
一区上野原村。

作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).

書込み下限:明治20.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.

掛紙:読合済, 清水・小俣. 押印(小俣). その他の
標題表示:第廿四号.

虫損多数.

史料請求番号41N-3,145-4

- 7 地券台帳 自第六千六百十四番至第六千八
百九十八番 明治九年第三月 都留郡第十
一区上野原村。

作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).

書込み下限:明治18.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.

掛紙:読合済, 清水・小俣. 押印(小俣). その他の
標題表示:第廿五号.

虫損多数.

史料請求番号41N-3,145-5

- 8 地券台帳 自第七千九百六十七番至第八千
式百十八番 明治九年第三月 都留郡第十
一区上野原村。
作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).
書込み下限:明治20.
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.
掛紙:読合済, 清水・小俣. 押印(小俣). その他の
標題表示:第三拾号.
虫損多数. 史料請求番号41N-3,146-1
- 9 地券台帳 自第八千式百十九番至第八千四
百六十六番 明治九年第三月 都留郡第十
一区上野原村。
作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).
書込み下限:明治20.
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.
掛紙:読合済, 清水・小俣. 押印(小俣). その他の
標題表示:第三拾壹号.
虫損多数. 史料請求番号41N-3,146-2
- 10 地券台帳 自第八千十二番至第八千三百九
十七番 明治九年第三月 都留郡第十区
上野原村。
作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).
書込み下限:明治19.
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.
掛紙:読合済, 清水・小俣. 押印(小俣). その他の
標題表示:第廿三号.
虫損多数. 史料請求番号41N-3,146-3
- 11 地券台帳 自第八千七百十七番至第八千九
百六十四番 明治九年第三月 都留郡第十
一区上野原村。
作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).
書込み下限:明治19.
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.
掛紙:読合済, 清水・小俣. 押印(小俣). その他の
標題表示:第三拾三号.
虫損多数. 史料請求番号41N-3,146-4
- 12 地券台帳 自第八千九百六十五番至第九千
二百九十六番 明治九年第三月 都留郡第
十一区上野原村。
作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).
書込み下限:明治20.
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 掛紙痕. 地券台
帳用紙使用.
その他の標題表示:第三拾四号.
虫損多数. 史料請求番号41N-3,146-5
- 13 地券台帳 自第九千式百九十七番至第九千
五百九十九番 明治九年第三月 都留郡第
十一区上野原村。
作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).
書込み下限:明治20.
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.
掛紙:読合済, 小佐野・野口. その他の標題表示:
第三拾五号.
虫損多数. 史料請求番号41N-3,146-6
- 14 地券台帳 自第九千六百番至第九千七百九
十九番 明治九年第三月 都留郡第十区
上野原村。
作成:[上野原村事務所]. 明治9・3.(1876).
書込み下限:明治20.
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 角裂. 地券台帳用紙使
用.
掛紙:読合済, 小佐野・野口. その他の標題表示:
第三拾六号.
虫損多数. 史料請求番号41N-3,146-7
- † 田畑山林一筆限名寄帳
- 15 [田畑山林一筆限名寄帳 第壹伍 明治十
年第十二月 山梨県第世区甲斐国都留郡上
野原村].
差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・
地所取調担当37名. 押印]. 明治10・3.(1877).
書込み下限:明治21.
1冊. 32cm. 四ツ目綴. 表紙欠.
内容:山田俊親分以下.
虫損多数. 開披注意. 史料請求番号41N-3,142-1

16 [田畑山林一筆限名寄帳 第二・三伍 明治十年十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名. 押印]. [明治10・3]. (1877). 書込み下限:明治21.

1冊. 32・5cm. 四ツ目綴. 表紙欠.

内容:白井力太部分以下.

虫損多数. フケ. 一部開披不可.

史料請求番号41N-3,142-13

17 [田畑山林一筆限名寄帳 第四・五伍 明治十年十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名. 押印]. 明治10・3. (1877). 書込み下限:明治21.

1冊. 32cm. 四ツ目綴. 表紙欠.

内容:東山幸兵衛分以下.

虫損多数. 上部欠損. 開披注意.

史料請求番号41N-3,142-2

18 [田畑山林一筆限名寄帳 第六・七伍 明治十年十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名. 押印]. 明治10・3. (1877). 書込み下限:明治21.

1冊. 32cm. 四ツ目綴. 表紙・後表紙欠.

内容:細田董造分以下.

虫損多数. 開披注意. 史料請求番号41N-3,142-3

19 [田畑山林一筆限名寄帳 第八・九伍 明治十年十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名. 押印]. 明治10・3. (1877). 書込み下限:明治20.

1冊. 32cm. 四ツ目綴. 表紙欠.

内容:富田虎吉分以下.

虫損多数. 開披注意. 史料請求番号41N-3,142-4

20 田畑山林一筆限名寄帳 第十・十一伍]

明治十年第[十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名. 押印]. 明治10・3. (1877). 書込み下限:明治21.

1冊. 32cm. 四ツ目綴. 表紙欠損.

その他の標題表示:六号.

内容:加藤太吉分以下.

虫損多数. 開披注意. 史料請求番号41N-3,142-5

21 [田畑山林一筆限名寄帳 第十二・十三伍 明治十年十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名. 押印]. 明治10・3. (1877). 書込み下限:明治21.

1冊. 32cm. 四ツ目綴. 表紙欠.

内容:上原良門分以下.

虫損多数. 開披注意. 史料請求番号41N-3,142-6

22 [田畑山林一筆限名寄帳 第十四伍 明治十年十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名. 押印]. 明治10・3. (1877). 書込み下限:明治21.

1冊. 32cm. 四ツ目綴. 後表紙欠.

その他の標題表示:八号.

内容:野口太四部分以下.

史料請求番号41N-3,142-7

23 [田畑山林一筆限名寄帳 第十五伍 明治十年十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名. 押印]. 明治10・3. (1877). 書込み下限:明治21.

1冊. 32cm. 四ツ目綴. 表紙欠.

内容:加藤義比分以下.

虫損多数. 開披注意. 史料請求番号41N-3,142-8

24 [田畑山林一筆限名寄帳 第十六伍 明治十年十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡

上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名,押印]. 明治10・3.(1877).
書込み下限:明治22.

1冊. 32cm,四ツ目綴,表紙欠.

内容:戸田創統分以下.

虫損多数.開披注意.史料請求番号41N-3,142-9

- 25 田畑山林一筆限名寄帳 第十七伍 明治十年第十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村.

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名,押印]. 明治10・3.(1877).
書込み下限:明治21.

1冊. 32・5cm,四ツ目綴,その他の標題表示:拾壱号.

内容:水越幸七分以下.

虫損多数.開披注意.史料請求番号41N-3,142-10

- 26 [田畑山林一筆限名寄帳 第十八・十九・二十伍 明治十年第十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名,押印]. [明治10・3].(1877).
書込み下限:明治20.

1冊. 32・5cm,四ツ目綴,表紙欠.

内容:水越源七分以下.

虫損多数.一部開披不可.

史料請求番号41N-3,142-11

- 27 [田畑山林一筆限名寄帳 第廿壹伍 明治十年第十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名,押印]. 明治10・3.(1877).
書込み下限:明治21.

1冊. 32・5cm,四ツ目綴,表紙欠.

内容:曹源寺分以下.

虫損多数.開披注意.史料請求番号41N-3,142-12

- 28 [田]畑山林一筆限名寄帳 第廿二伍 明治十年第十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名,押印]. 明治10・3.(1877).
書込み下限:明治21.

1冊. 32cm,四ツ目綴.

掛紙:計算済小沢,その他の標題表示:拾四号.

虫損多数.開披注意.史料請求番号41N-3,142-17

- 29 [田畑山林一筆限名寄帳 第廿三伍 明治十年第十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名,押印]. 明治10・3.(1877).
書込み下限:明治21.

1冊. 32cm,四ツ目綴,表紙欠.

内容:山崎登宇分以下.

虫損多数.開披注意.史料請求番号41N-3,142-14

- 30 [田畑山林一筆限名寄帳 第廿四伍 明治十年第十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名,押印]. 明治10・3.(1877).
書込み下限:明治20.

1冊. 32cm,四ツ目綴,表紙欠.

内容:松本喜右衛門分以下.

虫損多数.開披注意.史料請求番号41N-3,142-15

- 31 [田畑山林一筆限名寄帳 第廿五伍 明治十年第十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名,押印]. 明治10・3.(1877).
書込み下限:明治21.

1冊. 32cm,四ツ目綴,表紙欠.

内容:杉本文右衛門分以下.

虫損多数.開披注意.史料請求番号41N-3,142-16

- 32 [田畑山林一筆限名寄帳 管内入作 明治十年第十二月 山梨県第卅区甲斐国都留郡上野原村].

差出:戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・地所取調担当37名,押印]. 明治10・3.(1877).
書込み下限:明治22.

- 1冊. 32cm. 四ツ目綴. 表紙欠.
内容: 旧新田村安藤盛平分以下.
虫損多数. 開披注意. 史料請求番号41N-3,143
- 33 田畑山林一筆限名寄帳 神奈川県ヨリ入作
外村持 明治十年第十二月 山梨県第卅区
甲斐国都留郡上野原村.

差出: 戸長野口久右衛門[ほか副戸長・伍長・
地所取調担当37名. 押印]. 明治10・3. (1877).
書込み下限: 明治21.
1冊. 32cm. 四ツ目綴.
掛紙: 計算済, 小沢.
内容: 佐野川村富田甚兵衛分以下.
虫損多数. 開披注意. 史料請求番号41N-3,144

21・3. 上野原村外二箇村戸長役場文書

21・3・1. 土地

- 34 [地券台帳].
作成: [上野原村外二箇村戸長役場]. 明治2
1(推定). (1888). 書込み下限: 大正9.
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 表紙欠. 前欠. 地券

台帳用紙など使用.
総計表に第拾五号帳, 従第式千八百壺番至第三
千番. 明治廿一年とあり.
虫損多数. 史料請求番号41N-3,147

21・4. 上野原村役場文書

21・4・1. 村政一般

- 35 諸編冊 明治[]務 北都留郡上野原
村役場.
上野原村役場. 明治26. (1893).
1冊. 28cm. 罫紙: 上野原村役場赤色13行罫.
一部フケあり. 開披注意.
史料請求番号41N-3,148

22. 山梨県北都留郡巖村梁川村戸長役場引継文書目録(41N-4)

目 次

解 題

22・1. 巖村事務所・村役所文書/1876年(明治9)―1884年(明治17) ……………p.140

22・1・1. 土地 1―3

解 題

歴史 巖村は、桂川(相模川上流部)とその支流鶴川の合流点に位置し、桂川に沿う甲州街道の新道が村内を東西に横断しており、上野原町の南西端に位置する。近世では、ここに川合、四方津、松留、ハツ沢の4か村があり、いずれも郡内領に属していた。『旧高旧領取調帳』による村高では、河合村が120石余、四方津村が196石、松留村が89石、ハツ沢村が171石余であった。

近代では、明治維新後、石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第十一区、1876年(明治9)に山梨県第三十区となり、1878(明治11)年の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。この間、1875年(明治8)11月2

8日には、4か村が合併して巖村と称した。巖村の面積は、東西1里5町・南北1里10町であった(『山梨県市郡村誌』)。

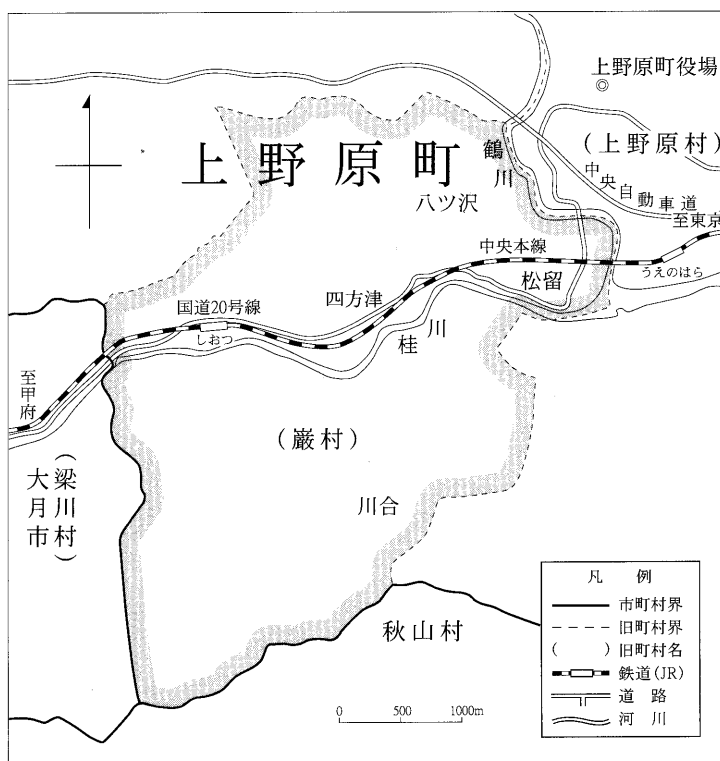
同村の村政機構は、1875年の「巖村事務所」、1878年(明治11)の「巖村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に際しては、梁川村との聯合戸長役場が組織され、「巖村梁川村戸長役場」(目録本文の表記にあたっては名称を巖村外一箇村戸長役場に統一した)を両村の中間、梁川村新倉組に置いた。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては、梁川村との聯合を解消して単独で施行し、「巖村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、342戸、2129人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1262円73銭1厘、反別は田7町1反8畝3歩・畑172町4反4畝2歩・切替畑55町2反9畝14歩・宅地15町1反9畝14歩・竹藪1反2畝17歩・林34町4反9畝11歩・芝地2町2反3畝3歩・合計286町9反22歩である(『山梨県地誌稿』(山梨県立図書館所蔵)によって補訂)。

その後、1955年4月1日には上野原町、大目村、甲東村、大鶴村、島田村、西原村、桐原村と合併、上野原町となり現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」であったが、

図16 巖村役所管内要図



『史料総覧』の編集の際に分割してこの文書群とした(41N-4)。また、文書群名を『史料総覧』では、「巖村戸長役場文書」としたが、戸長役場の名称は、前記の通り「巖村外一箇村戸長役場」である一方、史料の下限は、巖村役所期にとどまっている。ただ、書込み下限からすると、戸長役場期まで下ると考えられるので、文書群名を「巖村梁川村戸長役場引継文書」とした。

数量は3点、書架延長は0.1m未満である。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、史料自体に明示はないが、村事務所・村役所期と推定される。いずれも地租改正前後の土地関係文書である。目録編成の第1次項目としては、巖村事務所・村役所文書(22・1。3点)を設定し、第2次項目は、土地とした。

関連史料 上野原町役場および教育委員会では、旧巖村の関連史料の残存を確認していない。とくに巖村では、1887年(明治17)に役場が焼失し文書の残存がとくに乏しいとのことである。

参考文献

・上野原町誌編纂委員会編『上野原町誌』上・中・下、甲陽書房、1975年。

22・1. 巖村事務所・村役所文書

22・1・1. 土地

- 1 地所取調帳 人 山梨県第三拾区甲斐国都留郡巖村之内旧松留村。

作成:巖村事務所(推定). 明治[]。

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印. 副表題は掛紙。

地番:686-953番. 史料請求番号41N-4,149

- 2 地所一筆限取調帳 七号 二千五百六十九番ヨリ二千八百廿壹番マテ 北都留郡巖村川合組。

作成:巖村役所(推定). 明治[]。

1冊. 27cm. かぶせ綴。

内容:萩原担次郎分以下。

開披注意. 史料請求番号41N-4,150

- 3 無年期開墾帳 北都留郡巖村旧ハツ沢。

作成:巖村役所(推定). 明治[]。書込み

下限:明治19。

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印。

内容:尾形常造分以下. 史料請求番号41N-4,151

23. 山梨県北都留郡西原村役場文書目録(41N-1)

目 次

解 題

23・1. 西原村名主(所)文書 /—1871年(明治4)……………p.147	
23・1・1. 村政一般 1—2	23・1・4. 荒地 23—26
23・1・2. 貢租・上納 3—15	† 荒地小前書上帳 † 高荒地山畑代永控帳
† 高拔差改帳	23・1・5. 貯穀・夫喰拝借 27—32
23・1・3. 土地 16—22	† 貯穀并ニ丙・丁田穀組訳俵数書上帳
† 田畑名寄水帳 † 山畑反別取調帳	23・1・6. 入会 33
23・2. 西原村戸長事務取扱所・村事務所・村役所文書 /1872年(明治5)—1884年(明治17) ……p.150	
23・2・1. 村政一般 34	23・2・6. 夫役 272
23・2・2. 租税・印税・民費 35—47	23・2・7. 戸籍 273—281
† 証印税券数取調帳	† 戸籍表
23・2・3. 土地 48—237	23・2・8. 社寺・埋葬 282—287
† 一筆限反別地価取調帳 † 一筆限反別地	23・2・9. 学事 288—289
価取調帳総計簿 † 各戸地価取調帳	23・2・10. 衛生 290
† 野(取)帳 † 地所取調帳 † 名寄帳	23・2・11. 抵当証券 291
† 山畑地所名寄帳	23・2・12. 入会 292
23・2・4. 地券 238—257	23・2・13. 道路 293—294
† 往還・間道分見帳 † 地券台帳	
23・2・5. 村入用・夫喰拝借 258—271	
† 村入用差引帳	
23・3. 西原村戸長役場文書 /1884年(明治17)—1889年(明治22) ……………p.171	
23・3・1. 土地 295—301	23・3・4. 地価修正 322—354
† 宅地畑田反価山林原野仕訳帳	† 落地有租地編入願 † 第一類地より第二
† 反別地価増減取調帳	類地へ編入地価修正一筆 † 誤謬訂正願
23・3・2. 地券 302—304	† 地目変換地価修正一筆限帳 † 地押野帳
23・3・3. 開墾 305—321	† 野取図帳
† 無年期開墾地一筆限帳	23・3・5. 戸籍 355
† 無年期開墾地賦租願	23・3・6. 衛生 356
	23・3・7. 公証 357

23・4. 西原学校/1876年(明治9)―1885年(明治18)p.177

23・4・1. 日誌 358

23・4・2. 教員出勤 359

23・4・3. 学校資本 360

23・4・4. 試験雑費 361―375

† 試験入費録

23・5. 西原村役場文書/1889年(明治22)―p.178

23・5・1. 村政一般 376

23・5・3. 戸籍 386―389

23・5・2. 土地 377―385

† 送籍状

† 土地名寄帳

23・5・4. 衛生 390―392

23・6. 時期不明p.180

23・6・1. 家屋等調 393

解 題

歴 史 ^{さいほろ}西原村は、桂川(相模川上流部)支流の鶴川の最上流域に位置し、現在の^{さいほろ}上野原町の北西部を占め、東は東京都檜原村に接している。才原村とも書く。近世では、郡内領に属し、『旧高旧領取調帳』では、村高157石余であった。

近代では、明治維新後、^{いさわ}石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第十二区、1876年(明治9)に山梨県第二十九区となり、1878(明治11)年の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。西原村の面積は、東西1里・南北30町であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、戸長事務所の名称を「戸長事務取扱所」としていたが、1875年の「西原村事務所」、1878年(明治11)の「西原村役所」となり、1884年(明治17)の「西原村戸長役場」設置では、役場を同村郷原組に置いた。1889(明治22)年の市制町村制の施行に際しても単独で施行し、「西原村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、233戸、1384人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は481円90銭1厘、反別は田8反25歩・畑99町8反9畝26歩・切替畑183町5反4畝11歩・宅地7町9反9畝7歩・竹藪1反3畝28歩・林539町4反6畝16歩・芝地53町1反5畝3歩・合計884町9反9畝26歩である。

その後、1955年4月1日、上野原町、大目村、巖村、甲東村、大鶴村、島田村、桐原村と合併、上野原町となり現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」(41N)であっ

たが、『史料総覧』編集の際に分割してこの文書群名とした(41N-1)。なおこの文書群に混在していた桐原村(41N-2)・増富村(41N-10)・西野村(6.在家塚村。41N-11)・在家塚村外二箇村組合役場(同)の文書には、枝番号を付してそれぞれに分離した。

数量は393点(『史料総覧』では400点)であるが、合綴された史料を1点と数えると409点である。本集の文書群では、最も数量が多い。書架延長は5mである。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、1725年(享保10)-1899年(明治32)である(ただし、近世の史料には近代の写本が少なくない。なお享禄とあるが享保の誤記)。他市町村の文書と同じく、近世、近代を通じて主に土地・租税関係で、とくに地租改正後の文書が多いが、学校関係の文書を含むなど、他の文書群に比較し史料としての幅が広がっている。

目録編成の第1次項目は、西原村名主(所)文書(23・1。33点)、西原村戸長事務取扱所・村事務所・村役所文書(23・2。261点)、西原村戸長役場文書(23・3。63点)、西原学校(23・4。18点)、西原村役場文書(23・5。17点)、および時期を特定できない時期不明(23・6。1点)分である。名主の事務所の名称を特定できなかったので、名主(所)を仮称した。また西原学校は、設立・廃止年次を明示できないが、目次ではこの編成項目の後に史料集積時期を付した。

23・1西原村名主(所)文書では、主として「村方明細書上帳」「年々高抜差改帳」「田畑名寄御水帳」などで、第2次項目を村政一般、貢租・上納、土地、荒地、貯穀・夫喰洋借、入会とした。23・2西原村戸長事務取扱所・村事務所・村役所文書は、本文書群の過半であって、なかでも各字また小字ごとの「野(取)帳」「地所取調帳」「名寄帳」が主たる部分を占めている。そのほか他村にも

多い「一筆限反別地価取調帳」「地券台帳」があり、さらに「村入用差引帳」「戸籍表」、社寺・埋葬、学事、衛生関係文書など町村事務の各般に及んでいる。このため第2次項目を村政一般、租税・印税・民費、土地、地券、村入用・夫喰拝借、夫役、戸籍、社寺・埋葬、学事、衛生、抵当証券、入会、道路とした。

23・3西原村戸長役場文書は、主として地租改正後の地価修正、開墾、地押調査に関するもので、多くを「反別地価増減取調帳」「無年期開墾地一筆限帳」「無年期開墾地賦租願」「地目変換地価修正一筆限帳」「地押野帳」「野取図帳」などが占めている。第2次項目を土地、地券、開墾、地価修正、戸籍、衛生、公証とした。23・4西原学校は、西原村事務所の学事の項とは別に、西原学校が出所と考えられる学校運営、学務委員関係の文書であって、日誌、教員出勤、学校資本、試験雑費を第2次項目とした。

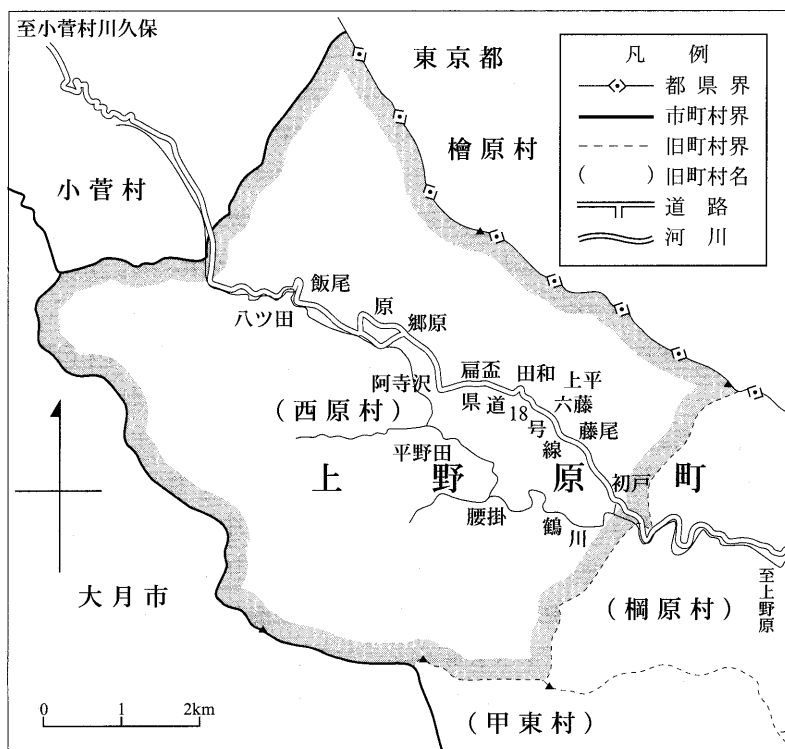
23・5西原村役場文書は、主として「土地名寄帳」「送籍状」および伝染病対策文書で、村政一般、土地、戸籍、衛生を第2次項目とした。23・6時期不明の文書は、1点のみで、第2次項目を家屋等調とした。

関連史料 上野原町役場および教育委員会では、旧西原村の関連史料の残存を確認していない。

参考文献

・上野原町誌編纂委員会編『上野原町誌』上・中・下、甲陽書房、1975年。

図17 西原村役場管内要図



23.1. 西原村名主(所)文書

23.1.1. 村政一般

1 村差出扣帳 天明四年巳三月日 西原村.
作成:甲州都留郡西原村名主五郎右衛門[ほか組頭・百姓代7名].宛名:谷村御役所.天明4.(1784).
1冊. 27.5cm. 罫紙:無題青色10行罫(浅川製).写. 史料請求番号41N-1,49

2 村方明細書上帳 文化三寅年三月 甲州都留郡西原村.
差出:西原村名主彦左衛門[ほか組頭・百姓代6名].宛名:甲府勤番御支配松伊予守様御役所.文化3.3.(1806).
1冊. 27.5cm. 罫紙:無題青色10行罫(浅川製).写. 史料請求番号41N-1,47

23.1.2. 貢租・上納

3 [申御年貢可納割付之事ほか].
西原村.元文3-明治4.(1738-1871).
1綴(3通). 27.5cm. 罫紙:無題青色10行罫(浅川製).写.
合綴:1.申御年貢可納割付之事 宝暦二年申十月西原村.作成:山本平八郎.宝暦2.10.(1752).1通. 27.5cm. 罫紙:無題青色10行罫(浅川製).写.
2.辛未御年貢割附 明治四年未年十二月 西原村.作成:山梨県庁.明治4.12.(1871).1通. 27.5cm. 罫紙:無題青色10行罫(浅川製).写.
3.[午御年貢可納割付之事].作成:斉藤喜六郎.宛先:西原村名主・惣百姓.元文3.11.(1738).1通. 27.5cm. 罫紙:無題青色10行罫(浅川製).写.
史料請求番号41N-1,50

4 丑御年貢皆済目録.

差出:増安兵衛(押印).宛名:[西原]村名主・組頭・百姓代.慶応2.4.(1866).
1通. 26.5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡西原村五郎右衛門.
史料請求番号41N-1,132

関連史料:36.

5 高祓差改帳^(ママ) 四番 文化九申年五月 甲州都留郡西原村.
作成:西原村.文化9.5.(1812).
1冊. 37cm(横長美帳).二ツ目綴.
史料請求番号41N-1,74-1

6 年々高祓差改帳^(ママ) 五番 甲申文政七年八月日 甲州都留郡西原村.
作成:西原村.文政7.8.(1824).
1冊. 34cm(横長半帳).三ツ目綴.
史料請求番号41N-1,74-2

7 年々高祓差改帳^(ママ) 六番 天保六年八月日 甲州都留郡西原村.
作成:西原村.天保6.8.(1835).書込み下限:天保8.
1冊. 35cm(横長半帳).三ツ目綴.

挿入貼付:中山道長文書毀棄証拠品(山梨県上の原警察分署封筒入). 史料請求番号41N-1,74-3

8 年々高祓差改帳^(ママ) 七番 弘化二巳年八月日 名主正左工門.
作成:名主正左工門.弘化2.8.(1845).
1冊. 35cm(横長半帳).後表紙破損.
史料請求番号41N-1,74-4

9 年々高祓差改帳^(ママ) 八番 安政三辰年十一月日 西原村名主国次.
作成:名主国次.安政3.11.(1856).
1冊. 40cm(横長美帳).二ツ目綴.
史料請求番号41N-1,74-5

10 年々高祓差改帳^(ママ) 九番 文久三亥年十月日 西原村名主民部.
作成:名主民部.文久3.10.(1863).
1冊. 34cm(横長半帳).綴目印.二ツ目綴.
掛結び文書1通.
後表紙の表示:九番西原村.掛結び文書:卯郡中入

用云々。 史料請求番号41N-1,74-6

11 年々高^(マ)祓差改帳 拾番 明治三年十一月
日 西原村名主古道平。

作成:名主古道平。明治3・11。(1870)。

1冊。35cm(横長半帳)。

後表紙の表示:十番終。史料請求番号41N-1,74-7

† †

12 夜失退転離散人諸上納書上帳 天保九年戊
正月日 都留郡西原村。

差出:名主常右衛門[ほか2名]。宛名:西村奥
太郎様谷村御役所。天保9・1。(1838)。

1冊。35cm(横長半帳)。

後表紙の表示:横帳廿四冊之内。

史料請求番号41N-1,71

13 御国恩上金取建帳 安政五年午七月十三日
西原村名主一学。

作成:名主一学。安政5・7・13。(1858)。

1冊。40・5cm(横長美帳)。

後表紙の表示:横帳廿四冊之内。

史料請求番号41N-1,65

14 丑式納御年貢浮役取建帳 慶応元丑年十二
月日 西原村名主五郎右衛門。

作成:名主五郎右衛門。慶応1・12。(1865)。

1冊。34cm(横長半帳)。

後表紙なし。

史料請求番号41N-1,66

15 荒地御見分諸入用控帳 慶応式寅年八月
名主五郎右衛門。

作成:名主五郎右衛門。慶応2・8。(1866)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。掛結び文書1通。

掛結び文書:[白米代ほか受取]。

史料請求番号41N-1,64

23・1・3. 土地

† 田畑名寄水帳

16 [田畑名寄御水帳] 一。

作成:[名主仁左衛門]。[安永2・12]。(1773)。

1冊。27・5cm。四ツ目綴。表紙欠。後欠。

フケ多数,開披注意・一部不可。

史料請求番号41N-1,1-1

17 [田畑名寄御水帳] [二]。

作成:名主仁左衛門。[安永2]・12。(1773)。

1冊。27・5cm。四ツ目綴。表紙・後表紙欠。

開披注意。

史料請求番号41N-1,1-2

18 田畑名寄御水帳 [三] 安[永二癸巳十二
月カ]。

作成:名主仁左衛門。安永2・12。(1773)。

1冊。27cm。四ツ目綴。表紙摩耗。

フケ多数,開披注意・一部不可。

史料請求番号41N-1,1-3

† 山畑反別取調帳

19 [山畑林反別取調帳]。

作成:西原村(推定)。[]。

1冊。35cm(横長半帳)。表紙なし。

内容:字尾奈手ちよ分以下。

史料請求番号41N-1,61

20 山畑[反別取調帳]。

作成:[]。[]。

1冊。24・5cm。後表紙破損。

内容:初戸与三部分以下。

史料請求番号41N-1,63-1

21 [山畑反別取調帳]。

作成:[]。[]。

1冊。25・5cm。かぶせ綴。綴目印。

内容:下城勤治分以下。史料請求番号41N-1,63-2

22 [山畑反別取調帳]。

作成:[]。[]。

1冊。24・5cm。表紙・後表紙なし。

内容:はっと権右衛門・大泉院分以下。

史料請求番号41N-1,63-3

23・1・4. 荒地

† 荒地小前書上帳

23 前々荒地小前書上帳 天保三辰年八月日
都留郡西原村。

作成:名主新左衛門[ほか組頭・百姓代7名]。

天保3・8。(1832)。

1冊。33cm(横長半帳)。二ツ目綴。表紙破損。

史料請求番号41N-1,68

24 荒地当申起返小前書上帳 嘉永元年申八月日 都留郡西原村。

差出:名主嘉左衛門[ほか組頭・百姓代2名].
宛名:佐々木道太郎様御役所. 嘉永1・8.(1848).

1冊. 33・5cm(横長半帳).

後表紙の表示:横帳廿四冊之内。

史料請求番号41N-1,69

†高荒地山畑代永控帳

関連史料:48。

25 高荒地山畑代永控帳 慶応二寅年極月日 西原村名主五郎右衛門。

作成:名主五郎右衛門. 慶応2・12.(1866).
1冊. 35cm(横長半帳).かぶせ綴.綴目印.

後表紙の表示:都留郡西原村。

内容:太左衛門分以下。 史料請求番号41N-1,70

26 高荒地山畑并代永控帳 明治未四年十二月吉辰 西原村名主古家道平。

作成:西原村名主古家道平. 明治4・12.(1871).

1冊. 35cm(横長半帳). 史料請求番号41N-1,79

23・1・5. 貯穀・夫喰拝借

27 [穀高預り証].

西原村. 天明8-万延2.(1788-1861).

1通. 27・5cm(継紙).綴目印.欠落あり。

内容:1.当村御用穀六組小前取定扣事. 差出:名主五郎右エ門ほか組頭・百姓代2名. 宛名:御代官平岡彦兵衛様谷村御役所. 天明8.

2. [穀高預り証]. 寛政2・3.以下,万延2・2まで連年継紙(末尾は申二月).欠落部分:文政8-天保10.
史料請求番号41N-1,134

28 [夫喰拝借返納割帳ほか].

西原村. 天保9-文化3.(1806-38).

1綴(3冊). 37cm(横長半帳).

後表紙の表示:横帳廿四冊之内。

合綴:1.夫喰拝借返納割帳 天保九戌年九月日名主常右衛門. 作成:名主常右衛門. 天保9・9(1838).1冊. 34cm(横長半帳).その他の標題表示:

横帳二十四之内。

2.谷村・石和御用御伝馬覚帳 文化三寅年八月三日 甲州都留郡西原村. 作成:西原村. 文化3・8・3.(1806).1冊. 32cm.

3.谷村・石和御用伝馬出方覚 文化三寅年八月三日改.作成:西原村.文化3・8・3(1806).1冊. 37cm.

史料請求番号41N-1,73

29 貯穀増米小前書上帳 文久元酉年十二月日 都留郡西原村。

作成:西原村. 文久1・12.(1861).

1冊. 38cm(横長半帳).かぶせ綴.綴目印.小前押印。

後表紙の表示:横帳廿四冊之内。

史料請求番号41N-1,67

30 貯穀年々穀メ書上帳 文化八未年閏二月 都留郡西原村。

西原村. 文化8-天保2.(1811-31).

1冊. 27・5cm.

後表紙の表示:縦帳拾壹冊之内。

内容:西原村名主・与頭・百姓代(押印)より矢橋松次郎様御役所宛.雑穀取集村役人預り覚に以降の下穀覚などを付加.

フケ.開披注意。

史料請求番号41N-1,51

†貯穀并二丙・丁困穀組訳俵数書上帳

31 貯穀并丁・丙困穀組訳石数書上帳 安政四年巳十一月 西原村。

差出:西原村名主一学[ほか組頭・百姓代2名.押印]. 宛名:御代官清水孫次郎様御手代鈴木誠助. 安政4・11.(1857).

1冊. 27・5cm.掛結び文書1綴。

後表紙の表示:縦帳拾壹冊之内.掛結び文書:麦式拾云々.
史料請求番号41N-1,52

32 貯穀并二丁・丙困穀組訳俵数書上帳 元治元子年十一月日 都留郡西原村。

差出:都留郡西原村名主仁左衛門[ほか組頭・百姓代など2名]. 宛名:谷村御役所. 元治1・11.(1864).

1冊. 25・5cm.後表紙なし。

その他の標題表示:縦帳拾壹冊之内。

史料請求番号41N-1,53

23・1・6. 入会

- 33 乍恐以書付奉願上候(入会山立木売払二付).
差出:当御預所甲州都留郡瀬戸村名主小右衛門[ほか西原村名主・小菅村名主など7名].

宛名:谷村御役所. 嘉永3・3.(1850).
1通. 29cm(継紙).
関連史料:292(史料番号57).

史料請求番号41N-1,133

23・2. 西原村戸長事務取扱所・村事務所・村役所文書

23・2・1. 村政一般

- 34 [廻章写ほか].
西原村事務所. 明治9.(1876).
1冊. 26・5cm.表紙・後表紙なし.
内容:廻章写.租税納入督促,医術免許鑑札など.
史料請求番号41N-1,58

作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25・5cm.かぶせ綴.地主押印.
内容:船木宗右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,33-2

23・2・2. 租税・印税・民費

- 35 正祖取調書 北都留郡西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25・5cm.
内容:地税金・県区村費書上.
史料請求番号41N-1,14

- 40 印税券数取調帳 旧原組.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25・5cm.かぶせ綴.地主押印.
内容:奈良庄兵衛分以下. 史料請求番号41N-1,34

- 36 年々高祓差改帳 明治六年第十一月日 戸長降矢壬子次郎.
作成:戸長降矢壬子次郎. 明治6・11.(1873).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
関連史料:5-14. 史料請求番号41N-1,74-8

- 41 [印税券数取調帳].
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25・5cm.地主押印
その他の標題表示:旧藤尾.
内容:第二十九区西原村長田長左衛門分以下.
史料請求番号41N-1,6-67

- 37 役浮面物割紙帳 明治八年[] 西原村.
作成:西原村事務取扱所. 明治8.(1875).
1冊. 34・5cm(横長半帳).掛結び文書1通.
後表紙の表示:事務扱[所].掛結び文書:酒代金受取証.
フケ.開披不可. 史料請求番号41N-1,72

- 42 山林原野印税取調簿.
西原村役所. 明治13.(1880).
1冊. 24・5cm.かぶせ綴.地主押印.
表紙押印:(不明). 内題:山林原野取調書 北都留郡西原村. 史料請求番号41N-1,32

† 証印税券数取調帳

- 38 証印税券数取調帳 西原村旧初戸組.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.かぶせ綴.地主押印.
内容:第二十九区西原村長田助右衛門分以下.
史料請求番号41N-1,33-1

- 43 明治十二年上半期地方税二係ル雑種税納簿 北都留郡西原村役所(押印).
作成:西原村役所. 明治[].
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,107

- 39 証印税券数取調帳 旧小在家組.

- 44 [地方税明治十二年一月ヨリ同年六月迄返割帳・県費・旧区費及協議費].
西原村役所. 明治12.(1879).
1綴(2冊). 35cm(横長半帳).下げ二ツ目綴.
合綴:1.地方税 明治十二年一月ヨリ同年六月迄,明治十二年三月六日,北都留郡西原村役所.作成:

西原村役所. 明治12・3・6.(1879).1冊. 33cm(横長半帳). 下げ二ツ目綴.その他の標題表示(朱書):
県費・旧区費及協議費.

2.地券其他協議費割賦帳 明治十二年第五月廿二日 北都留郡西原村役所. 作成:西原村役所. 明治12・5・22(1879).1冊. 35cm(横長半帳).

その他の標題表示(朱書):県費,区費.

史料請求番号41N-1,108

45 地方営業税雑種税扣簿 明治十四年七月
北都留郡西原村役所.

作成:西原村役所. 明治14・7.(1881).

1冊. 27・5cm.[北都留郡徴収簿]用紙使用.

内容:第二種中買長田与三郎分以下.

史料請求番号41N-1,37

46 上埜原駅屯所新築献納簿 明治九年第一月
日 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治9・1.(1876).

1冊. 35cm(横長半帳).

フケ.開披注意.

史料請求番号41N-1,118

47 民費等級割帳 西原村戸長古家五郎右衛門.

作成:担当戸長古家五郎右衛門(押印). 明治11・4・29.(1878).

1冊. 26・5cm.罫紙:無題青色10行罫.

後表紙の表示:乙第七番之内.

史料請求番号41N-1,36

23・2・3. 土地

48 高荒地山畑代永控帳 明治七甲^(庚)十二月十日
都留郡西原村第拾貳区戸長降矢壬子次郎.

作成:西原村戸長降矢壬子次郎. 明治7・12・10.(1874).

1冊. 34cm(横長半帳).かぶせ綴.

内容:助右衛門分以下.

関連史料:25-26.

史料請求番号41N-1,88

49 作人仕訳帳 明治七年第十一月 都留郡第十二区
西原村正副戸長.

作成:[西原村事務取扱所]. 明治7・11.(1874).

1冊. 35cm(横長半帳).

内容:降矢忠信分以下.

フケ.

史料請求番号41N-1,100

50 一筆限古高仕訳簿 明治九年第二月日 都留郡第十二区
西原村.

作成:西原村役所. 明治9・2.(1876).

1冊. 34cm(横長半帳).

地番:2678-2800番.

史料請求番号41N-1,84

51 宅地取調扣帳 明治九年八月日 西原村事務所.

作成:西原村事務所. 明治9・8.(1876).

1冊. 34cm(横長半帳).

内容:長田甫右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,86

52 山林芝地一筆限帳 明治九年十二月 第廿九区
西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治9・12.(1876).

1冊. 24・5cm.後表紙なし.

末尾の記事:山梨県地券掛申中.

内容:長田与三郎分以下.

史料請求番号41N-1,16

十一筆限反別地価取調帳

53 一筆限反別地価取調帳 第壹号 第廿九区
西原村.

作成:[西原村事務所]. [明治10・3].(1877).

1冊. 27・5cm.四ツ目綴.地主押印.

内容:降矢東屋分以下. 史料請求番号41N-1,7-1

54 一筆限反別地価取調帳 第貳号 第廿九区
西原村.

作成:[西原村事務所]. [明治10・3].(1877).

1冊. 28cm.四ツ目綴.地主押印.

内容:降矢ちよ分以下. 史料請求番号41N-1,7-2

55 一筆限反別地価取調帳 第三号 第廿九区
西原村.

作成:[西原村事務所]. [明治10・3].(1877).

1冊. 27・5cm.四ツ目綴.地主押印.

内容:中山太郎右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,7-3

56 一筆限反別地価取調帳 第四号 第廿九区
西原村.

作成:[西原村事務所]. [明治10・3].(1877).

1冊. 28cm. 四ツ目綴. 地主押印.

内容:長田小重郎分以下.

史料請求番号41N-1,7-4

57 一筆限反別地価取調帳 第九号 第廿九区
西原村.

作成:[西原村事務所]. [明治10・3].(1877).

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 地主押印.

内容:武原金左衛門分以下.

史料請求番号41N-1,7-5

十一筆限反別地価取調帳総計簿

58 一筆限反別地価取調帳小以総計簿 山梨県
第二十九区西原村.

差出:山梨県第二十九区都留郡西原村戸長
兼副戸長橋本四平太[ほか地券担当者など8
名]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治10・3・1
0.(1877).

1冊. 28cm.

内容:1-12号.

史料請求番号41N-1,8

59 一筆限反別地価取調帳総計簿 山梨県第廿九
区西原村.

作成:差出:山梨県第廿九区都留郡西原村戸
長降矢壬子次郎[ほか戸長兼副戸長・担当者
など9名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗.
明治10・2・20.(1877).

1冊. 27・5cm.

史料請求番号41N-1,9

十 十

60 山林原野名寄取調帳 明治十一戊寅年三月
六日 第二十九区西原村事務所.

作成:西原村事務所. 明治11・3・6.(1878).

1冊. 34cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,82

61 [畑林地書上ほか].

西原村役所(推定). 明治10-12推定.(1877-
79).

1冊. 33cm(横長半帳). 後表紙なし. 掛結び文
書1通.

掛結び文書:地所売渡入費金受取証.

史料請求番号41N-1,98

十各戸地価取調帳

62 各戸地価取調帳 明治十二年四月廿日 北
都留郡西原村役所(押印).

作成:西原村役所. 明治12・4・20.(1879).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

内容:長田甫右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,83-1

63 各戸地価取調帳 明治十三年第七月日 北
都留郡西原村役所(押印).

作成:西原村役所. 明治13・7.(1880).

1冊. 33cm(横長半帳).

内容:長田甫左衛門分以下.

史料請求番号41N-1,83-2

64 各戸地価取調帳 明治十五年八月十三日
北都留郡西原村役所(押印).

作成:西原村役所. 明治15・8・13.(1882).

1冊. 35cm(横長半帳).

内容:長田甫右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,83-3

十野(取)帳

65 字向河原野取帳 明治八年第十二月十七・
八両日 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治8・12・17.(1875).

1冊. 35cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,75-1

66 字上夏地野帳 明治八亥十二月二十六日
第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治8・12・26.(1875).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

その他の標題表示:紙数十九.

史料請求番号41N-1,75-2

67 字蒔^(露カ)久保野帳 明治八年第十二月三十一
日 都留郡第十貳区地券掛.

作成:[西原村事務所]. 明治8・12・31.(1875).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

- 抹消線:字名.
虫損多数.開披注意. 史料請求番号41N-1,75-3
- 68 字一本木野帳 明治九年第一月二日.
作成:西原村事務所(推定). 明治9・1・2.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-4
- 69 字初戸沢野帳 明治九年二月十三日 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・13.(1876).
1冊. 34cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41N-1,75-5
- 70 字八田向イ野帳 第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 35cm(横長半帳).掛結び文書1通.
掛結び文書:百六十一同番降矢分.
史料請求番号41N-1,75-6
- 71 字八幡野帳 都留郡第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-7
- 72 字久野家野帳 明治九年第一月七日 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・7.(1876).
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-8
- 73 字丹後沢野帳.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-9
- 74 [字夏地野帳ほか].
[西原村事務所]. 明治9.(1876).
1綴(2冊). 35cm(横長半帳ほか).掛け結び.
合綴:1.字夏地野帳 明治九年一月十五日 第十二区西原村.作成:[西原村事務所]. 明治9・1・15.(1876).1冊. 35cm(横長半帳).後表紙なし.(史料
番号75-10).
2.[字夏地野帳].作成:西原村事務所(推定). 明治[].1冊. 35cm(横長半帳).表紙なし.史料番号75-10の続きと思われる.(史料番号75-11).
史料請求番号41N-1,75-10/11
- 75 字高根沢野帳 都留郡第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 34・5cm(横長半帳).
副標題:「一」を削除.一部虫損.
史料請求番号41N-1,75-56
- 76 字平野帳 明治九年二月第三日 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・13.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-57
- 77 字小中群野帳 明治九年第一月廿一日 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・21.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-58
- 78 字向井野帳 明治九年 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
標題:「字向井野帳」は朱消か.
史料請求番号41N-1,75-59
- 79 字神沢原野帳 明治九年第二月六日 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・6.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-60
- 80 字阿寺沢野帳 明治九年二月八日 都留郡第拾貳区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・8.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41N-1,75-12
- 81 字小田原野帳 明治九年第二月十八日 都

- 留郡第十二区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・2・18。(1876)。
1冊。35cm(横長半帳)。
その他の標題表示:字小田原。後表紙の表示:第拾
貳区西原村。 史料請求番号41N-1,75-13
- 82 字林野帳 明治九年一月第廿一日 都留郡
第十二区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・1・21。(1876)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41N-1,75-14
- 83 字浜田野帳 明治九年一月廿五日 都留
郡西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・1・25。(1876)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。後表紙なし。
史料請求番号41N-1,75-15
- 84 扇畑ヶ野帳 明治九年一月廿四日 都留
郡第十二区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・1・24。(1876)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41N-1,75-16
- 85 字大田野帳 明治九年一月廿日 西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・1・20。(1876)。
1冊。35cm(横長半帳)。後表紙なし。
史料請求番号41N-1,75-17
- 86 字桜木野帳 九年一月二日。
作成:[西原村事務所]。明治9・1・2。(1876)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。表紙・後表紙なし。
史料請求番号41N-1,75-18
- 87 字遍盃野帳 明治九年二月六日 西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・2・6。(1876)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41N-1,75-19
- 88 字真野々帳 明治九子二月三日 都留郡第
拾貳区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・2・3。(1876)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
- 史料請求番号41N-1,75-20
- 89 字鳳屋野帳 明治九年第一月七日 都留郡
第十二区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・1・7。(1876)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
本文字名:方屋。 史料請求番号41N-1,75-21
- 90 字上原野帳 明治九年第一月十九日 都留
郡第十二区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・1・19。(1876)。
1冊。35cm(横長半帳)。後表紙なし。
史料請求番号41N-1,75-22
- 91 字腰掛野帳 明治九子二月二日 都留郡第
拾貳区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・2・2。(1876)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41N-1,75-23
- 92 間頭野帳 明治九年第二月日 都留郡第十
二区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・2。(1876)。
1冊。34cm(横長半帳)。後表紙なし。
史料請求番号41N-1,75-24
- 93 字大羽根野帳 都留郡第十貳区西原村。
作成:西原村事務所(推定)。明治[]。
1冊。34・5cm(横長半帳)。後表紙なし。
史料請求番号41N-1,75-25
- 94 字鶴楨沢野帳 明治九年第二月五日 都留
郡第十貳区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・2・5。(1876)。
1冊。34cm(横長半帳)。
史料請求番号41N-1,75-26
- 95 字牛替野帳 明治九年第一月九日 都留郡
第十二区西原村。
作成:[西原村事務所]。明治9・1・9。(1876)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。後表紙なし。
史料請求番号41N-1,75-27

- 96 字若宮野帳 第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-28
- 97 字改飯尾川野帳 第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 34cm(横長半帳).
標題:「尾船」を抹消,「改飯尾川」を付加.その他の
標題表示:済. 史料請求番号41N-1,75-29
- 98 字八ツ田野帳 都留郡第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 35cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41N-1,75-30
- 99 字佐群平野帳 明治九年一月廿五日 西原
村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・25.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙欠.
史料請求番号41N-1,75-31
- 100 字佐群向野帳 明治九年二月十二日 西原
村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・12.(1876).
1冊. 34cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41N-1,75-32
- 101 字是蔵野帳 明治九年一月第十七日 都留
郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・17.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41N-1,75-33
- 102 字下城野帳 明治九年第二月廿日 都留郡
第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・20.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-34
- 103 字割地野帳 明治九年第一月廿一日 都留
郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・21.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-35
- 104 字栗山・楨奇野帳 明治九年二月六日 西
原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・6.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-36
- 105 字滝沢野帳 明治九年一月六日 第十二区
西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・6.(1876).
1冊. 33cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-37
- 106 字南向野帳 明治九年一月第九日 都留郡
第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・9.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-38
- 107 字横道野帳 明治九年二月第二日 都留郡
第十区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・2.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-39
- 108 字長秋野帳 第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.
標題:「字長秋野帳」を削除.その他の標題表示:是
ハ重ル. 史料請求番号41N-1,75-40
- 109 字大佐群野帳 明治九年一月廿四日 西原
村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・10・24.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.
一部虫損. 史料請求番号41N-1,75-41
- 110 字大野々帳 明治九年二月第四日 都留郡
第十二[区]西原[村].
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・4.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.

- 一部虫損.開披注意. 史料請求番号41N-1,75-42
- 111 字西之久保野帳 第十二区西原[村].
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.
虫損.開披注意. 史料請求番号41N-1,75-43
- 112 字六藤野帳 明治九年第一月十九日 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・19.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
虫損.開披注意. 史料請求番号41N-1,75-44
- 113 字貉沢野帳 明治九年二月五日 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・5.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-45
- 114 字平の田向野帳 明治九年第二月六日 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・6.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-46
- 115 字神原野帳 明治九年一月三日 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・3.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.
標題:「原中」を削除. 史料請求番号41N-1,75-47
- 116 字暮沼野帳 明治九年 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.
その他の標題表示:読合相済.
虫損.開披注意. 史料請求番号41N-1,75-48
- 117 字わらび平野帳 明治九子年二月九日 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・9.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41N-1,75-49
- 118 字田和野帳 明治九子年二月十二日 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・12.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41N-1,75-50
- 119 字沖沢野帳 明治九年第一月九日 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・9.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41N-1,75-51
- 120 字大永作・字蔵掛野帳 明治九年第一月九日 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・9.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-52
- 121 字宮原野帳 明治九年第一月四日 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・4.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-53
- 122 字平ノ田野帳 明治九年二月五日 都留郡第十貳区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・2・5.(1876).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-54
- 123 字内台野帳 明治八年十二月廿八日 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治8・12・28.(1875).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
その他の標題表示:神原.
史料請求番号41N-1,75-55
- 124 字糠小屋野帳 [第]十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 34cm(横長半帳).
虫損.開披注意. 史料請求番号41N-1,75-61
- 125 字丸山野帳 明治九年第一月八日第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・8.(1876).

- 1冊. 34・5cm(横長半帳).
虫損.一部開披不可. 史料請求番号41N-1,75-62
- 126 字柳平野帳 第十二区 西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-63
- 127 字丸山ヨリ字沖沢.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-64
- 128 字原平野帳 吉番 都留郡第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 35cm(横長半帳).後表紙なし.
その他の標題表示:紙数十七.
史料請求番号41N-1,75-65
- 129 字宮沢野帳 明治九年第一月八日 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治9・1・8.(1876).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,75-66
- † 地所取調帳
- 130 [地所取調帳] 第一号 横道・大野・真野・腰掛.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.
地番:1-595番. 史料請求番号41N-1,6-1
- 131 [地所取調帳] 第二号 腰掛・平埜田・田和・大田向・羽戸沢.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.
表紙裏の表示:山梨県二拾九区都留郡.
地番:596-1246番. 史料請求番号41N-1,6-2
- 132 [地所取調帳] 第六号 蕨平・栗山・楨寄・遍盃・丸山・沖沢・下城.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.
- 地番:3339-3974番. 史料請求番号41N-1,6-9
- 133 地所取調帳 第七号 間頭・久の毛・滝沢・暮沼・向井 都留郡西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.
地番:3975-4447番. 史料請求番号41N-1,6-10
- 134 地所取調帳 第八号 丹後沢・小田原・カンバラ・内イ大・高根沢・原平・中倉・大沢 都留郡西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25・5cm.
地番:4448-5003番. 史料請求番号41N-1,6-11
- 135 地所取調帳 第九号 方屋・上夏地・長秋・是蔵・宮原 都留郡西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.
地番:5004-5603番. 史料請求番号41N-1,6-12
- 136 地所取調帳 第十号 字八田・字八幡・沢入・飯尾川 第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.
地番:5604-6230番. 史料請求番号41N-1,6-13
- 137 地所取調帳 第十一号 小船・大羽根・桜木・一本木・柳平・南向・牛替・倉掛・大永作 都留郡西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25・5cm.
地番(朱訂):6231-6810番.
史料請求番号41N-1,6-39
- 138 地所取調帳 字横道 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:(不明).
地番(朱訂):1-206番. 史料請求番号41N-1,6-62
- 139 地所取調帳 字平 都留郡第十二区西原村.

- 作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:降矢,ほか.
地番(朱訂):207-247番.
史料請求番号41N-1,6-69
- 140 地所取調帳 字大野 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:降矢,ほか.
地番(朱訂):248-465番.
史料請求番号41N-1,6-40
- 141 地所取調帳 字真野 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙掛紙:読合済.表紙押印:降矢,ほか.その他の
標題表示:高写.まノ.
地番(朱訂):466-577番.
史料請求番号41N-1,6-72
- 142 地所取調帳 字腰掛 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.表紙掛紙:読合済.
表紙押印:降矢,ほか.
地番(朱訂):578-740番.
史料請求番号41N-1,6-70
- 143 地所取調帳 字平の田 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:ふるや.その他の標題表示:相済.平ノ
田.
地番(朱訂):741-913番.
史料請求番号41N-1,6-36
- 144 地所取調帳 字田和 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
- 表紙押印:ハシ本.その他の標題表示:相済.
地番(朱訂):914-1005番.
史料請求番号41N-1,6-71
- 145 地所取調帳 大田向井・字佐群向井 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
表紙押印:ふるや.その他の標題表示:相済.
地番(朱訂):1006-1142番.
史料請求番号41N-1,6-29
- 146 地所取調帳 字初戸沢 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
表紙押印:ふるや.その他の標題表示:高付済.相
済.
地番(朱訂):1143-1233番.
史料請求番号41N-1,6-35
- 147 地所取調帳 字浜田 都留郡西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:ふるや.その他の標題表示:高移ス.相
済.
地番(朱訂):1234-1330番.
史料請求番号41N-1,6-55
- 148 地所取調帳 字^(ママ)扇圍ヶ 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:降矢.その他の標題表示:高移ス.
地番(朱訂):1331-1406番.
史料請求番号41N-1,6-33
- 149 地所取調帳 字割地 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:降矢.その他の標題表示:読合済.
地番(朱訂):1407-1682番.
史料請求番号41N-1,6-64

150 地所取調帳 字小中群 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.その他の標題表示:高写.

地番(朱訂):1683-1701番.

史料請求番号41N-1,6-56

151 地所取調帳 字林 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.その他の標題表示:高写.

地番(朱訂):1702-1781番.

史料請求番号41N-1,6-43

152 地所取調帳 字若宮 第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.その他の標題表示:相済.

地番(朱訂):1782-2005番.

史料請求番号41N-1,6-34

153 地所取調帳 字西^(ママ)ノ窪 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

後表紙押印:降矢.

地番(朱訂):2006-2235番.

史料請求番号41N-1,6-51

154 地所取調帳 字大田都留郡 第拾貳区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):2236-2437番.

史料請求番号41N-1,6-31

155 地所取調帳 字六藤 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):2438-2551番.

史料請求番号41N-1,6-42

156 地所取調帳 字上平 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.その他の標題表示:高写.

地番(朱訂):2552-2689番.

史料請求番号41N-1,6-54

157 地所取調帳 字大作群 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:(不明).

地番(朱訂):2690-2822番.

史料請求番号41N-1,6-68

158 地所取調帳 字佐群平 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:ハシ本,ほか.

地番(朱訂):2823-2940番.

史料請求番号41N-1,6-59

159 地所取調帳 字夏地 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

地番(朱訂):2941-3147番.

史料請求番号41N-1,6-20

160 地所取調帳 字猪沢 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:(不明).

地番(朱訂):3148-3225番.

史料請求番号41N-1,6-44

161 地所取調帳 字はらび 平西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 25cm.

地番(朱訂):3226-3427番.

史料請求番号41N-1,6-66

162 地所取調帳 字栗山・真木寄 都留郡第十二区西原村。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 24・5cm.

地番(朱訂):3428-3477番。

史料請求番号41N-1,6-79

163 地所取調帳 字^(ママ)遍盃 西原村。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 24・5cm.

地番(朱訂):3478-3648番。

史料請求番号41N-1,6-30

164 地所取調帳 字丸山 都留郡第十二区西原村。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 24・5cm.

表紙押印:(不明)。

地番(朱訂):3649-3725番。

史料請求番号41N-1,6-28

165 地所取調帳 字沖沢 都留郡第拾二区西原村。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 24・5cm.

表紙押印:(不明)。

地番(朱訂):3726-3800番。

史料請求番号41N-1,6-23

166 地所取調帳 字下城 第十二区西原村。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 25cm.

表紙押印:(不明)。

地番(朱訂):3801-3925番。

史料請求番号41N-1,6-77

167 地所取調帳 字問頭 明治九年第二月廿二日 西原村。

作成:西原村事務所(推定). 明治9・2・22.(1876)。

1冊. 25cm.

後表紙の表示:都留郡第十二区ほか。

地番(朱訂):3926-3992番。

史料請求番号41N-1,6-14

168 地所取調帳 字^(ママ)久野家 都留郡第十二区。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 24・5cm.

表紙押印:[降矢]. 後表紙裏の表示:都留郡第十二区西原村字久野毛。

地番(朱訂):3993-4136番。

史料請求番号41N-1,6-50

169 地所取調帳 字滝沢 都留郡第十二区西原村。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢。

地番(朱訂):4137-4270番。

史料請求番号41N-1,6-61

170 地所取調帳 字暮沼 第十二区西原村。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 24・5cm. 表紙掛紙。

地番(朱訂):4271-4336番。

史料請求番号41N-1,6-16

171 地所取調帳 字向井 都留郡第十二区西原村。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 25・5cm.

表紙押印:(不明)。

地番(朱訂):4337-4390番。

史料請求番号41N-1,6-38

172 地所取調帳 字丹後沢 第十二区西原村。

作成:[西原村事務所]. 明治[]。

1冊. 25cm.

その他の標題表示:読合済. 後表紙の表示:第二十九区都留郡地所取調帳。

地番(朱訂):4391-4474番。

史料請求番号41N-1,6-57

173 地所取調帳 字小田原 西原村。

- 作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
表紙押印:(不明).その他の標題表示:読合済.
地番(朱訂):4475-4531番.
史料請求番号41N-1,6-24
- 174 地所取調帳 字神原 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
その他の標題表示:読合済.
地番(朱訂):4532-4610番.
史料請求番号41N-1,6-19
- 175 地所取調帳 字内台
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:(不明).その他の標題表示:読合済.
地番(朱訂):4611-4724番.
史料請求番号41N-1,6-60
- 176 地所取調帳 字高根沢 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:(不明).
地番(朱訂):4725-4819番.
史料請求番号41N-1,6-26
- 177 地所取調帳 字原平 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:(不明).その他の標題表示:済.
地番(朱訂):4820-4906番.
史料請求番号41N-1,6-25
- 178 地所取調帳 字中倉・字大沢 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:ハシ本.その他の標題表示:明治七年三月.
地番(朱訂):4907-4944番.
史料請求番号41N-1,6-22
- 179 地所取調帳 字方屋 都留郡第十二区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.
後表紙の表示:西原村副戸長.表紙押印:ハシ本,ほか.
地番(朱訂):4945-5081番.
史料請求番号41N-1,6-27
- 180 地所取調帳 上ミ夏地 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:降矢.
地番(朱訂):5082-5181番.
史料請求番号41N-1,6-73
- 181 地所取調帳 字是蔵原 第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
表紙押印:降矢.
地番(朱訂):5298-5391番.
史料請求番号41N-1,6-37
- 182 地所取調帳 字宮原 都留郡第十二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:降矢.
地番(朱訂):5392-5536番.
史料請求番号41N-1,6-75
- 183 地所取調帳 字八ツ田 都留郡第拾二区西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:降矢.後表紙の押印:地券掛.
地番(朱訂):5537-5705番.
史料請求番号41N-1,6-32

184 地所取調帳 字八幡 第五拾九号 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):5706-5914番.

史料請求番号41N-1,6-63

185 地所取調帳 字沢入 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.その他の標題表示:西原村.

地番(朱訂):5915-5985番.

史料請求番号41N-1,6-78

186 地所取調帳 字飯尾川 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):5986-6159番.

史料請求番号41N-1,6-74

187 地所取調帳 字小船 都留郡第拾貳区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

地番(朱訂):6160-6229番.

史料請求番号41N-1,6-53

188 地所取調帳 字大羽根 都留郡第十貳区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

その他の標題表示:読合済.

地番(朱訂):6230-6275番.

史料請求番号41N-1,6-58

189 地所取調帳 字桜木 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:(不明).その他の標題表示:読合済.

地番(朱訂):6276-6405番.

史料請求番号41N-1,6-15

190 地所取調帳 字一本木 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:(不明).その他の標題表示:読合済.

地番(朱訂):6406-6538番.

史料請求番号41N-1,6-17

191 地所取調帳 字柳原 都留郡第拾貳区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:(不明).その他の標題表示:読合済.

地番(朱訂):6539-6601番.

史料請求番号41N-1,6-18

192 地所取調帳 字南向 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:(不明).その他の標題表示:読合済.

地番(朱訂):6602-6685番.

史料請求番号41N-1,6-45

193 地所取調帳 字牛替 都留郡第拾貳区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.その他の標題表示:読合済.

地番(朱訂):6686-6702番.

史料請求番号41N-1,6-49

194 地所取調帳 字蔵掛・大永作^(ママ) 都留郡第拾貳区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):6703-6732番.

史料請求番号41N-1,6-46

195 地所取調帳 二字八ツ田向 都留郡第拾二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm. 後表紙なし.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):6744-6801番.

史料請求番号41N-1,6-3

196 地所取調帳 三字宮沢 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):6802-6838番.

史料請求番号41N-1,6-4

197 地所取調帳 四字向河原 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 25cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):6839-6991番.

史料請求番号41N-1,6-5

198 地所取調帳 五字阿寺沢 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 25cm.

表紙押印:(不明).

地番(朱訂):6992-7112番.

史料請求番号41N-1,6-7

199 地所取調帳 字糠小屋 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[]. 書込み
下限:明治9.

1冊. 25cm.

表紙押印:(押印).

地番(朱訂):7113-7162番.

史料請求番号41N-1,6-48

200 地所取調帳 字平野田向七 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 25cm.

表紙押印:(不明).

地番(朱訂):7163-7237番.

史料請求番号41N-1,6-21

201 地所取調帳 字尾名手 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 25cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):7238-7263番.

史料請求番号41N-1,6-65

202 地所取調帳 字大群・字杉菜久保^(ママ) 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 25cm.

表紙押印:降矢,ほか. 後表紙の表示:御茶盆.

地番(朱訂):7264-7315番.

史料請求番号41N-1,6-41

203 地所取調帳 字鶴楨沢 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):7316-7346番.

史料請求番号41N-1,6-76

204 地所取調帳 字神沢原 都留郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:降矢.

地番(朱訂):7347-7398番.

史料請求番号41N-1,6-52

† 名寄帳

205 名寄帳 第一伍 明調済 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

内容:長田甫右衛門分以下.

- 史料請求番号41N-1,2-1
- 206 名寄帳 二伍組 西原村.
作成:西原村事務所. 明治[].
1冊. 24・5cm.
表紙押印:ハシ本.後表紙の表示:第廿九区都留郡西原村事務所.
内容:長田七左衛門分以下.
史料請求番号41N-1,2-2
- 207 名寄帳 三伍組 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
その他の標題表示:□□書扣済.扣済.
内容:長田小重部分以下.
史料請求番号41N-1,2-3
- 208 名寄帳 第四伍 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
その他の標題表示:寄済.
内容:梅屋久甫分以下.
史料請求番号41N-1,2-4
- 209 名寄帳 五々組 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
内容:船木宗右衛門分以下.
史料請求番号41N-1,2-5
- 210 名寄帳 第六伍 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.綴目印.
その他の標題表示:寄調済.巻末の和歌(君がため云々)に付した日付:十年九月八日.
内容:船木権左衛門分以下.
史料請求番号41N-1,2-6
- 211 名寄帳 第七伍 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
内容:岡部齊兵衛分以下.
史料請求番号41N-1,2-7
- 212 名寄帳 第八伍 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
内容:降矢太兵衛分以下.
史料請求番号41N-1,2-8
- 213 名寄帳 第八伍下城 壹番.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
その他の標題表示:読合済.第二十九区.
内容:降矢^(マ)団治分以下.
史料請求番号41N-1,2-9
- 214 名寄帳 第八伍下城 第二番.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
その他の標題表示:読済.押印(不明).
内容:降矢団次分以下. 史料請求番号41N-1,2-10
- 215 名寄帳 第九伍 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 24・5cm.
後表紙の表示:山梨県第廿九区都留郡西原村地券名寄帳.
内容:降矢治郎右衛門分以下.
史料請求番号41N-1,2-11
- 216 名寄帳 第十伍 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
内容:古屋軍治部分以下.
史料請求番号41N-1,2-12
- 217 地所名寄帳 第十一伍 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
内容:一宮七兵衛分以下.
史料請求番号41N-1,2-13
- 218 名寄帳 第十二伍 西原村.
作成:[西原村事務所]. 明治[].
1冊. 25cm.
内容:細川要兵衛分以下.

史料請求番号41N-1,2-14

219 名寄帳 第十三伍 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 25cm.

内容:奈良庄兵衛分以下.

史料請求番号41N-1,2-15

220 名寄帳 第十四伍 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

内容:奈良伝兵衛分以下.

史料請求番号41N-1,2-16

221 名寄帳 第十五伍 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

内容:横瀬弥五兵衛分以下.

史料請求番号41N-1,2-17

222 名寄帳 第十六伍 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 25cm.

内容:宇津木重三郎分以下.

史料請求番号41N-1,2-18

223 名寄帳 第十七伍 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

その他の標題表示:名寄帳.表紙押印:ハシ本.

内容:奈良七郎右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,2-19

224 名寄帳 第十八伍 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:ハシ本.後表紙の表示:第廿九区都留郡西原村.

内容:奈良源七分以下.

フケ.開披注意.

史料請求番号41N-1,2-20

225 名寄帳 第十九伍 西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

内容:奈良弥兵衛分以下.

史料請求番号41N-1,2-21

226 名寄帳 第二十伍 第二十九区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

表紙押印:ハシ本.

内容:奈良弥左衛門分以下.

史料請求番号41N-1,2-22

†山畑地所名寄帳

227 山畑地所名寄帳 第壹伍 第廿九区西原村.

作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治18.

1冊. 29・5cm.四ツ目綴.地主押印.

地小口表示:一番.

内容:初戸長田甫右衛門分以下.帳間文書:証券焼
失シタル分,2枚. 史料請求番号41N-1,5-1

228 山畑地所名寄帳 第貳伍 第廿九区西原村.

作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治18.

1冊. 29cm.四ツ目綴.地主押印.

地小口表示:二,2.

内容:藤尾長田七左衛門分以下.

史料請求番号41N-1,5-2

229 山畑地所名寄帳 第三伍・四伍 第廿九区西原村.

作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治19.

1冊. 29cm.四ツ目綴.

地小口表示:三・四.

内容:藤尾長田小重部分以下.

史料請求番号41N-1,5-3

230 山畑地所名寄帳 第六伍 第廿九区西原村.

作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治19.

1冊. 29cm.四ツ目綴.地主押印.

地小口表示:六,6.

内容:たわ船木権左衛門分以下.

史料請求番号41N-1,5-4

- 231 山畑地所名寄帳 第七伍 第廿九区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治19.
1冊. 29cm.四ツ目綴.地主押印.
地小口表示:七番.
内容:へはい岡部才兵衛以下.

史料請求番号41N-1,5-5

- 232 山畑地所名寄帳 第八伍 第廿九区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治19.
1冊. 29cm.四ツ目綴.地主押印なし.
地小口表示:八.
内容:降矢東屋分以下.
綴紐切れ.

史料請求番号41N-1,5-6

- 233 山畑地所名寄帳 第八伍・九伍 第廿九区
西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治18.
1冊. 29cm.四ツ目綴.地主押印.
地小口表示:八・九.
内容:下条降矢太兵衛分以下.

史料請求番号41N-1,5-7

- 234 山畑地所名寄帳 第十伍・十一伍・十二伍
第廿九区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治18.
1冊. 29cm.四ツ目綴.地主押印.
地小口表示:十・十一・十二.
内容:古家軍次郎分以下.

史料請求番号41N-1,5-8

- 235 山畑地所名寄帳 第十三伍・十四伍 第廿
九区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治20.
1冊. 29cm.四ツ目綴.地主押印.
地小口表示:十三・十四.
内容:奈良庄兵衛分以下.

史料請求番号41N-1,5-9

- 236 山畑地所名寄帳 第十五伍・十六伍 第廿
九区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治18.
1冊. 29cm.四ツ目綴.地主押印.
地小口表示:十五・十六.
内容:横瀬弥五兵衛分以下.

史料請求番号41N-1,5-10

- 237 山畑地所名寄帳 第十七伍・十八伍 第廿
九区西原村.
作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治19.
1冊. 29cm.四ツ目綴.地主押印.
地小口表示:十七・十八.
内容:奈良七郎右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,5-11

23・2・4. 地券

- 238 地券入用帳 明治癸酉年一月日 戸長降矢
壬子次郎.
作成:戸長降矢壬子次郎. 明治6・1.(1873).
1冊. 33cm(横長半帳).
フケ.開披注意. 史料請求番号41N-1,89

↑往還・間道分見帳

- 239 都留郡第十二区西原村往還分見帳 明治六
年二月日 地券掛.
作成:西原村地券掛. 明治6・2.(1873).
1冊. 30cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,80-1

- 240 都留郡第十二区村内間道分見帳 明治六年
第二月 西原村地券掛.
作成:西原村地券掛. 明治6・2.(1873).
1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41N-1,81-1

- 241 都留郡第十二区村内間道分見帳 明治六年
第二月 地券掛.
作成:[西原村]地券掛. 明治6・2.(1873).

1冊. 34・5cm(横長半帳). 後表紙なし.
史料請求番号41N-1,81-2

242 都留郡第十二区村内間道分見帳 明治六年
第二月日 地券掛.
作成:[西原村]地券掛. 明治6・2.(1873).
1冊. 34・5cm(横長半帳). 後表紙なし.
史料請求番号41N-1,81-3

243 都留郡第十二区西原村往還分見 明治六年
十二月 地券掛.
作成:西原村地券掛. 明治6・12.(1873).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,80-2

† †

244 地券取調入費控帳 明治七戌年八月九日
都留郡第十二区西原村正副戸長.
作成:[西原村事務取扱所]. 明治7・8・9.(18
74).
1冊. 33cm(横長半帳). 史料請求番号41N-1,90

245 地券入費払方記帳 明治七戌年十二月日
西原村戸長降矢壬子次郎.
作成:西原村戸長降矢壬子次郎. 明治7・12.
(1874).
1冊. 34・5cm(横長半帳). 掛結び文書2通.
掛結び文書:同十八日,一焼酎五合云々.
史料請求番号41N-1,91

246 地券入費内割帳 明治九年第二月十四日
都留郡第十二区西原村.
作成:西原村事務所. 明治9・2・14.(1876).
1冊. 34cm(横長半帳).
フケ. 開披注意. 史料請求番号41N-1,92

† 地券台帳

247 [甲斐国都留郡西原村地券台帳 第一号
明治□□年].
作成:西原村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治17.
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 表紙摩耗. 紙見出し
付き. 地券台帳用紙使用.
地小口表示:一号.

地番:1-596番. 史料請求番号41N-1,20-1

248 甲斐国都留郡西原村地券台帳 [第三号
明治□□年].
作成:西原村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治20.
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 表紙摩耗. 紙見出し
付き. 地券台帳用紙使用.
地小口表示:三号.
地番:1247-1797番. 史料請求番号41N-1,20-2

249 甲斐国都[留郡]西原村[地券台帳 第六号
明治□□年].
作成:西原村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治20.
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 表紙摩耗. 紙見出し
付き. 地券台帳用紙使用.
地小口表示:六号.
地番:3339-3974番. 史料請求番号41N-1,20-3

250 [甲]斐国都留郡[西]原村地券台帳 [第七
号 明治□□年].
作成:西原村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治20.
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 表紙摩耗. 紙見出し
付き. 地券台帳用紙使用.
地小口表示:七号.
地番:3975-4447番. 史料請求番号41N-1,20-4

251 [甲斐国都留郡西原村地券台帳 第八号
明治□□年].
作成:西原村. 明治[]. 書込み下限:明治
20.
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 表紙摩耗. 紙見出し
付き. 地券台帳用紙使用.
地番:4448-5003番. 史料請求番号41N-1,20-8

252 [甲斐国都留郡西原村地券台帳 第九号
明治□□年].
作成:西原村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治20.
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 表紙摩耗. 紙見出し
付き. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:九号.

地番:5004-5603番. 史料請求番号41N-1,20-5

253 甲斐国都留郡西原村地券台帳 第[十]号
明治□□年.

作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治20.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.表紙一部摩耗.紙見
出し付き.地券台帳用紙使用.

地小口表示:十号.

地番:5604-6230番. 史料請求番号41N-1,20-6

254 [甲斐]国都留郡西原村地券台帳 第十二号
明治□□年.

作成:西原村事務所(推定). 明治[].書
込み下限:明治20.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.表紙摩耗.紙見出し
付き.地券台帳用紙使用.

地小口表示:十二号.表紙掛紙:四(レ)二三号事件
ニ付西原村ヨリ取寄於村申請,二回目,三点ノ一
(甲府地方裁判所書記課付箋用紙).

地番:6811-7516番. 史料請求番号41N-1,20-7

† †

255 地券状過不足取調費 明治十二年第二月廿
六日 北都留郡西原村役所.

作成:西原村役所. 明治12・2・26.(1879).

1冊. 34・5cm(横長半帳).下げ二ツ目綴.

後表紙の表示(朱書):乙第十六番た.

史料請求番号41N-1,109

256 券状書換渡附帳 明治十四年一月九日より
西原村役所.

作成:西原村役所. 明治14・1・9.(1881). 書
込み下限:明治15.

1冊. 33cm(横長半帳).綴目印.受取人押印.

史料請求番号41N-1,93

257 地券附録台帳 明治十五年四月創記 北都
留郡西原村.

作成:[西原村役所]. 明治15・4.(1882). 書
込み下限:明治20.

1冊. 26・5cm.地券台帳用紙使用.

史料請求番号41N-1,21

23・2・5. 村入用・夫喰拝借

258 午ヨリ三ヶ年賦御拝借返納取立帳 明治六
癸酉年一月日 西原村戸長降矢壬午次郎.

作成:戸長降矢壬午次郎. 明治6・1.(1873).
1冊. 33cm(横長半帳).

フケ.開披注意. 史料請求番号41N-1,113

† 村入用差引帳

259 村入用差引帳 藤尾組 明治七甲戌年十二
月十日 伍長代理長田治郎兵衛.

作成:藤尾組伍長代理長田治郎兵衛. 明治7・
12・10.(1874).

1冊. 35cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,99-1

260 村入用差引帳 原組 明治七甲戌年十二月
十日 伍長代理宇津木重郎右衛門.

作成:原組伍長代理宇津木重郎右衛門. 明
治7・12・10.(1874).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,99-2

261 村入用差引帳 小在家組 明治七甲戌年
伍長代理白鳥源左衛門.

作成:小在家組伍長代理白鳥源左衛門. 明
治7・12・10.(1874).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,99-3

262 村入用差引帳 郷原組 明治七甲戌年 伍
長代理一ノ宮七兵衛.

作成:郷原組伍長代理一ノ宮七兵衛. 明治7・
12・10.(1874).

1冊. 35cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,99-4

263 村入用差引帳 飯尾組 明治七甲戌年十二
月十日 伍長代理奈良重郎左衛門.

作成:飯尾組伍長代理奈良重郎左衛門. 明
治7・12・10.(1874).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,99-5

† †

264 村費日記簿 明治十年十一月 第廿九区都留郡西原村事務所.

作成:西原村事務所. 明治10・11.(1877).

1冊. 34・5cm(横長半帳).下げ二ツ目綴.

史料請求番号41N-1,122

265 協議二係ル役所費並ニ二学校補充簿 明治十二年渡上半期予算 北都留郡西原村役所.

作成:西原村役所. 明治12.(1879).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

後表紙の表示(朱書):乙第十八号了.掛紙:諸雑費割附帳 明治十二年十月九日.

史料請求番号41N-1,102

266 当卯村費遣払帳 明治十二年第一月 北都留郡西原村役所.

作成:西原村役所. 明治12・1.(1879).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,106

267 公用書・通送状郵便切手貼用簿 一ヶ月一ト巡り人足記共(朱書) 明治十二年第三月 北都留郡西原村役所.

作成:西原村役所. 明治12・3.(1879).

1冊. 33cm(横長半帳).下げ二ツ目綴.

後表紙の表示(朱書):第十四番加.

史料請求番号41N-1,125

268 伍長・筆生日当仕払帳 道路費・祠官給料渡方 明治十二年八月より 山梨県北都留郡西原村役所.

作成:西原村役所. 明治12・8.(1879).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

後表紙の表示(朱書):乙第十七番札.その他の標題表示(朱書):諸払方仕分ケ.

史料請求番号41N-1,105

269 雑費仕払其他金員仕訳帳 明治十二己卯年十一月より 北都留郡西原村戸長古家道義.

作成:[西原村役所]. 明治12・11.(1879).

1冊. 34cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,104

270 [村会開設費録ほか].

西原村役所. 明治12-13.(1879-80).

1綴(2冊). 34cm(横長半帳).

合綴:1.村会開設費録並ニ筆生出頭日諸払仕訳 明治十二年六月 北都留郡西原村役所.作成:西原村役所. 明治12・6.(1879).34cm(横長半帳).

2.[明治十三年四月廿四日割地券費].作成:西原村役所(推定). 明治13.(1880).1冊. 32cm(横長半帳).表紙なし. 史料請求番号41N-1,103

271 凶荒予備法第六号証 明治十三年度議決 西原村戸長役場.

西原村役所.書写:西原村戸長役場. 明治13.(1880).

1冊. 26・5cm.罫紙:無題橙色13行罫.写.

内容:西原村会々議事細則,凶荒予備法,共有金収入録,共有金貸附帳,費用遣払明細録など.

史料請求番号41N-1,42

23・2・6. 夫役

272 御請書(出人足割当に付) 都留郡第十二区 西原村.

差出:戸長降矢壬子次郎[ほか副戸長・伍長2名.押印]. 宛名:山梨県参事富岡敬明. 明治6・12.(1873).

1冊. 28cm.表紙・後表紙なし.

史料請求番号41N-1,54

3・2・7. 戸籍

273 戸籍出入下調帳 明治六年一月日 第十二区 戸長降矢壬子次郎.

作成:[西原村事務所]. 明治6・1.(1873).

1冊. 28・5cm(横長半帳).後表紙なし.

史料請求番号41N-1,128

274 諸職諸業簿 明治六年六月 西原村戸長降矢壬子次郎.

作成:戸長降矢壬子次郎. 明治6・6.(1873).

1冊. 27・5cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,121

† 戸籍表

275 [戸籍表] 壹番・貳番 藤尾組^(ママ)・初土組.

- 作成:西原村事務取扱所(推定). 明治[].
1冊. 33cm.[戸籍表]用紙使用.
内容:長田助右衛門分以下.
史料請求番号41N-1,46-1
- 276 [戸籍表] 四番 郷原組.
作成:西原村事務取扱所(推定). 明治[].
1冊. 32.5cm.[戸籍表]用紙使用.
内容:古家軍次郎分以下.
フケ.一部開披不可. 史料請求番号41N-1,46-2
- 277 [戸籍表] 五番 原組.
作成:西原村事務取扱所(推定). 明治[].
1冊. 33.5cm.[戸籍表]用紙使用.
内容:奈良庄兵衛分以下.
フケ.開披注意. 史料請求番号41N-1,46-3
- 278 [戸籍表] 六番 飯尾村.
作成:西原村事務取扱所(推定). 明治[].
1冊. 33cm.[戸籍表]用紙使用.
内容:奈良七郎左右衛門分以下.
史料請求番号41N-1,46-4
十 十
- 279 [戸籍編製二付取調].
西原村事務所(推定). 明治8.(1875).
1綴. 24.5cm.表紙なし.
内容:1番長田甫右衛門分以下.
史料請求番号41N-1,137
- 280 戸籍出生死亡届書 明治十一年一月一日
西原村.
西原村事務所. 明治8-11.(1875-1878).
1冊. 35cm(横長半帳).下げ二ツ目綴.
表紙貼紙下:戸籍出入届請附 明治八年第一月一日.
後表紙の表示:事務所.
史料請求番号41N-1,129
- 281 人別製表 上ノ部 明治十五年二月改 西
原村役所.
作成:西原村役所. 明治15.2.(1882).
1冊. 32cm.後表紙なし.[人別製表]用紙使用
(明治十二年十二月三十一日午後十二時現在とあり).
- 内容:古家軍次郎分以下. 史料請求番号41N-1,44
- 23・2・8. 社寺・埋葬
- 282 禪[臨]濟宗中峯派本末寺院明細帳 山梨県
管轄所甲斐国都留郡貳式区西原村.
作成:西原村事務取扱所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.後表紙なし.
史料請求番号41N-1,48
- 283 祠官級料取立帳 附八年分村費正副戸長・
小遣料(朱書) 明治八亥年十二月三日 都
留郡第貳式区西原村事務所.
作成:西原村事務所. 明治8・12・3.(1875).
1冊. 34.5cm(横長半帳).
フケ.開披注意. 史料請求番号41N-1,124
- 284 [祈雨祭入費覚帳ほか].
西原村事務所. 明治9.(1876).
1綴(4冊). 35cm(横長半帳ほか).掛結び.
合綴:1.祈雨祭入費覚帳 明治九年八月六日 第
十二区西原村.作成:[西原村事務所]. 明治9・8・6.
(1876).1冊. 17cm(横半半帳).後表紙なし.掛結
び文書1通. 掛結び文書:浅倉栄兵衛.米代・酒代
受取証.(史料番号114).
2.郷社祭典費・学校費不足・種痘謝議料割附取立
帳 明治九年十二月十二日 西原村事務所.作成:
西原村事務所. 明治9・12・12.(1876).1冊. 31cm
(横長半帳).(史料番号115).
3.戸籍諸入用割附帳 明治九丙子年九月十二日
都留郡第十二区西原村.作成:西原村事務所.
明治9・9・12.(1876).1冊. 33cm(横長半帳).その
他の標題表示(朱書):戸籍掛.(史料番号116).
4.上知物成上納帳 明治九年九月十二日 西
原村戸長降矢壬子治郎.作成:戸長降矢壬子治郎.
明治9・9・12.(1879).1冊. 33cm(横長半帳).(史料
番号117). 史料請求番号41N-1,114/117
- 285 廃合寺処属之貢納地取調帳 山梨県第二十
九区西原村.
差出:廃寺新沢庵本寺宝珠寺住職木村文昱
[ほか村総代など7名.押印]. 宛名:山梨県
令藤村紫朗. 明治10・6・28.(1877).
1冊. 28cm.かぶせ綴. 史料請求番号41N-1,35
- 286 埋葬人名記 明治九年 都留郡第十二区西

原村事務所.

作成:西原村事務所. 明治9.(1876).

1冊. 33cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,127

287 郷社拝殿勸名録 明治十三年第十一月日
一宮太神祭典組中.

作成:一宮太神祭典組中. 明治13.11.(1880).

1冊. 33cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,62

23・2・9. 学事

288 第二十九区西原村学籍 明治十年第七月

戸長古家五郎右衛門.

作成:西原村戸長古家五郎右衛門. 明治10・

7.(1887). 書込み下限:明治20.

1冊. 26・5cm.[学籍簿]用紙使用.

後表紙の表示:乙第三番.

内容:長田菊松分以下. 史料請求番号41N-1,41

289 学校蚕種配賦帳 明治十年第三月日 西原
村事務所.

作成:西原村事務所. 明治10.(1877).

1冊. 32cm(横長半帳).下げ二ツ目綴.

フケ.開披注意.

史料請求番号41N-1,120

23・2・10. 衛生290 初再度種痘謝議控簿^(ママ) 明治八年七月日 西
原村.

作成:西原村事務取扱所. 明治8・7.(1875).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

後表紙の表示:事務取扱所.

フケ.開披注意.

史料請求番号41N-1,123

23・2・11. 抵当証券291 抵当証券控帳 明治九丙子年八月日 都留
郡第十二区西原村.

作成:[西原村事務所]. 明治9・8.(1876).

1冊. 33・5cm(横長半帳).

内容:松本作左衛門分以下.

史料請求番号41N-1,85

23・2・12. 入会292 [西原村外二村入会小金沢山土室・大ひろけ
二付吟味願書ほか].西原村事務取扱所(推定). 享保10-明治7.
(1725-1874).

1冊. 27・5cm. 罫紙:無題橙色10行罫など. 写.

内容:御巢鷹場荒らしの者召出吟味願. 放鷹, 御用
水夫人足受取証, 曲物板伐出二付儀定書, 入会山
立木売払二付願書など.

関連史料:33(史料番号133).

史料請求番号41N-1,57

23・2・13. 道路293 理道^(ママ)里程取調帳 明治十四年七月十三日
北都留郡西原村役所.

作成:西原村役所. 明治14・7・13.(1881).

1冊. 33・5cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,110

294 里道初戸沢橋二ヶ所掛換諸費記 明治十六
年五月 山梨県北都留郡西原村役所.

作成:西原村役所. 明治16・5.(1883).

1冊. 34cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,111

23・3. 西原村戸長役場文書

23・3・1. 土地

† 宅地畑田反価山林原野仕訳帳

295 田畑宅地山林原野仕訳帳 初戸・藤尾・小在
家 明治十九年七月三十日 西原村戸長役
場.

作成:西原村戸長役場. 明治19・7・30.(1886).

1冊. 34cm(横長半帳).

標題:「郷原・原・飯尾」を削除,「初戸」以下を朱加.

内容:長田兼松分以下. 史料請求番号41N-1,87-1

296 宅地畑田反価山林原野仕訳帳 郷原・原・飯
尾 明治十九年七月三十日.

作成:[西原村戸長役場]. 明治19・7・30.(1886).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

内容:古家軍治郎分以下.

史料請求番号41N-1,87-2

†反別地価増減取調帳

297 反別地価増減取調帳 飯尾組 明治十八年
第二月廿八日改 北都留郡西原村戸長役場
(押印).

作成:西原村戸長役場. 明治18・2・28.(1885).

書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm.地券名寄帳用紙使用.

内容:奈良七郎右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,10-1

298 反別地価増減取調帳 初戸組・藤尾組 明
治十八年第二月二十八日改 北都留郡西原
村戸長役場.

作成:西原村戸長役場. 明治18・2・28.(1885).

書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm.地券名寄帳用紙使用.

内容:長田助右衛門以下.

史料請求番号41N-1,10-2

299 反別地価増減取調帳 郷原組 明治十八年
第二月廿八日改 北都留郡西原村戸長役場.
作成:西原村戸長役場. 明治18・2・28.(1885).

書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm.地券名寄帳用紙使用.

内容:古家軍次郎以下. 史料請求番号41N-1,10-3

300 反別地価増減取調帳 小在家組 明治十八
年第二月廿八日改 北都留郡西原村戸長役
場.

作成:西原村戸長役場. 明治18・2・28.(1885).

書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm.地券名寄帳用紙使用.

内容:舟木作右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,10-4

301 地価増減帳 廿二年度 元西原村戸長役場.
作成:[元西原村戸長役場]. 明治22.(1889).

1冊. 27・5cm.西原村戸長役場赤色13行罫.

内容:長田菊松分以下. 史料請求番号41N-1,11

23・3・2. 地券

302 地券書類 明治十七・十八・十九三ヶ年間
西原村戸長役場.

西原村戸長役場. 明治12-20.(1879-87).

1冊. 25・5cm.四ツ目綴.

地小口表示:明治十七・十八・十九年地券書換願.

史料請求番号41N-1,22

303 [地所売買地券書換願綴]

[西原村戸長役場]. 明治19-20.(1886-87).

1冊. 26・5cm.表紙・後表紙なし.

史料請求番号41N-1,26

304 地券[書換名寄簿カ] 明治十八年第二月.

作成:西原村戸長役場(推定). 明治18推定.
(1885).

1冊. 26cm.表紙破損.罫紙:無題赤色12行罫.

史料請求番号41N-1,60-1

23・3・3. 開墾

305 開墾地野取地図 明治十八年第七月 西原
村役場.

作成:[西原村戸長役場]. 明治18・7.(1885).

1冊. 34・5cm(横長半帳).

史料請求番号41N-1,76

306 [無年期開墾地賦租願カ].

作成:西原村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm.表紙・後表紙欠.地主押印.

内容:宇津木重郎分以下.

史料請求番号41N-1,27-1

307 [無年期開墾地賦租願カ]

作成:西原村戸長役場(推定). 明治[].

1冊. 25cm.四ツ目綴痕.表紙なし.

内容:降矢伊勢治部分以下.綴紐切れ.

史料請求番号41N-1,6-80

308 [開墾交換落地再調簿ほか].

- 西原村戸長役場. 明治20.(1887).
1綴(2冊). 35cm(横長半帳).
合綴:1. 開墾変換落地再調簿 明治廿年八月日
北都留郡西原村戸長役場. 作成:西原村戸長役場.
明治20・8.(1887).1冊. 35cm(横長半帳).内容:
古尾道平分以下.
2. 開墾落地取調野帳 北都留郡西原村戸長役場
明治廿年第八月廿九日. 作成:西原村戸長役場.
明治20・8・29.(1887).1冊. 34cm.内容:降矢利右衛
門分以下. 史料請求番号41N-1,96
- 309 変換開墾計算帳 明治二十年八月 北都留
郡西原村戸長役場.
作成:西原村戸長役場. 明治20・8.(1887).
1冊. 36・5cm(横長半帳).
標題朱書. 史料請求番号41N-1,97
- † 無年期開墾地一筆限帳
- 310 無年期開墾地一筆限帳 陸冊之内壹 明治
二十年十一月 北都留郡西原村.
作成:[西原村戸長役場]. 明治20・11.(1887).
1冊. 28cm.かぶせ綴.地主押印.
内容:長田彦左衛門分以下.
史料請求番号41N-1,17-1
- 311 無年期開墾地一筆限帳 六冊之内貳 明治
二十年十一月 北都留郡西原村.
作成:[西原村戸長役場]. 明治20・11.(1887).
1冊. 28cm.かぶせ綴.地主押印.
内容:長田小重部分以下.
史料請求番号41N-1,17-2
- 312 無年期開墾地一筆限帳 六冊之内参 明治
二十年十一月 北都留郡西原村.
作成:[西原村戸長役場]. 明治20・11.(1887).
1冊. 28cm.かぶせ綴.地主押印.
内容:細川高三郎分以下.
史料請求番号41N-1,17-3
- 313 無年期開墾地一筆限帳 六冊之内四 明治
二十年十一月 北都留郡西原村.
作成:[西原村戸長役場]. 明治20・11.(1887).
1冊. 28cm.かぶせ綴.地主押印.
内容:奈良彦三郎分以下.
史料請求番号41N-1,17-4
- 314 無年期開墾地一筆限帳 六冊之内伍 明治
二十年十一月 北都留郡西原村.
作成:[西原村戸長役場]. 明治20・11.(1887).
1冊. 28cm.かぶせ綴.地主押印.
内容:奈良善三郎分以下.
史料請求番号41N-1,17-5
- 315 無年期開墾地賦租願 六冊之内陸 明治二十年
十一月北都留郡西原村.
作成:[西原村戸長役場]. 明治20・11.(1887).
1冊. 28cm.かぶせ綴.地主押印.
内容:古家道平分以下. 史料請求番号41N-1,18
- † 無年期開墾地賦租願
- 316 無年期開墾地賦租願 第壹号 北都留郡西
原村.
作成:西原村戸長役場(推定). 明治[].
1冊. 25cm.後表紙なし.地主押印.
内容:長田彦左衛門分以下.
史料請求番号41N-1,19-1
- 317 無年期開墾地賦租願 第貳号 北都留郡西
原村.
作成:西原村戸長役場(推定). 明治[].
1冊. 25cm.地主押印.
内容:長田小重部分以下.
史料請求番号41N-1,19-2
- 318 無年期開墾地賦租願 第三号 北都留郡西
原村.
作成:西原村戸長役場(推定). 明治[].
1冊. 25cm.地主押印.
内容:岩木又右衛門分以下.
史料請求番号41N-1,19-3
- 319 無年期開墾地賦租願 第四号 北都留郡西
原村.
作成:西原村戸長役場(推定). 明治[].
1冊. 25cm.地主押印.
内容:奈良彦三郎分以下.

史料請求番号41N-1,19-4

320 無年期開墾地賦租願 第五号 北都留郡西原村.

作成:西原村戸長役場(推定). 明治[].

1冊. 25cm.地主押印.

内容:奈良善三部分以下.

史料請求番号41N-1,19-5

321 無年期開墾地賦租願 第六号 北都留郡西原村.

作成:西原村戸長役場(推定). 明治[].

1冊. 25cm.地主押印.

内容:古家道平分以下.挿入:北都留郡西原村全図.

史料請求番号41N-1,19-6

23・3・4. 地価修正

† 落地有租地編入願

322 [落地有租地へ編入願等綴].

[西原村戸長役場]. 明治[].

1綴. 28・5cm.表紙・後表紙なし.

内容:須森仲右衛門分(取消)分以下.宛名:山梨県知事藤村紫朗. 史料請求番号41N-1,27-3

323 落地有租地編入願綴 明治拾九年 西原村役場.

西原村戸長役場. 明治19-20.(1886-87).

1冊. 28・5cm.後表紙欠.

史料請求番号41N-1,24

324 落地有租地編入願 第壹号 北都留郡西原村.西原村戸長役場. 明治19.(1886).

1冊. 27・5cm.

表紙押印:山岡.

史料請求番号41N-1,25-1

325 落地有租地編入願 第貳号 明治二十年十一月 北都留郡西原村.

西原村戸長役場. 明治19.(1886).

1冊. 27・5cm.

表紙押印:山岡.

史料請求番号41N-1,25-2

† 第一類地より第二類地へ編入地価修正一筆

326 第一類地より第二類地へ編入地価修正一筆

明治十九年 北都留郡西原村.

作成:[西原村戸長役場]. 明治19.(1886).

1冊. 27・5cm.地主押印.

その他の標題表示:下書.内容:降矢東や分以下.

史料請求番号41N-1,12-1

327 第一類地より第二類地へ編入地価修正一筆 上ノ部 明治十九年 北都留郡西原村.

作成:[西原村戸長役場]. 明治19.(1886).

1冊. 27cm.後表紙なし.地主押印.

内容:降矢東や分以下. 史料請求番号41N-1,12-2

† †

328 二類地成一筆限帳 全 明治二十年十一月 北都留郡西原村.

作成:[西原村戸長役場]. 明治20・11.(1887).

1冊. 28cm.かぶせ綴.地主押印.

その他の標題表示:扣.

内容:蔵春院分以下. 史料請求番号41N-1,13

329 式類地目変換申告書 完 明治二十年十一月六日 西原村.

作成:[西原村戸長役場]. 明治20・11・6.(1887).

1冊. 28cm.かぶせ綴.地主押印.

その他の標題表示:控. 突合済.

内容:長田金造分以下. 史料請求番号41N-1,30

† 誤謬訂正願

330 誤謬訂正願綴 明治拾九年 西原村役場.

西原村戸長役場. 明治19-21.(1886-88).

1冊. 28・5cm.

後表紙のもとの表示:部内往復綴 明治三十六年西原村役場. 史料請求番号41N-1,31-1

331 誤謬訂正願綴 明治二十年十一月 北都留郡西原村.

西原村戸長役場. 明治19.(1886).

1冊. 28cm.かぶせ綴.

表紙押印:山岡.

史料請求番号41N-1,31-2

332 [地目変換誤謬訂正願カ].

作成:西原村戸長役場(推定). 明治[].

書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm.表紙・後表紙欠.地主など押印.
内容:舟木作右衛門分以下.

史料請求番号41N-1,27-2

†

†

333 [地目変換地価修正願ほか].

西原村戸長役場. 明治20推定.(1887).

1綴.28・5cm.表紙・後表紙なし.

内容:地目変換地価修正願,無年期開墾地賦租願,
沓類地ヨリ式類地へ編入願,誤謬地・脱落地総計.

史料請求番号41N-1,27-4

†地目変換地価修正一筆限帳

334 地目変換地価修正一筆限帳 北都留郡西原村.

作成:[西原村戸長役場]. 明治20・11.(1887).

1冊. 28cm.かぶせ綴.地主押印.

内容:長田菊松分以下. 史料請求番号41N-1,29

335 [地目変換地価修正一筆限帳カ].

作成:西原村戸長役場(推定). 明治20推定.
(1887).

1冊. 27・5cm.表紙・後表紙なし.

内容:奈良長兵衛分以下.

史料請求番号41N-1,60-4

336 [地目変換地価修正一筆限帳カ].

作成:西原村戸長役場(推定). 明治20推定.
(1887).

1冊. 27・5cm.表紙・後表紙なし.地主押印.

内容:橋本四平太分以下.

史料請求番号41N-1,60-2

†

†

337 地押検査費仕訳帳 明治廿年十月 西原村地主総代.

作成:西原村地主総代. 明治20・11.(1887).

1冊. 34cm(横長半帳).

内容:奈良長兵衛分以下. 史料請求番号41N-1,95

338 明治十九年地所取調野取図簿 山梨県北都留郡西原村地押掛・西原村役場.

作成:西原村戸長役場. 明治19.(1886).

1冊. 35cm(横長半帳).後表紙なし.

史料請求番号41N-1,77

†地押野帳

339 明治十九年地押半帳 従字横道至字間頭二北都留郡西原村地主惣代.

作成:北都留郡西原村地主惣代. 明治19.(1886).

1冊. 34cm(横長半帳).

その他の標題表示(朱書):第壹番.

史料請求番号41N-1,78-1

340 明治十九年地押改図野帳 北都留郡西原村地主惣代.

作成:北都留郡西原村地主惣代. 明治19.(1886).

1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.

その他の標題表示(朱書):第二番従字久野毛至大沢二.

史料請求番号41N-1,78-2

341 明治十九年実地々押帳 字南向キ野取「より至神沢原二」(朱書) 北都留郡西原村地押惣[代].

作成:西原村地押惣代. 明治19.(1886).

1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.

その他の標題表示(朱書):第四番.

虫損.開披注意.

史料請求番号41N-1,78-3

342 明治十九年実地取調野帳 字横道ヨリ字上平至テ 北都留郡西原村地押惣代.

作成:西原村地押惣代. 明治19.(1886).

1冊. 35cm(横長半帳).掛結び文書1通.

その他の標題表示(朱書):第壹号.

掛結び文書:畑壺丁四反云々.

史料請求番号41N-1,78-4

343 明治十九年地押野帳 従字大作群至字間頭二 北都留郡西原村地押惣代.

作成:西原村地押惣代. 明治19.(1886).

1冊. 34cm(横長半帳).

その他の標題表示(朱書):第貳号.

史料請求番号41N-1,78-5

344 野帳 字方屋ヨリ字大永作マテ 北都留郡西原村地押惣代.

作成:西原村地主惣代. 明治[].

1冊. 34・5cm(横長半帳).

その他の標題表示(朱書):第四号.

史料請求番号41N-1,78-6

345 第拾貳号野帳 字美流沢ヨリ字神沢原マテ
北都留郡西原村地押惣代.

作成:西原村地押惣代. 明治[].

1冊. 33cm(横長半帳).

その他の標題表示(朱書):第五号.

史料請求番号41N-1,78-7

346 明治十九年地押改図野帳 従字久埜毛至大
沢ニ 北都留郡西原村地主総代.

作成:北都留郡西原村地主総代. 明治19.(1886).

1冊. 35cm(横長半帳).

その他の標題表示(朱書):第三号.

史料請求番号41N-1,78-8

347 明治十九年地押野帳 従字方屋至柳平ニ
北都留郡西原村地主総代.

作成:西原村地主総代. 明治19.(1886).

1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.

その他の標題表示(朱書):第三.

史料請求番号41N-1,78-9

348 明治十九年地押野帳 北都留郡西原村地主
総代.

作成:西原村地主総代. 明治19.(1886).

1冊. 34cm(横長半帳).後表紙なし.

史料請求番号41N-1,78-10

† 野取図帳

349 野取図帳 第壹号 字横道ヨリ 西原村地
押.

作成:西原村地押[惣代]. 明治[].

1冊. 34・5cm(横長半帳).後表紙なし.

史料請求番号41N-1,78-11

350 耕地野取帳 字向イ川原ヨリ字神沢原マテ
西原村地押.

作成:西原村地押[惣代]. 明治[].

1冊. 34cm(横長半帳).後表紙なし.

史料請求番号41N-1,78-12

351 [野取図帳].

作成:西原村地押惣代(推定). 明治[].

1冊. 34cm(横長半帳).後表紙なし.

その他の標題表示(朱書):字長秋より大永作迄.

史料請求番号41N-1,78-13

352 [野取再調帳ほか].

西原村戸長役場(推定). 明治[].

1綴(2冊). 34cm(横長半帳).掛結び.

合綴:1.野取再調帳 字久野毛ヨリ西原村地押惣代.作成:西原村地押惣代. 明治[].1冊. 34cm(横長半帳).後表紙なし.(史料番号78-14).

2.[野取図帳].作成:西原村地主惣代(推定). 明治[].1冊. 20cm(横長半帳).表紙なし.

内容:暮沼細川市右エ門以下.(史料番号78-15).

史料請求番号41N-1,78-14/15

353 [野取絵図帳カ].

作成:[]. 明治[].

1冊. 28・5cm.表紙・後表紙なし.

内容:舟木作左エ門分以下.

史料請求番号41N-1,60-3

† †

354 諸品口取明細帳 明治貳拾年十月十一日
西原村地押掛.

作成:西原村地押掛. 明治20・10・11.(1887).

1冊. 34cm(横長半帳).綴目印.掛結び文書1通.

掛結び文書:十月十六日,一金五十六銭云々.

史料請求番号41N-1,94

23・3・5. 戸籍

355 代替願書綴 明治十八年一月・十九年一月
ヨリ・廿年一月一月ヨリ 北都留郡西原村
戸長役場.

西原村戸長役場. 明治11-19.(1878-86).

1冊. 28cm.後表紙なし.後欠か.

挿入:後念相続取極儀定. 明治11・3・17.1通.

史料請求番号41N-1,55

23・3・6. 衛生

356 衛生書類 自明治十三年至同十八年 西原
村戸長役場。
西原村戸長役場。明治13-18.(1880-85)。
1冊。24・5cm.四ツ目綴.後表紙欠。
破損,虫損。 史料請求番号41N-1,39

23・3・7. 公証

357 公証物件目録 明治廿年一月改 西原村戸

長役場。
作成:西原村戸長役場。明治20・1.(1887)。
書込み下限:明治34。
1冊。27cm.罫紙:西原村戸長役場茶色13行
罫。
表紙押印:不明.後表紙押印:西原□役□。
史料請求番号41N-1,38

23・4. 西原学校

23・4・1. 日誌

358 日誌 紀元式千五百四十年第一月九日ヨリ
十四年五月初旬ニ及ブ。
作成:西原学校。明治13.(1880)。
1冊。26・5cm.綴目印.罫紙:無題橙色13行罫。
後表紙の表紙:西原学校(押印)。
内容:明治13年1月-9月分。
史料請求番号41N-1,43

23・4・2. 教員出勤

359 教員出席簿 明治十八年度 北都留郡西原
学校。
作成:西原学校。明治18.(1885)。
1冊。25・5cm。
表紙押印:[長谷川]。 史料請求番号41N-1,40

23・4・3. 学校資本

360 学校資本金抵当申出扣簿 明治八年第十
一月日。
作成:西原学校。明治8・11.(1875)。
1冊。35cm(横長半帳)。
後表紙の表示:都留郡第十二区西原学校。
史料請求番号41N-1,119

23・4・4. 試験雑費

†試験入費録

361 大試験入費録 明治九年第五月。
作成:[学校事務所]。明治9・5.(1876)。
1冊。33cm(横長半帳)。
後表紙の表示:学校事務[所]。
フケ.開披注意。 史料請求番号41N-1,130

362 昇級試験諸費仕訳帳 明治十二年六月日
北都留郡西原学校(押印)。
作成:西原学校。明治12・6.(1879)。
1冊。40・5cm(横長美帳).綴目印。
史料請求番号41N-1,101-1

363 昇級試験諸雑費帳 明治十三年五月九日
西原学校。
作成:西原学校。明治13・5・9.(1880)。
1冊。33cm(横長半帳).下げ二ツ目綴.後表紙
なし。 史料請求番号41N-1,101-2

364 昇級試験諸雑費控帳 明治十三年十一月三
日ヨリ 北都留郡西原学校。
作成:西原学校。明治13・11・3.(1880)。
1冊。34・5cm(横長半帳).下げ二ツ目綴。
その他の標題表示(朱書):并ニ明治十三年十二月
八日地券書替入費取立。
史料請求番号41N-1,101-3

365 前期昇級試験諸雑費控帳 明治十四年第五
月三十一日 北都留郡西原村西原学校。
作成:西原学校。明治14・5・31.(1881)。
1冊。32cm(横長半帳).下げ二ツ目綴。
その他の標題表示:合。
史料請求番号41N-1,101-4

366 昇級試験諸雑費控帳 明治十四年第十一
月廿九日 北都留郡第十六学区西原学校。
作成:西原学校。明治14・11・29.(1881)。

- 1冊. 34cm(横長半帳). 下げ二ツ目綴.
その他の標題表示:合.
史料請求番号41N-1,101-5
- 367 前期昇級試験諸雑費出入扣帳 明治十五年
第五月十六日 北都留郡第拾六学区西原学
校(押印).
作成:西原学校. 明治15・5・16.(1882).
1冊. 34cm(横長半帳). 綴目印.
史料請求番号41N-1,101-6
- 368 明治十五年前季大試験諸雑費扣帳 五月十
六日 第拾六学区西原学校.
作成:西原学校. 明治15・5・16.(1882).
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,101-7
- 369 明治十五年十二月大試験入費帳 西原学校
(押印).
作成:西原学校. 明治15・12.(1882).
1冊. 33cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,101-8
- 370 [明治十六年大試費記].
西原学校. 明治15-16.(1882-83).
1冊(2綴). 35cm(横長半帳ほか). 掛結び.
合綴:1. 明治十六年十二月後期大試費記 北都
留郡第拾六学区西原学校(押印). 作成:西原学校.
明治16・12.(1883). 綴目印. 1冊. 35cm(横長半帳).
2.[大試験費]. 作成:西原学校(推定). 明治15-16.
(1882-83). 2枚. 25cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,101-9
- 371 明治十七年度前季大試験諸雑費遣帳 明治
十七年五月十四日 西原学校.
作成:西原学校. 明治17・5・14.(1884).
1冊. 33cm(横長半帳). 後表紙なし.
史料請求番号41N-1,101-10
- 372 明治十七年度前期大試験諸雑費遣払扣帳
明治十七年五月十四日 北都留郡第拾六学
区学校委員古家寛三郎(押印).
作成:学校委員古家寛三郎. 明治17・5・14.
(1884).
1冊. 33cm(横長半帳). かぶせ綴.
史料請求番号41N-1,101-11
- 373 明治十七年度後季昇級試験入費帳 明治十
七年十二月六日 第十六学区西原学校.
作成:西原学校. 明治17・12・6.(1884).
1冊. 34・5cm(横長半帳). かぶせ綴.
史料請求番号41N-1,101-12
- 374 前期大試験諸入費帳 明治十八年四月廿三
日 北都留郡第十六学区西原学校学務委員
奈良長兵衛.
作成:学務委員奈良長兵衛. 明治18・4・23.
(1885).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,101-13
- 375 後期大試験諸入費帳 明治十八年十一月十
三日 北都留郡第十六学区西原学校.
作成:西原学校. 明治18・11・13.(1885).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41N-1,101-14

23・5. 西原村役場文書

23・5・1. 村政一般

376 節約方法盟約書 飯尾組.

作成:西原村飯尾組. 明治23.(1890).
1綴. 26・5cm. 綴目印. 罫紙:無題赤色12行罫
(甲府市内藤印行).
内容:1. [節約方法盟約書]西原村長古屋寛三郎

(押印). 明治23・2・3.

2. 節約方法. 奈良七郎右エ門ほか33名(押印).
史料請求番号41N-1,136

23・5・2. 土地

377 土地台帳総計取調帳 明治廿三年六月 北

都留郡西原村.

作成:[西原村役場]. 明治23・6.(1890).

1冊. 26・5cm. 罫紙:西原村役場赤色13行罫.

史料請求番号41N-1,23

378 [共有地所有権歩合調書ほか].

[西原村役場]. 明治26-29.(1893-96).

1冊. 27cm. 表紙なし. 罫紙:無題赤色12行罫.

所有権保持者押印.

内容:共有地所有権歩合調書,共有地入組届,諸税代納入届など. 史料請求番号41N-1,28

379 [地価総計帳ほか].

西原村役場. 明治32.(1899).

1綴(2冊). 25cm.

合綴:1.地租増徴総計帳 明治参拾貳年 北都留郡西原村役場.作成:西原村役場. 明治32.(1899).

1冊. 25cm.内容:長田菊松分以下.

2.田租総計帳 明治参拾貳年 西原村役場.作成:西原村役場. 明治32(1899).1冊. 24・5cm.内容:降矢壬子治郎分以下. 史料請求番号41N-1,15

†土地名寄帳

380 土地名寄帳 [原]組.

作成:西原村役場. 明治[].書込み下限:明治37.

1冊. 27cm.四ツ目綴.紙見出し付き.罫紙:西原村役場赤色13行罫,地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名寄帳原組.

内容:奈良常治郎分以下.

史料請求番号41N-1,3-1

381 土地名寄帳 藤尾組.

作成:西原村役場. 明治[].書込み下限:明治37.

1冊. 27cm.四ツ目綴.紙見出し付き.罫紙:西原村役場赤色13行罫,地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名寄帳藤尾組.

内容:長田七左エ門分以下.

史料請求番号41N-1,3-2

382 土地名寄帳 郷原組.

作成:西原村役場. 明治[].書込み下限:

明治37.

1冊. 27cm.四ツ目綴.紙見出し付き.罫紙:西原村役場赤色13行罫,地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名寄帳郷原組.

内容:古家常松分以下. 史料請求番号41N-1,3-3

383 土地名寄帳 小在家組之[壹].

作成:西原村役場. 明治[].書込み下限:明治36.

1冊. 27cm.四ツ目綴.紙見出し付き.罫紙:西原村役場赤色13行罫,地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名寄帳小在家組壹.

内容:船木作右エ門分以下.

史料請求番号41N-1,3-4

384 土地名寄帳 小在家組之貳.

作成:西原村役場. 明治[].書込み下限:明治37.

1冊. 27cm.四ツ目綴.紙見出し付き.罫紙:西原村役場赤色13行罫,地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名寄帳小在家組貳.

内容:降矢ふで分以下. 史料請求番号41N-1,3-5

† †

385 土地名寄帳 質地増減材料集 廿三年七月
西原村役場.

作成:西原村役場. 明治[].書込み下限:明治33.

1冊. 26cm. 罫紙:西原村役場赤色13行罫ほか.

内容:長田金藏分以下. 史料請求番号41N-1,4

23・5・3. 戸籍

†送籍状

386 [送籍状綴].

西原村役場. 明治25.(1892)

1綴. 27・5cm.表紙・後表紙なし.戸籍簿用紙使用.

史料請求番号41N-1,45-3

387 [送籍状綴].

西原村役場. 明治26.(1893).

1綴. 28cm.表紙・後表紙なし.戸籍簿用紙など使用.

史料請求番号41N-1,45-2

388 送籍状綴 明治廿七年度 西原村役場.

西原村役場. 明治27-28.(1894-95).

1冊. 29cm.戸籍簿用紙など使用.

史料請求番号41N-1,45-1

† †

389 戸内結婚御許可願.

差出:降矢清右衛門[ほか長男亡志之吉妻など5名.押印].宛名:山梨県知事小野田元熙. 明治31・7・14.(1898).

1通. 26・5cm.綴目印.表紙・後表紙なし.

史料請求番号41N-1,56

23・5・4. 衛生

390 陳情書(赤痢病蔓延二付) 北都留郡各村長一同.

作成:北都留郡笹子村長天野董平・外拾七ヶ村長連名.宛名:山梨県知事伯爵清棲家教. 明治30.(1897).

1通. 25cm.コンニャク版.

写.

史料請求番号41N-1,59

391 予防委員出勤簿 明治三十年八月 西原村役場(押印).

作成:西原村役場. 明治30・8.(1897).

1冊. 32・5cm(横長半帳).後表紙押印.

史料請求番号41N-1,112

392 [人夫雇入扣帳ほか].

西原村役場(推定). 明治30.(1897).

1綴(5冊). 33cm(横長半帳).

合綴:1.人夫雇入扣帳 明治三十年七月伝染病予防委員奈良松助取扱.作成:伝染病予防委員奈良松助. 明治30・7.(1897).32cm(横長半帳).(史料番号126-1).

2.臨時人夫買揚帳 明治三十拾年八月十日 西原村第参区衛生予防事務所 橋右庄左エ門取扱.作成:西原村第三区衛生予防事務所. 明治30・8・10.(1897).1冊. 33cm(横長半帳).(史料番号126-2).

3.臨時人夫買揚帳 明治卅年八月三日 西原村第六区衛生予防事務所奈良勇三郎取扱.作成:西原村第六区衛生予防事務所. 明治30・8・3.(1897).1冊. 33cm(横長半帳).後表紙の表示:第六区長降矢清右衛門.(史料番号126-3).

4.臨時人夫買揚控帳 明治三十拾年八月参日起 西原村第六区衛生予防事務所 奈良七郎右エ門取扱.作成:西原村第六区衛生予防事務所. 明治30・8・3.(1897).1冊. 33cm(横長半帳).後表紙の表示:西原村衛生組長奈良七郎右エ門・奈良勇三郎.(史料番号126-4).

5.人夫雇入扣帳 明治三十年八月 伝染病予防委員古家道平取扱.作成:西原村伝染病予防委員古家道平. 明治30・8.(1897).1冊. 32・5cm(横長半帳).(史料番号126-5).

史料請求番号41N-1,126-1/5

23・6. 時期不明

23・6・1. 家屋等調

393 [家屋・甲斐絹製造高・蚕種掃立枚数調].

作成:[]. 明治[].

1冊. 35×35cm(半紙横綴).表紙・後表紙なし.

内容:高橋太郎部分以下.本宅・倉庫などの間数・坪数,甲斐絹製造高・蚕種掃立枚数の有無を記載.

史料請求番号41N-1,131

24. 山梨県北都留郡桐原村文書目録(41N-2)

目 次

解 題

24・1. 桐原村事務所・村役所文書 /1876年(明治9)―1884年(明治17)……………p.186

24・1・1. 土地 1―20

† 地所取調帳

† 地所取調帳

† 山林原野一筆限地価取調帳

解 題

歴史 ^{ゆづりはら}桐原村は、土俵岳の山麓、桂川(相模川上流部)支流の鶴川の河谷沿いに位置し、西原村の南東、現在の^{いさかわ}上野原町の中東部を占める。譲原村、杠原村とも書いていた。近世では、郡内領に属し、『旧高旧領取調帳』では、村高514石余であった。

近代では、明治維新後、^{いさかわ}石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第十二区、1876年(明治9)に山梨県第二十九区となり、1878(明治11)年の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。桐原村の面積は、東西約1里10町・南北22町であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、1875年の「桐原村事務所」、1878年(明治11)の「桐原村役所」を経て、1884年

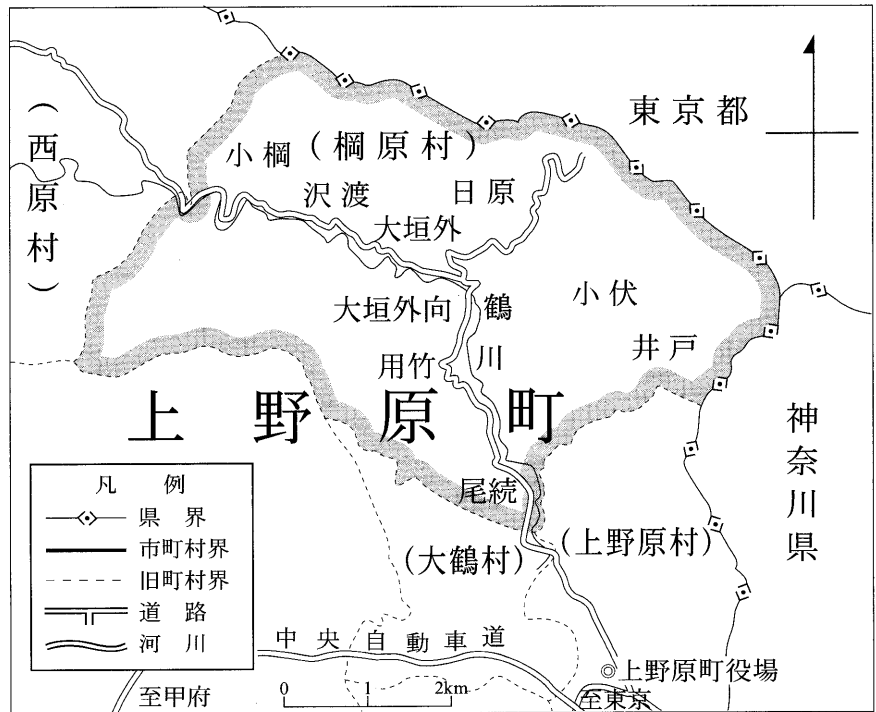
(明治17)の「桐原村戸長役場」の設置では、役場を同村猪丸組に置いた。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっても単独で施行し、「桐原村役場」を同所に置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、493戸、2752人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1446円81銭、反別は田8反1畝13歩・畑244町4反22歩・切替畑124町8反3畝4歩・宅地20町5反25歩・竹藪5反8畝25歩・林435町9反5畝23歩・芝地87町7反5歩・合計914町8反27歩である(『山梨県地誌稿』(山梨県立図書館所蔵)によって補訂)。

その後、1955年4月1日、上野原町、大目村、巖村、甲東村、大鶴村、鳥田村、西原村と合併、上野原町となり現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店よ

図18 桐原村役所管内要図



り購入したものである。これまでの文書群名「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」(41N)であったが、『史料総覧』の編集の際に分割してこの文書群とした(41N-2)。なお23.西原村(41N-1)に混入していた史料を分離してここに加えた。

数量は20点(『史料総覧』では16点)、書架延長は0.2mである。

史料の概要 この本文書群の史料集積時期は、ほぼ桐原村事務所期であるが、史料自体に年次の明示がない。一部、村役所期にかかる可能性もあるが、文書群名を桐原村役所文書とするのはいまだ不確かなので、『史料総覧』を踏襲して「桐原村文書」とした。

第1次項目は、桐原村事務所・村役所文書(24・1。20点)のみで、内容は地租改正事務の過程で作成された「地所取調帳」「山林原野一筆限地価取調帳」とその関連の文書のみであるので、第2次項目も土地のみとした。なお、「地所取調帳」は2種類あるが、同一シリーズとは断定しがたいため、2シリーズとして掲げた。

関連史料 上野原町役場および教育委員会では、旧桐原村の関連史料の残存を確認していない。

参考文献

・上野原町誌編纂委員会編『上野原町誌』上・中・下、甲陽書房、1975年。

24・1. 桐原村事務所・村役所文書

24・1・1. 土地

† 地所取調帳

1 地所取調帳 字井戸入・登下向 都留郡第十二区桐原村.

作成:[] . 明治[] .

1冊. 24・5cm.

標題は内表紙による.その他の標題表示(表紙):
二.

地番:122(普濟庵)－209番ノ内6.(山口保左衛門).

史料請求番号41N-2,138-2

2 地所取調帳 字前原 都留郡第十二区桐原村.

作成:[] . 明治[] .

1冊. 24・5cm.

標題は内表紙による.その他の標題表示:五.濟.

地番:323(山口恒七)－364番の内3番(宝珠寺).

史料請求番号41N-2,138-9

3 地所取調帳 五 字今野・上条・ゐしゐ 都留郡第十二区桐原村.

作成:[] . 明治[] .

1冊. 25・5cm.

その他の標題表示:濟.

地番:981(網野忠作)－1085番(石井弥惣次).

虫損多数.開披注意. 史料請求番号41N-2,138-4

4 地所取調帳 新屋原 都留郡第十二区桐原村.

作成:[] . 明治[] .

1冊. 25・5cm.かぶせ綴.

その他の標題表示:読合濟.押印(長田・山口).井戸二.押印(黒田).

地番:1626(長田宗右衛門)－1729番(長田喜右衛門).

虫損多数.開披注意. 史料請求番号41N-2,138-1

5 地所取調帳 都留郡第十二区桐原村.

作成:[] . 明治[] .

1冊. 24・5cm.かぶせ綴.

標題は内表紙による.その他の標題表示:中原・岩境目.井戸四.濟.押印(長田).

地番:1849(吉村儀左衛門)－1932番(吉村重郎兵衛).

史料請求番号41N-2,138-3

6 [地所取調帳 都留郡第十二区桐原村].

作成:[] . 明治[] .

1冊. 25cm.照合印(タカ取).

その他の標題表示:桜久保・井戸横道.押印(黒田).

乙十番.井戸組六番.内表紙の表示:山梨県甲斐国北都留郡桐原村,明治廿年第一月十五日改,地主惣代長田保朗・同断黒田多四郎.

地番:4140(2117内1を訂正,本多為純)－4354番(2202を訂正,石井長兵衛).

史料請求番号41N-2,138-10

7 地所取調帳 都留郡第十区桐原村.

作成:[] . 明治[] .

1冊. 25cm.かぶせ綴.綴上に押印.

標題は内表紙による.その他の標題表示:ツブラガイ・北大窪.押印(高橋).

地番:4255(海上七右衛門)－4347番ノ内1番(土屋弥兵衛).

史料請求番号41N-2,138-5

8 地所取調帳 都留郡第十二区桐原村.

作成:[] . 明治[] .

1冊. 24・5cm.かぶせ綴.

標題は内表紙による.その他の標題表示:七号三,下東・天原・大里.六冊.

地番:4776(城戸義平)－4933番(大久保仁左衛門).

史料請求番号41N-2,138-12

9 [地所取調帳 都留郡第十二区桐原村].

作成:[] . 明治[] .

1冊. 25cm.照合印(タカ取).

その他の標題表示:姥原耕地.井戸組九番.押印(茜社消印).

地番:4954(2457を訂正.石井庄三郎)－5041番(24

99を訂正.山口保平).

史料請求番号41N-2,138-11

10 地所取調帳 舟久保一万式千六十八番ヨリ
都留郡第十二区桐原村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

標題は内表紙による.その他の標題表示:大仁田・中尾・古桐.五.読合済.

地番:5549(12068,吉村圓吉)ー5716番内1番(12476,伊藤万右衛門). 史料請求番号41N-2,138-6

11 [地所取調帳 都留郡第十二区桐原村].

作成:[]. 明治[].

1冊. 24・5cm.照合印(タカ取).

その他の標題表示:向原下・向原・中丸.

地番:6485(14830,大通寺)ー6569番内3番(14615,高橋孝和). 史料請求番号41N-2,138-7

12 地所取調帳 第六号 都留郡第十二区桐原村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm.かぶせ綴.

標題は内表紙による.その他の標題表示:柏木・大谷・愛宕.読合済.四.

地番:8273(土屋彦衛)ー8456番(奥田九兵衛).

史料請求番号41N-2,138-8

† 地所取調帳

13 [地所取調帳] 字榑橋渡 第七号 三,一.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm.

後表紙の表示:名前□□済.

地番(朱訂):937ー1040番.

史料請求番号41N-2,6-47

14 [地所取調帳] 字今野・上条・石井 第十二号 五.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm.

その他の標題表示:五番.[]調済.本文中押印:タカ取.

地番(朱訂):1895ー2082番.

史料請求番号41N-2,6-8

15 [地所取調帳].

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm.四ツ目綴跡.表紙欠.

地番(朱訂):5251ー5552番.

紐綴切れ.

史料請求番号41N-2,6-81

16 [地所取調帳] 四 下垣外・小橋.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25cm.

本文中押印:[タカ取].内題:下垣外・小橋.

地番(朱訂):5737ー5907番.

史料請求番号41N-2,6-6

† 山林原野一筆限地価取調帳

17 山林原野一筆限地価取調帳 第四号 桐原村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 24・5cm.地主押印.

掛紙:読合済,六月二^(日)日.

内容:水越周兵衛分以下.

史料請求番号41N-2,137-1

18 山林原野一筆限地価取調帳 第五号 桐原村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 24・5cm.地主押印.

掛紙:読合済,六月二日.

内容:高橋忠兵衛分以下.

史料請求番号41N-2,137-2

† †

19 山林原野取調帳 式 旧井戸.

作成:[]. 明治[].

1冊. 24・5cm.

地番:4357(高橋忠藏)ー4090番(石井庄三郎).

史料請求番号41N-2,139

† †

20 一筆限反別地価取調総計 山梨県第貳拾九区桐原村.

差出:戸長高橋孝和[ほか副戸長・^(担)胆当人16名].宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治10・3.(1877).

[188] 24. 山梨県北都留郡桐原村文書日録(41N-2)

1冊. 28cm.

虫損多数.開披注意. 史料請求番号41N-2,136

25. 山梨県南都留郡大富村勝山村戸長役場文書目録(41P-1)

目 次

解 題

25・1. 大富村外一箇村戸長役場文書 /1884年(明治17)―1889年(明治22)……………p.194

25・1・1. 村政一般 1―3

25・2. 布告・布達・県報告・郡衙往復 /1872年(明治5)―1889年(明治22)……………p.194

25・2・1. 布達表 4

25・2・4. 県報告 71―80

25・2・2. 布告・布達(一般) 5―62

25・2・5. 郡衙達・往復・諸進達 81―92

† 布告・布達綴

† 諸進達

† 郡衙達

25・2・3. 布告・布達(個別) 63―70

解 題

歴史 本文書群の出所である大富村外一箇村戸長役場のうち大富村の村域は、富士山の北麓、河口湖の南に位置しており、鎌倉往還(現在、国道137号線・138号線)が、河口湖東岸を北上し、また、湖南を国道139号線が横断している。この地域は、現在の河口湖町の南半を占めている。近世では、郡内領に属し、この地域には、船津村、小立村こたちがあった。『旧高旧領取調帳』によれば、村高は、船津村が202石余、小立村が218石余であった。大富村との聯合戸長役場が組織された勝山村はその西隣である。

近代には、明治維新後、石和いさわ県、甲斐府、甲斐県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、翌1872年に都留郡第五区、1876年(明治9)に山梨県第三十四区となり、1878年(明治11)の都留郡の分画に際しては、南都留郡に属した。この間、1875年(明治8)6月30日、船津・小立両村は合併して大富村となった。

従って大富村の村政機構は、1875年の「大富村事務所」、1878年(明治11)の「大富村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に際しては、大富村と勝山村との聯合戸長役場が組織され、「大富村勝山村戸長役場」(目録本文の表記にあたっては名称を大富村外一箇村戸長役場に統一した)を大富村木立組に置いた。さらに1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては、大富村を廃止して小立村と船津村が再び分離した。両村のうち小立村は勝山村との組合役場を小立村小立組に置いたが、1892年(明治25)に組合役場を解消し、単独の「小立村役場」を置いた。一方、船津村は市制町村制の施行にあたって隣村の河口村のうち浅川組を合併し、引き続き船津村として単独で「船津村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)による

と、小立村の地租改正後(1875年(明治8))の地租は、722円31銭2厘、反別は畑197町6反8畝15歩・切替畑136町4反4畝24歩・宅地7町5反1畝10歩・林30町3反1畝19歩・芝地71町5反13歩・合計443町4反6畝21歩である。同じく船津村の地租は900円58銭4厘、反別は畑272町3反4畝9歩・切替畑175町5反1畝18歩・宅地11町6反6畝8歩・林46町2反12歩・芝地90町8反9畝29歩・合計596町6反2畝16歩である。

その後、小立村、船津村は、1956年9月30日、河口村、大石村と合併し、河口湖町となり現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県南都留郡大富村役場書類」であったが、『史料総覧』の編集の際に、これに含まれていた「山梨県南都留郡小立村役場文書」(41P-3)、「山梨県南都留郡大石村役場文書」(41P-2)を分離した。

数量は92点(『史料総覧』では、89点)、書架延長は3mである。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、1873年(明治6)-1889年(明治22)であって、これは、大富村合併以前を上限とし大富村外一箇村戸長役場時代を下限とするものである。本文書群から分離した26.小立村役場文書とは、大富村事務所・村役所部分が重なっており、あるいは両文書群をひとつのものであったと見る余地はある。また、同じく分離した27.大石村役場文書を含めて河口湖町に引き継がれた後に散逸した可能性もある。ただ、それぞれの史料年次の下限をもって村政機構に位置づけると、本文書群はここに掲げた名称となる。これら3文書群の想定される引継過程は、本集全体の解題に収録した「図4 自治体組織の変遷と文書の引継

想定図 その3 河口湖町の場合」を参照していただきたい。

本文書群の内容は、大部分が太政官・内閣・諸省・山梨県庁からの布告・布達、衛生・学事・勤業などの県の報告(印刷物)を編綴したもの、県庁・郡役所への進達、郡役所からの達である。これらは村事務所・村役所・戸長役場期を通じてシリーズとしてのまとまりがあるので、一括した。同様の処理を前集および本集(27.大石村役場文書)でも行っている。このため目録編成の第1次項目としては、大富村外一箇村戸長役場文書(25・1. 3点)、布告・布達・県報告・郡衙往復(25・2. 8 9点)を設定した。

25・1大富村外一箇村戸長役場文書の第2次項目としては、村政一般のみとした。戸長役場から村内への達、役場職員の勤務に関する文書である。25・2布告・布達・県報告・郡衙往復では、布達の日録である「布達表」、山梨県の布達を添えた布告・布達の号を逐って編綴した「諸省卿達」と「徴兵令」など個別の法令があり、また県庁から発行される「山梨県衛生報告」「山梨県日誌」など、および「諸進達」「郡衙達」がある。第2次項目としては、布達表、布告・布達(一般)、布告・布達(個別)、県報告、郡衙達・往復・諸進達を項目として設定した。

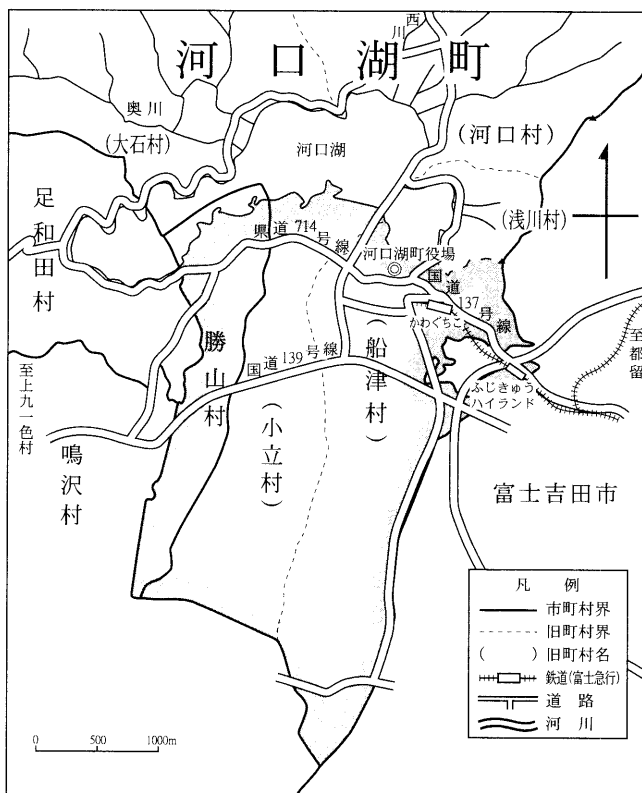
なお、布告・布達綴は、表紙に「大富郷役所」とした表示が村役所設置以前の分からあり、この時期(1878-84年)に一齐に編綴がなされたことを推測させる。また、「明治廿二年九月改正第弍号ノ内壺」などとあるのは、町村制施行直後に文書整理が行われた痕跡と考えられる。

関連史料 河口湖町には、役場庁舎内に旧船津村関係の文書があり、また教育委員会所管の史料では小立村の近世文書(主として年貢関係)がある。しかし近代の大富村・小立村の文書はほとんど残存しておらず、史料館所蔵史料との重なりは無いようである。

参考文献

- 菅沼英雄著『河口湖町史』河口湖町役場、1966年。
- 河口湖町教育委員会編『河口湖町古文書目録』第1集、同教育委員会、一。

図19 大富村勝山村戸長役場管内要図



25・1. 大富村外一箇村戸長役場文書

25・1・1. 村政一般

1 回章返納綴込 明治十九年中 南都留郡大富・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治19。(1886)。1冊。24cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:第百四拾参号。明治廿二年九月改正第三十五号。史料請求番号41P-1,84

2 人民へ達書返布綴込^(ママ) 明治廿一年四月ヨリ廿二年七月七日迄 南都留郡大富・勝山村戸長役場。

元大富村外一箇村戸長役場。明治21-22。(1888-1889)。

1冊。27・5cm。

その他の標題表示:明治廿二年九月改正第九十五号。

フケ。一部開披不可。史料請求番号41P-1,83

3 欠席・帰庁届綴込 明治二十一年中 南都留郡大富・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治21-22。(1889-1890)。

1冊。27cm。後表紙なし。

その他の標題表示:廿二年九月改メ。第百十六号。フケ。開披不可。史料請求番号41P-1,85

25・2. 布告・布達・県報告・郡衙往復

25・2・1. 布達表

4 山梨県布達表 自明治六年至同十三年 南都留郡大富村役所。

大富村外一箇村戸長役場。明治6-20。(1873-1887)。

活版合綴1冊。21cm。後表紙の後に付加。

その他の標題表示:第参[]拾壹号,小立村^(置カ)帳分入。後表紙の表示:戸長[誉]田忠義[調整[之]。内容:太政官・諸省・県の布告・布達の番号表・日本赤十字社々則・私立南鶴教育会会則・山梨県日誌。売薬原品買入並使用帳など。

フケ。開披注意。一部開披不可。

史料請求番号41P-1,1

改正式号ノ内表。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達。

フケ。一部開披不可。史料請求番号41P-1,2

6 明治六年甲号御達 自第百世九号至第式百七拾六号 南都留郡大富郵役所。

[]。明治6。(1873)。

活版・木版合綴1冊。22cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:六十号。明治廿二年九月改正第式号ノ内二。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達。

史料請求番号41P-1,3

25・2・2 布告・布達(一般)

†布告・布達綴

5 明治六年甲号御達 自[第]四拾壹号至第百世八号 南津留郡大富郵役所。

[]。明治6。(1873)。

木版・活版合綴1冊。21・5cm。かぶせ綴。後表紙欠。

その他の標題表示:□十号ノ内。明治廿二年九月

7 明治七年甲号御達 自第壹号至第百号 南津留郡大富郵役所。

[]。明治6-7。(1873-1874)。

活版合綴1冊。21・5cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:[]十一号。明治廿二年九月改正第四号ノ内二。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達。

史料請求番号41P-1,4

- 8 明治七年甲号御達 自第百壹号至第貳百七拾号 南津留郡大富邨役所。
[]。明治7。(1874)。
活版合綴1冊。22cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十一号ノ内。明治廿二年九月改正第四号ノ内一。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達。
史料請求番号41P-1,5
- 9 明治七年乙号御達 自第六拾五号至第百六拾三号 南都留郡大富村役所。
[]。明治7。(1874)。
活版合綴1冊。21cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十三号。廿二年九月改正第三号。後表紙の表示:戸長菅田忠義調製之。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達。
史料請求番号41P-1,6
- 10 明治八年甲号御達 自第壹号至第貳百号 南都留郡大富邨役所。
[]。明治8。(1875)。
活版合綴1冊。21cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十三号。明治廿二年九月改正第六号ノ内壹。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達。
史料請求番号41P-1,7
- 11 明治八年甲号御達 自第貳百壹号至第三百九拾貳号 南都留郡大富邨役所。
[大富村事務所]。明治8。(1875)。
活版合綴1冊。21cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十三号ノ内二番。明治廿二年九月改正第六号ノ内貳。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達。
一部フケ。 史料請求番号41P-1,8
- 12 明治八年乙号達 自乙第壹号至同百四拾貳号 南都留郡大富村役所。
[大富村事務所]。明治8。(1875)。
活版合綴1冊。21cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十四号。明治廿二年九月改正第五号。
内容:諸省・県の達。 史料請求番号41P-1,9
- 13 明治九年甲号達 自第壹号至貳百号 南都留郡大富村役所。
[大富村事務所]。明治8-9。(1875-1876)。
1冊。21cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十五号。明治廿二年九月改正第七号ノ内二。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達。
史料請求番号41P-1,10
- 14 明治九年甲号達 自第貳百壹号至第四百三十三号 南都留郡大富邨役所。
[大富村事務所]。明治9。(1876)。
活版合綴1冊。21cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十五号ノ内。明治廿二年九月改正第七号ノ内一。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達。
史料請求番号41P-1,11
- 15 山梨県乙号 全 明治九年 大富村役所。
[大富村役所]。明治9。(1876)。
活版合綴1冊。21・5cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十六号。明治廿二年九月改正第八号。
内容:県の達。 県勸業場報告を含む。
史料請求番号41P-1,12
- 16 山梨県甲号 壹 第壹号ヨリ百号迄 明治十年 大富村役所。
[大富村事務所]。明治10。(1877)。
活版合綴1冊。21cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十八号三。明治廿二年九月改正第十壹号ノ内一。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達。
フケ。開披注意。 史料請求番号41P-1,13
- 17 山梨県甲号 貳 第百壹号ヨリ貳百号迄 明治十年 大富村役所。
[大富村事務所]。明治10。(1877)。
1冊。21cm。かぶせ綴。
その他の標題表示:六十八号ノ内三。明治廿二年九月改正第拾壹号ノ内二。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達。
史料請求番号41P-1,14

18 山梨県甲号 三番 第貳百壹号ヨリ三百四十九号迄 明治十年 大富村役所.

[大富村事務所]. 明治10.(1877).
活版合綴1冊. 21・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:六十八号ノ内三. 明治廿二年九月改正第拾壹号ノ内三.
内容:太政官・諸省・県の布告・布達.

史料請求番号41P-1,15

19 山梨県乙号 壹 明治十年 大富村役所.

[大富村事務所]. 明治10.(1877).
活版合綴1冊. 21・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:六十九号二. 明治廿二年九月改正第拾貳号ノ一.
内容:太政官・県の達. 史料請求番号41P-1,16

20 山梨県乙号 貳番 明治十年 大富村役所.

[大富村事務所]. 明治10.(1877).
活版合綴1冊. 25・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:六十九号ノ内二. 明治廿二年九月改正第拾貳号ノ内二.
内容:諸省・県の達. 史料請求番号41P-1,17

21 山梨県甲号達 第壹号 第壹号ヨリ百五拾号迄 明治十一年 大富村役所.

[大富村事務所]. 明治10-11.(1877-1878).
活版合綴1冊. 21・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:七十号二. 明治廿二年九月改正第拾五号ノ内一.
内容:太政官・諸省・県の布告・布達.

史料請求番号41P-1,18

22 山梨県甲号 二留 第百五十壹号ヨリ二百八十三号迄 明治十一年 大富村役所.

[大富村事務所]. 明治11.(1878).
活版合綴1冊. 21cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:七十号ノ内二. 明治廿二年九月改正第拾五号ノ内二.
内容:太政官・諸省・県の布告・布達.

史料請求番号41P-1,19

23 山梨県乙号 全 第四号ヨリ九拾七号迄 明治十一年 大富村役所.

[大富村事務所]. 明治11.(1878).

活版ほか合綴1冊. 21cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:七十一号. 明治廿二年九月改正第拾六号.

内容:諸省・県の布達・達.

史料請求番号41P-1,20

24 大政官・工部省御布告 明治十二年 大富村役所.

大富村役所. 明治12.(1879).

活版合綴1冊. 21cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:七十三号. 明治廿二年九月改正第廿貳号.

内容:太政官・工部省の布告・布達.

史料請求番号41P-1,53

25 大蔵省・内務省・開拓使・文部省御布告 全 明治十二年 大富村役所.

大富村役所. 明治12.(1879).

活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:七十四号. 明治廿二年九月改正第廿三号.

内容:大蔵省・内務省・開拓使・文部省の布達.

史料請求番号41P-1,39

26 山梨県甲号 壹 第壹号ヨリ百号迄 明治十二年 大富村役所.

大富村役所. 明治11-12.(1878-1879).

活版合綴1冊. 21cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:七十式号ノ内二. 明治廿二年九月改正第廿五号ノ内一.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達.

史料請求番号41P-1,21

27 山梨県甲号達 第二号留 第百壹号ヨリ百八十九号迄 明治十二年 大富村役所.

大富村役所. 明治12.(1879).

活版合綴1冊. 21・5cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:七十式号ノ二. 明治廿二年九月改正第廿五号ノ内二.

内容:県の布達.

開披注意.

史料請求番号41P-1,22

- 28 太政官 第壹号ヨリ第五拾九号迄 明治拾参年 大富村役所。
大富村役所。明治13.(1880).
活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。
その他の標題表示:八十号。明治廿二年九月改正三拾号。
内容:太政官の布告など。
フケ。開披注意。 史料請求番号41P-1,54
- 29 大蔵卿御達 甲 第壹号ヨリ百四十壹号迄 明治十三年 大富村役所。
大富村役所。明治13.(1880).
活版合綴1冊。21cm.かぶせ綴。
その他の標題表示:七十七号。明治廿二年九月改正第廿六号。
内容:大蔵省の布達。
フケ。開披注意。 史料請求番号41P-1,48-1
- 30 [諸省布達] 従第壹号至第廿参号工部省・従甲第壹号至甲第拾貳号内務省大蔵省・従甲第壹号至甲第六号開拓使・第壹号・貳号文部省・第壹号宮内省 明治十参年 大富村役所。
大富村役所。明治13.(1880).
活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。
その他の標題表示:七十八号。明治廿二年九月改正第廿九号。
内容:諸省の布達。
フケ。開披注意。 史料請求番号41P-1,48-2
- 31 山梨県甲号達 壹号 第壹号ヨリ百号迄 明治十三年 大富村役所。
大富村役所。明治13.(1880).
活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。
その他の標題表示:八十一号ノ内二。明治廿二年九月改正第三拾二号。
内容:県の布達。 史料請求番号41P-1,23
- 32 山梨県乙号 全 第壹号ヨリ第八拾七号迄 明治十参年 大富村役所。
大富村役所。明治13.(1880).
活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。
その他の標題表示:八十二号。明治廿二年九月改正第廿七号。
- 内容:県の達。 史料請求番号41P-1,73
- 33 太政官布告 明治拾四年 南都留郡大富村役場。
[大富村役所]。明治14.(1881).
活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。
その他の標題表示:第六十三号。明治廿二年九月改正第三拾八号。後表紙の表示:戸長誉田忠義整備之。
内容:太政官の布告。 史料請求番号41P-1,55
- 34 大蔵卿 全 明治十四年分。大富村役所。明治14.(1881).
活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。表紙欠。
標題は地小口による。
内容:大蔵省の布達。 史料請求番号41P-1,49
- 35 御布達 甲第百三十五号ヨリ同百四十八号マテ・乙第七十一号ヨリ同七十四マテ・太政第四十一号ヨリ同五十号・同無号一・大蔵甲第百七号ヨリ同百廿一号マテ・工部第十四号ヨリ同十六号マテ・陸軍布第二号・内務甲第九号・衛生報告第五号・乙第七十二号正誤 明治十四年九月。
[大富村役所]。明治14.(1881).
活版合綴1冊。18cm.表紙押印(山梨県南都留郡大富村役所。渡辺)。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達。県衛生報告を含む。 史料請求番号41P-1,40
- 36 明治十四年分諸省卿達 南都留郡大富村役場。
[大富村役所]。明治14.(1881).
1冊。22cm.かぶせ綴。
その他の標題表示:百六十四号。明治廿二年九月改正第三拾五号。後表紙の表示:戸長誉田忠義整備之。
内容:諸省・使などの布達。 史料請求番号41P-1,41
- 37 太政官・諸省御達 明治拾四・五年 大富村役所。
大富村役所。明治14-15.(1881-1882).

- 1冊, 21・5cm, かぶせ綴。
その他の標題表示:百七拾壹号, 明治廿二年九月改正第三拾七号, 後表紙の表示:戸長誉田忠義調整之。
内容:太政官・諸省の布告・布達。
史料請求番号41P-1,42
- 38 山梨県甲号達 従壹号至百号 明治十四年分 南都留郡大富村役場。
[大富村役所], 明治14.(1881)。
活版合綴1冊, 21・5cm, かぶせ綴。
その他の標題表示:百六十六号, 明治廿二年九月改正第四拾号ノ内一。
内容:県の布達。 史料請求番号41P-1,24
- 39 山梨県甲号達 従百壹号至貳百拾参号 明治十四年分 南津留郡大富村役場。
[大富村役所], 明治14.(1881)。
活版合綴1冊, 22cm, かぶせ綴。
その他の標題表示:百六十七号, 明治廿二年九月改正第四拾号ノ内二, 後表紙の表示:戸長誉田忠義整備之。
内容:県の布達。
開披注意。 史料請求番号41P-1,25
- 40 明治十四年本県乙号達 南都留郡大富村役場。
[大富村役所], 明治14.(1881)。
活版合綴1冊, 22cm, かぶせ綴。
その他の標題表示:百七拾号, 明治廿二年九月改正第四壹号。
内容:県の達。 史料請求番号41P-1,26
- 41 太政官・諸省御布達 明治拾五年 大富村役所。
大富村役所, 明治15.(1882)。
活版合綴1冊, 18cm, かぶせ綴, 継目印。
その他の標題表示:明治廿二年九月改正第四十三号・二百十号, 後表紙の表示:南都留郡大富村戸長誉田忠義調整之。
内容:太政官・諸省の布告・布達・告示。
史料請求番号41P-1,46
- 42 大蔵省御達 明治拾五年。
大富村役所, 明治15.(1882)。
活版合綴1冊, 18cm, かぶせ綴, 綴目印。
その他の標題表示:貳百五号, 明治廿二年九月改正第四拾九号。
内容:大蔵省の告示。 史料請求番号41P-1,50
- 43 山梨県甲号御達綴込 明治拾五年 大富村役所。
大富村役所, 明治15.(1882)。
活版合綴1冊, 18cm, かぶせ綴, 綴目印。
その他の標題表示:二百六号, 四百六号, 明治廿二年九月改正第四拾七号, 後表紙の表示:大富村戸長役所。
内容:県の布達。 史料請求番号41P-1,27
- 44 山梨県告号御達 明治拾五年分 大富村役所。
大富村役所, 明治15.(1882)。
活版合綴1冊, 18cm, かぶせ綴, 綴目印。
その他の標題表示:貳百八号, 明治廿二年九月改正第四拾六号。
内容:県の告示。 史料請求番号41P-1,28
- 45 明治拾四年布達表・同拾五年乙号達頒布 大富村役所。
大富村役所, 明治15.(1882)。
活版合綴1冊, 18cm, かぶせ綴。
その他の標題表示:貳百七号, 明治廿二年九月改正第四十五号, 後表紙の表示:大富村役所。
内容:県の達・広告。 史料請求番号41P-1,29
- 46 諸省御達 第壹号 第壹号ヨリ拾号迄 明治十六年 大富村役所。
大富村役所, 明治16.(1883)。
活版合綴1冊, 17・5cm, かぶせ綴。
その他の標題表示:明治廿二年九月改正第五十三号。
内容:太政官・諸省の布告・布達・告示。
史料請求番号41P-1,43
- 47 諸省御達 第二号 第廿号ヨリ五拾号迄 明治十六年 大富村役所。
大富村役所, 明治16.(1883)。

- 活版合綴1冊. 17・5cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:明治廿二年九月改正第五十号.
 式ノ内.
 内容:太政官・諸省の布告・布達・達(明治十七年第二回内国絵画共進会規則・附則・陸軍治罪法・朝鮮国間行里程取極約書・約定シタル朝鮮国海岸ニ於テ犯罪ノ日本国漁民取扱規則・医術開業試験規則・朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則・朝鮮国海関税目・繭糸織物陶漆器共進会規則・海軍志願兵徵募規則・古物商取締条例など).
 史料請求番号41P-1,44
- 48 大蔵卿御達 第壹号ヨリ六十五号迄 明治十六年 大富村役所.
 大富村役所. 明治16.(1883).
 活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:式百四十二号. 明治廿二年九月改正第五十四号.
 内容:大蔵省の告示. 史料請求番号41P-1,51
- 49 明治十六年甲号達 第壹号ヨリ六十七号迄 大富村役所.
 大富村役所. 明治16.(1883).
 活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:明治廿二年九月改正, 第五十七号.
 内容:県の布達. 史料請求番号41P-1,30
- 50 明治十六年告号御達 第壹号ヨリ百三十八号迄 大富村役所.
 大富村役所. 明治16.(1883).
 活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:式百四十五号. 明治廿二年九月改正第五十五号.
 内容:県の告. 史料請求番号41P-1,31
- 51 明治十五年布達表・同十六年乙号御達 大富村役所.
 大富村役所. 明治16.(1883).
 活版合綴1冊. 17・5cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:四十四年十二月調査, 目録外. 明治廿二[年九月改正第[]号].
 内容:県の達. 史料請求番号41P-1,32
- 52 太政官達 第壹号ヨリ三拾三号迄 明治拾七年 南都留郡大富村外ヶ村戸長役場.
 大富村外一箇村戸長役場. 明治17.(1884).
 活版合綴1冊. 18・5cm.
 その他の標題表示:式百八十四号. 廿二年九月改正第百廿九号.
 内容:太政官・諸省の布告・布達.
 史料請求番号41P-1,45
- 53 山梨県甲号 明治十七年 大富村・勝山村戸長役場.
 大富村外一箇村戸長役場. 明治17.(1884).
 活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:廿二年九月改正第百廿六号.
 内容:明治十六年布達告示及達表. 県の布達.
 史料請求番号41P-1,33
- 54 明治拾七年中乙号 第壹号ヨリ第百三拾七号迄 南都留郡大富村・勝山村戸長役場.
 大富村外一箇村戸長役場. 明治17.(1884).
 活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:廿二年九月改正第百廿五号. 二百八十三号.
 内容:県の達. 史料請求番号41P-1,34
- 55 太政官^(官)第壹号ヨリ第四拾貳号迄 明治十八年 南都留郡大富・勝山村戸長役場.
 大富村外一箇村戸長役場. 明治18.(1885).
 活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:百五号. 第三百三十三号廿二年九月改正.
 内容:太政官の布告・布達.
 史料請求番号41P-1,47
- 56 明治十八年甲号 第壹号ヨリ第九拾三号迄 南都留郡大富・勝山村戸長役場.
 大富村外一箇村戸長役場. 明治18.(1885).
 活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:百六号. 廿二年九月改正. 第三百三十四号.
 内容:県の布達. 史料請求番号41P-1,35
- 57 明治十八年乙号 第貳号ヨリ第百廿三号迄

南都留郡大富・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治18。(1885).
活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。

その他の標題表示:百七号。廿二年九月改正。第百三十二号。

内容:県の達。 史料請求番号41P-1,36-1

58 内閣布達綴込 明治十九年 南都留郡大富・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治19。(1886).
活版合綴1冊。18cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:第百四号。廿二年九月改正第百四十五号。

内容:内閣の布達・勅令。 史料請求番号41P-1,52

59 本県甲号布達綴込 明治十九年 南都留郡大富・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治19。(1886).
活版合綴1冊。18cm。

その他の標題表示:廿二年九月改メ第百四十二号。第百参号。

内容:県の布達。 史料請求番号41P-1,37

60 本県乙号布達 明[治]十九年[]年 南都留郡大富・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治19。(1886).
活版合綴1冊。18・5cm。

その他の標題表示:[]百五号。廿二年九月改正。第百四十六号。

内容:県の達。 史料請求番号41P-1,36-2

61 県令布達 明治十九年八月 南都留郡大富・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治19。(1886).
活版合綴1冊。18cm。

その他の標題表示:五枚巻冊。廿二年九月改正第百廿四号。第百九拾号。

内容:県令。 史料請求番号41P-1,36-3

62 本県甲号 明治廿年中 大富村一ヶ村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治20。(1887).
活版合綴1冊。18cm。

その他の標題表示:第百拾号。廿二年九月改正第百五十七号。

内容:県の達。 史料請求番号41P-1,38

25・2・3. 布告・布達(個別)

63 徴兵令改正前 明治五年ヨリ明治十二年ニ至 大富村役所。

大富村役所。明治5-12。(1872-1879).

活版合綴1冊。21・5cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:二百四十一号。二百四拾貳号。明治廿二年九月改正第廿号。

内容:徴兵令・後備軍官職務概則など。

史料請求番号41P-1,59

64 2改正徴兵令^(ママ) 大政官第四十六号ヨリ 明治十二年十月廿七日 大富村役所。

大富村役所。明治12-13。(1879-1880).

活版合綴1冊。21・5cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:□三号。明治廿二年九月改正第貳号。後表紙の表示:南都留郡大富村役所。

内容:改正徴兵令・徴兵事務条例・同追加改正など。

史料請求番号41P-1,60

65 徴兵関係達^(ママ) 明治十四年 南都留郡大富村役場。

[大富村役所]。明治14。(1881).

活版合綴1冊。21・5cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:百六十九号。明治廿二年九月改正第四拾二号。後表紙の表示:戸長菅田忠義整備之。

内容:予備軍及後備軍編制条例など。

史料請求番号41P-1,56

66 徴兵事務條例綴 明治廿年 南都留郡大富村・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治16-20。(1883-1887).

活版合綴1冊。18・5cm。

その他の標題表示:第八拾四号。廿二年九月改正第百五拾四号。

内容:徴兵令など。 史料請求番号41P-1,57

67 現行徴兵規則備考 明治十六年

- 編輯:黒神易直. 明治16・10.(1883).
活版1冊. 18cm. 公刊本. 691頁. 表紙・後表紙欠. 表紙・後表紙押印(山梨県南都留郡大富村外巻箇村戸長役場).
標題は中扉による. 史料請求番号41P-1,58
- 68 明治九年布達学則 附区戸長撰挙法則 巻号 南都留郡大富村役所.
[大富村事務所]. 明治9.(1876).
活版合綴1冊. 21・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:明治廿二年九月改正第九号. 六十七号.
内容:山梨県学則・同附録・山梨県小学教則・改正正副区長戸長選挙規則. 史料請求番号41P-1,61
- 69 営業税雑種税賦課規則・願書々式・地方税地価并戸数割課出・地方税経費予算課出 明治十二年 大富村役所.
大富村役所. 明治12.(1879).
活版合綴1冊. 22・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:甲第百三号ヨリ百四・五・六・七・八・九・十・十三号迄. 明治廿二年九月改正第拾七号.
内容:県の布達. 史料請求番号41P-1,72
- 70 産業布達綴込 明治十九年 南都留郡大富・勝山村戸長役場.
大富村外一箇村戸長役場. 明治19.(1886).
活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:第百七号. 廿二年九月改正第四十三号.
内容:郡内織物業組合規約案など.
史料請求番号41P-1,71
- 25・2・4県報告
- 71 山梨県学事報告 乙号 明治十年ヨリ同一・十二年迄三ヶ年分 大富村役所.
大富村役所. 明治10-12.(1877-1879).
活版合綴1冊. 21・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:八十四号. 明治廿二年九月改正第貳拾四号.
内容:県の達. 学事報告. 史料請求番号41P-1,62
- 72 山梨県勸業報告 乙号 明治十年ヨリ同一・十二年迄 三ヶ年分 大富村役所.
大富村役所. 明治10-12.(1877-1879).
活版合綴1冊. 21・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:八十五号. 明治廿二年九月改正第拾三号.
内容:県勸業報告. 史料請求番号41P-1,67
- 73 山梨県衛生報告 明治十一年ヨリ同十二年迄 大富村役所.
大富村役所. 明治11-12.(1878-1879).
活版合綴1冊. 22cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:明治廿二年九月改正第拾八号. 八十六号.
内容:県の衛生報告. 史料請求番号41P-1,65
- 74 本県衛生御達 從明治十三年至明治十四年南都留郡大富村^(マ)役場.
[大富村役所]. 明治13-14.(1880-1881).
活版合綴1冊. 21・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:八十七号. 明治廿二年九月改正第三拾三号.
内容:内務省布達・衛生局雑誌. 県の達・衛生報告.
史料請求番号41P-1,66
- 75 勸業報告・蘆粟裁製簡易法 巻・第巻号ヨリ第拾五号迄 明治拾參年 大富村役所.
大富村役所. 明治13.(1880).
活版合綴1冊. 20cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:七十九号. 明治廿二年九月改正第三拾壹号.
内容:県勸業報告. 史料請求番号41P-1,68
- 76 山梨県学事報告 明治十四年 南都留郡大富村役所.
大富村役所. 明治14.(1881).
活版合綴1冊. 22cm. かぶせ綴. 継目印.
その他の標題表示:明治廿二年九月改正第三拾九号. 百六十式号. 後表紙の表示:戸長譽田忠義整備之.
内容:山梨県の布達・達. 学事報告.
史料請求番号41P-1,63

77 山梨県勸業報告・農商務卿御達 全 明治十四年 中南都留郡大富村役所。

大富村役所。明治14。(1881)。

活版合綴1冊。22cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:第七十三号。明治廿二年九月改正第三十六号。後表紙の表示:戸長菅田忠義調整之。

内容:農商務省布達(米麦大豆煙草菜種共進会規則)・県勸業報告。 史料請求番号41P-1,69

78 山梨県日誌 明治拾五年 大富村役所。

大富村役所。明治14-15。(1881-1882)。

活版合綴1冊。18・5cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:百六拾貳号。明治廿二年九月改正第四拾八号。後表紙の表示:戸長菅田忠義調整之。

内容:県日誌。 史料請求番号41P-1,74

79 勸業・衛生・学事三科報告 明治拾五年 大富村役所。

大富村役所。明治15。(1882)。

活版合綴1冊。18cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:第貳百九号。明治廿二年九月改正第四拾四号。

内容:県勸業臨時報告・衛生報告・学事報告。

史料請求番号41P-1,70

80 学事・衛生報告 明治十六年 大富村役所。

大富村役所。明治16。(1883)。

活版合綴1冊。18cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:明治廿二年九月改正第五十六号。式百四拾六号。

内容:県の達・学事報告・衛生報告。

史料請求番号41P-1,64

25・2・5.郡衙達・往復・諸進達

† 諸進達

81 諸進達綴 明治十四年 南都留郡大富村役所。

大富村役所。明治14。(1881)。

1冊。25cm。かぶせ綴。罫紙:大富村役所橙色10行罫など。

その他の標題表示:三百廿三号。明治廿二年九月改正第四百四号。 史料請求番号41P-1,75

82 諸進達書 明治拾五年度分 大富村役所。

大富村役所。明治15。(1882)。

1冊。25cm。かぶせ綴。綴目印。罫紙:大富村役所橙色12行罫。

その他の標題表示:第七十八号。明治廿二年九月改正第百廿九号。後表紙の表示:戸長菅田忠義調整之。 史料請求番号41P-1,76

83 諸進達 明治十六年。

[大富村役所]。明治16。(1883)。

1冊。25・5cm。かぶせ綴。罫紙:大富村役所橙色13行罫など。

その他の標題表示:第百五十二号。

史料請求番号41P-1,77

84 郡衙県庁進達綴 明治十七年 南都留郡大富村・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治17。(1884)。

1冊。26cm。罫紙:大富村役所桃色10行罫など。

その他の標題表示:第百九拾壹号。明治廿二年九月改正第壹号。 史料請求番号41P-1,78

85 郡衙願伺進達綴込 明治十八年中 南都留郡大富村・勝山村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治18。(1885)。

1冊。25cm。かぶせ綴。表紙破損。罫紙:大富・勝山村役所桃色13行罫(片面)など。

その他の標題表示:乙三十六号。明治廿二年九月改正。第廿四号。

フケ。開披注意。

史料請求番号41P-1,79

86 諸進達綴込 明治十九年中 南都留郡大富村外一ヶ村戸長役場。

大富村外一箇村戸長役場。明治19。(1886)。

1冊。25cm。かぶせ綴。罫紙:南都留郡大富村・勝山村戸長役場黒色回議用紙など使用。

その他の標題表示:第百四拾四号。明治廿二年九月改正第四拾貳号。

フケ。一部開披不可。

史料請求番号41P-1,80

87 衛生科諸進達 明治拾五年 大富村役所。

大富村役所。明治14-15。(1881-1882)。

1冊. 26cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:第十九号. 明治廿貳年九月改正第百三拾七号. 後表紙の表示:戸長菅田忠義調整之.

フケ. 開披注意. 史料請求番号41P-1,86

号.

フケ. 一部開披不可. 史料請求番号41P-1,87

† 郡衙達

88 郡役所達綴込 明治十九年中 南都留郡大富村外一ヶ村戸長役場.

大富村外一箇村戸長役場. 明治19.(1886).

1冊. 25・5cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:第百参拾七号. 明治廿二年九月改正第四十四号. 表紙裏の表示:戸長坂本栄重.

史料請求番号41P-1,81

89 郡衙達綴込 甲号 明治廿年中 南都留郡大富村外一ヶ村戸長役場.

大富村外一箇村戸長役場. 明治20.(1887).

1冊. 25cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:第壹号. 明治廿二年九月改正第六十七号内壹. 史料請求番号41P-1,82-2

90 明治廿年中郡衙達綴込 乙号 南都留郡大富村外一ヶ村戸長役場.

大富村外一箇村戸長役場. 明治20.(1887).

1冊. 25cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:第壹号. 明治廿二年九月改正第六拾七号ノ内二. 史料請求番号41P-1,82-1

†

†

91 警察往復書類 明治廿一年中 南都留郡大富村外一ヶ村戸長役場.

大富村外一箇村戸長役場. 明治21.(1888).

1冊. 26cm. 後表紙破損.

その他の標題表示:明治廿二歳九月改正第八拾四号.

フケ. 一部開披不可. 史料請求番号41P-1,88

92 烟草作附并収獲届 明治廿一年・廿二年両年度 大富村外一ヶ村聯合役場.

大富村外一箇村戸長役場. 明治21-22.(1888-1889).

1冊. 25cm. かぶせ綴. 後表紙破損.

その他の標題表示:明治廿五年十月改第貳百拾壹

26. 山梨県南都留郡小立村役場文書目録(41P-2)

目 次

解 題

- 26・1. 大富村事務所・村役所文書 /1876年(明治9)―1884年(明治17) ……………p.210
- 26・1・1. 土地 1―14
† 地所一筆限名寄帳(簿)
- 26・1・2. 諸費課出 15―23
† 地租課出帳(簿)
- 26・1・3. 社寺 24
- 26・2. 小立村外一箇村組合役場文書 /1889年(明治22)―1892年(明治25) ……………p.213
- 26・2・1. 郡役所達 25
- 26・3. 小立村役場文書/1892年(明治25)― ……………p.213
- 26・3・1. 郡衙往復 26
- 26・3・2. 土地 27―28
- 26・3・3. 社寺 29
-

解 題

歴史 小立村^{こだち}村域は、河口湖南岸で、東は船津村、西は勝山村に接し、旧大富村の西半として、現在の河口湖町の南半の一角を占めている。近世では、同村は郡内領に属し、『旧高旧領取調帳』によれば、村高は、218石余であった。

近代には、明治維新後、石和^{いさわ}県、甲斐府、甲斐県を経て、1871年(明治4)年より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第五区、1876年(明治9)に山梨県第三十四区となり、1878年(明治11)の都留郡の分画に際しては、南都留郡に属した。この間、1875年(明治8)6月30日、船津村と合併して大富村となった。

大富村の村政機構は、1875年の「大富村事務所」、1878年(明治11)の「大富村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に際しては、大富村と勝山村との聯合戸長役場が組織され、「大富村勝山村戸長役場」を大富村木立組に置いた。さらに1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては、大富村を廃止して小立村は船津村と分離し、引き続き勝山村との組合役場を小立村小立組に置いたが、1892年(明治25)に組合役場を解消して、単独の「小立村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、小立村の面積は、東西約15町・南北約35町で、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、305戸、1680人であった。地租改正後(1875年(明治8))の地租は、722円31銭2厘、反別は畑197町6反8畝15歩・切替畑136町4反4畝24歩・宅地7町5反1畝10歩・林30町3反1畝19歩・芝地71町5反13歩・合計443町4反6畝21歩である。

その後、小立村は、1956年9月30日、船津村、河口村、大石村と合併し、河口湖町となり現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県南都留郡大富村役場書類」であったが、『史料総覧』の編集の際に、分割してこの文書群とした(41P-2)。

数量は29点であるが、合綴された史料を1点と数えると、30点(『史料総覧』では目録カードによって31点と記したが、史料請求番号89-15は欠落と思われる)、書架延長は1mである。

史料の概要 本文書群の史料集積時期は、1876年(明治9)年-1925年(大正14)であるが、下限の1点は、年次、授受関係について後述するように特異である。この1点を除いた下限の年次は1909年(明治42)である。

なお、本文書群は、25.大富村勝山村戸長役場文書とは大富村事務所・村役所の部分が重なっており、両本文書群をひとつのものであったと見る余地はある。また、27.大石村役場文書を含めて河口湖町に引き継がれた後に散逸した可能性もある。ただ、それぞれの史料年次の下限をもって村政機構に位置づけると、本文書群はここに掲げた名称となる。これら3文書群の想定される引継過程は、本集全体の解題に収録した「図4 自治体組織の変遷と文書の引継想定図 その3 河口湖町の場合」を参照していただきたい。

なお、本文書群は、次に述べるように大富村事務所・村役所の文書であるが、いずれも小立組の簿冊であって、単独に編綴された船津組の簿冊を含んでいない。船津組のものは合綴された簿冊の一部に限られる。大富村廃止、小立・船津両村再分離の際に戸長役場以前の文書を含めて両村役場で引き分けたと思われる。そのうちの小立村分の一部が本文書群であろう。

本文書群の内容は、地租改正事務にかかる

経費および地所調査がほとんどで、これに町村制施行以降の郡役所などの達および往復文書などが含まれている。目録編成の第1次項目としては、大富村事務所・村役所文書(26・1. 24点)、小立村外一箇村組合役場文書(26・2. 1点)、小立村役場文書(26・3. 4点)を設定した。ここには大富村外一箇村戸長役場文書は無い。

26・1大富村事務所・村役所文書はほとんどが、「地所一筆限名寄帳(簿)」「地租課出帳(簿)」であって、第2次項目としては、土地、諸費課出、社寺を設定した。さらに26・2小立村外一箇村組合役場文書では、郡役所達を、26・3小立村役場文書では、郡衙往復、土地、社寺を第2次項目とした。このうち「[土地登記済通知書]」(1922-25)は前述の通り、年次が他とは著しく離れており、また区裁判所から都留税務署を宛先する文書である。これが小立村文書の一部となって

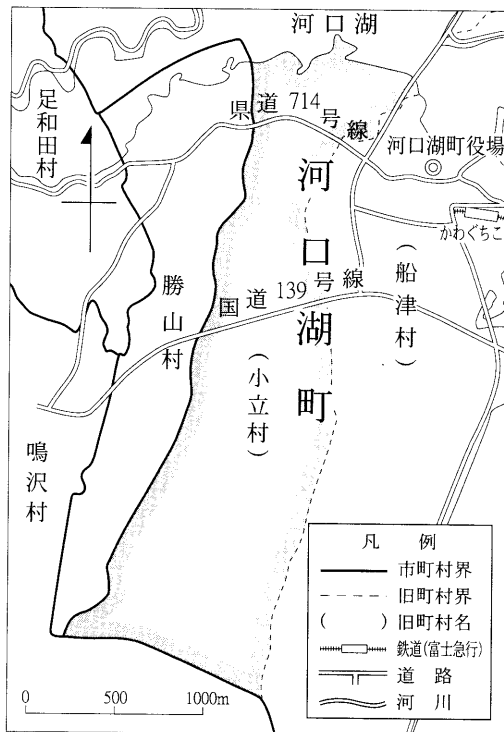
いる理由は不明で、今後課題を残している。

関連史料 河口湖町役場書庫には、「寛文九年」(1669年)の標題のある「水帳」など旧船津村関係の文書がある。『河口湖町史』の巻末「河口湖町に保存されている古文書目録」に「旧船津村分」とあるものがこの一部であろう。しかし本文書群の小立村関連文書は無かった。また教育委員会所管の史料では、小立村の近世文書(主として年貢関係)はあるが、近代の大富村・小立村の文書はほとんど残存しておらず、史料館所蔵史料との重なりは無いようである。

参考文献

- ・菅沼英雄著『河口湖町史』河口湖町役場、1966年。
- ・河口湖町教育委員会編『河口湖町古文書目録』第1集、同教育委員会、一。

図20 小立村役場管内要図



26・1. 大富村事務所・村役所文書

26・1・1. 土地

† 地所一筆限名寄帳(簿)

- 1 地所一筆限名寄帳 山梨県第三拾四区都留郡大富村小立組 紀元二千五百三十七年明治十丁丑年第八月改正。

作成:[大富村事務所]。[明治10]。(1877)。書込み下限:明治25。

1冊。32cm。五ツ目綴。色表紙。紙見出し付き。天・地小口表示:一。西神戸ヨリ回り寺迄。その他の標題表示:明治二十二年御改正[]。内容:大石仁左衛門分以下。付箋多数。開披注意。 史料請求番号41P-2,89-1

- 2 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留郡大富村小立組 明治十丁丑年第八月改正。

作成:[大富村事務所]。[明治10]。(1877)。書込み下限:明治22。

1冊。32cm。五ツ目綴。色表紙。紙見出し付き。天・地小口表示:二。西東入口ヨリ中程迄。その他の標題表示:明治廿二年九月改正第十五号ノ内□。内容:誉田弥平分以下。付箋多数。開披注意。 史料請求番号41P-2,89-2

- 3 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留郡大富村小立組 明治十丁丑歳第八月改正。

作成:[大富村事務所]。[明治10]。(1877)。書込み下限:明治22。

1冊。32cm。五ツ目綴。色表紙。紙見出し付き。天・地小口表示:三。西寺前通り。その他の標題表示:明治廿二年九月改正第十五号ノ内□。内容:渡辺仁右衛門分以下。

史料請求番号41P-2,89-3

- 4 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留郡大富村小立組 明治十丁丑年第八月改正。

作成:[大富村事務所]。[明治10]。(1877)。書込み下限:明治21。

1冊。32・5cm。五ツ目綴。色表紙。後表紙破損。紙見出し付き。

天・地小口表示:四。八西方ヨリ沖村迄。その他の標題表示:明治廿二年九月改正第十五[]。

内容:渡辺孫兵衛。

付箋多数。開披注意。フケ。一部開披不可。

史料請求番号41P-2,89-4

- 5 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留郡大富村小立組 明治十丁丑年第八月改正。

作成:[大富村事務所]。[明治10]。(1877)。書込み下限:明治22。

1冊。32cm。五ツ目綴。色表紙。紙見出し付き。天・地小口表示:五。八南入口大。東。その他の標題表示:明治廿二年九月改正第十五号ノ内六。内容:渡辺寿輔分以下。付箋多数。開披注意。 史料請求番号41P-2,89-5

- 6 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留郡大富村小立組 明治十丁丑年第八月改正。

作成:[大富村事務所]。[明治10]。(1877)。書込み下限:明治21。

1冊。32・5cm。五ツ目綴。色表紙。紙見出し付き。天・地小口表示:六。久南入口ヨリ回り東迄。その他の標題表示:明治廿二年九月改正第十五号ノ内□。

内容:山中七右衛門分以下。

一部フケ。開披注意。 史料請求番号41P-2,89-6

- 7 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留郡大富村小立組 明治十丁丑年第八月改正。

作成:[大富村事務所]。[明治10]。(1877)。書込み下限:明治22。

1冊。32cm。五ツ目綴。色表紙。紙見出し付き。天・地小口表示:七。窪。北村通。その他の標題表示:明治廿二年九月改正第十五号ノ内[]。内容:渡辺弥平分以下。

付箋多数。開披注意。 史料請求番号41P-2,89-7

- 8 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留郡大富村小立組 明治十丁丑年第八月改正。

作成:[大富村事務所]. [明治10]. (1877).
書込み下限:明治22.

1冊. 32cm. 五ツ目綴. 色表紙. 紙見出し付き.
天・地小口表示:八. 林加治ヤヨリ中村迄. その他の
の標題表示:明治廿二年九月改正第十五号ノ内十二.
内容:松井要右衛門分以下.

史料請求番号41P-2,89-8

9 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留

郡大富村小立組 明治十丁丑年第八月改正.
作成:[大富村事務所]. [明治10]. (1877).
書込み下限:明治20.

1冊. 32cm. 五ツ目綴. 色表紙. 紙見出し付き.
天・地小口表示:九. 林新田ヨリ大門迄. その他の
の標題表示:明治廿二年九月改正第[].
内容:松井七左衛門分以下.

史料請求番号41P-2,89-9

10 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留

郡大富村小立組 明治十丁丑歳八月改正.
作成:[大富村事務所]. [明治10]. (1877).
書込み下限:明治22.

1冊. 32・5cm. 五ツ目綴. 色表紙. 紙見出し付
き.
天・地小口表示:拾. 林下村ヨリ平畠迄. その他の
の標題表示:明治廿二年九月改正第十五号ノ内□.
内容:古屋源三郎分以下.

史料請求番号41P-2,89-10

11 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留

郡大富村小立組 明治十丁丑年第八月改正.
作成:[大富村事務所]. [明治10]. (1877).
書込み下限:明治20.

1冊. 32・5cm. 五ツ目綴. 色表紙. 紙見出し付
き.
天・地小口表示:拾一. 林南ヨリ高ギ迄. その他の
の標題表示:明治廿二年九月改正第十五号ノ内十三.
内容:古屋森蔵分以下.

史料請求番号41P-2,89-11

12 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留

郡大富村小立組 明治十丁丑[年第]八月改

正.

作成:[大富村事務所]. [明治10]. (1877).
書込み下限:明治22.

1冊. 32・5cm. 五ツ目綴. 色表紙. 紙見出し付
き. 表紙・後表紙破損.

天・地小口表示:拾三. 乳沖南中. その他の標題表
示:明治[].

内容:[].

フケ. 開披不可.

史料請求番号41P-2,89-12

13 地所一筆限名寄[簿] 山梨県第三拾[四区]
都留郡大富[村]小[立組] 明治十丁丑年第八
月改正.

作成:[大富村事務所]. [明治10]. (1877).
書込み下限:明治18.

1冊. 32cm. 五ツ目綴. 色表紙. 紙見出し付き.
表紙・後表紙破損.

天・地小口表示:拾四. 乳[]東. その他の標題表
示:明治廿二年九月御改正第十[].

内容:[].

フケ. 開披不可.

史料請求番号41P-2,89-13

14 地所一筆限名寄簿 山梨県第三拾四区都留
郡大富村[小立組] 明治十丁丑年第八月改
正.

作成:[大富村事務所]. [明治10]. (1877).
書込み下限:明治23.

1冊. 32cm. 五ツ目綴. 色表紙. 紙見出し付き.
表紙・後表紙破損.

天・地小口表示:拾五番. その他の標題表示:明治
廿二年九月御改正第[].

内容:[].

フケ. 一部開披不可.

史料請求番号41P-2,89-14

26・1・2. 諸費課出

15 寅初納并県庁へ人民扣所新築費課出帳 明
治十一年七月十四日 大富村事務所.

作成:大富村事務所. 明治11・7・14. (1878).

1冊. 32cm(横長半帳). 下げ二ツ目綴.

その他の標題表記:小立組. 明治廿二年九月改正
第二十五号. 史料請求番号41P-2,95

十地租課出帳(簿)

16 寅二期・三期地租課出帳 明治十一年第九

月 大富村事務所。

作成:大富村事務所。明治11・9。(1878)。

1冊。37cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。

後表紙の表示:戸長阪本栄重・出納係・書役誉田忠義。その他の標題表示:小立組,明治廿二年九月改正第廿号。

フケ。開披注意。 史料請求番号41P-2,97

17 卯地租巻・式・三期課出帳 明治十二年七月 大富村役所。

作成:大富村役所。明治12。(1879)。

1冊。36cm(横長半帳)。かぶせ綴。

その他の標題表示:小立分五十式号ノ内,明治廿二年九月改正第三十一号。

史料請求番号41P-2,98-1

18 辰地租巻・式・参期課出簿 明治十三年從七月 大富村役所。

作成:大富村役所。明治13。(1880)。

1冊。38・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。表紙など破損。

その他の標題表示:小立分,十三年十一月凶荒豫備金・分院年賦金課出,明治廿二年九月改正,三十六号,五十六号ノ内。

フケ。開披不可。 史料請求番号41P-2,98-2

十 十

19 從明治十年七月至十一年六月民費課出帳
(種別)
□税費課出帳 九冊分 明治十一年戊寅三月 大富村事務所。

作成:大富村事務所。明治11・3。(1878)。

1冊。33cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。紙見出し付き。表紙破損。

後表紙の表示:戸長阪本栄重・出納係・書役誉田忠義。その他の標題表示:小立組,四十五号。明治廿二年九月改正第二十二号。

フケ。一部開披注意。 史料請求番号41P-2,99

20 [諸費課出簿]。

大富村事務所。明治11。(1878)。

1綴(2冊)。33cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。

合綴:1。明治十年一月より十月迄祠官給料・吉田分署新築開業式割・明治九年七月より十年六月土木費割・明治八年貢租不納廿ヶ年賦割・谷村分院十年十二月迄諸器并経費・十年一月より六月

迄警察費・川口元始祭課出簿 明治十一年第六月四日割出シ 大富村事務所。作成:大富村事務所。明治11(1878)。1冊, 32cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。その他の標題表示:小立組四十六号。明治廿二年九月改正第十八号ノ内巻。(史料番号100-1)。

2。明治八年貢租廿ヶ年賦割・川口村八社祭典并元始祭戸割・十年一月より六月迄警察費戸割・谷村分院十年十二月迄経費地価割戸割・同所資本献金端金割・明治九年山野税戸割 十一年六月一日割出し 大富村事務所。作成:大富村事務所。明治11(1878)。1冊, 32cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。その他の標題表示:舟津組。明治廿二年九月改正第十七号内二。(史料番号100-4)。

史料請求番号41P-2,100-1・4

21 從明治十一年七月至同十二歲六月区长村費并学校組費半額課出[帳] 明治十一年寅十二月 大富村事務所。

作成:大富村事務所。明治11。(1878)。

1冊。35cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。表紙・後表紙破損。

後表紙の表示:戸長阪[本]栄重・出納係・書役誉田忠義。その他の標題表示:小立分,五十号ノ内。明治廿二年九月改正第二十三号。

フケ。一部開披不可。 史料請求番号41P-2,100-2

22 [谷]村分院資本金[]初祓并利子課出帳
[]十一年寅十二月 大富村事務所。

作成:大富村事務所。明治11・12。(1878)。

1冊。37cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。表紙破損。

後表紙の表示:戸長阪本栄重・出納係・書役誉田忠義。その他の標題表示:小[立]分。明治廿二年九月改正第二十一号。

フケ。一部開披不可。 史料請求番号41P-2,100-3

23 明治八年水[]同十一年迄[]課[]
] 十二年卯[] []役[]。

作成:大富村役所。明治12。(1879)。

1冊。35・5cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。表紙欠損。

後表紙の表示:戸長阪本栄重・出納係・書役誉田忠義。

フケ。一部開披不可。 史料請求番号41P-2,100-5

26・1・3. 社寺

- 24 明治九年社寺書上雛形乙号布達并附録 都留郡第五区小立村。
大富村事務所。明治9-10。(1876-1877)。
1冊。28cm。

その他の標題表示:明治廿二年九月改正第二百二十号。

内容:社寺書上雛形ほか県よりの達,山梨県日誌など。 史料請求番号41P-2,94

 26・2. 小立村外一箇村組合役場文書

26・2・1. 郡役所達

- 25 郡役所達 並二直税分[本省カ]達 明治二十五年度 小立村外一ヶ村組合役場。
小立村外一箇村組合役場。明治25。(1892)。
1冊。26cm。かぶせ綴。罫紙:南都留郡役所赤

色13行罫。小立村勝山村組合役場茶色13行罫など。

その他の標題表示:明治廿五年一月改第七号。

フケ。開披注意,一部不可。

史料請求番号41P-2,92

 26・3. 小立村役場文書

26・3・1. 郡衙往復

- 26 上級庁往復綴 明治廿六年 小立村役場。
小立村役場。明治26。(1893)。
1冊。25cm。かぶせ綴。
内容:農務係照会・訓令・告示・内訓。内記掛照会。庶務照会など。 史料請求番号41P-2,93

- 29 社寺関係書類 明治四十二年度 南都留郡小立村役場。

小立村役場。明治42。(1909)。

1冊。27cm。四ツ目綴。表紙破損。

内容:神社財産及工作物登録申請,登録願,御料地払下願など。 史料請求番号41P-2,96

26・3・2. 土地

- 27 反別地価総計名寄帳 久保組 明治二十五年四月調整 南都留郡小立村。
作成:小立村役場。明治25。(1892)。書込み下限:明治26。
1冊。32・5cm。六ツ目綴。
その他の標題表示:第式百四拾六号 六冊ノ内三。
内容:渡辺貞喜分以下。 史料請求番号41P-2,90

- 28 [土地登記済通知書]。

[]。大正11-14。(1922-1925)。

1冊。20cm。表紙欠。前欠。土地登記済通知書用紙使用。

谷村区裁判所福地出張所差出。都留税務署宛。登記名義人の新表示はいずれも小立村民分。

フケ。開披注意。 史料請求番号41P-2,91

26・3・3. 社寺

27. 山梨県南都留郡大石村役場文書目録 (41P-3)

目 次

解 題

27・1. 大石村名主(所)文書 /—1871年(明治4)	p.220
27・1・1. 村政一般 1—3	27・1・4. 年貢割付 99—200
27・1・2. 土地 4—7	†年貢割付状 †年貢割付状(村名不明分)
27・1・3. 年貢皆済 8—98	27・1・5. 川除普請 201—203
†年貢皆済目録	†川除御普請出来形帳
27・2. 大石村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書 /1872年(明治5)—1884年(明治17)p.236
27・2・1. 貢納・民費 204—205	27・2・3. 収獲 223—230
27・2・2. 土地 206—222	†収獲取調帳
†村有地一筆限取調帳 †地所取調簿	27・2・4. 社寺 231—232
27・3. 布告・布達など /1878年(明治11)—1884年(明治17)	p.239
27・3・1. 布告・布達(一般) 233—268	27・3・3. 県会被選名籍 271—275
†布告・布達綴	†被選人名籍
27・3・2. 布告・布達(個別) 269—270	
27・4. 河口村外一箇村戸長役場文書 /1884年(明治17)—1889年(明治22)	p.244
27・4・1. 土地 276	
27・5. 大石村役場 /1889年(明治22)—	p.244
27・5・1. 土地 277—278	

解 題

歴 史 大石村は、御坂山地^{みさか}節刀ヶ岳^{せつとう}、黒岳の南麓、河口湖の北岸に位置し、現在の河口湖町の北部西半を占めている。近世では、郡内領に属し、『旧高旧領取調帳』によれば、村高は、199石余であった。

近代には、明治維新後、石和県、甲斐府、甲斐県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第五区、1876年(明治9)に山梨県第三十四区となり、1878(明治11)年の都留郡の分画に際しては、南都留郡に属した。

大石村の村政機構は、1875年の「大石村事務所」、1878年(明治11)の「大石村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に際しては、河口村との聯合戸長役場が組織され、「河口村大石村戸長役場」(目録本文の表記にあたっては名称を河口村外一箇村戸長役場に統一した)を河口村川口組に置いた。さらに1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては、単独で施行し、「大石村役場」を大石村の中央に置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、大石村の面積は、東西約1里10町・南北約1里4町で、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、231戸、1148人であった。地租改正後(1875年(明治8))の地租は、545円41銭9厘、反別は田6反1畝13歩、畑137町5反1畝26歩・切替畑21町6畝16歩・宅地7町5反9畝23歩・林71町6反4畝13歩・芝地1町6反7畝21歩・合計240町1反1畝22歩である。

その後、大石村は、1956年9月30日、小立村、船津村、河口村と合併し、河口湖町となり現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店よ

り購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県南都留郡大富村役場書類」であったが、『史料総覧』編集の際に、分割してこの文書群とした(41p-3)。なお、この文書群に混在していた増富村の文書を分離した(41P-4)。

数量は278点(『史料総覧』では、262点)、書架延長は2mである。

史料の概要 本文書群の史料集積時期は、1669年(寛文9)-1927年(昭和2)と長期にわたっているが、上下限の年次は特異なもので、主として1770年代以降、1880年代以前の史料である。この文書群は、25.大富村勝山村村戸長役場文書、26.小立村役場文書とともに河口湖町に引き継がれた後に散逸した可能性もある。ただ、それぞれの史料年次の下限をもって村政機構に位置づけると、本文書群はここに掲げた名称となる。これら3文書群の想定される引継過程は、本集全体の解題に収録した「図4 自治体組織の変遷と文書の引継想定図 その3河口湖町の場合」を参照していただきたい。

本文書群は、本集では、23.西原村役場文書に次ぐ数量があり、また近世文書の方が近代文書をはるかに上回る量である。もっともその大部分は「御年貢皆済目録」「御年貢割付之事」(年貢割付証文)である。近代では過半を占めるのが「布告・布達綴」であって、これと地租改正事務の過程で作成された土地関係の文書を除くと、史料としての幅は広い方ではない。目録編成の第1次項目としては、大石村名主(所)文書(27・1。203点)、大石村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(27・2。29点)、布告・布達など(27・3。43点)、河口村外一箇村戸長役場文書(27・4。1点)、大石村役場文書(27・5。2点)である。布告・布達等は、太政官・内閣・諸省・山梨県庁からの布告・布達、衛生・学事・勸業などの県の報告(印刷物)を編綴したものである。これらは村事務所・村

役所期を通じてシリーズとしてのまとまりがあるので、一括した。同様の処理を前集および本集(25.大富村勝山村戸長役場文書)でも行っている。なお名主および戸長の事務所の名称を特定できなかったので、名主(所)、戸長(事務取扱所)をそれぞれ仮称した。

27・1大石村名主(所)文書は、前掲のほかに若者組の「儀定連印帳」、水帳などの土地関係、川普請にかかる「川除御普請出来形帳」があり、第2次項目を村政一般、土地、年貢皆済、年貢割付とした。なお、年貢割付状(村名不明分)としたシリーズ1点は、他村の可能性があるので、村名を確認できないので本文書群のなかにとどめて置いた。27・2大石村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書は、主として地租改正にかかる「村有地一筆限取調帳」「地所取調簿」「収獲取調帳」などであり、これも貢納・民費、土地、収

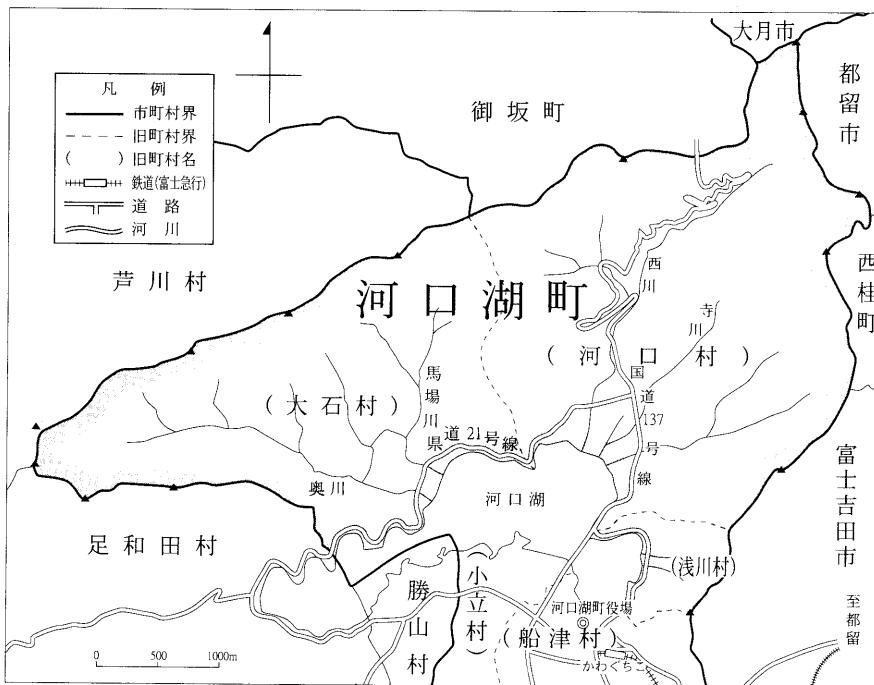
獲、社寺とした。27・3布告・布達などは、山梨県の布達を添えた布告・布達の号を逐って編綴した「御布達」などと「刑法」など個別の法令があるほか、県会の「被選人名籍」がある。第2次項目としては、布告・布達(一般)、布告・布達(個別)、県会被選人籍とした。27・4河口村外一箇村戸長役場文書および27・5大石村役場では、いずれも土地を第2次項目とした。

関連史料 河口湖町役場庁舎内、教育委員会および大石支所には関連の旧大石村文書が無いとのことである。

参考文献

- ・菅沼英雄著『河口湖町史』河口湖町役場、1966年。
- ・河口湖町教育委員会編『河口湖町古文書目録』第1集、同教育委員会、一。

図21 大石村役場管内要図



27・1. 大石村名主(所)文書

27・1・1. 村政一般

1 非常取締主法立申上候書付扣江 文久三年 亥九月.

差出:船津村取締役名主彦四郎[ほか小立村・勝山村・大嵐村・成沢村・川口村・浅川村取締役58名.押印].宛名:増田安兵衛様谷村御役所. 文久3・9.(1806).

1冊. 24・5cm.かぶせ綴.綴目印.

表紙押印:渡辺. 史料請求番号41P-3,106

2 儀定連印帳(従御公儀様被仰出候御法度御 ヶ条之趣堅相守可申云々) 慶応二丙寅六 月 日 甲州都留郡大石村若者.

差出:新吉[ほか:行司・後見・当世話人など120名.押印]. 慶応2・6.(1866).

1冊. 26・5cm.かぶせ綴.綴目印.

内題:儀定連判之事.後表紙の表示:旧若者書類.
後表紙押印:渡辺. 史料請求番号41P-3,107

3 乍恐以書付御下ヶ奉願上候(御伝馬継立訴 に付内済).

差出:川口村本組役人惣代・名主中村備後[ほか同村上組・長浜村外式ヶ村役人惣代・名主など3名.押印].宛名:谷村御役所. 明治2・3.(1869).

1通. 28cm(継紙).継目印.一部欠損.

史料請求番号41P-3,162

27・1・2. 土地

4 郡内大石村水帳 寛文九年己酉五月三日.

差出:大石村甚左衛門[川口村・長浜村・勝山村・小立村・舟津村・浅川村13名.押印]. 寛文9・5・3.(1669).

1冊. 32cm.四ツ目綴.継目印.加判:今井半兵衛ほか4名.押印.

表紙押印:渡辺. 史料請求番号41P-3,101

5 [田畑書上].

作成:大石村(推定). [].

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.表紙欠.

内容:酉ノ二月廿六日権現之森九左エ門分以下.

史料請求番号41P-3,102-1

6 [田畑書上] 三号.

作成:大石村(推定). [].

1冊. 27・5cm.四ツ目綴.

内容:ミつ木善次右エ門分以下.地番:758-1427番.

史料請求番号41P-3,102-2

7 甲斐国都留郡大石村除地書上帳 海蔵寺.

差出:海蔵寺.宛名:甲府県御出張谷村御役所. 明治4・3.(1871).

1冊. 27cm.かぶせ綴. 史料請求番号41P-3,108

27・1・3. 年貢皆済

十年貢皆済目録

8 寅御年貢皆済目録.

差出:齊喜六郎(押印).宛名:[大石村]名主・惣百姓. 享保20・2.(1735).

1通. 29cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.掛紙:名主源五右エ門事甚四郎.

史料請求番号41P-3,153-1

9 辰御年貢皆済目録.

差出:真惣十郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 安永2・4.(1773).

1通. 30cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文治郎.

史料請求番号41P-3,153-2

10 巳御年貢皆済目録.

差出:真惣十郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 安永3・4.(1774).

1通. 30cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文治郎.

史料請求番号41P-3,153-3

11 午御年貢皆済目録.

差出:久平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・惣百姓. 安永4・5.(1775).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文治郎.

史料請求番号41P-3,153-4

12 未御年貢皆済目録.

差出:久保平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・惣百姓. 安永4・12.(1775).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文治郎.

史料請求番号41P-3,153-5

13 申御年貢皆済目録.

差出:久平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・惣百姓. 安永6.(1777).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主友之進.

史料請求番号41P-3,153-6

14 酉御年貢皆済目録.

差出:久平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・惣百姓. 安永7・4.(1778).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:名主弥市. 史料請求番号41P-3,153-7

15 亥御年貢皆済目録.

差出:久平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・
与頭・百姓代. 安永9・4.(1780).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主友之進.

史料請求番号41P-3,153-8

16 子御年貢皆済目録.

差出:久平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・
与頭・惣百姓. 安永10・4.(1781).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主友之進.

史料請求番号41P-3,153-9

17 丑御年貢皆済目録.

差出:久平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・
与頭・惣百姓. 天明2・4.(1782).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.弥五市.

史料請求番号41P-3,154-1

18 寅御年貢皆済目録.

差出:久平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・惣百姓. 天明3・4.(1783).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.弥五一.

史料請求番号41P-3,154-2

19 辰皆済目録.

差出:中清太夫(押印).宛名:[大石村]名主・
惣百姓. 天明5・6.(1785).

1通. 30cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.弥五市.

史料請求番号41P-3,154-3

20 巳皆済目録.

差出:中清太夫(押印).宛名:[大石村]名主・
惣百姓. 天明6・6.(1786).

1通. 30cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.弥五市.

史料請求番号41P-3,154-4

21 午皆済目録.

差出:中清太夫(押印).宛名:[大石村]名主・
惣百姓. 天明7・6.(1787).

1通. 30cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.与市之介.

史料請求番号41P-3,154-5

22 未御成箇皆済目録.

差出:平彦兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・惣百姓. 天明8・6.(1788).

1通. 28・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.与市之介.

史料請求番号41P-3,154-6

23 申御年貢皆済目録.

差出:守弥惣右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 寛政1・9.(1789).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.与一之助.

史料請求番号41P-3,155-1

24 酉御年貢皆済目録.

差出:江太郎右衛門(押印).宛名:[大石村]

名主・組頭・惣百姓.寛政2・6.(1790).

1通.28・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主友之進.

史料請求番号41P-3,155-2

25 戌皆済目録.

差出:江太郎右衛門(押印).宛名:[大石村]

名主・組頭・惣百姓.寛政3・3.(1791).

1通.30・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.源之進.

史料請求番号41P-3,155-3

26 亥御年貢皆済目録.

差出:江太郎右衛門(押印).宛名:[大石村]

名主・組頭・惣百姓.寛政4・3.(1792).

1通.27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主源之進.

史料請求番号41P-3,155-4

27 丑御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名

主・組頭・百姓代.寛政6・3.(1794).

1通.27cm(継紙).継目印.

端裏書:都留郡大石村.名主源之進.

史料請求番号41P-3,155-5

28 寅御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名

主・与頭・百姓代.寛政7・3.(1795).

1通.26・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主源之進.

史料請求番号41P-3,155-6

29 卯御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名

主・与頭・百姓代.寛政8・3.(1796).

1通.27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.源之進.

史料請求番号41P-3,155-7

30 辰御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名

主・与頭・惣百姓.寛政9・3.(1797).

1通.31・5cm(継紙).

端裏書:大石村.名主忠兵右衛門.

史料請求番号41P-3,155-8

31 巳御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名

主・与頭・百姓代.寛政10・3.(1798).

1通.31・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主五右衛門.

史料請求番号41P-3,155-9

32 午御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名

主・与頭・惣百姓.寛政11・3.(1799).

1通.31cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.勘左衛門.

史料請求番号41P-3,155-10

33 未御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名

主・与頭・惣百姓.寛政12・3.(1800).

1通.31cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主善右衛門.

史料請求番号41P-3,155-11

34 申御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名

主・与頭・惣百姓.享和1・3.(1801).

1通.32cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主源五左衛門被仰渡候.

史料請求番号41P-3,156-1

35 酉御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名

主・与頭・惣百姓.享和2・3.(1802).

1通.31cm(継紙).

端裏書:大石村.

史料請求番号41P-3,156-2

36 戌御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・与頭・惣百姓.享和3・3.(1803).

1通. 30・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村. 史料請求番号41P-3,156-3

37 亥御年貢皆済目録.

差出:川平右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化1・3.(1804).

1通. 31・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主助治郎.

史料請求番号41P-3,157-1

38 子御年貢皆済目録.

差出:簀笠之助(押印).宛名:[大石村]名主・与頭・惣百姓.文化2・3.(1805).

1通. 31・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村. 史料請求番号41P-3,157-2

39 丑御年貢皆済目録.

差出:簀笠之助(押印).宛名:[大石村]名主・与頭・惣百姓.文化3・3.(1806).

1通. 32cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主助右衛門.

史料請求番号41P-3,157-3

40 卯御年貢皆済目録.

差出:簀笠之助(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代.文化5・3.(1808).

1通. 31・5cm(継紙).継目印.

端裏書:都留郡大石村.名主勘左衛門.

史料請求番号41P-3,157-4

41 辰御年貢皆済目録.

差出:野松三郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化6・7.(1809).

1通. 31cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主善蔵.

史料請求番号41P-3,157-5

42 巳皆済目録.

差出:矢松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化7・11.(1810).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:都留郡大石村.名主九重郎.

史料請求番号41P-3,157-6

43 午皆済目録.

差出:矢松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化8・8.(1811).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:都留郡大石村.名主助右衛門.

史料請求番号41P-3,157-7

44 未皆済目録.

差出:矢松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化9・11.(1812).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,157-8

45 申皆済目録.

差出:矢松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化10・8.(1813).

1通. 26・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主弥市.

史料請求番号41P-3,157-9

46 酉皆済目録.

差出:矢松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化11・12.(1814).

1通. 26・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.与一之介.

史料請求番号41P-3,157-11

47 戌皆済目録.

差出:矢松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化12・12.(1815).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.忠左衛門.

史料請求番号41P-3,157-12

48 亥皆済目録.

差出:矢松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化13.(1816).

1通. 26・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,149-15

49 子御年貢皆済目録.

差出:鈴伝市郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 文化14・3.(1817).

1通. 30・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,157-10

50 丑御年貢皆済目録.

差出:鈴伝市郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 文化15・10.(1818).

1通. 30・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主助右衛門.

史料請求番号41P-3,149-16

51 卯御年貢皆済目録.

差出:山大膳(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 文政3・5.(1820).

1通. 31・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.与市之助.

史料請求番号41P-3,158-1

52 巳御年貢皆済目録.

差出:山大膳(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 文政5・4.(1822).

1通. 31cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,158-2

53 午御年貢皆済目録.

差出:山大膳(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 文政6・4.(1823).

1通. 30・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,158-3

54 未御年貢皆済目録.

差出:吉栄左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 文政7・4.(1824).

1通. 26・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,158-4

55 申御年貢皆済目録.

差出:吉栄左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 文政8・4.(1825).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,158-5

56 酉御年貢皆済目録.

差出:吉栄左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 文政9・4.(1826).

1通. 28・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,158-6

57 戌御年貢皆済目録.

差出:吉栄左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 文政10・4.(1827).

1通. 28・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主助右衛門.

史料請求番号41P-3,158-7

58 亥御年貢皆済目録.

差出:吉栄左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 文政11・4.(1828).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主助右衛門.

史料請求番号41P-3,158-8

59 子御年貢皆済目録.

差出:大次右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 文政12・5.(1829).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.後欠.

端裏書:大石村.名主助右衛門.

史料請求番号41P-3,158-9

60 卯皆済目録.

差出:柴善之丞(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 天保3・4.(1832).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,159-1

61 辰皆済目録.

差出:柴善之丞(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 天保4・4.(1833).

1通. 28・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主勇右衛門.

開披注意.

史料請求番号41P-3,159-2

62 巳御年貢皆済目録.

差出:柴善之丞(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 天保5・3.(1834).

1通. 28・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主文五右衛門.

史料請求番号41P-3,159-3

63 午皆済目録.

差出:柴善之丞(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 天保6・4.(1835).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主文五右衛門.

フケ.

史料請求番号41P-3,159-4

64 未御年貢皆済目録.

差出:[].宛名:[大石村]. 天保7推定.(1836).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主孫重郎.

フケ.開披不可.

史料請求番号41P-3,159-5

65 申御年貢皆済目録.

差出:西貞太郎.宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 天保8・3.(1837).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:名主政兵衛.

フケ.開披不可.

史料請求番号41P-3,159-6

66 戌御年貢皆済目録.

差出:江太郎左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 天保10・4.(1839).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主勇右衛門.

史料請求番号41P-3,159-7

67 亥御年貢皆済目録.

差出:江太郎左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 天保11・4.(1840).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主勇右衛門.

史料請求番号41P-3,159-8

68 子御年貢皆済目録.

差出:篠彦次郎(押印).宛名:[大石村]名主・与頭・百姓代. 天保12・4.(1841).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,159-9

69 酉御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 天保14・4.(1843).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,159-10

70 寅御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭. 天保14・4.(1843).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,159-11

71 卯御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 天保15・4.(1844).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,159-12

72 辰御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 弘化2・4.(1845).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-1

73 巳御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・百姓代. 弘化3・4.(1846).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.掛紙:名主政兵衛.

史料請求番号41P-3,160-2

74 午御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・百姓代. 弘化4・4.(1847).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主友吉.

史料請求番号41P-3,160-3

75 未御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・百姓代. 嘉永1・4.(1848).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.名主雄右衛門.

史料請求番号41P-3,160-4

76 申御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎.宛名:[大石村]名主・組頭・
百姓代. 嘉永2・4.(1849).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-5

77 酉御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 嘉永3・4.(1850).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-6

78 戌御年貢皆済目録.

差出:佐道太郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 嘉永4・4.(1851).

1通. 28・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-7

79 亥御年貢皆済目録.

差出:森岡太郎.宛名:[大石村]名主・組頭・
百姓代. 嘉永5・4.(1852).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-8

80 丑御年貢皆済目録.

差出:森岡太郎(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・百姓代. 嘉永7・4.(1854).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-9

81 寅御年貢皆済目録.

差出:森岡太郎(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・百姓代. 安政2・4.(1855).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-10

82 卯皆済目録.

差出:清孫次郎(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・百姓代. 安政3・4.(1856).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-11

83 辰皆済目録.

差出:清孫次郎(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・百姓代. 安政4・4.(1857).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-12

84 巳皆済目録.

差出:清孫次郎(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・百姓代. 安政5・4.(1858).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-13

85 午皆済目録.

差出:清孫次郎(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・百姓代. 安政6・4.(1859).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-14

86 未皆済目録.

差出:清孫次郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 万延1・4.(1860).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-15

87 申皆済目録.

差出:清孫次郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 文久1・4.(1861).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-16

88 酉御年貢皆済目録.

差出:内多次郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 文久2・4.(1862).

1通. 26・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-17

89 戌御年貢皆済目録.

差出:内多次郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 文久3・4.(1863).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-18

90 亥御年貢皆済目録.

差出:増安兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 元治1・4.(1864).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-19

91 子御年貢皆済目録.

差出:増安兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 元治3・4.(1866).

1通. 28cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-20

92 丑御年貢皆済目録.

差出:増安兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 慶応2・4.(1866).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-21

93 寅御年貢皆済目録.

差出:増安兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 慶応3・4.(1867).

1通. 28・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-22

94 卯御年貢皆済目録.

差出:柴桂次郎(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 慶応4・4.(1868).

1通. 26・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-23

95 辰御年貢皆済目録.

差出:石守人(押印).宛名:[大石村]名主・組
頭・百姓代. 明治2・1.(1869).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-24

96 巳御年貢皆済目録.

差出:甲府県庁(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 明治2・12.(1869).

1通. 27・5cm(継紙).継目印.一部欠損.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-25

97 午御年貢皆済目録.

差出:甲府県庁(押印).宛名:[大石村]名主・
組頭・百姓代. 明治3・12.(1870).

1通. 27cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,160-26

98 未御年貢皆済目録.

差出:山梨県庁(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・百姓代. 明治4・12.(1871).

1通. 28cm(継紙).継目印.一部欠損.

史料請求番号41P-3,160-27

27・1・4. 年貢割付

†年貢割付状

99 丑御年貢可納割付之事.

差出:山本平八郎(押印).宛名:[大石村]名主・惣百姓. 宝暦7・10.(1757).

1通. 32cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文左衛門.

史料請求番号41P-3,143-1

100 辰御年貢可納割付之事.

差出:江太郎左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・与頭・惣百姓. 宝暦10・10.(1760).

1通. 32cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文左衛門.

史料請求番号41P-3,143-2

101 巳御年貢可納割付之事.

差出:江太郎左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 宝暦11・10.(1761).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主弥市.

史料請求番号41P-3,143-3

102 午御年貢可納割付之事.

差出:江太郎左衛門(押印).宛名:大石村名主・与頭・惣百姓. 宝暦12・10.(1762).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主弥市.

史料請求番号41P-3,143-4

103 未御年貢可納割付之事.

差出:会田伊右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 宝暦13・10.(1763).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主弥市.

史料請求番号41P-3,143-5

104 戌御年貢可納割付之事.

差出:大十三郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 明和3・10.(1766).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石.

史料請求番号41P-3,144-1

105 亥御年貢可納割付之事.

差出:岩直右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 明和4・10.(1767).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.

史料請求番号41P-3,144-2

106 子御年貢可納割付之事.

差出:岩直右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 明和5・10.(1768).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文左衛門.

史料請求番号41P-3,144-3

107 丑御年貢割付之事.

差出:岩松直右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・長百姓・惣百姓. 明和6・10.(1769).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文左衛門.

史料請求番号41P-3,144-4

108 辰御年貢可納割付之事.

差出:真惣十郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 安永1・10.(1772).

1通. 30cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文次郎.

史料請求番号41P-3,145-1

109 巳御年貢可納割付之事.

差出:真惣十郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 安永2・10.(1773).

1通. 30cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文次郎.

史料請求番号41P-3,145-2

110 未御年貢可納割付之事.

差出:久平三郎.宛名:[大石村]名主・惣百姓. 安永4・10.(1775).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主文次郎.

史料請求番号41P-3,145-3

111 申御年貢割附之事.

差出:久保平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・長百姓・惣百姓. 安永5・10.(1776).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主友之進.

史料請求番号41P-3,145-4

112 酉御年貢可納割付之事.

差出:久保平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・与頭・惣百姓. 安永6・12.(1777).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主弥市.

史料請求番号41P-3,145-5

113 戌御年貢可納割付之事.

差出:久保平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 安永7・11.(1778).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主弥市.

史料請求番号41P-3,145-6

114 亥御年貢可納割付之事.

差出:久保平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 安永8・12.(1779).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主友之進.

史料請求番号41P-3,145-7

115 子御年貢可納割附之事.

差出:久保平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 安永9・11.(1780).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主友之進.

史料請求番号41P-3,145-8

116 丑御年貢可納割付之事.

差出:久保平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 天明1・11.(1781).

1通. 33・5cm(継紙).継目印.

端裏書:天明年中八年分.大石村.弥五市.

史料請求番号41P-3,146-1

117 寅御年貢可納割付之事.

差出:久保平三郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 天明2・11.(1782).

1通. 32・5cm(継紙).

端裏書:大石村.名主弥五一.

史料請求番号41P-3,146-2

118 辰御年貢可納割付之事.

差出:中井清太夫(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 天明4・10.(1784).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.弥五一.

史料請求番号41P-3,146-3

119 巳御年貢可納割付之事.

差出:中井清太夫(押印).宛名:[大石村]名主・与頭・惣百姓. 天明5・10.(1785).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.名主弥五市.

史料請求番号41P-3,146-4

120 未御年貢可納割付之事.

差出:平岡彦兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 天明7・10.(1787).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.与市介.

史料請求番号41P-3,146-5

121 申御年貢可納割附之事.

差出:守屋弥惣右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 天明8・12.(1788).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.与一之助.

史料請求番号41P-3,146-6

122 酉御年貢可納割附之事.

差出:守屋弥惣右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 寛政1・10.(1789).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:大石村.友之進.

史料請求番号41P-3,147-1

123 戌御年貢可納割付之事.

差出:江川太郎左衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 寛政2・10.(1790).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.源之進.

史料請求番号41P-3,147-2

124 亥御年貢可納割付之事.

差出:江川太郎左衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 寛政3・10.(1791).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.源之進.

史料請求番号41P-3,147-3

125 子御年貢可納割付之事.

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 寛政4・10.(1792).
1通. 33・5cm(継紙).継目印.
端裏書:都留郡大石村.名主源之進.

史料請求番号41P-3,147-4

126 丑御年貢可納割付之事.

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 寛政5・10.(1793).
1通. 34cm(継紙).継目印.
端裏書:都留郡大石村.名主源之進.

史料請求番号41P-3,147-5

127 寅御年貢可納割付之事.

差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 寛政6・10.(1794).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.名主源之進.

史料請求番号41P-3,147-6

128 卯御年貢可納割付之事.

差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 寛政7・10.(1795).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.源之進.

史料請求番号41P-3,147-7

129 辰御年貢可納割附之事.

差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 寛政8・10.(1796).
1通. 33cm(継紙).
端裏書:大石村.忠兵右衛門.

史料請求番号41P-3,147-8

130 巳御年貢可納割附之事.

差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 寛政9・10.(1797).
1通. 32cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.名主五右衛門.

史料請求番号41P-3,147-9

131 午御年貢可納割付之事.

差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 寛政10・10.(1798).
1通. 32cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.

史料請求番号41P-3,147-10

132 未御年貢可納割附之事.

差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 寛政11・10.(1799).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.名主五左衛門.

史料請求番号41P-3,147-11

133 申御年貢可納割附之事.

差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 寛政12・10.(1800).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.

史料請求番号41P-3,147-12

134 酉御年貢可納割附之事.

差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 享和1・10.(1801).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.

史料請求番号41P-3,148-1

135 戌御年貢可納割附之事.

差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]
名主・与頭・惣百姓. 享和2・10.(1802).
1通. 32cm(継紙).継目印.

- 端裏書:大石村.名主幸右衛門.
史料請求番号41P-3,148-2
- 136 亥御年貢可納割附之事.
差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・与頭・惣百姓.享和3・10.(1803).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.名主助次郎.
史料請求番号41P-3,148-3
- 137 子御年貢可納割附之事.
差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化1・10.(1804).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村. 史料請求番号41P-3,149-1
- 138 丑御年貢可納割附之事.
差出:簀笠之助(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化2・10.(1805).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:大石村.名主助右工門.
史料請求番号41P-3,149-2
- 139 寅御年貢可納割附之事.
差出:簀笠之助(押印).宛名:[大石村]名主・与頭・惣百姓.文化3・10.(1806).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:都留郡大石村.名主仁之丈.
史料請求番号41P-3,149-3
- 140 卯御年貢可納割附之事.
差出:簀笠之助(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化4・10.(1807).
1通. 32cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.その他の標題表示:名主七左衛門. 史料請求番号41P-3,149-4
- 141 辰御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化5・10.(1808).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:名主善蔵. 史料請求番号41P-3,149-5
- 142 巳御年貢可納割附之事.
差出:矢橋松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化6・10.(1809).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:都留郡大石村.名主九重郎.
史料請求番号41P-3,149-6
- 143 午御年貢可納割附之事.
差出:矢橋松次郎(押印).宛名:[大石村名主]・組頭・惣百姓.文化7・10.(1810).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.名主助右衛門.
史料請求番号41P-3,149-7
- 144 未御年貢可納割附之事.
差出:矢橋松三郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化8・10.(1811).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,149-8
- 145 申御年貢可納割附之事.
差出:矢橋松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化9・10.(1812).
1通. 30cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.名主弥市.
史料請求番号41P-3,149-9
- 146 酉御年貢可納割附之事.
差出:矢橋松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化10・10.(1813).
1通. 29cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.名主与一之介.
史料請求番号41P-3,149-10
- 147 戌御年貢可納割附之事.
差出:矢橋松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化11・10.(1814).
1通. 29cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,149-11
- 148 亥御年貢可納割附之事.

差出:矢橋松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化12・10.(1815).
1通. 30cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,149-12

149 子御年貢可納割附之事.

差出:矢橋松次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化13・10.(1816).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,149-13

150 丑御年貢可納割附之事.

差出:鈴木伝市郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文化14・10.(1817).
1通. 34cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.名主助右衛門.

史料請求番号41P-3,149-14

151 寅御年貢可納割附之事.

差出:山本大膳(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文政1・10.(1818).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡[大石村].名主弥市.

史料請求番号41P-3,150-1

152 卯御年貢可納割付之事.

差出:山本大膳(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文政2・10.(1819).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,150-2

153 辰御年貢可納割付之事.

差出:山本大膳(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文政3・10.(1820).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,150-3

154 巳御年貢可納割附之事.

差出:山本大膳(押印).宛名:[大石村]名主・

組頭・惣百姓.文政4・10.(1821).

1通. 33・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,150-4

155 午御年貢可納割付之事.

差出:山本大膳(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文政5・10.(1822).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,150-5

156 未御年貢可納割付之事.

差出:山本大膳(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文政6・10.(1823).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,150-6

157 酉御年貢可納割附之事.

差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文政8・10.(1825).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,150-7

158 戌御年貢可納割附之事.

差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文政9・10.(1826).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.名主助右衛門.

史料請求番号41P-3,150-8

159 亥御年貢可納割附之事.

差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文政10・10.(1827).
1通. 33・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲州都留郡大石村.名主助右衛門.

史料請求番号41P-3,150-9

160 子御年貢可納割附之事.

差出:大貫次右衛門(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓.文政11・10.(1828).

- 1通. 33cm(継紙). 継目印.
端裏書: 甲州都留郡大石村. 名主助右衛門.
史料請求番号41P-3, 150-10
- 161 丑御年貢可納割附之事.
差出: 大貫次右衛門(押印). 宛名: [大石村]
名主・組頭・惣百姓. 文政12・11.(1829).
1通. 33・5cm(継紙). 継目印.
端裏書: 甲州都留郡大石村. 名主助右衛門.
史料請求番号41P-3, 150-11
- 162 寅御年貢可納割附之事.
差出: 大貫次右衛門(押印). 宛名: [大石村]
名主・組頭・惣百姓. 天保1・11.(1830).
1通. 33cm(継紙). 継目印.
端裏書: 甲州都留郡大石村. 名主助右衛門.
史料請求番号41P-3, 151-1
- 163 卯御年貢可納割附之事.
差出: 柴田善之丞(押印). 宛名: [大石村]名
主・組頭・惣百姓. 天保2・10.(1831).
1通. 33cm(継紙). 継目印.
端裏書: 甲州都留郡大石村.
史料請求番号41P-3, 151-2
- 164 辰御年貢可納割附之事.
差出: 柴田善之丞(押印). 宛名: [大石村]名
主・組頭・惣百姓. 天保3・10.(1832).
1通. 33cm(継紙). 継目印.
端裏書: 甲州都留郡大石村. 名主勇右衛門.
史料請求番号41P-3, 151-3
- 165 巳御年貢可納割附之事.
差出: 柴田善之丞(押印). 宛名: [大石村]名
主・組頭・惣百姓. 天保4・10.(1833).
1通. 33・5cm(継紙). 継目印. 一部欠損.
端裏書: 甲州都留郡大石村.
フケ. 開披注意. 史料請求番号41P-3, 151-4
- 166 午御年貢可納割附之事.
差出: []. 宛名: []. [天保5].(1834).
1通. 32・5cm(継紙).
端裏書: 甲州都留郡大石村.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41P-3, 151-5
- 167 未御年貢可納割附之事.
差出: []. 宛名: []. [天保6].(1835).
1通. 33cm(継紙).
端裏書: 甲州都留郡大石村. 名主弥重郎.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41P-3, 151-6
- 168 戌御年貢可納割附之事.
差出: [江太]郎左衛門(押印). 宛名: [大石村]
名主・組頭・惣百姓. 天保9・10.(1838).
1通. 29・5cm(継紙). 継目印. 一部欠損.
端裏書: 甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3, 159-13
- 169 子御年貢可納割附之事.
差出: 篠本彦次郎(押印). 宛名: [大石村]名
主・組頭・惣百姓. 天保11・10.(1840).
1通. 29・5cm(継紙). 継目印. 一部欠損.
端裏書: 甲斐国都留郡大石村. 名主彦左衛門.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41P-3, 151-7
- 170 丑御年貢可納割附之事.
差出: 篠本彦次郎(押印). 宛名: []. 天
保12・10.(1841).
1通. 29・5cm(継紙). 継目印. 一部欠損.
端裏書: [名主]三郎次.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41P-3, 151-8
- 171 寅御年貢可納割附之事.
差出: 篠本彦次郎(押印). 宛名: [大石村]名
主・組頭・惣百姓. 天保13・10.(1842).
1通. 29cm(継紙). 継目印.
端裏書: 甲斐国都留郡大石村. 名主雄右衛門.
史料請求番号41P-3, 151-9
- 172 [卯御年貢可納割附之事].
差出: []. 宛名: []. [天保14].(1843).
1通. 32cm(継紙). 継目印. 一部欠損.
端裏書: 甲斐国都留郡大石村. 名主弥重郎.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41P-3, 151-10
- 173 辰御年貢可納割附之事.

- 差出:佐々木道太郎(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 天保15・10.(1844).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.名主左助.
フケ.開披不可. 史料請求番号41P-3,151-11
- 174 巳御年貢可納割附之事.
差出:佐々木道太郎(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 弘化2・10.(1845).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-1
- 175 午御年貢可納割附之事.
差出:佐々木道太郎(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 弘化3・10.(1846).
1通. 32・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-2
- 176 未御年貢可納割附之事.
差出:佐々木道太郎(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 弘化4・10.(1847).
1通. 32・5cm(継紙).
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-3
- 177 申御年貢可納割附之事.
差出:佐々木道太郎(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 嘉永1・10.(1848).
1通. 33・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-4
- 178 酉御年貢可納割附.
差出:佐々木道太郎(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 嘉永2・10.(1849).
1通. 31・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-5
- 179 戌御年貢可納割附之事.
差出:佐々木道太郎(押印).宛名:[大石村]
- 名主・組頭・惣百姓. 嘉永3・10.(1850).
1通. 33・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-6
- 180 亥御年貢可納割附之事.
差出:佐々木道太郎(押印).宛名:[大石村]
名主・組頭・惣百姓. 嘉永4・10.(1851).
1通. 33・5cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-7
- 181 丑御年貢可納割附之事.
差出:森田岡太郎(押印).宛名:[大石村]名
主・組頭・惣百姓. 嘉永6・10.(1853).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-8
- 182 寅御年貢可納割付之事.
差出:森田岡太郎(押印).宛名:[大石村]名
主・組頭・惣百姓. 嘉永7・10.(1854).
1通. 33・5cm.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-9
- 183 卯御年貢可納割附之事.
差出:清水孫次郎(押印).宛名:[大石村]名
主・組頭・惣百姓. 安政2・10.(1855).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-10
- 184 辰御年貢可納割附之事.
差出:清水孫次郎(押印).宛名:[大石村]名
主・組頭・惣百姓. 安政3・10.(1856).
1通. 33cm(継紙).継目印.
端裏書:甲斐国都留郡大石村.
史料請求番号41P-3,152-11
- 185 巳御年貢可納割附之事.
差出:清水孫次郎(押印).宛名:[大石村]名
主・組頭・惣百姓. 安政4・10.(1857).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-12

186 午御年貢可納割附之事.

差出:清水孫次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 安政5・10.(1858).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-13

187 未御年貢可納割附之事.

差出:清水孫次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 安政6・10.(1859).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-14

188 申御年貢可納割附之事.

差出:清水孫次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 万延1・10.(1860).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-15

189 酉御年貢可納割附之事.

差出:内海多次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 文久1・10.(1861).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-16

190 戌御年貢可納割附之事.

差出:内海多次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 文久2・10.(1862).

1通. 31・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲州都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-17

191 亥御年貢可納割附之事.

差出:増田安兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 文久3・10.(1863).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.掛紙:名主佐重郎.

史料請求番号41P-3,152-18

192 子御年貢可納割附之事.

差出:増田安兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 元治1・10.(1864).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-19

193 丑御年貢可納割附之事.

差出:増田安兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 慶応1・10.(1865).

1通. 33cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-20

194 寅御年貢可納割附之事.

差出:増田安兵衛(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 慶応2・10.(1866).

1通. 34cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-21

195 卯御年貢可納割附之事.

差出:柴田桂次郎(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 慶応3・10.(1867).

1通. 32・5cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-22

196 辰御年貢可納割附之事.

差出:石田守人(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 明治1・10.(1868).

1通. 33・5cm(継紙).継目印.一部欠損.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-23

197 巳御年貢可納割附之事.

差出:甲府県庁(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 明治2・10.(1869).

1通. 34cm(継紙).継目印.

端裏書:甲斐国都留郡大石村.

史料請求番号41P-3,152-24

198 庚午御年貢割附.

差出:甲府県庁(押印).宛名:[大石村]名主・組頭・惣百姓. 明治3・10.(1870).

1通. 33cm. 史料請求番号41P-3,152-25

†年貢割付状(村名不明分)

199 [亥御年貢割付之事].

差出:柴村藤三郎(押印).宛名:名主・惣百姓. 明和4・10.(1767).

1通. 29・5cm(継紙).継目印.前欠.

内容:村名不明. 史料請求番号41P-3,144-5

200 申御年貢可納割付之事.

差出:武嶋左膳(押印).宛名:名主・長百姓・惣百姓. 天明8・10.(1788).

1通. 32・5cm(継紙).前欠.

内容:村名不明.他村混入か.

フケ.開披不可. 史料請求番号41P-3,146-7

27・1・5. 川除普請

†川除御普請出来形帳

201 当巳春川除御普請出来形帳 巳四月 大石村名主五右衛門.

差出:大石村名主五右衛門[ほか年寄・百姓代3名.押印].宛名:川崎平右衛門様御役所. 寛政9・4.(1797).

1冊. 27・5cm.かぶせ綴.綴目印.押切印(谷村御役所). 史料請求番号41P-3,103

202 申春定式川除御普請出来形帳 寛政十二年申四月 大石村.

差出:大石村名主重兵衛[ほか組頭・百姓代3名.押印].宛名:川崎平右衛門様御役所. 寛政12・4.(1800).

1冊. 27・5cm.かぶせ綴.綴目印.押切印(谷村御役所). 史料請求番号41P-3,104

203 川除御普請出来形帳 享和元年酉七月 大石村.

差出:大石村名主源五左エ門[与頭・百姓代3名.押印].宛名:川崎平右衛門様御役所. 享和1・7.(1801).

1冊. 27・5cm.かぶせ綴.綴目印.押切印(谷村御役所). 史料請求番号41P-3,105

27.2. 大石村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

27・2・1. 貢納・民費

204 壬申歳民費取調帳 都留郡第五区大石村.

差出:大石村戸長堀内宗四郎[ほか副戸長2名.押印].宛名:副区長. 明治7・8・26.(1874).

1冊. 24・5cm.かぶせ綴.

史料請求番号41P-3,109

205 酉御貢納勘定帳 式番(朱書) 明治七年甲戌二月 戸長堀内雄右衛門・副戸長堀内治右衛門・同断渡辺与市.

作成:[大石村]戸長堀内雄右衛門[ほか副戸長2名]. 明治7・2.(1874).

1冊. 27cm.かぶせ綴.綴目印.

標題は内表紙による.その他の標題表示:酉ノ二納.内表紙押印:渡辺.内容:堀内重郎右衛門分以下. 史料請求番号41P-3,110

27・2・2. 土地

206 貸地料調帳 鉢窪山之部.

作成:[]. 明治[].

1冊. 25・5cm.一部欠損.罫紙:無題桃色12行罫.

内容:堀内丑太郎分以下.

フケ.開披注意. 史料請求番号41P-3,163

207 地価金増減扣簿 百五拾六号(朱書) 明治十一年二月ヨリ 南都留郡大富村役所(貼紙).

作成:大石村事務所. 明治11・2.(1878). 明治15.

1冊. 24・5cm.

貼紙下の表示:第三拾四区大石村事務所.

史料請求番号41P-3,121

208 [一筆限反別地価取調簿].

作成:大石村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm.表紙なし.地主押印.
地番:2781-2986番. 史料請求番号41P-3,122

209 存置官林及社地有調帳.

大石村役所. 明治7-14.(1874-1881).
1冊. 27・5cm.後表紙なし.
内容:1.存置官林箇所取調帳扣, 明治7.
2.存置祠取調書, 明治14・8・29.
3.地主並地主総代人誓約書, 明治18・12.
4.磨堂取調書,海蔵寺末阿弥陀堂, 明治7・2・15.
史料請求番号41P-3,127

210 地券入費仮割賦簿 明治十年第三月 日
第三十四区戸長担当堀内治右衛門.

作成:堀内治右衛門. 明治10・3.(1877).
1冊. 26・5cm.
表紙押印:渡辺.その他の標題表示(朱書):五十四号.
内容:石原平吉分以下. 史料請求番号41P-3,129

† 村有地一筆限取調帳

211 村有地一筆限取調帳 字入山西沢 大石村
役場.

作成:大石村役所(推定). 明治[].
1冊. 25cm.
地番:1-100番. 史料請求番号41P-3,115

212 一村有地一筆限取調帳 字城 大石村役場.

作成:大石村役所(推定). 明治[].
1冊. 24・5cm.
地番:1-40番. 史料請求番号41P-3,116

213 村有地一筆限取調帳 字馬乗石山 大石村
役場.

作成:大石村役所(推定). 明治[].
1冊. 24・5cm.
地番:1-43番.
一部フケ.開披注意. 史料請求番号41P-3,117-1

214 村有地一筆限取調帳 字馬乗石山 大石村
役場.

作成:大石村役所(推定). 明治[].
1冊. 24cm.
地番:1-43番.
フケ.開披注意. 史料請求番号41P-3,117-2

215 村有地一筆限取調帳 字戸沢 大石村役場.

作成:大石村役所(推定). 明治[].
1冊. 24・5cm.
その他の標題表示:己人持分.
地番:1-29番. 史料請求番号41P-3,118

216 一筆限取調帳 字入山之内長門 大石村役
場.

作成:大石村役所(推定). 明治[].
1冊. 24・5cm.
地番:字赤岩1-195番.関連史料:218(史料番号164).
史料請求番号41P-3,119

217 村有地一筆限 字上奥川向大石村役場.

作成:大石村役所(推定). 明治[].
1冊. 24cm.
地番:1-162番. 史料請求番号41P-3,120

218 [村有地一筆限取調帳].

作成:大石村役所(推定). 明治[].
1冊. 24cm.かぶせ綴.一部破損.表紙記載なし.
地番:1-195番.字赤石石原喜代蔵分以下.216史料番号119の下書か.
フケ. 史料請求番号41P-3,164

219 地所取調総計簿 都留郡第五区大石村.

差出:大石村戸長堀内宗作[ほか副戸長・伍長惣代・担当者11名].宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治9・3・24.(1876).
1冊. 25cm. 史料請求番号41P-3,112

† 地所取調簿

220 地所取調簿 八ノ内吉番(朱書) 山梨県第三拾四区都留郡大石村.

作成:大石村事務所(推定). 明治[].
1冊. 24cm.地主押印.
表紙押印:渡辺.その他の標題表示(朱書):八冊二

十七号.

地番:1-400番. 史料請求番号41P-3,113-1

221 地所取調簿 八ノ内三番(朱書) 山梨県第三拾四区都留郡大石村.

作成:大石村事務所(推定). 明治[].

1冊. 23・5cm.地主押印.

地番:801-1200番. 史料請求番号41P-3,113-2

222 [地所取調簿].

作成:大石村事務所(推定). 明治[].

1冊. 24・5cm.表紙欠.地主押印.

地番:1997-2412ノ3番.

史料請求番号41P-3,113-3

27・2・3. 収獲

†収獲取調帳

223 収獲取調帳 壹番 都留郡第五区大石村.

作成:大石村(推定). 明治[].

1冊. 25cm.地主押印.

表紙押印:渡辺.その他の標題表示(朱書):壹番.

内容:石原そて分以下.

史料請求番号41P-3,111-1

224 収獲取調帳 貳番 都留郡第五区大石村.

作成:大石村(推定). 明治[].

1冊. 24・5cm.地主押印.

表紙押印:渡辺.

内容:渡辺新右衛門分以下.

史料請求番号41P-3,111-2

225 [収獲取調帳].

作成:大石村(推定). 明治[].

1冊. 25cm.表紙欠.地主押印.

内容:堀内弥兵衛分以下.

史料請求番号41P-3,165

226 収獲取調帳 三番 都留郡第五区大石村.

作成:大石村(推定). 明治[].

1冊. 24cm.かぶせ綴.地主押印.

表紙押印:渡辺.

内容:堀内雄右衛門分以下.

史料請求番号41P-3,111-3

227 収獲取調帳 五番 都留郡第五区大石村.

作成:大石村(推定). 明治[].

1冊. 25cm.地主押印.

表紙押印:渡辺.その他の標題表示:五番.

内容:堀内忠治右エ門分以下.

史料請求番号41P-3,111-4

228 収獲取調帳 七番 大石村.

作成:大石村(推定). 明治[].

1冊. 25cm.地主押印.

表紙押印:渡辺.

内容:貴家金三郎分以下.

史料請求番号41P-3,111-5

† †

229 巳歳私墾畑作徳金請取帳 明治十四歳十一月 南都留郡大石村戸長渡辺与市.

差出:[大石村戸長]渡辺与市.宛名:戸長梶原寿作. 明治15・3・28.(1882).

1冊. 24cm.かぶせ綴.

表紙押印:渡辺.

史料請求番号41P-3,114

230 私墾畑桑駄数取調書 百三十九号(朱書)

明治十一年九月調 第三十四区大石村事務所.

大石村事務所. 明治11.(1878).

1冊. 25・5cm.

史料請求番号41P-3,123

27・2・4. 社寺

231 記扣(浅間大神など社并神具預に付受取).

差出:[大石村]戸長堀内雄右衛門[ほか副戸長2名].宛名:副区長中村寿作. 明治6・10・20.(1873).

1通.27・5cm(継紙). 史料請求番号41P-3,161

232 社寺境内・除地上知・社寺籍取調書類 明治六年ヨリ同十二年迄 南都留郡大石村.

大石村役所. 明治6-12.(1873-1879).

1冊. 27・5cm.後表紙なし.

史料請求番号41P-3,126

27.3. 布告・布達など

27.3.1. 布告・布達(一般)

† 布告・布達綴

233 御布達 明治十一年五月.

大石村事務所. 明治11.(1878).

活版合綴1冊. 22cm.

表紙押印:山梨県第三十四区大石村印.渡辺.

その他の標題表示:甲第従九十二号至第百廿三号.

乙第従四十四号至第五十号.百三号之内(朱書).

内容:太政官・諸省・県の布告・布達.

史料請求番号41P-3,130

234 御布達 六月分.

大石村役所. 明治12.(1879).

活版合綴1冊. 20.5cm.

表紙押印:渡辺.その他の標題表示:従甲第九十七号至甲第百十七号・従乙第七十三号至乙第八十五号・乙ノ内七十五号・七十八号・八十号・八十三号不足・従丙第十六号・丙第十九号.大蔵卿従甲第五十七号至甲第六十九号但シ甲第五十六号[

]大政官従第二十号至第二十四号・工部卿第十号・開拓使甲第十五号・学事報告二十一号ヨリ二十二号マテ・勸業報告七号・虎列刺病規則.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県学事・勸業報告など.

史料請求番号41P-3,131

235 御布達 明治十三年一月.

大石村役所. 明治13.(1880).

活版合綴1冊. 21cm.四ツ目綴.

表紙押印:渡辺.その他の標題表示:本県甲第壹号ヨリ至第拾七号・本県乙第壹号ヨリ至拾貳号・大蔵卿甲第壹号ヨリ至拾三号・右大官第壹号ヨリ至三号・工部卿第壹号・内務卿甲第壹号.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達.

史料請求番号41P-3,132-1

236 御布達 明治十三年二月.

大石村役所. 明治13.(1880).

活版合綴1冊. 21cm.四ツ目綴.表紙破損.

その他の標題表示:[本県]甲第拾八号ヨリ至三十二号・[本]県乙第拾三号ヨリ至貳拾四[号]・陸軍卿達甲第壹号ヨリ貳号・五号・[大蔵]卿甲第拾四号ヨリ至[二]拾三号・[内務卿]大蔵卿甲第二号・

三号・番外・[太政]官第四号ヨリ至[五]号・[工部]卿第貳号ヨリ至二号・山[梨県]勸業報告第壹号ヨリ五号マテ・[山梨県]衛生報告第壹号.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県勸業・衛生報告など.

史料請求番号41P-3,132-2

237 御布達 明治十三年三月.

大石村役所. 明治13.(1880).

活版合綴1冊. 22cm.かぶせ綴.

表紙押印:渡辺.その他の標題表示:本県甲第従三十三号至四十五号・大蔵卿甲第従二十四至四拾号・内務卿甲第従四号至七号・開拓長[官]甲第従壹号至四号・陸軍卿達甲第七号・海軍卿甲第壹号・本県乙第二十五号・二十六号・二十九号・大政官第従六号至十号・工部卿第従四号至七号・学事報告第一号ヨリ三号マテ・勸業報告第三号ヨリ四号マテ・衛生報告第二号.

内容:太政官・諸省・県の布達・達・学事・県勸業・衛生報告.

史料請求番号41P-3,132-3

238 御布達 明治十三年四月.

大石村役所. 明治13.(1880).

活版合綴1冊. 22cm.かぶせ綴.

表紙押印:渡辺.その他の標題表示:本県甲第従四十六号至六拾三号・大蔵卿甲第従四拾壹至五拾七号・内務卿甲第従八号至九号・本県乙第三十一号・三十三号・三十四号・三十六号・陸軍卿達甲第十号・工部卿第八号ヨリ拾壹号マテ・大政官第従拾貳号至二十壹号・学事報告第四号・五号・六号・三十一号・衛生報告第三号・陸軍下士服役規則・大政官無号・内閣書記官無号.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県学事・勸業・衛生報告.

史料請求番号41P-3,132-4

239 御布達 明治十三年五月.

大石村役所. 明治13.(1880).

活版合綴1冊. 21.5cm.かぶせ綴.

表紙押印:渡辺.その他の標題表示:本県甲第従六拾四号至七拾五号・大蔵卿甲第従五拾八号至七拾壹号・司法卿甲第壹号ヨリ二号マテ・開拓長[官]甲第五号ヨリ六号マテ・内国勸業甲第壹号・本県乙第三十八号・第三十九号・第四十一号・工

部卿第十二号^(マ)・大政官第二十二号ヨリ二十七号
マテ・学事報告第七号ヨリ九号マテ・勸業報告第
六号。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県学事・勸
業報告。 史料請求番号41P-3,132-5

240 御布達 明治十三年六月。

[大石村役所]。明治13.(1880)。

活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。

表紙押印:渡辺。その他の標題表示:本県甲第従七
拾六号至七拾九号・大蔵卿甲第従七拾貳号至八
拾三号・内務卿甲第拾号・本県乙第四十二号ヨリ
四拾三号マテ・同丙第五十号^(マ)・大政官第二十八号
ヨリ四拾号マテ・工部卿第十三号・勸業報告第七
号ヨリ八号マテ・学事報告第十号ヨリ十一号マ
テ・衛生報告第四号外二本県無号式枚。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県学事・勸
業・衛生報告。 史料請求番号41P-3,132-6

241 御布達 明治十三年七月。

[大石村役所]。明治13.(1880)。

活版合綴1冊。22・5cm.かぶせ綴。

表紙押印:渡辺。その他の標題表示:本県甲第八拾
貳号ヨリ至百号・内務省衛生局報告第十三号・地
目変換一筆限取調帳・大蔵卿甲第八十四号ヨリ
至八十八号・本県乙第四十四号ヨリ至五十五号・
小学授業要旨小学教師心得・山梨県丙第壹号・文
部卿第一号・工部卿第十五号ヨリ十六号迄・左大
臣熾仁親王第三十三号ヨリ三十八号迄・本県学
事報告第十二号ヨリ至拾九号。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達など。

史料請求番号41P-3,132-7

242 御布達 明治十三年八月。

[大石村役所]。明治13.(1880)。

活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。

表紙押印:渡辺。その他の標題表示:本県甲第百壹
号ヨリ至百拾九号・大蔵卿甲第八十九号ヨリ至
九十七号・本県乙第五拾六号ヨリ至六十四号・同
丙第二号ヨリ至三号・内務省衛生局第二十五号・
山梨県衛生報告第五号・勸業報告第九号ヨリ至
十号・上海商同会総則。

内容:諸省・県の布達・達・県勸業・衛生報告など。

史料請求番号41P-3,132-8

243 御布達 明治十三年九月。

[大石村役所]。明治13.(1880)。

活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。

表紙押印:渡辺。その他の標題表示:本県甲第百二
十一号ヨリ至百四拾号・大蔵卿甲第九十八号ヨ
リ至百八号・内国勸業博甲第二号・内務卿甲第十
壹号・本県乙第六拾五号ヨリ七拾五号・本県丙第
四号・工部卿第拾八号^(マ)・大政官第三十九号ヨリ四
十二号・学事報告第二十一号ヨリ廿四号・勸業報
告第十壹号。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県学事・勸
業報告。 史料請求番号41P-3,132-9

244 御布達 明治十三年十月。

[大石村役所]。明治13.(1880)。

活版合綴1冊。22・5cm.かぶせ綴。

表紙押印:渡辺。その他の標題表示:本県甲第百四
拾壹号ヨリ至百五十七号・大蔵卿甲第百九号ヨ
リ至百二十号・本県乙第七拾壹号・本県丙第五号
大政官第四十三号ヨリ至四十七号^(マ)・本県衛生報
告第六号ヨリ至七号・勸業報告第十三号ヨリ至
十五号・蘆栗裁製簡易法・山梨県学事報告第二十
五号ヨリ至廿七号・工部卿第九号ヨリ至十号。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県学事報
告など。 史料請求番号41P-3,132-10

245 布達 明治十三年十一月。

[大石村役所]。明治13.(1880)。

活版合綴1冊。22・5cm.かぶせ綴。

表紙押印:渡辺。その他の標題表示:本県甲第百五
拾八号ヨリ至百七拾五号・大蔵卿甲第百貳拾壹
号ヨリ至百三拾号・本県乙第七拾三号ヨリ至七
拾四号^(マ)・本県丙第十六号・大政官第四拾八号ヨリ
至五拾貳号・山梨県学事報告第貳拾九号・山梨県
丁第百十壹号・工部卿第貳十壹号。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達。

史料請求番号41P-3,132-11

246 御布達 明治十三年十二月。

[大石村役所]。明治13.(1880)。

活版合綴1冊。22・5cm.かぶせ綴。

表紙押印:渡辺。その他の標題表示:本県甲第百七
拾六号ヨリ至百九拾壹号・大蔵卿甲第百三十一
号ヨリ至百四拾壹号・内務卿甲第拾二号・本県乙
第七拾六号ヨリ至八十七号・内務卿乙第四十九
号・太政官第五十三号ヨリ至五十八号・工部卿第
二十三号・文部卿第貳号・山梨県衛生報告第八号
山梨県学事報告第三十号ヨリ三十壹号・十一月
分工部卿第二十二号^(マ)・六月分内務卿乙第二十六

号.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・県衛生・学事報告.
史料請求番号41P-3,132-12

247 御布達 明治十四年一月.

大石村役所. 明治13-14.(1880-1881).

活版合綴1冊. 22・5cm.

表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所.渡辺.その他の標題表示:甲第壹号ヨリ同十三号マテ・乙第二号ヨリ同四号マテ・大蔵甲第一号ヨリ同九号マテ・太政第一・二号・同十三年第五十九号・司法甲第一・二号・内務甲第壹号・工部第壹号・学事報告第一・二号・勸業報告第一号・内国勸業甲第三号・衛生報告十三年第十号.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・学事・県勸業報告.
史料請求番号41P-3,133-1

248 御布達 明治十四年二月.

大石村役所. 明治14.(1881).

活版合綴1冊. 22cm.かぶせ綴.

表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所.渡辺.その他の標題表示:甲第十号ヨリ同三十二号マテ・乙第五号ヨリ同十三号マテ内八・九号不足・丙第壹号・勸業報告第二号・大蔵甲第十号ヨリ同二十四号マテ・太政第三号ヨリ同十四号マテ・工部第二号ヨリ同六号マテ・陸軍布第壹号・開拓甲壹号・学事報告第三号ヨリ同七号マテ.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・県勸業報告など.
史料請求番号41P-3,133-2

249 御布達 明治十四年三月.

大石村役所. 明治14.(1881).

活版合綴1冊. 22cm.

表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所.渡辺.その他の標題表示:甲第三十三号ヨリ同四十八号マテ・乙第十四号ヨリ同廿四号マテ・丙第二号・太政第十五号ヨリ同十八号マテ・大蔵甲第二十五号ヨリ同三十八号マテ・内務第二号・工部第七号・司法第三号・文部第壹号・学事報告第八号ヨリ同十一号マテ.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県学事報告.
史料請求番号41P-3,133-3

250 御布達 明治十四年四月.

大石村役所. 明治14.(1881).

活版合綴1冊. 22・5cm.かぶせ綴.

表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所.渡辺.その他の標題表示:甲第四十九号ヨリ同六十号マテ・乙第二十五号・同三十三号マテ・太政第十九号ヨリ同二十五号マテ・大蔵甲第三十九号ヨリ同五十号マテ・本県四月廿八日正誤・内閣四月十一日誤・同学事報告第十三号・同衛生報告第壹号.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・学事・県衛生報告.
史料請求番号41P-3,133-4

251 御布達 明治十四年五月.

大石村役所. 明治14.(1881).

活版合綴1冊. 22cm.かぶせ綴.

表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所.渡辺.その他の標題表示:甲第六十一号ヨリ同七十五号マテ・乙第三十六号ヨリ同三十八号マテ外三十四号・同五号不足・太政第廿六号ヨリ同卅壹号マテ・大蔵甲第五十一号ヨリ同七十六号マテ・本県六月一日正誤・内務甲第三号・工部第八号ヨリ同九号マテ・本県勸業報告第三号・同学事報告第十五号.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・県勸業・学事報告.
史料請求番号41P-3,133-5

252 御布達 明治十四年六月.

大石村役所. 明治14.(1881).

活版合綴1冊. 22cm.かぶせ綴.

表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所.渡辺.その他の標題表示:甲第七十六号ヨリ同九十二号マテ・乙第三十九号ヨリ同五十二号マテ内四十一号・同二号不足・本県六月廿三日正誤・太政第三十二号ヨリ同三十四号マテ・同無号壹・大蔵甲第七十七号ヨリ同八十七号マテ・農商甲第一号ヨリ同三号マテ・文部第二号・内国勸甲第四号ヨリ同五号マテ・本県学事報告第十六号ヨリ同十九号マテ.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県学事報告.
史料請求番号41P-3,133-6

253 御布達 明治十四年七月.

大石村役所. 明治14.(1881).活版合綴

1冊. 22cm.かぶせ綴.

表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所.渡辺.その他の標題表示:内務甲第六号・学事報告第十七号正誤・甲第九十三号ヨリ同百十三号マテ・乙第五十三号ヨリ同六十号マテ・内五十三号・五十四号・五十六号不足・丙第三号・同五号・太政第三十五号ヨリ同三十八号・同無号壹・開拓甲第二号・大蔵甲第八十八号ヨリ同九十七号マテ・工部第十

号ヨリ十二号マテ・本県学事報告第十七号ヨリ同廿二号内十八・九号・同衛生報告第三号。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県学事・県衛生報告。 史料請求番号41P-3,133-7

254 御布達 明治十四年八月。

大石村役所。明治14。(1881)。
活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。
表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所。渡辺。その他の標題表示:[甲]第百十四号ヨリ同百三十四号マテ・乙第六十一号ヨリ同六十九号マテ・内六十五号不足・大蔵甲第九十八号ヨリ同百六号マテ・太政第三十九号ヨリ同四十号マテ・同無号二・工部第十三号・司法甲第四号・開拓甲第三号・同四号・農商同四号・内務同五号ヨリ同八号マテ・文部第三号・衛生報告第三号・同四号内六号不足・本県無号正誤二。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県衛生報告。 史料請求番号41P-3,133-8

255 御布達 明治十四年十月。

大石村役所。明治14。(1881)。
活版合綴1冊。22cm.かぶせ綴。
表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所。渡辺。その他の標題表示:甲第百四十九号ヨリ同百六十四号マテ・乙第七十五号ヨリ同八十三号マテ内七十五号不足・丙第八号・九号・衛生報告第六・七号・乙第八十号正誤・大蔵甲第百廿二号ヨリ同百三十九号マテ・太政第五十一号ヨリ同六十号マテ・同無号三・司法甲第五・六号・内務甲第十号ヨリ同甲第九号正誤。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達・県衛生報告。 史料請求番号41P-3,133-9

256 御布達 明治十四年十一月。

大石村役所。明治14。(1881)。
活版合綴1冊。22・5cm.かぶせ綴。
表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所。渡辺。その他の標題表示:甲第百六十五号ヨリ同百八十一号マテ・乙第八十四号ヨリ同九十号マテ内八十七号不足・大蔵甲第百四十号ヨリ同百五十八号マテ・太政第六十一号・開拓甲第五号・六号・衛生報告八・九号・宮内甲第壹号・内閣第五十三号布告正誤・学事報告第廿四号ヨリ同廿六号マテ・勸業報告四・五号。
内容:太政官・諸省・県の布達・達・県衛生報告。 史料請求番号41P-3,133-10

257 太政官布告達 一 明治十五年。

大石村役所(推定)。明治15。(1882)。
活版合綴1冊。17・5cm。
内容:太政官の布告・布達。 史料請求番号41P-3,171

258 太政官布達 明治十五年。

大石村役所(推定)。明治14-16。(1881-1883)。
活版合綴1冊。18cm。
内容:太政官の布告・布達。 史料請求番号41P-3,167

259 大蔵告号 明治十五年。

大石村役所(推定)。明治15。(1882)。
活版合綴1冊。18・5cm。
内容:大蔵省の告示。 史料請求番号41P-3,172

260 本県甲号達 一 明治十五年。

大石村役所。明治15。(1882)。
活版合綴1冊。18cm。
内容:県の布達。 史料請求番号41P-3,169

261 本県乙号達 一 明治十五年。

大石村役所(推定)。明治15。(1882)。
活版合綴1冊。18cm。
内容:太政官・県の達。 史料請求番号41P-3,168

262 本県告号達 明治十五年。

大石村役所(推定)。明治15。(1882)。
活版合綴1冊。17・5cm。
後表紙裏押印:渡辺。
内容:県の告示。 史料請求番号41P-3,170

263 布達 明治十六年十月。

[大石村役所]。明治16。(1883)。
活版合綴1冊。18・5cm.かぶせ綴。
その他の標題表示:山梨県甲第五十六号ヨリ五十七号マテ・同乙第七十四号ヨリ七十九号マテ・外務省第三十二号ヨリ三十四号マテ・内務省第三十四号ヨリ三十五号マテ。
内容:諸省・県の布達・達。 史料請求番号41P-3,134-1

- 264 布達 明治十六年十一月.
[大石村役所]. 明治16.(1883).
活版合綴1冊. 18・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:山梨県甲第五十八号ヨリ六十
卷号・同乙第八十号ヨリ九十号・陸軍省甲第四十
号・大蔵省三十六号・農商務省第三十五号・陸海
省三十七号・司法省三十八号ヨリ三十九号.
内容:諸省・県の布達・達.
史料請求番号41P-3,134-2

- 265 布達 明治十六年十二月:
[大石村役所]. 明治16.(1883).
活版合綴1冊. 18cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:山梨県甲第六十二号ヨリ六十
六号マテ・同乙第九十卷号ヨリ九十八号マテ・太
政官^(第)第四十号ヨリ四十五号マテ・大蔵省第三
十七号・海軍省第三十八号.
内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達.
史料請求番号41P-3,134-3

- 266 [太政官布告 自第巻号至第貳拾三号 明
治十七年自一月至七月].
大石村役所(推定). 明治17.(1884).
活版合綴1冊. 18・5cm. 表紙破損.
内容:太政官の布告. 史料請求番号41P-3,166

- 267 太政官布達 自第巻号至第貳拾巻号 明治
[十七]年自一月至九月 南都留郡大石村役
所.
大石村役所. 明治17.(1884).
活版合綴1冊. 18・5cm.
内容:太政官の布達. 史料請求番号41P-3,135

- 268 本県学事報告・衛生・勸業報告・諸書記局
明治十五年.
大石村役所(推定). 明治15.(1882).
活版合綴1冊. 18・5cm.
内容:県学事・衛生・勸業報告・内閣・大蔵・書記官・
本局書記正誤. 史料請求番号41P-3,173

27・3・2. 布告・布達(個別)

- 269 刑法 南都留郡大石村役所.
印刷:[]. 明治[]. 活版
1冊. 20cm. 保護紙包み.

もとの表紙の表示:刑法. もとの表紙押印:山梨県
南都留郡大石村役所. 史料請求番号41P-3,141

- 270 刑法附則 明治十四年十二月第六十七号布
告.
印刷:山梨県. 明治14.(1881). 活版
1冊. 22・5cm. かぶせ綴.
表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所. 渡辺.
史料請求番号41P-3,142

27・3・3. 県会被選人名籍

- †被選人名籍
- 271 南巨摩郡県会被選人名籍 明治十二年三月
調.
作成:山梨県. 明治12.(1879). 活版
1冊. 22cm. かぶせ綴. 後表紙なし.
表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所. 渡辺. その
他の標題表示(朱書):百七拾四号之内.
史料請求番号41P-3,136

- 272 中巨摩郡県会被選人名籍 明治十二年三月
調.
作成:山梨県. 明治12.(1879). 活版
1冊. 22・5cm. かぶせ綴. 後表紙なし.
表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所. 渡辺. その
他の標題表示:九冊メ・百七拾四号.
史料請求番号41P-3,137

- 273 西山梨郡県会被選人名籍 明治十二年三月
調.
作成:山梨県. 明治12.(1879). 活版
1冊. 22・5cm. かぶせ綴. 後表紙なし.
表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所. 渡辺. その
他の標題表示:百七拾四号之内.
史料請求番号41P-3,138

- 274 西八代郡県会被選人名籍 明治十二年三月
調.
作成:山梨県. 明治12.(1879). 活版
1冊. 22cm. かぶせ綴. 後表紙なし.
表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所. 渡辺. その
他の標題表示:百七拾四号之内.
史料請求番号41P-3,139

275 東八代郡県会被選人名籍 明治十二年三月調.

作成:山梨県. 明治12.(1879).活版
1冊. 22cm.かぶせ綴.後表紙なし.

表紙押印:山梨県南都留郡大石村役所.渡辺[ほか1].その他の標題表示:百七拾四号之内.

史料請求番号41P-3,140

27・4. 河口村外一箇村戸長役場文書

27・4・1. 土地

276 地所売買・譲渡・書入・質入公証願及公証取消願 明治十九年自一月至十二月 南都留郡大石村.

河口村外一箇村戸長役場. 明治19.(1886).
1冊. 26・5cm.後表紙なし.

史料請求番号41P-3,125

27・5. 大石村役場

27・5・1. 土地

277 土地反別其他寄付帳 明治三十四年一月大石村役場.

作成:大石村役場. 明治34・1.(1901). 書込み下限:明治36.

1冊. 26・5cm.四ツ目綴.罫紙:大石村役場赤色13行罫.

内容:貴家よし分以下. 史料請求番号41P-3,124

278 土地賃貸価格調査委員選挙人名簿 昭和二年 南都留郡大石村.

作成:大石村役場. 昭和2.(1927).

1冊. 25cm.後表紙破損.

内容:1-274番. 史料請求番号41P-3,128

補 遺 · 参 考

目 次

〈第64集補遺〉

1. 甲斐国巨摩郡河原部村文書目録(42E, 42F-4)……………p.248
 1・5. その他……………p.248
 1・5・1. 祖母石村事務所文書 土地 1
3. 山梨県北巨摩郡龍岡村文書目録(42G-6, 42F-5)……………p.248
 3・1. 龍岡村役場文書/1889年(明治22)―……………p.248
 3・1・1. 戸籍 1
4. 山梨県北巨摩郡増富村役場文書目録(41M,41P-4,41N-10)……………p.249
 4・1. 小尾村・比志村名主(所)文書/―1871年(明治4)……………p.249
 4・1・4. 小物成 1
 4・1・7. 年貢割付(小尾村) 2
 †年貢割付状
6. 山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書目録(41L-2, 41N-11)……………p.249
 6・4. 西野村名主(所)・戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書/―1884年(明治17)……………p.249
 6・4・5. 地方税・協議費 1
 6・4・6. 土地 2
 6・7. 在家塚村外二箇村組合役場文書/1889年(明治22)―……………p.250
 6・7・3. 地価修正 3
 †地価修正一筆限取調帳

〈参考〉

- 一 出所不明……………p.251
 1―18

〈第64集補遺〉

1. 甲斐国巨摩郡河原部村文書目録(42E, 42F-4)

1.5. その他

1.5.1. 祖母石村事務所文書

- 1 一筆限反別地価取調簿 第弍号 山梨県第
□^(十カ)区[祖母石村].
作成:祖母石村事務所(推定). 明治8推定.
(1875). 書込み下限:明治11.

1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:224-510番.

フケ. 開披不可.

史料請求番号42F-4,41

3. 山梨県北巨摩郡龍岡村文書目録(42G-6, 42F-5)

3.1. 龍岡村役場文書

3.1.1. 戸籍

- 1 [寄留送付書ほか].

龍岡村役場(推定). 昭和4-8.(1929-33). 書

込み下限:昭和8

1綴. 28.5cm. 表紙・後表紙なし. 前・後欠. 史

料館にて仮綴.

寄留送付, 送籍, 転属通知にともなう戸籍謄本など. この史料は, 平等村外一箇村組合役場文書に混在していたもの. 一部に龍岡村役場あての通知書があり, 綴穴が一致していると思われるので, 龍岡村役場文書として仮定した.

史料請求番号42F-5,87

4. 山梨県北巨摩郡増富村役場文書目録(41M, 41P-4, 41N-10)

4・1. 小尾村・比志村名主(所)文書

4・1・4. 小物成

- 1 談為取替一札之事(小物成山内かわくるみほかに付).

差出:江草村請負人市左衛門. 宛名:小尾村御年番所御役人. 明治2・5.(1869).

1通. 27cm. 史料請求番号41N-10,135-1

4・1・7. 年貢割付(小尾村)

†年貢割付状

- 2 亥御年貢可納割附之事.

差出:松坂三郎左衛門(押印). 宛名:小尾村名主・長百姓・惣百姓. 天保10・10.(1839).

1通. 33cm(継紙). 一部破損.

史料請求番号41P-4,151-12

6. 山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書目録(41L-2, 41N-11)

6・4. 西野村名主(所)・戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

6・4・5. 地方税・協議費

- 1 [正租・協議費・戸数割・地方税取立帳カ].
作成:西野村役所(推定). 明治14(推定).(1881).
1冊. 26・5cm. 前・後欠. 表紙・後表紙なし. 綴りは史料館によるもの. 罫紙:無題橙色13行罫. 納入金割印.
内容:中込喜左衛門分以下.

史料請求番号41N-11,135-3

6・4・6. 土地

- 2 [一筆限取調簿カ].
作成:西野村(推定). 明治[].
1冊. 27cm. 表紙・後表紙なし.
内容:2013ノ内塞神宝珠院分以下.

史料請求番号41N-11,135-2

6・7. 在家塚村外二箇村組合役場文書

6・7・3. 地価修正

†地価修正一筆限取調帳

3 [地価修正一筆限取調帳].

作成:在家塚村外二箇村組合役場(推定).

明治[].

1綴. 26・5cm. 前・後欠. 表紙・後表紙なし. 締綴は史料館によるもの. 地価修正一筆限取調用紙使用.

内容:615番,617番(手塚繁治),627番(金丸正徳)など. 史料請求番号41N-11,135-4

〈参考〉 — 出所不明

- 1 [官民地目別総計].
作成:[]. 明治[].
1冊. 25cm. 表紙・後表紙なし. 罫紙:無題茶色8行罫. 出所不明仮番号1
- 2 [田畑名寄帳].
作成:[]. 明治[]. 書込下限:明治17.
1冊. 25cm. 表紙・後表紙なし. 罫紙:無題青色10行罫. 紙見出し付き. 照合印「竜□村印」「龍一事」(割印).
内容:市瀬鎌吉・丈吉分以下. 出所不明仮番号2
- 3 誤謬下図面 土 四十六号.
作成:[]. 明治[].
1冊. 26・5cm. 罫紙:無題橙色12行罫(分升久作成). 地主押印.
内容:字所家田福岡政弥分以下. 人名:三尾奥太郎・西浦松太郎. 字名:石原前田・棚田・トタメキ・竹腰など. 出所不明仮番号3
- 4 地目変換地台帳 明治廿二年ヨリ.
作成:[]. 明治[]. 書込下限:明治30.
1冊. 27・5cm. 地価修正届出用紙(推定)使用.
罫紙:無題赤色12行罫(後表紙. 一久・島久摺)
字名:松立. 出所不明仮番号4
- 5 [地価修正一筆限取調帳].
作成:[]. 明治[]. 書込下限:明治23.
1冊. 27cm. 表紙欠. 地価修正一筆限取調用紙使用.
地番:9002-10873番. 中村文四郎分以下. 字名:イエノマイ・タジリ・ミチバタ・モトヤシキ・ヤシキマイ・イシハラ・原小根・大繩場・杭田・苗代・宗助作・千園道・トホリ・東原・森新切など.
- 6 [地価修正一筆限取調帳].
作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治20.
1冊. 27cm. 表紙欠. 前欠か. 地主押印. 照合印:村瀬.
内容:下島松次部分以下. 字名:洞ノ田・伊勢垣外・前田・ユメ田など. 出所不明仮番号6
- 7 御年貢取立庭帳 文[]申二月日.
作成:[]. [].
1冊. 29cm. 四ツ目綴.
表紙一部破損. 後表紙欠. 出所不明仮番号7
- 8 [布告・布達綴].
[]. 明治8.(1875).活版合綴
1冊. 21・5cm. 前表紙なし. 前欠.
内容:太政官・諸省・県の布告・布達. 山梨県甲第123-199号(欠あり). 出所不明仮番号8
- 9 [西洋形船水先免状規則].
作成:[]. [明治9・12・15].(1876).活版1綴. 25・5cm. 前欠・後欠.
内容:太政官布告154号. 第3条第3-第16条2項第1. 出所不明仮番号9
- 10 協議費決算報告 明治十四年度後半期及七明治十五年度.
作成:[]. 明治16(推定).(1883).
1綴. 24・5cm. 表紙・後表紙なし. 罫紙:無題藍色10行罫. 出所不明仮番号10
- 11 [地租書上].
作成:[]. 明治[].
1綴. 26・5cm. 表紙なし. 前欠. 仮綴は史料館.

罫紙:無題青色13行罫.

内容:自二千百五十一番至二千二百番林ノ部(18年額-24年額)以下. 出所不明仮番号11

12 [地券質入・書入表カ].

作成:[]. 明治[].

1綴. 28cm. 表紙欠. 後表紙なし. 前欠. 罫紙:無題藍色10行罫.

内容:二ノ部-九ノ部. 字名:千苺・上ノ畑・二貫寺・舟場・沖中など. 債主:第百三十九国立銀行(越後高田)など. 出所不明仮番号12

13 [地租書上].

作成:[]. 明治[].

1綴. 27cm. 表紙・後表紙欠. 前欠・後欠. 仮綴は史料館. 罫紙:無題藍色13行罫.

内容:自九百五十一番至壹千番 林ノ部(18年-20年)分以下. 虫喰. 開披注意. 出所不明仮番号13

14 田[畑宅地等一筆限名寄帳].

作成:[]. 明治[].

1冊. 40cm(横長美帳). 下げ二ツ目綴. 表紙欠損. 後表紙なし. 前欠・後欠. 照合印:太田. 内容:遠山作右衛門分以下. 字名:たい・岩下・砂子田など. 出所不明仮番号14

15 [地券中人足].

[]. 明治[].

1綴(2冊). 30cm(横長半帳). 掛け結び.

合綴:1. 地券中人足.

作成:[]. []. 1冊. 30(横長半帳). 表紙・後表紙なし. 内容:佐兵衛分以下.

2. [地券中人足カ]. 作成:[]. []. 1冊. 30cm(横長半帳).

内容:七月十八日伝左衛門分以下.

出所不明仮番号15

16 [地券中人足].

作成:[]. 明治[].

1冊. 30cm(横長半帳). 表紙・後表紙なし. 一部欠損.

内容:そい□分以下. 出所不明仮番号16

17 [田畑屋敷等名寄帳].

作成:[]. 明治[].

1冊. 33cm(横長半帳). 表紙・後表紙欠.

内容:久三郎分以下. 字名:清水畑・家ノ下・鍛冶屋畑・伊勢垣外・前田・市道など. 出所不明仮番号17

18 [断簡].

作成:[]. 明治[]. 3枚.

内容:横帳表紙・山梨県例規の一部など.

出所不明仮番号18

索 引

- (1) 出所・地名索引
- (2) 文書類別項目名索引
- (3) シリーズ文書名索引

凡 例

1. この索引は、本目録に収録した各文書群の出所・地名、文書類別項目名、シリーズ文書名で、主として各文書群の目次に掲載された語を検索できるようにしたものである。
2. 各索引の内容は、次の通りである。この詳細な説明は、「解題」中、「索引について」(P.20)を参照していただきたい。
 - (1)出所・地名索引……主として文書群名および第1次項目である市町村等の出所・地名の索引。
 - (2)文書類別項目名索引……主として第2次項目である史料の種類・機能別項目名の索引。

なお、この索引には、一部に(1)出所・地名索引と重複して掲載した項目名があるほか、第1次項目であっても出所・地名ではない項目については、これによって検索できる。
 - (3)シリーズ文書名索引……本文中†印を付したシリーズのまとまりを示す一連の文書名の索引。あわせて単数であったため、†を付さなかった同名の文書をもつとめて目録本文中より採取して掲載した。
3. 各索引は、項目の50音順に排列した。
4. 各索引の記号は次の通りである。
 - ①②……本目録の「その1」「その2」。
 - 1・1・1……文書群、第1次項目、第2次項目番号。
 - 1.19—26……文書群及び文書群ごとの連番。
 - *6.149……シリーズと同名の文書。
 - ……他の項目をみよ。
 - : ……他の項目をもみよ。

(1) 出所・地名索引

あ 行

- 飯野村→源村外一箇村戸長役場
- 会所・戸長(事務取扱所1) ① 5・1.
- 戸長(事務取扱所2)・村事務所・村役所 ① 5・2.
- 役場 ① 5.5・4.
- 一桜村→国立村外二箇村戸長役場 国立村外
二箇村組合役場
- 一宮村役場 ② 13.
- 今諏訪村→在家塚村西野村今諏訪村組合役場
在家塚村外二箇村組合役場
- 巖村事務所・村役所 ② 22・1.
- 梁川村戸長役場 ② 22.
- 上野原村事務所 ② 21・2.
- 名主(所) ② 21・1.
- 外二箇村戸長役場 ② 21・3.
- 役場 ② 21. 21・4.
- 宇津谷三組 ① 1・1・11.
- 祖母石村→河原部村外三箇村戸長役場
河原部村(葦崎町)外二箇村組合役場
- 事務所 ② 1・5・1.
- 役所 ① 1・5・1.
- 大石村→河口村外一箇村戸長役場
- 戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所 ② 27・2.
- 名主(所) ② 27・1.
- 役場 ② 27. 27・5.
- 大磯小磯村→古関村外八箇村戸長役場
- 事務所・村役所 ② 14・5.
- 大草村役場 ① 2・3.
- 大月町→広里村(大月町)役場
- 役場 ② 16.
- 大鶴村→上野原村外二箇村戸長役場
- 大富村勝山村戸長役場 ② 25.
- 事務所・村役所 ② 26・1.
- 外一箇村戸長役場 ② 25・1.
- 大原村戸長役場 ② 17・2.
- (猿橋町)役場 ② 17・3.
- 名主(所)・村事務所・村役所 ② 17・1.
- 役場 ② 17.
- 小尾村・比志村名主(所) ① 4・1. ② 4・1.

か 行

- 神楽田堰世話係 ① 1・5・2.
- 鯉沢村 ① 9.
- 事務所・村役所 ① 9・3.
- 名主(所) ① 9・1.
- 勝山村→大富村外一箇村戸長役場 小立村外
一箇村組合役場
- 加納岩町役場 ② 12.
- 村→日下部村外二箇村戸長役場・後屋
敷村役場
- (町)役場 ② 12・1.
- 釜額村→古関村外八箇村戸長役場
- 事務所 ② 14・4.
- 上今諏訪村→豊村外三箇村戸長役場
- 事務所・村役所 ① 6・2.
- 上万力村→平等村外一箇村戸長役場 平等村
外一箇村組合役場
- 戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所
② 11・2.
- 河口村外一箇村戸長役場 ② 27・4.
- 河原部村 ① 1. ② 1.
- 公用取扱所・村事務所・村役所 ① 1・2.
- 名主所 ① 1・1.
- (葦崎町)外二箇村組合役場 ① 1・4.
- 外三箇村戸長役場 ① 1・3.
- 葦崎町外二箇村
組合役場 ① 2・1.
- 清野村→国立村外二箇村戸長役場 国立村
外二箇村組合役場
- 日下部村外二箇村戸長役場・後屋敷村役場 ② 12・2.
- 国立村外二箇村組合役場 ② 13・2.
- 戸長役場 ② 13・1.
- 下条村→河原部村外三箇村戸長役場
- 五開村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所 ① 10・1.
- 役場 ① 10・2.
- 役場 ① 10. 10・3.
- 小菅村 ② 15. ② 15・1.
- 小立村外一箇村組合役場 ② 26・2.
- 役場 ② 26. 26・3.
- 後屋敷村→日下部村外二箇村戸長役場・後屋

敷村役場
 ——役場→日下部村外二箇村戸長役場・
 後屋敷村役場

さ 行

在家塚村→百田村外一箇村戸長役場
 ——事務所・村役所文書 ①6・1.
 ——西野村今諏訪村組合役場 ①6. ②6.
 ——外二箇村組合役場 ①6・7. ②6・7.
 西原学校 ②23・4.
 ——村戸長事務取扱所・村事務所・村役所 ②23・2.
 ——役場 ②23・3.
 ——名主(所) ②23・1.
 ——役場 ②23. 23・5.
 笹子村→初狩村外一箇村戸長役場
 更級村→河原部村外三箇村戸長役場 河原部
 村(葦崎町)外二箇村組合役場
 猿橋町→大原村(猿橋町)役場
 芝草村→古関村外八箇村戸長役場 ②14・7.
 島田村→上野原村外二箇村戸長役場
 下今諏訪村→豊村外三箇村戸長役場
 ——事務所・村役所 ①6・3.
 下初狩村名主(所) ②19・1.
 瀬戸村→古関村外八箇村戸長役場
 ——事務所 ②14・2.
 蔵前院 ①11・10.

た 行

龍岡村 ①3. ②3.
 ——役場 ①2・2. 3・1. ②3・1.
 築山村名主(所)・戸長(事務取扱所) ①7・1.
 徳島堰下詰所 ①7・3.
 富浜村役場 ②20. 20・1.

な 行

中ノ倉村→古関村外八箇村戸長役場
 ——事務所 ②14・3.
 七保村戸長役場 ②18・2.
 ——事務所・村役所 ②18・1.
 ——役場 ②18. 18・3.
 西野村→在家塚村西野村今諏訪村組合役場
 在家塚村外二箇村組合役場 豊村外三箇村
 戸長役場
 ——名主(所)・戸長(事務取扱所)・村事務所・
 村役所 ①6・4.
 葦崎市役所 ①2.

——町→河原部村外三箇村戸長役場・葦崎町
 外二箇村組合役場文書 河原部村(葦崎町)外
 二箇村組合役場
 根子村→古関村外八箇村戸長役場
 ——事務所・村役所 ②14・6.

は 行

初狩村笹子村戸長役場 ②19.
 ——事務所・村役所 ②19・2.
 ——外一箇村戸長役場 ②19・3.
 蕃ノ木堰 ①1・3・3.
 比志村名主(所)→小尾村・比志村名主(所)
 ——戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所 ①8・1.
 ——外一箇村戸長役場 ①6・5. 8・2.
 ——役場 ①8. 8・3.
 平等村上万力村組合役場 ②11.
 ——事務所・村役所 ②11・1.
 ——外一箇村組合役場 ②11・4.
 ——戸長役場 ②11・3.
 広里村(大月町)役場 ②16・3.
 ——戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所 ②16・1.
 ——役場 ②16・2.
 古関村事務所・村役所 ②14・1.
 ——外八箇村戸長役場 ②14・7.
 ——役場 ②14. 14・8.

ま 行

増富村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所 ①4・3.
 ——役場 ①4・4.
 ——役場 ①4. 4・5. ②4.
 水船村→古関村外八箇村戸長役場
 道村→古関村外八箇村戸長役場
 源村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所 ①7・2.
 ——外一箇村戸長役場 ①5・3. 7・4.
 ——役場 ①7. 7・5.

や 行

山梨県□□郡役所 ②17・4.
 八幡村役所 ①2・4.
 桐原村 ②24.
 ——事務所・村役所 ②24・1.
 豊村外三箇村戸長役場 ①6・6.

(2) 文書類別項目名索引

- あ 行
- 荒地 ① 4・5・3. ② 23・1・4.
 ——起返 ① 1・1・4. 1・4・2. 4・4・4. 5・1・2.
 入会 ① 6・4・11. 10・1・3. ② 23・1・6. 23・2・12.
 入作 ① 10・2・3.
 印鑑登録 ① 2・1・2. 2・2・1. 2・3・1.
 印税 ② 23・2・2.
 宇津谷三組 ① 1・1・11.
 衛生 ① 4・5・6. ② 23・2・10. 23・3・6. 23・5・4.
 往還 ① 5・1・13.
- か 行
- 開墾 ② 11・2・2. 11・3・3. 23・3・3.
 廻米・継立・人馬・往還 ① 5・1・13.
 家屋 ① 1・2・5. 5・3・5.
 ——等調 ② 23・6・1.
 書入質入公証 ② 11・3・5.
 金山試掘 ① 4・1・6.
 川除普請 ② 27・1・5.
 学事 ① 1・2・10. 4・5・5. 6・4・12.
 ② 12・1・3. 18・1・4. 23・2・9.
 ——・学校経費 ① 1・3・2. 4・3・6.
 学校経費 ① 1・3・2. 4・3・6. 9・3・4.
 ——資本 ② 23・4・3.
 教員出勤 ② 23・4・2.
 協議費 ① 4・3・3. 6・4・5.
 郡衙往復 ① 4・2. 4・2・3. 6・6・1. 6・7・1.
 ② 19・2・2. 25・2. 26・3・1.
 ——達・往復・諸進達 ② 25・2・5.
 ——等達訓令 ② 16・3・1.
 郡役所達 ② 26・2・1.
 ——・郡衙往復 ① 4・2・3.
 県会被選名籍 ② 27・3・3.
 献金取立・村入費 ① 5・1・7.
 問数呼違取調 ① 6・4・7.
 県税 ① 7・5・2.
 検地 ① 4・1・1.
 県報告→：山梨県報告 ② 25・2. 25・2・4.
 公証 ② 23・3・7.
 貢租 ① 5・1・5.
 ——・御用金 ① 1・1・2.
- ・上納 ② 23・1・2.
 公儲 ② 18・2・1.
 貢納・租税 ① 1・2・2.
 ——・民費 ② 27・2・1.
 国税 ② 12・1・1.
 小作地代 ① 5・1・6.
 戸籍 ① 1・2・7. 2・1・1. 3・1・1. 4・3・7.
 ② 12・2・1. 23・2・7. 23・5・3.
 小物成 ① 4・1・4. 6・4・4.
 金剛寺出作地 ① 1・5・3.
 御用金 ① 1・1・2.
- さ 行
- 蚕種 ② 16・3・3.
 山林 ① 4・5・2. 5・2・2. 5・3・2.
 ——原野 ① 4・3・5. 4・4・3. 6・1・3. 6・3・2.
 7・2・2. 9・3・2.
 財産処分 ② 11・1・5.
 地押検査 ② 11・3・4.
 時期不明 ② 23・6.
 試験雑費 ② 23・4・4.
 地所売渡 ② 11・2・3.
 ——証明 ① 4・4・5. 4・5・4.
 ——・建物公証 ① 6・6・4.
 ——・地価修正 ① 5・4・2.
 質入・無尽 ① 5・1・4.
 芝地・林地 ① 10・1・2.
 社寺 ② 18・3・2. 26・1・3. 26・3・3. 27・2・4.
 ——・埋葬 ② 23・2・8.
 収獲 ② 27・2・3.
 ——調 ① 6・4・9.
 出所不明 —.
 上納 ② 23・1・2.
 丈量・地押検査 ② 11・3・4.
 職業・人別 ① 9・1・3.
 諸進達 ② 25・2・5.
 諸税・協議費 ① 4・3・3.
 諸費課出 ② 26・1・2.
 人馬 ① 5・1・13.
 水害・荒地起返 ① 4・4・4.
 ——損地 ① 6・2・2. 6・3・3.

水防 ① 1・1・6.
 水路普請 ① 4・1・10. 6・4・8.
 堰・堤敷引 ① 5・1・3.
 蔵前院 ① 1・1・10.
 訴訟 ① 5・4・3.
 租税 ① 1・2・2. 6・4・3. 8・1・1.
 ② 11・1・3. 16・1・1. 18・1・2. 20・1・1.
 ——印税・民費 ② 23・2・2.
 ——公儲 ② 18・2・1.
 ——村費 ① 1・4・1. 4・4・6. 5・2・4.
 ——取立 ① 4・3・1.
 村政一般 ① 1・2・1. 5・2・3. 6・1・1.
 6・4・1. 9・1・1.
 ② 15・1・1. 16・2・1. 18・1・1. 18・3・1.
 19・1・1. 21・4・1. 23・1・1. 23・2・1.
 23・5・1. 25・1・1. 27・1・1.
 損地起返 ① 1・2・4.
 村費 ① 1・4・1. 4・4・6. 5・2・4. 6・7・4.

た 行

太神宮献納 ① 5・1・14.
 田起返 ① 4・1・3.
 建物 ① 6・5・2. 6・6・3. 8・2・2.
 ——公証 ① 6・6・4.
 建家 ② 11・4・3.
 地価 ① 7・5・1.
 ——金 ① 4・4・2. 5・3・3. 10・2・2. ② 19・3・1.
 ——取調 ① 4・3・2.
 ——修正 ① 5・4・2. 6・7・3. 7・4・2.
 ② 11・3・3. 23・3・4.
 ——地租 ② 11・4・2.
 地券 ② 11・1・2. 11・3・2. 23・2・4. 23・3・2.
 ——書換 ① 5・3・4.
 地誌・地図 ② 11・1・6.
 ——編輯 ① 6・4・10.
 地図 ② 11・1・6.
 地租 ② 11・4・2. 17・3・1.
 ——地価金取調 ① 4・3・2.
 ——徴収 ② 11・2・4.
 地方税 ① 9・3・3.
 ——協議費 ① 6・4・5.
 地目変換・開墾 ② 11・2・2.
 ——地価修正・開墾 ② 11・3・3.
 徴兵 ① 4・4・7.
 貯穀 ① 1・1・9. 5・1・12.
 ——夫喰拝借 ② 23・1・5.

継立 ① 5・1・13.
 堤敷引 ① 5・1・3.
 詰所入費 ① 7・3・1.
 遞送 ① 1・2・9. ② 17・1・2.
 抵当証券 ② 23・2・11.
 伝嗣院 ① 6・8・1.
 道路 ② 16・2・3. 23・2・13.
 土地 ① 1・1・3. 1・2・3. 1・3・1. 1・5・1.
 2・4・1. 4・3・4. 4・4・1. 4・5・1.
 5・1・1. 5・2・1. 5・3・1. 5・4・1.
 6・1・2. 6・2・1. 6・3・1. 6・4・6.
 6・5・1. 6・6・2. 6・7・2.
 7・1・1. 7・2・1. 7・4・1.
 8・1・2. 8・2・1. 8・3・1.
 9・1・4. 9・3・1.
 10・1・1. 10・2・1. 10・3・1.
 ② 11・1・1. 11・2・1. 11・3・1. 11・4・1.
 13・1・1. 13・2・1.
 14・1・1. 14・2・1. 14・3・1. 14・4・1.
 14・5・1. 14・6・1. 14・7・1. 14・8・1.
 16・1・2. 16・2・2. 16・3・2.
 17・1・1. 17・2・1. 17・4・1.
 18・1・3. 18・2・2.
 19・2・1.
 21・2・1. 21・3・1.
 22・1・1.
 23・1・3. 23・2・3. 23・3・1. 23・5・2.
 24・1・1.
 26・1・1. 26・3・2.
 27・1・2. 27・2・2. 27・4・1. 27・5・1.
 ——書入・売買 ② 11・1・4.
 ——租税 ② 20・1・1.
 ——地租 ② 17・3・1.
 ——売買 ② 11・1・4.

な 行

流し引方・荒地起返 ① 5・1・2.
 日誌 ② 23・4・1.
 荷物 ② 12・1・4.
 ——搬送 ① 9・1・7.
 人別 ① 1・1・7. 5・1・8. 9・1・3.
 ——戸籍 ① 1・2・7.
 年貢皆済 ① 4・1・2. ② 27・1・3.
 ——割付 ① 4・1・7. 4・1・8. 4・1・9. 9・1・2.
 ② 27・1・4.
 納税 ② 17・3・2.

は 行

- 搬送 ① 9・1・7.
- 蕃ノ木堰 ① 1・3・3.
- 布告・布達 ① 6・4・2.
- (一般) ① 4・2・1. 9・2・2.
- ② 25・2・2. 27・3・1.
- ・郡衙往復 ① 4・2.
- ・県報告・郡衙往復 ② 25・2.
- (個別) ① 4・2・2. 9・2・3.
- ② 25・2・3. 27・3・2.
- など ① 9・2. ② 27・3.
- 普請 ① 1・2・6. 9・1・5.
- ・水防 ① 1・1・6.
- 夫喰拝借 ① 4・1・5. ② 23・1・5. 23・2・5.
- ・貯穀 ① 5・1・12.
- 布達表 ① 9・2・1. 25・2・1.
- 不明 ① 1・2・11. 1・5・4. 6・8.
- 物産 ① 6・1・4. 6・5・3.
- 夫役 ① 9・1・6. ② 23・2・6.
- 兵事 ② 12・1・2.
- 墓地 ② 11・1・7.
- 堀敷・間数呼違取調 ① 6・4・7.

ま 行

- 埋葬 ② 23・2・8.
- 水役 ① 7・3・2.
- 民費 ② 23・2・2. 27・2・1.
- 無尽 ① 5・1・4.
- 村方支配 ① 1・1・1.
- 村儀定 ① 1・1・1. ② 21・1・1.
- 村中取締 ① 5・1・10.
- 村入費 ① 1・1・8. 1・2・8. 5・1・7.
- 村入用・夫喰拝借 ② 23・2・5.
- 夫錢 ① 5・1・11.

や 行

- 屋敷 ① 1・1・5.
- 宿・通送 ① 1・2・9.
- 山梨県日誌・報告 ① 9・2・4.
- 報告→: 県報告 ① 9・2・4.
- 山論 ① 5・1・9.

ら 行

- 領主支配・村方支配・村儀定 ① 1・1・1.
- ・村儀定 ② 21・1・1.
- 林地 ① 10・1・2.
- 聯合村費 ① 7・4・3.

(3) シリーズ文書名索引

あ 行

- 荒地小前書上帳 ② 23.23—24
- 一筆限地所取調簿 ② 14.24—27
- 田畑名寄帳 ① 6.52—55
- 反別収穫地価取調表 ① 10.12—25
- 地価収獲帳 ① 10.26—31
- 取調 ① 4.395—400
- 帳 ① 4.390—394 6.24—32
- 7.40 41—48 49—50 51 52 8.2—7
- 10.1—10 11
- ② 11.45—56 14.1—8 17—19 20—23
- 33—41 18.20—22 23.53—57
- 総計簿 ② 23.58—59
- 簿 ① 6.42—47

- 7.35—39 10.32—34
- ② 1.*1 11.11—14 15 17
- 14.58—62 27.*208
- 取調簿 ① 6.77—90 ② 6.*2
- 名寄帳 ① 5.*422 479—490 498—502
- 取調帳 ① 7.27—28 9.163—167
- 異動地申告書 ① 6.157—159 ② 13.1—2
- 往還・間道分見帳 ② 23.239—243
- 起返小前帳 ① 1.33—37
- 取附小前帳 ① 5.73—74
- 落地有租地編入願 ② 23.322—325

か行

改正名寄	① 6.91—93
廻米諸懸帳	① 5.370—374
各戸反別収獲地価取調帳	① 4.383—387
——地価金精算帳	② 19.6—7
——取調帳	① 4.368—375
——取調帳	② 23.62—64
各人別反別地価地租集計帳	② 11.129—131
川除御普請出来形帳	② 27.201—203
郡衙往復綴	① 4.326—330 *331
——達	② 25.88—90
——訓令	② 16.38—40
郡庁諸達照会	① 6.*145 160—162
郡役所達綴込	① 4.322—324
間数呼違取調簿	① 6.112—114
検地帳	① 4.1—2 ② 11.*44
——水帳	① 5.1—6
公証一覽簿	① 6.155—156
伍組小拾帳	① 4.402—403
戸籍表	② 23.275—278
誤謬訂正願	② 11.*105 23.330—332
小物成山林芝地竹林取調帳	① 4.412—413

さ行

在家塚堰・福王寺堰堤敷引帳	① 5.120—126
山林各戸名寄帳	① 4.411 415—417
——原野一筆限地価取調帳	② 24.17—20
——帳	① 7.65—66 ② 18.*12
——総計簿	① 7.73—75
——地価取調帳	① 4.414
——取調帳	① 4.409—410
——名寄帳	① 7.67—71
地押検査ニ付御質問ノ条項ニ対スル答書	② 11.103—104
——ニ係ル地主誓約書	② 11.99—100
——野帳	② 23.339—348
試験入費録	② 23.361—375
地所一筆限地価取調帳	① 5.424—438
——取調帳	① 5.403—421
——簿	② 17.*4 22.*2
——簿	① 7.29—34
——名寄帳(簿)	② 26.1—14
——野見帳→：地所調原書	① 5.377—389
——原帳	① 7.24—26
——売渡証書	② 11.62—63
——書入質入公証目録	② 11.106—107

——調原書→：地所一筆限取調野見帳	14.95—100
——総計表	① 5.390—401
——取調帳	① 1.122—125
——名寄帳	② 17.2—3 22.*1
——簿	23.130—204 24.1—12 13—16
——名寄帳	② 18.4—11
——簿	② 27.220—222
——名寄帳	① 5.458—470 6.*76 102—109
質入・無尽裏書帳	② 16.25—28 29 30—33 17.*5 19.*2
収獲取調帳	① 5.127—147
宗旨人別帳	① 6.*125 ② 27.223—228
証印稅券数取調帳	① 5.280—282
諸勘定帳	② 23.38—41
諸勘定帳	① 5.153—209
諸進達	② 25.81—87
正租収入簿	① 6.65—67
——諸入費取立帳	① 4.332—359
送籍状	② 23.386—388
増徴地租計帳	② 11.135—136
村有地一筆限取調帳	② 27.211—218

た行

第一類地より第二類地へ編入地価修正一筆	② 23.326—329
高荒地山畑代永控帳	② 23.25—26 *48
田方内見合附帳	① 5.248—257
——流引方帳	① 5.83—94
——分附帳	① 5.264—272
——引小前帳	① 5.103—119
高拔差改帳	② 23.5—11
宅地畑田反価山林原野仕訳帳	② 23.295—296
他国出穀米川下ケ手形下附願	① 9.50—53
脱落地有租地編入願	② 11.76—78
建物台帳	① 6.*141 153—154 8.*19
田畑山林一筆限名寄帳	② 21.15—33
——高取惣寄夫高取調帳	① 5.217—247
——取附帳	① 1.19—26
——名寄水帳	② 23.16—18
反別地価一筆限名寄帳	① 6.35—38
——増減取調帳	② 23.297—300
——名寄帳	① 6.2—13
地価金合計帳	② 11.65—66
——修正一筆限取調帳	① 6.174—185 7.95—101
——	② 6.*3 11.110—113 114 115—123
——	124—126 *127 —.*5 *6

帳 ② 11.137-139
 地券一筆限り小拾帳 ① 4.404-405
 収獲地価取調簿 ② 11.3-10
 反別地価取調帳 ② 16.22-23
 帳 ① 8.8
 書換願 ① 4.*445 5.*493
 ② 11.22-24 *74 16.*34 23.*303
 小拾取調帳 ① 4.406-408
 台帳 ① 4.*431 5.444-457
 6.14-23 48-51 94-101
 7.*54 8.*12 10.35-36
 ② 11.26-28 14.9-16 28-32 42-57
 66-74 16.14-19 18.17-19
 21.3-14 *34 23.247-254
 帳 ① 7.57-64
 名寄帳 ① 4.424-430 453-460
 6.*76 134-138 146-150 8.9-11 13-18
 ② 11.72-73 14.75-82 *83 84-87
 92-94 17.6-9 10-11 14-15
 18.*13 28-48
 簿 ② 16.6-11 13
 地租課出帳(簿) ② 26.16-18
 金各戸総計帳 ① 4.366-367
 取調帳 ① 4.360-365
 名寄冊計簿 ② 17.29-32
 帳 ① 6.167-168 169-172
 ② 14.118-127 17.20-26
 人別集計簿 ② 17.16-19
 地方税戸数割補充賦課帳 ② 18.25-26
 地目変換地価修正一筆限帳 ② 23.334-336
 取調上申 ② 11.79-81
 貯穀詰戻小前帳 ① 5.359-363
 取集小前帳 ① 1.*50 5.320-340
 取調小前帳 ① 343-346
 并二丙・丁囲穀組訳俵数書上帳 ② 23.31-32
 拝借囲戻小前帳 ① 5.348-358
 田租集計 ② 11.132-134
 土地名寄帳 ② 14.105-110 111-112
 113-114 115-116 117
 16.41-43 23.380-384 *385

な 行

流起小前帳 ① 5.75-82
 名寄総計帳 ② 14.102-104
 帳 ① 7.*2 *3 *7 *8 *9
 11-16 17-21 22-23 10.39-42

② 14.63-65 *83 88-91 16.44-55
 18.*15 *16 23.205-226
 年貢皆済目録 ① 4.3-5 ② 23.*4 27.8-98
 割付状 ① 4.18-176 177-286
 287-290 9.10-28
 ② 4.2 23.*3 27.99-198 199-200
 野取絵図帳 ② 11.93-98
 図帳 ② 23.349-353
 野(取)帳 ② 23.65-129

は 行

畑方流引方帳 ① 5.95-102
 被選人名籍 ② 27.271-275
 布告・布達・県令綴 ① 9.65-148
 綴 ① 4.293-317
 ② 25.5-62 27.233-268 -. *8
 本途新田名寄帳 ① 5.25-60
 帳 ① 5.7-15

ま 行

無願開墾地々価修正上申書 ② 11.89-90
 無年期開墾地賦租願 ② 23.*306 *307
 *315 316-321
 筆限帳 ① 7.*89
 ② 11.*88 23.310-315
 村入用差引帳 ② 23.259-263
 夫錢帳 ① 5.296-316

や 行

山梨県日誌 ① 9.160-161 ② 25.*78
 山畑地所名寄帳 ② 23.227-237
 反別取調帳 ② 23.19-22

山梨県下市町村役場文書目録(その1)正誤表

ページ	欄	行	誤	正
2		11	したいときは、	しないときは、
		17	書込下限	書込み下限
7	左	9	『史料館所蔵史料総覧』	『史料館収蔵史料総覧』
12		8	第3版	第4版
16	左	26	地租条例条及例地租	地租条例及地租
21	左	13	ただ、	ただ、
22	左	26	お茶の水書房	御茶の水書房
25		3	文書/1871年	文書/1871年
		18	1889(明治22)	1889年(明治22)
34	左	1	史料番号106	史料番号106-1
46	右	15	構造と内容	史料の概要
57		3	文書/1871年	文書/1871年
60	左	6	(4・4。17点)	(4・5。17点)
105		3	文書/1875年	文書/1875年
109	右	14	題簽欠.写.	写.
152	左	14	十一筆限名寄帳	(8行目に移す)
194	右	6	1袋(5冊・綴)	1袋(6冊・綴)
		18	4.	4-1・4-2.
202	右	23	各期とも史料数	各期とも史料数
205	左	16	宮内・北新居.	宮内・北新居
210	右	27	(9・1。99点)	(9・2。99点)
		32	9・2名主(所)文書	9・1名主(所)文書
211	左	11	9・1布告・布達など	9・2布告・布達など
233	右	7	(10・3。4点)	(10・3。1点)
		11	史料があるので	史料があるのみで

史料館所蔵史料目録 第72集

山梨県下市町村役場文書目録（その2,完）

印刷発行 平成13年3月31日

編集兼 国文学研究資料館

発行者 史料館

〒142-0042 東京都品川区豊町1丁目16番10号

電話 03-3785-7131(代)

印刷所 睦美マイクロ株式会社

（本文用紙は中性紙を使用）